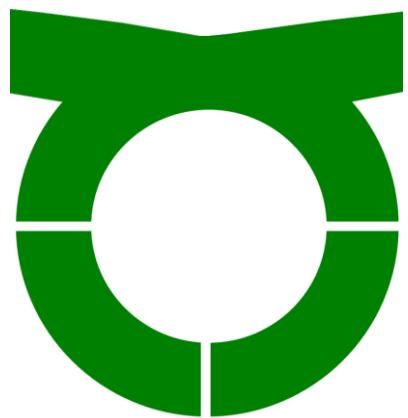


武雄市地域防災計画



[令和6年4月26日改訂版]

武雄市防災会議

目 次

第1編 総則	1
第1章 総則	1
第1節 計画の目的	2
第2節 計画の性格	3
第3節 計画の構成	4
第4節 防災の基本理念	5
第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	6
第1節 実施責任	6
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	8
第3章 武雄市の概況	15
第1節 自然的環境	15
第2節 社会的環境	16
第2編 風水害及び地震災害対策	17
第1章 本市における災害の特性	18
第1節 これまでの風水害被害と被害想定	18
第2節 地震に関する本市の特性と被害想定	25
第2章 災害予防対策計画	32
第1節 安全・安心な市づくり	32
第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進	47
第3節 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画	84
第4節 防災思想・知識の普及	85
第5節 防災営農体制の確立	93
第6節 技術者の育成・確保	94
第7節 孤立防止対策計画	95
第3章 災害応急対策計画	96
第1節 活動体制	96
第2節 風水害発生直前対策	102
第3節 地震の情報伝達	110
第4節 災害情報の収集、連絡、報告	115
第5節 労務確保計画	121
第6節 従事命令及び協力命令	122
第7節 自衛隊災害派遣計画	124
第8節 応援協力体制	128
第9節 通言計画	134
第10節 救助活動計画	137
第11節 保健医療福祉活動計画	140
第12節 消防活動計画	148
第13節 救急活動計画	149

第14節 惨事ストレス対策	150
第15節 水防活動計画と二次災害の防止活動	151
第16節 避難場所計画	152
第17節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動	161
第18節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する計画	163
第19節 交通及び輸送対策計画	166
第20節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画	170
第21節 広報・被災者相談計画	176
第22節 文教対策計画	179
第23節 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画	182
第24節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画	184
第25節 災害対策用機材、復旧資材の調達	188
第26節 福祉サービスの提供計画	189
第27節 ボランティアの活動対策計画	191
第28節 外国人対策	193
第29節 帰宅困難者対策	194
第30節 義援物資、義援金対策計画	195
第31節 災害救助法の適用	197
第32節 行方不明者等の捜索、遺体の処理、火葬	200
第33節 廃棄物の処理計画	201
第34節 防疫計画	203
第35節 保健衛生計画	205
第36節 病害虫防除、動物の管理等計画	208
第37節 危険物等の保安計画	209
第38節 石油等の大量流出の防除対策計画	212
第39節 応急金融対策	214
第40節 孤立地域対策活動	215
第41節 生活再建対策	216
第42節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	217
 第4章 災害復旧・復興計画	 222
第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進	222
第2節 被災者の生活再建等への支援	225
第3節 地域の経済復興の推進	230
第4節 新・創造的復興プラン	231
第5節 立地適正化計画	232
 第3編 原子力災害対策	 233
 第1章 総則	 234
第1節 計画の目的	234
第2節 計画の性格	234
第3節 計画の周知徹底	234
第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲及び当該地域における防護措置の概要	234
第5節 災害の想定	237
第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	237

第2章 災害予防対策	244
第1節 基本方針	244
第2節 情報の収集、連絡体制等の整備	244
第3節 組織体制の整備	246
第4節 緊急時モニタリング体制の整備	246
第5節 広域防災体制の整備	246
第6節 退避・収容活動体制の整備	247
第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備	248
第8節 緊急輸送活動体制の整備	248
第9節 市民等への的確な情報伝達体制の整備	248
第10節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及、啓発	249
第11節 防災業務関係者の人材育成	249
第12節 防災訓練等への参加	250
第13節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備	250
 第3章 災害応急対策	 251
第1節 基本方針	251
第2節 通報連絡、情報収集活動	251
第3節 活動体制の確立	255
第4節 緊急時モニタリング活動	258
第5節 屋内退避、避難等の防護措置	250
第6節 医療活動等	260
第7節 学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等における避難等	260
第8節 行政機関、学校等の退避	261
第9節 飲料水、飲食物等の摂取制限等	261
第10節 市民等への的確な情報伝達活動	262
第11節 文教対策計画	265
 第4章 災害復旧対策	 267
第1節 基本方針	267
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	267
第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	267
第4節 放射性物質による環境汚染への対処	267
第5節 放射性物質の付着した廃棄物の処理	268
第6節 各種制限措置の解除	268
第7節 復旧に向けた環境放射線モニタリング	268
第8節 災害地域住民に係る記録等の作成及び相談窓口の設置等	268
第9節 風評被害等の影響の軽減	269
第10節 被災中小企業等に対する支援	269
第11節 心身の健診相談活動	269
 第5章 複合災害対策	 270
第1節 総則	270
第2節 災害予防対策計画	270
第3節 災害応急対策計画	270
第4節 復旧対策	271

第4編 その他の災害対策	272
第1章 総則	273
第2章 航空災害対策	274
第1節 災害予防対策計画	274
第2節 災害応急対策計画	278
第3章 林野火災対策	291
第1節 災害予防対策計画	291
第2節 災害応急対策計画	294
第3節 災害復旧計画	302
第4章 大規模火事災害対策	303
第1節 災害予防対策計画	303
第2節 災害応急対策計画	306
第3節 災害復旧計画	314
第5章 鉄道災害対策	315
第1節 災害予防対策計画	315
第2節 災害応急対策計画	317
第3節 災害復旧計画	323

第 1 編 總 則

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき武雄市防災会議が作成するものであり、本市の地域に係る防災に関し、市、消防機関、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに市民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定めるとともに、これの総合的かつ計画的な推進を図ることにより、市土及び市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、武雄市の防災に関する基本計画であり、次の性格を有するものである。

- 1 国（中央防災会議）の防災基本計画に基づいて作成し、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画又は佐賀県防災会議が作成する佐賀県地域防災計画との整合を図ったものである。
- 2 災害対策基本法及び防災関係諸法令に基づき、武雄市の地域に係る防災に関する施策及び計画を総合的に網羅し、体系的に位置付けするとともに、防災関係機関の実施責任を明らかにしたものである。
- 3 国土強靭化に関する部分については、その基本目標である
 - (1) 人命の保護が最大限図られる
 - (2) 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - (3) 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - (4) 迅速な復旧・復興

を踏まえたものとし、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

- 4 今後、防災基本計画、防災業務計画若しくは佐賀県地域防災計画が作成又は修正された場合や、防災に関する諸情勢に変化が生じた場合などには、この計画に的確かつ速やかに反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正するものである。

第3節 計画の構成

この計画は、佐賀県地域防災計画に合わせ、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、

- 第1編 総則
- 第2編 風水害及び地震災害対策
- 第3編 原子力災害対策
- 第4編 その他の災害対策

の4編をもって構成している。

第1編総則に続き、第2編から第4編までの各編には、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸対策を具体的に述べている。

なお、各計画の詳細な要領や基礎資料などについては、別途「武雄市地域防災計画 資料編」として編纂する。

第4節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市土並びに市民の生命、身体及び財産から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

また、防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下の通りである。

1 災害予防段階における基本理念「周到かつ十分な災害予防」

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策の改善を図ることとする。

また、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

2 災害応急段階における基本理念「迅速かつ円滑な災害応急対策」

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

「人命第一で。対策は前広に幅広に。」（令和元年・3年豪雨災害の教訓化事項）

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、災害応急段階においては、防災関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

3 災害復旧・復興段階における基本理念「適切かつ速やかな災害復旧・復興」

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、市及び県を中心に、市民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、市民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

1 市

市は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 消防機関

消防機関は、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関等の協力を得て災害の防除、被害の軽減のための防災活動を実施する。

3 県

県は、災害が市の区域を越え広域にわたるとき、災害の規模が大きく市（消防機関を含む）で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とする、又は市町（消防機関を含む）間の連絡調整を必要とするときなどに、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市（消防機関を含む）及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

4 県警察

県警察は、警察法、警察官職務執行法、道路交通法等に基づき、県民の生命・身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持する活動を実施する。

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市（消防機関を含む）の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

6 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づき、災害派遣を実施する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市（消防機関を含む）の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

8 公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

公共的団体、防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、市、その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

9 市民

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を自覚し、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、一人ひとりが防災に寄与するよう努める。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

各防災関係機関は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

1 市

処理すべき事務又は業務
(1) 市防災会議及び市災害対策本部に関すること
(2) 防災に関する調査、研究に関すること
(3) 市土保全事業等に関すること
(4) 防災に関する組織の整備に関すること
(5) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること
(6) 防災に関する物資等の備蓄に関すること
(7) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること
(8) 市内の公共的団体、自主防災組織の育成充実に関すること
(9) 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査報告に関すること
(10) 災害時の広報に関すること
(11) 避難の指示等に関すること
(12) 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること
(13) 災害時における消防団との連絡調整に関すること
(14) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む。）に関すること
(15) 防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関すること
(16) 被災市有施設及び設備の応急措置に関すること
(17) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること
(18) 要配慮者、避難行動要支援者対策及び個別避難計画の作成に関すること
(19) ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること
(20) 他の市町との相互応援に関すること
(21) 災害時の文教対策に関すること
(22) 災害復旧・復興の実施に関すること
(23) その他市の所掌事務についての防災対策に関すること

2 消防機関

処理すべき事務又は業務
(1) 防災に関する組織の整備に関すること
(2) 防災に関する設備及び資機材の整備に関すること
(3) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること
(4) 災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査報告に関すること
(5) 消防活動に関すること
(6) 被災者の救助、救急活動に関すること
(7) 他の消防機関等との相互応援に関すること
(8) 市の防災活動の援助に関すること
(9) その他消防機関の所掌事務についての防災対策に関すること

3 県

処理すべき事務又は業務
(1) 県防災会議及び県災害対策本部に関すること
(2) 市町及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関すること
(3) 防災に関する調査、研究に関すること
(4) 県土保全事業等に関すること
(5) 防災に関する組織の整備に関すること
(6) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること
(7) 防災に関する物資等の備蓄に関すること
(8) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること
(9) 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査報告に関すること
(10) 災害時の広報に関すること
(11) 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること
(12) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関すること
(13) 防疫その他保健衛生に関すること
(14) 被災県有施設及び設備の応急措置に関すること
(15) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること
(16) 要配慮者、避難行動要支援者に関すること
(17) ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること
(18) 自衛隊の災害派遣に関すること
(19) 他の都道府県との相互応援に関すること
(20) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に関すること
(21) 災害時の文教対策に関すること
(22) 災害復旧・復興の実施に関すること
(23) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること

4 県警察

処理すべき事務又は業務
(1) 災害警備計画に関すること
(2) 警察通信確保に関すること
(3) 関係機関との連絡調整に関すること
(4) 災害装備資機材の確保に関すること
(5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
(6) 防災知識の普及に関すること
(7) 災害情報の収集及び伝達に関すること
(8) 被害実態の把握に関すること
(9) 被災者の搬出及び負傷者等の救護に関すること
(10) 行方不明者の調査に関すること
(11) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること
(12) 不法事案等の予防及び取締りに関すること
(13) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること
(14) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること
(15) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること
(16) 広報活動に関すること
(17) 死体の見分・検視に関すること

5 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
(1) 九州管区警察局	<p>ア 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること イ 広域的な交通規制の指導調整に関すること ウ 災害時における他管区警察局との連携に関すること エ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること オ 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること カ 災害時における警察通信の運用に関すること</p>
(2) 九州総合通信局	<p>ア 非常通信体制の整備に関すること。 イ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 ウ 災害時における通信機器及び移動電源車の貸出しに関すること。 エ 災害時における電気通信の確保に関すること。 オ 非常通信の統制、管理に関すること。 カ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。</p>
(3) 福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	<p>ア 災害復旧事業費の査定立会に関すること イ 緊急を要する災害復旧事業等のため、地方公共団体が災害つなぎ資金の貸付を希望する場合の適切な短期貸付の措置に関すること ウ 災害復旧事業等に要する経費の財源として地方公共団体が地方債を起こす場合に、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置することに関すること エ 防災のため必要があると認められるとき、関係法令等の定めるところにより管理する固有財産の適切な無償貸付等の措置に関すること オ 関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で金融機関に対する緊急措置の適切な指導に関すること</p>
(4) 九州厚生局	<p>ア 災害状況の情報収集に関すること イ 関係職員の現地派遣に関すること ウ 関係機関との連絡調整に関すること</p>
(5) 佐賀労働局	<p>ア 工場、事業場における労働災害の防止のための指導等に関すること</p>
(6) 九州農政局	<p>ア 土国保全事業（農地海岸保全事業、農地防災事業等）の推進に関すること イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集に関すること ウ 応急用食料の調達・供給及び一般食料、農畜産物用資材等の円滑な供給に関すること エ 農作物等の病害虫防除に関する応急措置についての指導に関すること オ 被災農地、農業用施設等の応急措置についての指導と、これらの災害復旧事業の実施及び指導に関すること カ 直接管理している、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置に関すること キ 地方公共団体の要請に応じた農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等に関すること ク 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等についての指導に関すること ケ 災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての消費者相談に関すること</p>

(7) 九州森林管理局 (佐賀森林管理署)	ア 森林治山による災害防止に関すること イ 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関するこ ト ウ 災害対策用木材（国有林）の払下げに関するこ エ 林野火災対策に関するこ
(8) 九州経済産業局	ア 災害時における生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確 保に関するこ イ 災害時の物価安定対策に関するこ ウ 被災商工業者への支援に関するこ
(9) 九州産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対 策に関するこ
(10) 九州地方整備局 (武雄河川事務所・佐賀国 道事務所)	ア 直轄公共土木施設の防災管理及び被災時の復旧に関するこ イ 指定河川の洪水予警報等の発表及び伝達に関するこ ウ 水防警報の発表及び伝達に関するこ エ 水防活動の指導に関するこ オ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関するこ カ 河川災害対策に関するこ キ 大規模災害時における緊急対応の実施
(11) 九州運輸局 (佐賀運輸支局)	ア 災害時における輸送用車両のあっせん・確保、船舶の調達・あっせん に関するこ イ 自動車運送事業者に対する運送命令等に関するこ ウ 運送等の安全確保に関する指導等に関するこ エ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関するこ
(12) 大阪航空局 (福岡空港事務所・佐賀空 港出張所)	ア 災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関するこ と イ 遭難航空機の捜索及び救助に関するこ ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関するこ
(13) 国土地理院九州地方測 量部	ア 地殻変動の監視に関するこ イ 災害時における地理空間情報の整備・提供に関するこ ウ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関するこ
(14) 福岡管区気象台 (佐賀地方気象台)	ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関するこ イ 気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）、水象の予報・警報等 の防災情報の発表、伝達及び解説に関するこ ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関するこ エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関するこ と オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関するこ
(15) 九州地方環境事務所	ア 災害廃棄物等の処理対策に関するこ イ 環境監視体制の支援に関するこ ウ 飼育動物の保護等に係る支援に関するこ
(16) 九州防衛局	ア 災害時における防衛省（本省）との連絡調整 イ 災害時における自衛隊及び米軍部隊との連絡調整の支援

6 自衛隊

処理すべき事務又は業務	
(1) 災害時における人命救助、財産の保護及び防災関係機関が実施する災害応急対策の支援に関するこ	
(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与に関するこ	

7 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
(1) 西日本電信電話株式会社 (佐賀支店)	ア 電気通信設備及び付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 気象警報等の伝達に関すること ウ 災害時における通信の確保に関すること
(2) 株式会社NTTドコモ九州 (佐賀支店)	
(3) KDDI株式会社	
(4) ソフトバンク株式会社	
(5) 楽天モバイル株式会社	
(6) 日本銀行 (福岡支店・佐賀事務所)	ア 通貨の円滑な供給確保に関すること イ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等に関すること
(7) 日本赤十字社（佐賀県支部）	ア 災害時における医療救護の実施に関すること イ 災害時における血液製剤の供給に関すること ウ 義援金品の募集、配分に関すること エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること
(8) 日本放送協会（佐賀放送局）	ア 県民に対する防災知識の普及に関すること イ 気象予警報等の周知に関すること ウ 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること エ 社会事業団等による義援金品の募集、配分に係る広報に関すること
(9) 西日本高速道路株式会社 (九州支社・佐賀高速道路事務所)	ア 高速自動車道路の維持、管理、修繕、改良及び災害復旧に関すること
(10) 九州旅客鉄道株式会社	ア 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること ウ 災害時における鉄道輸送の確保に関すること
(11) 日本貨物鉄道株式会社 (九州支社)	ア 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 災害対策に必要な物資の緊急輸送の協力に関すること ウ 災害時における鉄道輸送の確保に関すること
(12) 日本通運株式会社 (佐賀支店)	ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(13) 九州電力送配電株式会社 (武雄事業所)	ア 電力施設・設備の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 災害時における電力供給の確保に関すること
(14) 日本郵便株式会社 (武雄郵便局)	ア 災害時における郵政業務の確保に関すること イ 災害時における郵政業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること

8 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
(1) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	ア 災害時における入院患者等の安全確保に関すること イ 被災者に対する医療救護の実施に関すること
(2) 一般社団法人佐賀県L Pガス協会	ア L Pガス施設の防災対策及び災害時における点検・供給対策に関すること
(3) 公益社団法人佐賀県トラック協会	ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(4) 一般社団法人佐賀県バス・タクシ一協会	
(5) 株式会社エフエム佐賀	ア 県民に対する防災知識の普及に関すること
(6) 株式会社サガテレビ	イ 気象予警報等の周知に関すること
(7) 長崎放送株式会社 N B C ラジオ佐賀局	ウ 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること
(8) 一般社団法人佐賀県医師会 (武雄杵島地区医師会)	ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること
(9) 公益社団法人佐賀県栄養士会	ア 災害時における栄養・食生活指導、支援に関すること
(10) 公益社団法人佐賀県看護協会	ア 災害時における看護、保健指導に関すること
(11) 一般社団法人佐賀県歯科医師会 (武雄杵島地区歯科医師会)	ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること イ 身元確認に対する協力に関すること
(12) 一般社団法人佐賀県薬剤師会 (武雄杵島地区薬剤師会)	ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること イ 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の供給・管理に関すること
(13) 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会（武雄市社会福祉協議会）	ア 災害ボランティアに関すること イ 生活福祉資金の貸付に関すること ウ 県・市が行う被災者状況調査の協力に関すること
(14) 一般社団法人佐賀県建設業協会 (武雄市建設業協会)	ア 災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

機関名	処理すべき事務又は業務
(1) 佐賀県農業協同組合武雄所、武雄杵島森林組合	ア 県、市が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力に関すること
(2) 武雄商工会議所、武雄市商工会、武雄市観光協会	ア 県、市が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力・連携に関すること
(3) 武雄市地域婦人連絡協議会	ア 災害時における市が行う災害応急・復旧作業の協力に関すること (被災者支援及び女性の視点を生かした災害対策の推進)
(4) 公益社団法人佐賀県社会福祉会、一般社団法人佐賀県介護福祉士会	ア 市域内の災害対策に対する助言に関すること（各会がかかわる分野における被災者、要配慮者の支援等の災害対策の推進）
(5) 武雄市民生委員児童委員連絡協議会	ア 市域内の災害対策に対する助言に関すること（地域安全及び要配慮者対策を中心とした地域における災害対策の推進）

(6) 佐賀県老人福祉施設協議会、佐賀県身体障害児者施設協議会、佐賀県知的障害者福祉協会、佐賀県保育会、一般社団法人佐賀県私立幼稚園・認定こども園連合会、佐賀県私立中学高等学校協会	ア 市域内の災害対策に対する助言に関すること（それぞれの団体に関わる施設利用者（要配慮者）の災害対策の推進）（必要に応じて他の関係団体と協力）
(7) 特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワーク	ア 市域内の災害対策に対する助言に関すること（難病患者等に関する災害対策の推進）
(8) 佐賀県防災士会	ア 市域内の災害対策に対する助言に関すること（地域における自立的な災害対策の推進）
(9) 武雄市公民館連合会	ア 市域内の災害対策に対する助言に関すること（地域の防災拠点（避難所）における災害対策の推進）
(10) 公益財団法人佐賀県国際交流協会	ア 市域内の災害対策に対する助言に関すること（外国人に関する災害対策の推進）
(11) 水道事業者、水道用水供給事業者、工業用水道事業者	ア 水道施設、水道用水供給施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 災害時における給水の確保に関すること
(12) 電気通信事業者 ※ 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社を除く。	ア 電気通信設備等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 災害時における通信の確保に関すること
(13) 株式会社九州朝日放送、株式会社ケーブルワン、株式会社テレビ九州、有田ケーブル・ネットワーク株式会社	ア 気象予警報等の周知に関すること イ 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること
(14) 液化石油ガス事業者	ア ガス施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 災害時におけるガス供給の確保に関すること
(15) 佐賀大学医学部附属病院	ア 災害時における入院患者等収容者の安全確保に関する事
(16) 一般社団法人巨樹の会新武雄病院	イ 被災者に対する医療救護の実施及び収容保護に関する事
(17) 病院等医療施設の管理者	
(18) 社会福祉施設の管理者	ア 災害時における施設入所者の安全確保に関する事
(19) 私立学校等の設置者等	ア 災害時における幼児、児童及び生徒の安全確保に関する事 イ 災害時における文教対策の実施に関する事
(20) 道路・下水道等施設・河川・砂防施設等・治山施設等・農業用排水施設の各管理者	ア 所管施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事 イ 内水等情報の共有に関する事
(21) 危険物施設等の管理者	ア 災害時における危険物施設、高圧ガス施設、LPGガス施設、火薬類施設、放射性物質取扱施設及び毒物・劇物施設の安全確保に関する事
(22) その他法令又は、この計画により防災に関する責務を有する者	ア 法令又はこの計画に定められた防災対策に関する事

第3章 武雄市の概況

第1節 自然的環境

第1項 自然的条件

1 位置・面積

武雄市は、佐賀県の西部に位置し、東経130度1分、北緯33度11分の地点にあって、東は杵島郡大町町及び白石町に、南は嬉野市に、西南は長崎県波佐見町に、西は西松浦郡有田町に、北は県立公園八幡岳を境に伊万里市、唐津市、多久市に接しており、東西19.4km、南北18.4kmで、総面積は195.40km²である。

2 地勢（地質）

本市は、北部の本市最高峰八幡岳（764m）、南部の杵島山、東部の鬼の鼻山及び西部の黒髪山、神六山に囲まれた地形で、西部が高くなっている、山間、山麓、平坦と複雑な地形をなしている。

北西部は、若木町、武内町、山内町の小盆地を形成したその中央に松浦川が北流し、南部は、六角川が西川登町から細長く東に伸び、橋町、北方町の平坦部を流れている。また、西川登町小田志地区には、塩田川水系小田志川が流れている。

橋町から朝日町、北方町にかけての平坦部は、本市の穀倉地帯であるが、六角川が屈曲し潮の逆流と緩やかな河床勾配により、降雨時における災害常襲地帯となっている。

地質は、河川沿岸が新紀沖積層から、山岳部は輝石安山岩、玄武岩、その他は第3紀層からなっており、丘陵地帯における第3紀層をおおった玄武岩地帯では地すべりの危険をはらんでいる。

第2項 気候

年平均気温は15.6℃、年降水量は1900mmほどで比較的穏やかな風土であり、四面を山に囲まれ東方がわずかに開けている関係で内陸性気候を示している。

年間最多風向は、北西、北であり、洪水の季節は6～7月の梅雨期及び秋の台風の時期である。また、近年では8月に前線の影響で大雨が続くことがある。梅雨期には、北方のオホーツク海高気圧と南東方の小笠原高気圧との間に生じた前線が長期にわたり停滞し、特に後半は、しゅう雨、豪雨を伴うことが多い。

台風は、熱帯地方に発生した低気圧が発達することで発生する。盛夏から9月末にかけて襲来することが多く、暴風雨を伴い往々にして風水害を起こしている。

第2節 社会的環境

災害は、自然的環境ばかりでなく次のような社会的環境により、その態様及び被害の程度等が異なってくるものであることから、防災を取り巻く社会的環境の変化に十分配慮しつつ、防災対策を推進することが肝要である。

- 1 都市化に伴う人口の密集化、建物の高層化
- 2 旧市街地における建物の老朽化及び緊急通行車両が通行できない路地の存在
- 3 都市内の公園、オープンスペースといった土地利用の状況
- 4 高齢化、国際化に伴う要配慮者の増加
- 5 ライフライン（電力、上水道、電話等）、交通ネットワーク、コンピューター等への依存度の増大
- 6 インフラ整備に伴う災害発生の減少からくる市民の防災意識の低下
- 7 都市化に伴い、伝承されてきた災害下位文化の喪失と市民の近隣扶助意識の低下

第2編 風水害及び地震災害対策

第1章 本市における災害の特性

第1節 これまでの風水害被害と被害想定

本市は、その自然的、社会的環境から、これまで大雨、暴風雨、地すべり等による風水害の被害を数多く受けしてきた。

その主なもの特徴は、次のとおりである。

第1項 大雨

1 概要

本市で発生する自然災害のうち、その大半は大雨によるものである。

大雨の原因は主に前線、低気圧、台風に分類される。

日降水量100mm以上の大雨は、6月から7月の梅雨期が最も多く、この2カ月で年間の約6割を占め、次いで8月～9月の台風や秋雨前線等で年間の約3割を占めている。日降水量200mm以上の大雨や1時間降水量50mm以上の非常に激しい雨は、6月末～8月にかけて多い。

大雨の降り方は、

(1) 短時間（1～3時間）に集中して降る

(2) 長時間降り続いた結果、降水量が多くなる

(3) 長時間降り続く中で、短時間に集中して降る

などに分けられるが、このうち（3）の降り方は、特に大きな被害を引き起こすことがある。

2 佐賀県に被害をもたらした主な大雨

(1) 1953（昭和28）年6月25日～28日の大雨

九州南岸にあった前線が佐賀県に北上し、前線上に波動が発生した。

25日朝方から降り始めた雨は、県中部の東多久では夜半にかけて1時間40mmを超える激しい雨となつた。積算雨量が200mmに達した夜半頃から主要河川が次々決壊し、各地で地すべりや土石流が発生、

26日午前8時には1時間降水量が100mmを超える猛烈な豪雨となり被害が増大した。

被害地域は県下全域に広がり、筑後川流域の平野部では10日以上冠水が続いた地域があった。家屋や田畠の流失、埋没、橋の流失など年間県民所得の6割に相当する巨額の被害となり、死者行方不明者も62名にのぼった。

(2) 1962（昭和37）年7月7日～8日の大雨

濟州島南に低気圧が、また五島付近の前線上に波動があり九州南部にのびていた前線は、低気圧の東進に伴って佐賀県まで北上した。県南部の太良町大浦では8日午前1時～8時までの7時間に600mmを超える集中豪雨に見舞われ、特に午前4時～7時までは、1時間100mmを超える猛烈な雨が続き、3時間降水量は339mmに達した。

雨は太良山地を含む地域に集中し、この地域での山地崩壊は341か所、住家の流失、埋没、全半壊は353戸にのぼった。太良町大浦地区では土石流により地区の半分が土砂に埋まり、大浦地区を中心に死者行方不明者は62名という大きな被害が出た。

(3) 1963(昭和38)年6月30日の大雨

対馬海峡にあった前線が、福岡県から佐賀県に南下した。

県北部の三瀬地区岸高の記録によると、30日午前2時から雨が強くなり、午前6時と9時には1時間降水量が100mmを超える、3時間降水量も午前3時～6時に202mm、さらに午前6時～9時に156mmを記録した。総降水量は北部山沿い地方を中心に500mm以上に達した。

山、がけ崩れはこの地域を中心に926か所、家屋の流失埋没による全半壊は181戸にのぼり、死者についても15名という大きな被害が出た。

(4) 1980(昭和55)年8月28日～31日の大雨

8月28日～30日にかけて九州北部から中部に前線が停滞し、台風第12号の間接的な影響もあって大気の状態が非常に不安定であった。8月28日夜から前線の活動が活発になり、佐賀県では各所で1時間に50mm前後の激しい雨・非常に激しい雨が観測され、総降水量は、県下全域で400～500mm、所により568mmに達した。

この雨で牛津川の堤防が決壊して、牛津町のほぼ全町が浸水により孤立するという事態が生じた。

その他にも、山崩れ、ため池決壊、ボタ山崩壊など県内各所で大きな被害が発生し、死者4名、住家の被害は、床上浸水3,006戸、床下浸水16,965戸に及んだ。

(5) 1990(平成2)年6月28日～7月3日の大雨

梅雨前線が6月28日に九州北部に南下し、7月3日まで九州付近に停滞した。

県内では2日の午前3時頃から記録的な大雨になり、県下全域の中小河川の水位は徐々に上昇し、いたる所で越水し破堤した。

河川の越水等が重なった結果、牛津町では町全体の8割が浸水し、県全体でも越水と内水で県の平地部面積の半分が浸水した。

その他にも、県南部及び中央部を中心として山地に起因する災害（林地の崩壊、土石流）が多発し、死者2名、住家の被害は、床上浸水4,635戸、床下浸水21,113戸に及んだ。

(6) 2018(平成30)年7月5日～9日の大雨

梅雨前線の南下により、7月7日まで、九州北部、西日本に停滞し、降り始めからの総雨量が600mmを超える、記録的な大雨を降らせた。この大雨で佐賀県はもとより、福岡県、長崎県、広島県、岡山県、鳥取県、京都府、兵庫県、岐阜県、愛媛県、高知県の西日本を中心に1府10県で大雨特別警報が発表され、県内でも災害が多発した。

武雄市においては、7月6日、六角川、松浦川で氾濫危険水位を超え、六角川の一部に越水が発生し、付近の住民が自主防災組織の呼びかけで、地区の大多数の住民が避難された。また市内に避難勧告、避難指示（緊急）を発令して、大雨に対する避難及び警戒を呼び掛けた。

避難について、市内9箇所の指定避難所を開設し、76世帯168名の方が避難され、地域避難（自治公民館）等をされた方を含めると最大で105世帯、248名の方が避難された。

また、内水氾濫も発生し、市内で家屋の浸水が121件（床上浸水18件、床下浸水103件）発生した。その他、市内各所で、道路冠水による通行止め、土砂災害等も多数発生し、市民生活に大きな影響を与えた。

(7) 2019(令和元)年8月27日～30日の大雨【令和元年佐賀豪雨】

8月26日朝、九州南部付近にあった前線が、27日には対馬海峡付近まで北上し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、九州北部地方では大気の状態が非常に不安定となった。

武雄市では、8月27日午前9時43分に大雨洪水警報、同日午前10時15分に土砂災害警戒情報が発表され、山内町へ避難準備・高齢者等避難開始を発令。同日午後6時に市内全域に避難勧告を発令した。

8月28日午前3時頃より市内が猛烈な雨に見舞われ、同日午前4時19分、記録的短時間大雨情報（午前4時10分：約120mm）が発表された。同日午前5時45分に市内全域に避難指示（緊急）を発令、

同日午前5時50分には2019（平成30）年に続き県内全域に大雨特別警報が発表された。

この一連の雨で北方町では時間雨量101mm（28日午前3時～午前4時）を観測するなど市内各町でも記録的な大雨となり、六角川、松浦川水系では内水氾濫により市内のいたる所で冠水被害が発生し、市の面積の1/10にあたる約1,920haが浸水した。六角川水系では氾濫危険水位を越え、8月28日午前6時に排水ポンプが停止したこと、内水氾濫を拡大させ、特に朝日町、橋町、北方町での被害が甚大であった。

この災害での被害は、死者3名、重傷者2名を数え、家屋浸水1,536棟（床上浸水1,025棟、床下浸水511棟）の被害が発生し、自衛隊の災害派遣要請を行った。

避難について、市内20箇所の指定避難所を開設し、624名の方が避難され、福祉避難所、地区の避難所を合わせると最大で1,067名の方が避難された。その他、道路の冠水、流出による通行止め、河川、農地の崩壊などにより、市民の生活に多大な影響を与えた。

(8) 2021（令和3）年8月11日～19日の大雨（令和3年8月の大雨）

8月11日から19日にかけ、前線が九州付近に停滞し、前線に向かって太平洋高気圧の周辺から暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、九州北部地方では大気の状態が非常に不安定になり、記録的な大雨となった。なお、この不安定な状態は19日にかけて継続した。

武雄市では8月11日午前11時33分に大雨洪水警報が発表され、同日午前4時00分に市内全域に高齢者等避難を発令した。また、8月12日午前3時55分に土砂災害警戒情報の発表により、若木町へ、午前5時45分に武内町、山内町へ、午前11時30分に東川登町、西川登町へ、午後8時15分に、武雄町、橋町、朝日町、北方町に避難指示＜警戒レベル4＞を発令した。

さらに8月14日午前2時15分に大雨特別警報の発表により、市内全域に緊急安全確保＜警戒レベル5＞を発令した。

この雨は、8月11日朝から19日未明にかけて、局地的に猛烈な雨や日降水量100mmを超える非常に激しい雨が断続的に降り続き、14日未明から線状降水帯が発生した。この9日間の総降水量は西川登町矢筈で1,256mm（令和元年8月豪雨の約3倍）となり、六角川、松浦川水系では内水氾濫により市内いたるところで冠水被害が発生し、約1,700haが浸水した。特に、六角川水系では3回の排水ポンプの停止・再稼働の繰り返しにより、令和元年8月豪雨に続き、橋町、朝日町、北方町での被害が甚大であった。

また、武内町梅野地区及び西川登町矢筈地区で、地すべりが発生し同地区に避難指示＜警戒レベル4＞を発令した。

この災害での被害は、人的被害は無く、浸水家屋1,762棟（床上浸水1,183棟、床下浸水579棟）の被害が発生し自衛隊の災害派遣を要請した。

避難については、市内指定避難所17箇所の指定避難所を開設し670名の方が避難され、地域の避難所（29箇所開設）を合わせると最大901名の方が避難された。その他、道路・河川災害、農林災害、商工業被害が発生し、2年間で2回の被害となった。

（令和4年3月31日現在）

第2項 台風による暴風雨

1 概要

本市は、台風が来襲する頻度が高い。

台風が市に接近する時期は、6月から10月で、そのうち8月から9月の接近数が多い。その経路は、九州の東岸や東海上を北上したものと九州の西岸や西海上を北上したものが最も多い。

台風は、熱帯地方から暖かく湿った空気を運んで、大雨を降らせる。台風に伴う大雨は、台風の経路や勢力（大きさ、強さ）、九州付近に前線が停滞しているか等の条件によって雨の降り方が異なるので、注意が必要である。特に、九州付近に前線が停滞していると、台風が南の海上にある頃から、強い雨が降り出すこと

が多い。

台風の風速は、台風の中心から50～150km付近が最も強い。個々の台風についての風速分布は一様でなく、中心からかなり離れているところでも、強い風が吹く場合もある。

風圧は、風速の2乗に比例しており、風速が2倍、3倍になると、その風圧は4倍、9倍と飛躍的に大きくなる。

強風は、飛散物による人的被害にとどまらず建造物、樹木等を直接破壊するだけではなく、火災の延焼等を誘発する。

2 佐賀県に被害をもたらした主な台風

(1) 1945(昭和20)年9月17日(枕崎台風)

17日枕崎に上陸した台風第16号は、時速50～60kmの速度で九州を横断し広島付近から日本海に出、能登半島を経て奥羽を横断して太平洋に出た。

佐賀地方は、17日午前5時より次第に風速を増し、午後9時頃に最大風速18.8m/sを観測した。

総降水量は、三瀬地方で16日～17日の降水量が680mmを超えるなど脊振山地を中心に大雨が降り、佐賀、神埼、三養基、小城地方では河川が氾濫して堤防が随所決壊した。

死者行方不明者は101名、倒壊住家は304棟という甚大な災害となり、農水産物や玄海及び有明海方面では風害のため、水産、船舶にも甚大な被害が出た。

(2) 1949(昭和24)年8月16日～18日(ジュディス台風)

九州南端に上陸して北西進し、対馬近海から東寄り向きを変え進んだ。この台風は平戸島を過ぎる頃から速度が遅くなり、15日～18日の総降水量は古湯地域で760mmを超えた。

死者行方不明者は佐賀郡、小城郡を中心に95名、住家被害は全壊234棟、流失128棟、半壊610棟という甚大な災害となつた。

(3) 1991(平成3)年9月13日～14日(台風第17号)

沖ノ鳥島付近で台風となり、沖縄本島を通り、奄美大島の西海上を通って14日午前5時頃長崎市付近に上陸した。

佐賀県では14日午前5時頃から風雨が強まり、佐賀市では同日6時9分に南東の風54.3m/sの最大瞬間風速(観測史上1位)を観測した。

この台風の影響により、佐賀市と七山村で家屋の倒壊により各1名が死亡、住家被害は全壊9戸、半壊102戸、一部損壊110戸、その他にも土木被害・農林被害・商工被害等甚大な被害が発生した。

(4) 1991(平成3)年9月27日(台風第19号)

マーシャル諸島の西で台風となり、宮古島の東海上を通り、26日午後4時過ぎに佐世保市の南に上陸した。

佐賀県では27日午後正午頃から暴風雨域に入り、佐賀市では同日午後4時46分に南南東の風52.6m/sの最大瞬間風速(観測史上2位)を観測した。

台風第17号の約2週間後に上陸し、この台風の影響により、全壊23戸、半壊673戸、一部損壊34、208戸の住家被害が発生し、その他にも人的被害・土木被害・農林被害・商工被害等甚大な被害が発生した。

(5) 2006(平成18)年9月16日～18日の台風(台風第13号)及び秋雨前線豪雨

フィリピンの東海上で発生し、太平洋高気圧の南の縁に沿って発達しながら西に進み、その後東シナ海を北上した。

佐賀県では17日午後2時頃から午後5時頃にかけてほぼ全域が暴風域に入り、佐賀市では同日午後6時50分に南南東の風50.3m/sの最大瞬間風速(観測史上3位)を観測した。

記録的な暴風により県内各地で停電が発生し、17日午後8時には124、100世帯に達した。一部

の地域では停電期間が3日間にわたり、各種情報収集の手段が断たれたことや高層アパートなどで断水が発生するなど、県民生活に大きな影響があった。

また、同時期、対馬付近に停滞していた秋雨前線に台風からの湿った暖かい空気が流れ込み前線の活動が活発となった。

このため、佐賀県北部では16日明け方から昼前にかけて局地的に50mmを超える非常に激しい雨となり、伊万里市では1時間に99mm、唐津市枝去木では1時間に89mmという猛烈な雨を観測し、それぞれ日最大1時間降水量の極値を更新した。また、伊万里市や唐津市では土砂崩れや地すべりなどの土砂災害が発生し、3名が犠牲となった。

さらに、この災害の影響により、有明海沿岸地域一帯を中心に広範囲に渡って水稻や大豆をはじめ農産物に甚大な被害が発生し、水稻については過去最悪の作況指数となつた。

第3項 地すべり等

本市では、地すべり等防止法により菅牟田、川内、楠峰、岩の口、杉岳など危険地区の指定を受けている。

本市の地すべり地は、第3紀層に玄武岩や土石が覆い、風化した第3紀層からすべるものである。特に、玄武岩は、縦に亀裂があり雨水が浸透しやすく、頁岩、凝灰岩は水分を含み粘土化、ブロック化が進み、いわゆる地すべり粘土が発生する。

第4項 大雪

1 概要

佐賀県の大雪は冬型気圧配置（季節風）によるものと、台湾近海で発生した低気圧が九州の南岸付近を発達しながら東進するものに大別される。

概ね積雪10cm以上になると大雪の災害が出はじめ、30cm以上になると大きな災害が発生している。

2 佐賀県で発生した主な大雪

(1) 1963（昭和38）年1月～2月

1月～2月上旬にかけて大陸より東進する低気圧が連続的に日本海に入り、または日本海に発生し、これらの低気圧に吹き込む強い北西の季節風は、大陸から次々に新しい寒気を南下させ、九州地方はもとより、北海道を除いて全国的に記録的な低温と大雪が続いた。

この気圧配置は1か月以上も続き、積雪と低温による凍結のため通学、通勤、物資の輸送に困難を極めるなど、各種産業交通運輸に甚大な被害を与えた。

また、農林水産業の推定被害額が23億円にものぼるとともに、県内商業の売上高が平年比34億円減と見込まれるなど中小企業の経営にも大きな支障が生じた。

(2) 1968（昭和43）年2月14日～15日

九州南岸低気圧によって、佐賀県では70年ぶりといわれる大雪になった。台湾近海に発生した低気圧は北東に進み、15日午前9時には中心気圧が台風並の982hPaに発達して九州南岸に達し、本州南岸沿いに進んだ。

佐賀県では、低気圧が奄美大島の西海上に達した14日の午後10時から雨が雪に変わり、その後14時間にわたって雪が降り続き、積雪は平野部で5～20cm、山沿い地方では30cmを超えた。特に脊振、天山、多良の各山間部では1mを超える大雪に見舞われた。

このため農産部門では、県内茶園の90%、ハウス関係の野菜は全面積の73%、みかん栽培の17%が被害を受け、その他電話線の不通、バスの運休等、被害額は59億円以上にのぼった。

(3) 2016（平成28）1月24日～25日

24日～25日にかけて県内各地で大雪となり、佐賀（佐賀市駅前中央）で7cmの積雪を観測し、川

副（佐賀空港）で11cm、伊万里でも10cmの積雪を観測した。

25日も冬型の気圧配置と気温の低い状態が続き、日最低気温が観測開始以来最低となったところがあった。白石では午前1時48分に1977年の観測開始以来最低となる氷点下9.6度を、川副では午前1時28分に2003年の観測開始以来最低となる氷点下9.5度を観測した。また、佐賀でも氷点下6.6度（観測史上2位）を観測した。

大雪や低温の影響で高速道路や山間部の路線などが通行止めになったほか、鉄道・船舶・空の便の運休・遅延などの交通障害や車のスリップ事故が発生した。低温の影響で県内各地において水道管損傷などにより、約18,000世帯が断水し、伊万里市と唐津市へ自衛隊の災害派遣要請を行った。

武雄市においても、国道498号線（戸坂峠）の道路凍結による通行止めをはじめ市内各所においての積雪、凍結、倒木等により道路交通の大きな乱れが生じた。また、水道管の凍結、破裂等により西川登町全域、東川登町、北方町の山間部などを中心に約600世帯が断水した。

第5項 竜巻

1 概要

竜巻は、激しい空気の渦巻で、大きな積乱雲の底から漏斗状に雲が垂れさがり、陸上では巻き上がる砂塵を伴う。県内においても、過去に度々竜巻による被害が生じている。

2 佐賀県で発生した主な竜巻

(1) 2004（平16）年6月27日

6月27日朝、佐賀市と鳥栖市において発達した積乱雲の下で竜巻が発生した。（竜巻の強さ 佐賀市：F2、鳥栖市：F1）

被害の範囲は、佐賀市で約8km、鳥栖市で約1.3kmにおよび、突風によって、軽症者15名、全壊家屋15棟、半壊家屋25棟、一部損壊家屋377棟という被害が出たほか、ビニールハウスの倒壊や店舗の損壊など農業等の産業にも大きな被害が発生した。

(2) 2016（平28）年9月28日

平成28年9月28日午前10時頃、佐賀県佐賀市から神埼市にかけて竜巻が発生し、住家の屋根瓦や樹木などに被害があった。この竜巻の強さは、風速約45m/sと推定され、日本版改良藤田スケールでJE F1に該当する。

※日本版改良藤田（JE F）スケールとは

突風の強さの評定は、被害の状況から風速を評定できる藤田（F）スケールが世界で広く用いられてきましたが、藤田スケールは、米国で考案されたもので、日本の建築物等の被害に対応していないこと等の課題がありました。

気象庁において、この藤田スケールを改良し、より精度良く突風の風速を評定することができる「日本版改良藤田（JE F）スケール」が策定され、平成28年4月から運用が開始されました。

※JE F 1とは

風速の範囲（3秒平均） 39～52m/秒

第6項 被害想定

1 豪雨・大雨（洪水）

(1) 昭和28年の西日本全域にわたる記録的な豪雨災害は、今後も発生することを予想する。

(2) 昭和37年、38年、平成2年、令和元年、令和3年の集中豪雨による局地的な激甚災害は、今後も頻

発することを予想する。

2 台風

台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響を毎年受けることを予想する。

3 地すべり等

大惨状をきわめる地すべり、山崩れ等の災害は、多発的な傾向を辿ることを予想する。

4 大雪

昭和38年1月～2月、昭和43年、平成28年のような大雪が、今後も発生することを予想する。

第2節 地震に関する本市の特性と被害想定

第1項 本市の地形、地質、地盤

本市は、北部の本市最高峰八幡岳（764m）、南部の杵島山、東部の鬼の鼻山及び西部の黒髪山・神六山に囲まれた地形で、西部が高くなっている。山間、山麓、平坦と複雑な地形をなしている。

市北西部は、若木町、武内町、山内町の小盆地を形成したその中央を松浦川が北流し、南部は、六角川が西川登町から細長く東に伸び、橋町、北方町の平坦部を流れている。また、西川登町小田志地区には、塩田川水系小田志川が流れている。

地質を見てみると、山岳部は第三紀層及び火山岩類より成っており、黒髪山は流紋岩、八幡岳及び徳連岳は玄武岩と泥岩で構成されている。杵島山等その他の山岳部は概ね安山岩及び砂岩で構成されている。一方低平地は、沖積層及び洪積層より成っており、六角川及び松浦川流域は泥及び砂れきで構成されており軟弱地盤地帯を形成している。

地震による被害の大きさは、地盤により著しく異なることが過去の地震例から明らかとなっている。一般的に、地盤が柔らかいほど地震動が増幅され、地層が厚くなるほど長周期の地震動となり、構造物の共振現象や液状化現象を引き起こすことが考えられる。

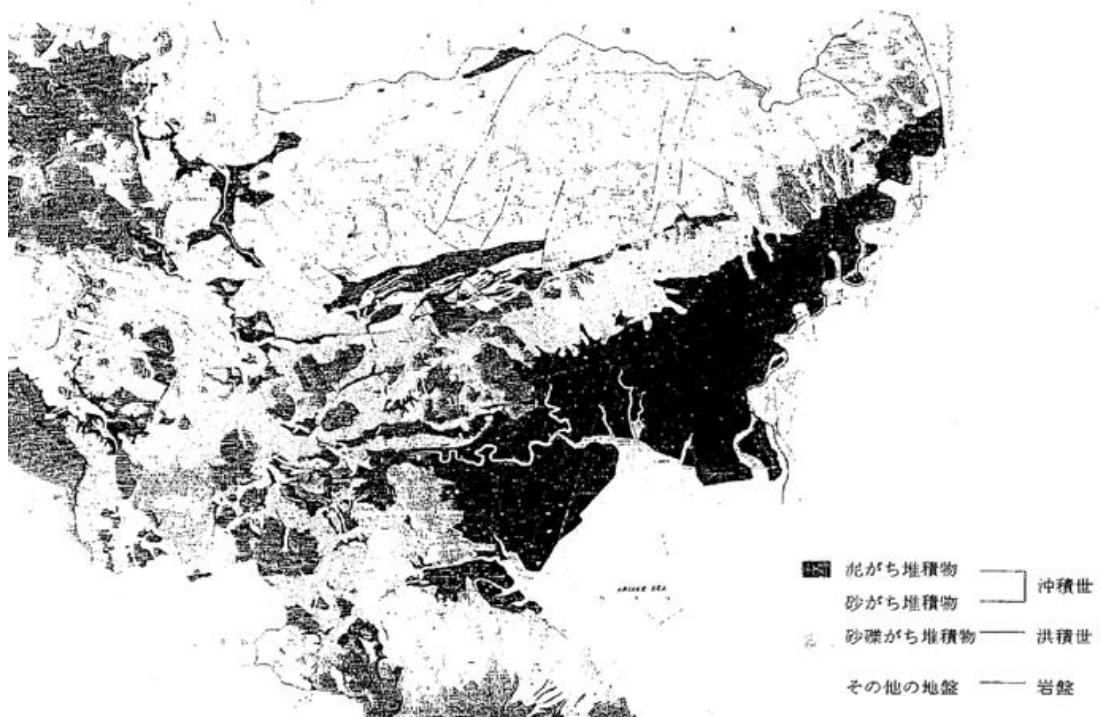
六角川沿いにおいては、軟弱な沖積層が広く分布しており、この地域で地震が発生した場合には、相当規模の被害が生じるおそれがあり、液状化現象の発生の可能性も考えられる。

また、山間部においては、土砂災害危険箇所が多くあり土砂災害の発生の可能性も考えられる。

〔佐賀県の地質〕



[表層地質図]



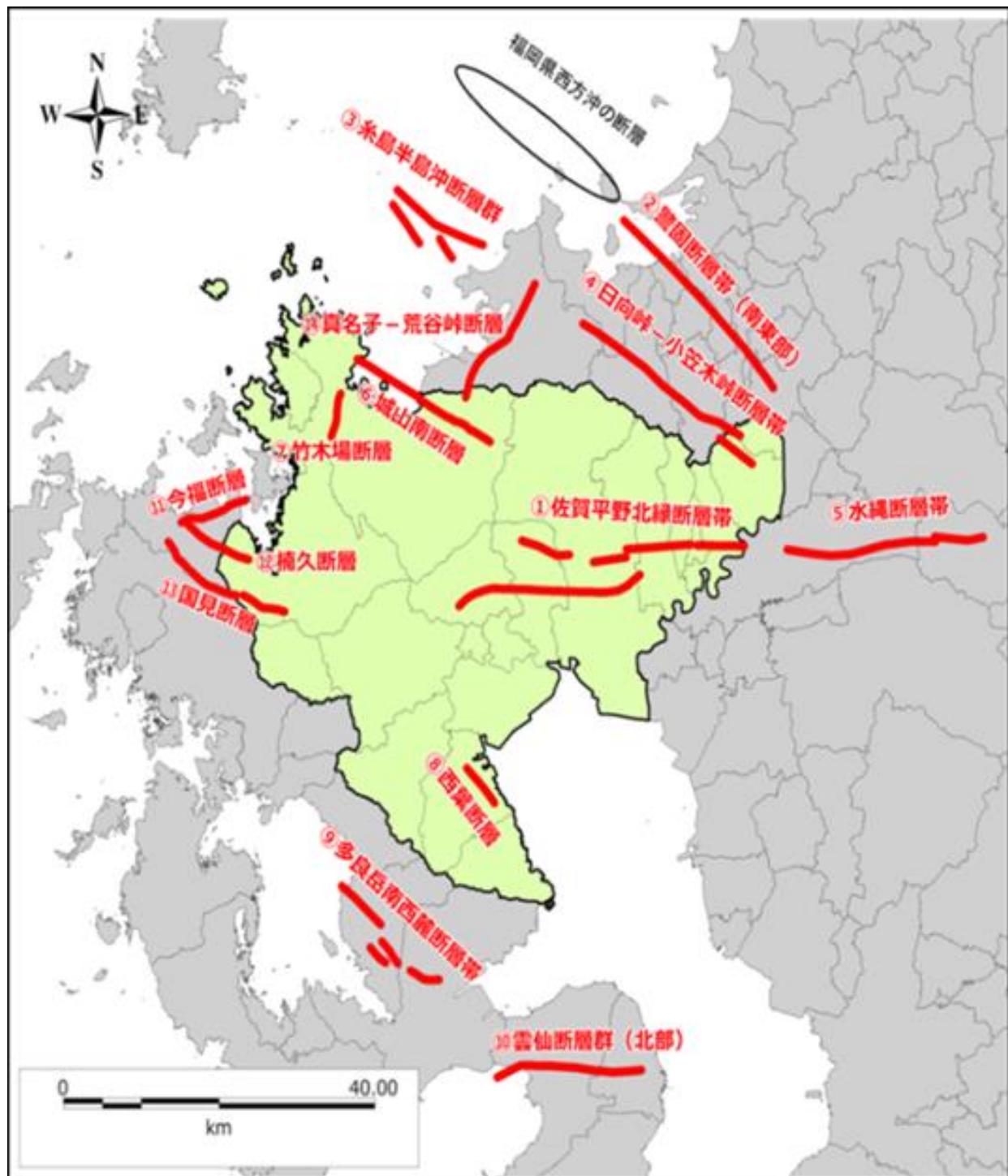
第2項 活断層

断層とは、ある面を境に両側の地層にずれ（くい違い）の見られる地質現象をいい、その中で、地質年代の第四紀（約260万年前から現在の間）に活動した証拠があり、将来も活動する可能性のあるものを活断層という。

市内に活断層はなく、県内では最大規模の地震を発生させる可能性のある陸域の断層（主要活断層帯）として、「佐賀平野北縁断層帯」及び「日向岬一小笠木崎断層帯」を主要活断層帯に選定している。

県内及び周辺の活断層は次のとおりである。

番号	断層名	マグニチュード
①	佐賀平野北縁断層帯	7. 5
②	警固断層帯（南東部）	7. 2
③	糸島半島沖断層群	7. 0
④	日向岬一小笠木崎断層帯	7. 2
⑤	水繩断層帯	7. 2
⑥	城山南断層	7. 0
⑦	竹木場断層	6. 9
⑧	西葉断層	6. 9
⑨	多良岳南西麓断層帯	7. 1
⑩	雲仙断層群	7. 3
⑪	今福断層	6. 9
⑫	楠久断層	6. 9
⑬	国見断層	6. 9
⑭	真名子一荒谷崎断層	6. 9



出典：九州活構造研究会（1989）：九州の活構造

活断層研究会（1991）：新編 日本の活断層一分布図と資料一

長崎県（2006）：長崎県地震等防災アセスメント調査報告

地震調査研究推進本部（2007）：警固（けご）断層帯の長期評価について

原子力安全・保安院（2009）：玄海原子力発電所3号機耐震安全性評価結果（中間報告）

第3項 これまでの地震災害

日本は、環太平洋地震帯に位置する世界でも有数の地震国であり、過去からたびたび大地震に見舞われ甚大な被害を受けてきた。

2015（平成27）年までに佐賀県において発生した記録に残る地震では、2005（平成17）年3月20日（震央 福岡県北西沖）に発生した地震により、みやき町で県内初めて震度6弱を観測し、他の市町においても震度5強～3となった。市内においては、北方町で震度5弱を観測した。

2006（平成18）年～2015（平成27）年の10年間において県内で震度1以上を観測した地震は平均すると年8回程度で、2014（平成26）年3月14日に伊予灘の地震と、2015年（平成27年）11月14日の薩摩半島西方沖の地震で震度4を観測したが、県内では被害はなかった。

2016（平成28）年4月14日21時26分に、熊本県熊本地方の深さ11kmでM6.5の地震が発生し、最大震度7を観測したほか、県内でも震度4を観測した。また、2日後の4月16日1時25分に、熊本県熊本地方の深さ12kmでM7.3の地震が発生し、最大震度7を観測したほか、県内でも震度5強を佐賀市、神埼市、上峰町で観測し、武雄市内でも最大震度4を観測した。

この一連の地震活動は「平成28年（2016年）熊本地震」と命名され、県内では重症者4名、軽傷者9名などの被害が生じた。

《佐賀県内における過去の主要被害地震》

発生年月日	震央地名	地震の規模 (マグニチュード)	記事
679年一月一日 (天武7年)	筑紫国	不明	家屋倒壊多く、幅6m、長さ10kmの地割れを生ず。
1700年4月15日 (元禄13年2月26日)	壱岐・対馬	7. 0	佐賀・平戸(瓦落つ)有感。
1703年6月22日 (元禄16年5月9日)	小城	不 明	古湯温泉の城山崩れ、温泉埋没す。
1769年8月29日 (明和6年7月28日)	日向・豊後	7. 7	佐嘉表も大地震、町屋其外瓦等崩落、川原小路屋敷大破す。
1792年5月21日 (寛政4年4月1日)	雲仙岳	6. 4	佐賀領、鹿島領、蓮池領で死者18名、流家59軒(眉山崩壊による津波被害)
1831年11月14日 (天保2年10月11日)	肥前	6. 1	肥前国地大いに震い、佐賀城石垣崩れ、領内潰家多し
1889年7月28日 (明治22年)	熊本	6. 3	神埼郡斎郷村の水田、四・五町破裂して、黒き小砂噴き出す。佐賀郡藤津郡、杵島郡で家屋の倒壊あり。
1898年8月10~12日 (明治31年)	福岡県西部	6. 0	糸島地震。唐津でラムネ瓶倒れる。壁面に亀裂
1929年8月8日 (昭和4年)	福岡県雷山付近	5. 1	佐賀、神埼両郡で所々に壁の亀裂、崖崩れ、三瀬村で器物の転倒あり
1931年11月2日 (昭和6年)	日向灘	7. 1	佐賀市で電灯線切断の小被害
1946年12月21日 (昭和21年)	南海道沖	8. 0	佐賀、神埼、杵島各郡で家屋の倒壊あり。佐賀地方も瓦が落ち、煙突が倒れたところもある。
1966年11月12日 (昭和41年)	有明海	5. 5	佐賀市内の棚の上のコップや花瓶の落下。陶器店の大皿割れる。神埼、唐津でガラス破損。
1968年4月1日 (昭和43年)	日向灘	7. 5	佐賀市及び佐賀、神埼両郡で高圧配電線2か所切断、家庭用配線9か所切断
1987年3月18日 (昭和62年)	日向灘	6. 6	大きな被害なし
2001年3月24日 (平成11年)	安芸灘	6. 7	大きな被害なし
2005年3月20日 (平成17年)	福岡県西方沖	7. 0	武雄市北方町 震度5弱 鳥居の倒壊が発生
2016年4月14日 2016年4月16日 (平成28年)	熊本地方	6. 5 7. 3	武雄市内 震度3 土砂崩れが発生 武雄市内 震度4

(資料) 福岡管区気象台要報第25号(昭和45年3月)、第36号(昭和56年2月)

佐賀県災異誌第1巻(1964年3月)、第2巻(1974年3月)

日本被害地震総覧(1996年)

福岡管区気象台災害時自然現象報告書2005年第1号(平成17年4月)

第4項 被害想定

1 基本的な考え方

地震災害対策の検討・推進に当たっては、地域特性や科学的知見等を踏まえ、あらゆる可能性を考慮して起こり得る最大クラスの地震を想定するとともに、当該地震による被害の程度を明確化した上で、その軽減に向けて取り組むことが肝要である。

本項においては、平成25～26年度において佐賀県で調査された結果をもとに地震の被害想定等を設定する。

2 想定地震の設定

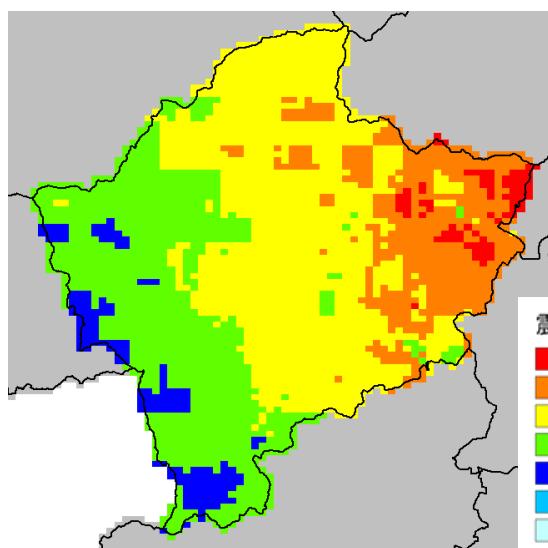
【資料編 1. 市内に影響のある活断層及び強振動図】

第1章第2節第2項に示した14の活断層のうち佐賀県への影響度が大きい5つの活断層（帯）について県が調査した結果を基にしており、このうち、佐賀平野北縁断層帯による地震が本市内に最も大きな被害が生じると考えられるため、この市地域防災計画においても、これを想定地震と設定することとする。なお、佐賀平野北縁断層帯については強振動生成域（アスペリティ）の位置や破壊開始点を変更した2つのケースを想定している。なお、この設定は、佐賀平野北縁断層帯が将来地震を起こすという予測や可能性を示したものではない。

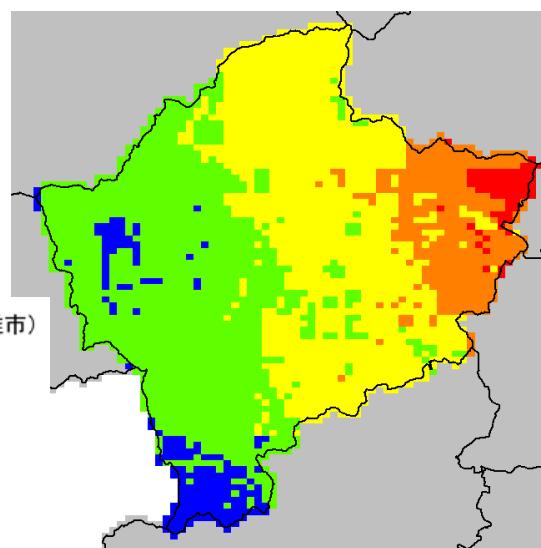
想定地震	[震 源] 佐賀平野北縁断層帯 [規 模] M7.5 [市内の最大震度] 震度7
------	--

《佐賀平野北縁断層帯の強振動図》

強振動生成域3つ・西側大の場合



強振動生成域3つ・中央大の場合



3 被害の想定

想定地震による地震被害想定についても佐賀県が行った調査結果としている。調査は、揺れによる建物被害想定、液状化による建物被害想定、急傾斜地崩壊による建物被害想定、地震火災による焼失棟数想定、各種地震被害による人的被害想定、ライフラインの被害想定、交通施設の被害想定、生活支障の想定、災害廃棄物の想定、経済被害の想定を、主に中央防災会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる手法を用いて行われた。

調査結果において、武雄市の被害想定が最も大きかった佐賀平野北縁断層帯（強振動生成域3つ・西側大の場合）は次のとおりである。

なお、被害想定は、時間帯別の滞留人口及び冬と夏の出火率の違いを考慮し、冬（深夜）、夏（昼12時）、冬（夕18時）の3パターンで作成されている。

また、楠久断層（長崎県松浦市～伊万里市）、西葉断層（鹿島市）において、地震が発生した場合にも、建物被害、人的被害、上水道等のライフライン被害が発生する予測がされている。

被害項目	想定断層 季節・時間	佐賀平野北縁断層帯（強振動生成域3つ・西側大）		
		冬（深夜）	夏（昼12時）	冬（夕18時）
建物被害	建物棟数	32,000 棟		
	全壊・焼失数	1,600 棟		
	半壊数	3,200 棟		
人的被害	滞留人口	51,000 人	49,000 人	50,000 人
	死者数	100 人	50 人	80 人
	負傷者数	650 人	410 人	470 人
	自力脱出困難者数	210 人	110 人	140 人
ライフライン被害	電力	22,000 軒		
		停電軒数	210 軒	230 軒
	上水道	給水人口	51,000 人	
		断水人口	25,000 人	
	下水道	処理人口	12,000 人	
		機能支障人口	190 人	200 人
	固定電話	回線数	12,000 回線	
		不通数	220 回線	240 回線
生活支障 ※被災1週間後	避難者	消費戸数	16,000 戸	
		停止戸数	690 戸	690 戸
		夜間人口	51,000 人	
	物資必要数	食料（1日）	13,000 食	
		飲料水（1日）	50,000ℓ	
		毛布	3,200 枚	
災害廃棄物			10 万m ³	

- ・冬（深夜） 大多数の人が住宅により、住宅による死傷者数が最も多くなるケース
- ・夏（昼12時） 大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
- ・冬（夕18時） 火器の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース

第2章 災害予防対策計画

第1節 安全・安心な市土づくり

市、県、国及びその他の防災関係機関は、以下の施設等整備や対策の推進等を図るものとし、計画を上回る災害が発生しても、施設等の効果が粘り強く發揮できるようにするものとする。

また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

国、県及び市町は、「自らの身の安全は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

また、2年で2回の災害を受け（令和元年佐賀豪雨に引き続き、令和3年8月の大河でも武雄市では内水氾濫による大きな被害が発生したことを受け）、市、県及び国は、抜本的な治水対策に加え、さらなる気候変動を見込んで、被害を最小化する取り組みを進めていく。

市、県及び国は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、市及び県は、前途の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第1項 市土保全施設の整備

1 地盤災害防止施設等の整備

【資料編 2. 土砂災害警戒区域の指定状況 参照】

【資料編 3. 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設 参照】

【資料編 4. 浸水想定区域内の要配慮者施設 参照】

(1) 治山施設の整備

ア 森林整備保全事業の推進

市及び県は、森林の整備・保全を通じて、豪雨・暴風雨、地震等に起因する山地災害による被害を防止・軽減するため、治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。

イ 山地災害危険箇所の点検

市及び県は、山地災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、危険な地区を中心に点検を行う。

ウ 山地災害危険箇所の周知等

市は県と連携し、山地災害危険箇所について、地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
復旧治山 予防治山	山腹崩壊地や荒廃渓流の復旧、又は崩壊等の恐れのある箇所において、防災工事を実施し災害の防止を図る。	県・市
地域防災対策総合治山	山地災害危険地の集中した地域において、災害を未然に防止するため、渓間工事、山腹工事等を総合的に実施する。	
土砂流出防止林造成	土砂の流出防止、火災等の発生を防止するため、防災施設の整備とあわせて森林の造成を実施する。	
渓流等県土保全緊急対策	山腹崩壊地や荒廃渓流の県単独による防災工事	

(2) 砂防施設の整備

ア 砂防事業の推進

市及び県は、豪雨・暴風雨、地震等に伴う土砂の流出による被害を防止するため、砂防施設の整備を推進する。

特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。

イ 土砂災害危険箇所の周知等

市は県と連携し、土石流発生の危険性が高い渓流について、地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

(3) 地すべり防止施設の整備

ア 地すべり防止事業の推進

市及び県は、豪雨・暴風雨、地震等に伴う地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止施設の整備に努める。

イ 地すべり防止区域の点検

市は県と共同して、地すべり災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、地すべり防止区域の点検を実施する。

ウ 地すべり防止区域の周知等

市は県と連携し、地すべり防止区域について、地域住民に周知を図るとともに雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

(4) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

ア 急傾斜地崩壊防止事業の推進

市及び県は、豪雨・暴風雨、地震等に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備に努める。

イ 急傾斜地崩壊危険区域の点検

市は県と共同して、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、急傾斜地崩壊危険区域の点検を実施する。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の周知等

市は県と連携し、急傾斜地崩壊危険区域について、地域住民に周知を図るとともに雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
急傾斜地崩壊防止事業	急傾斜地崩壊危険区域における擁壁工など	県 市

(5) 土砂災害のソフト対策

ア 基礎調査

県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するものとする。

イ 土砂災害警戒区域の指定等

県は、土砂災害（土石流、地すべり、がけ崩れ）から市民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の調査を実施し、市長の意見を聴いて、土砂災害により市民等に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害警戒区域として、土砂災害により市民等に著しい危害生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講じるものとする。

- ① 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する制限（許可制）
- ② 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ③ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ④ 勧告による移転者への融資及び資金の確保

ウ 土砂災害警戒情報等の提供

佐賀地方気象台及び県は、市長が防災活動や市民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民自らの避難の判断等にも参考となるよう、次の情報を発表する。これらの情報を、県は、一斉指令システム等により市へ伝達する。

市は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線のほか防災情報発信システムによる戸別受信機への放送、防災行政無線音声案内サービス、ケーブルテレビテロップ放送、ホームページ、SNS (Facebook、X (旧Twitter) 等)、防災アプリ、防災ネットあんあん、広報車、携帯電話の緊急速報メール（株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社が提供する緊急速報メール等をいう。以下同じ。）、Lアラート（災害情報共有システムをいう。以下同じ。）、テレビ、ラジオコミュニティFM)、臨時災害放送局（可搬型FM送信機）、ワンセグ放送等を活用し、などあらゆる手段を活用し、市民等に対し迅速かつ的確に伝達する。

① 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

② 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市へ通知すると共に一般に周知する。

エ 警戒避難体制の整備

県は、インターネット等により、雨量、土砂災害危険度情報、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等情報の提供を行う。

市長は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する下記の事項について定めるものとする。

① 避難指示等の発令基準

関係機関と協議し、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準等をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すものとする。

② 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所について周知を行う。

③ 避難指示等の発令対象区域

土砂災害警戒区域、行政区等、同一の避難行動をとるべき避難単位を考慮し、避難指示等の発令対象区域を設定する。

④ 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、市民等からの前兆現象や近隣の災害発生情報（緊急安全確保）等についての情報の収集及び伝達体制を定め、市民等への周知を行う。

⑤ 指定避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な指定避難所の一覧表、開設・運営体制、指定避難所開設状況の伝達方法について定める。

⑥ 要配慮者への支援

要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制を定め、要配慮者情報の共有を図る。

また、指定避難場所その他土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定め、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

⑦ 防災意識の向上

住民説明会、防災訓練、防災教育等の実施により、土砂災害に対する防災意識の向上を図る。

オ 緊急調査

県は、重大な土砂災害が緊迫している場合は、市が適切に市民等の緊急安全確保の判断等を行えるよう、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期に関する情報の提供を行う。

(6) 碎石災害防止対策の推進

市は、豪雨・暴風雨等による採石場の災害を防止するため、岩石の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときは、県に対し、必要な措置を講じるよう要請する。

(7) 開発行為における安全性の確保

市は、各種法令等の規定に基づく宅地造成等の開発行為の許可（届出）に当たって、風水害に対する安全性にも配慮した審査・指導を実施する。（都市計画法、森林法、採石法）

(8) 災害危険住宅等の移転対策の推進

ア 災害危険区域の指定

県は、災害の危険の著しいと認められる区域について、市の意見を聞いたうえで、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条に基づく建築基準法施行条例（昭和46年条例第25号）により、災害危険区域の指定を行うものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建設禁止のみならず、県が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づけるものとする。

イ 災害危険区域内の危険住宅の移転等

① 市は、豪雨、洪水その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法第39条の災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する。（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律

第132号))

② 市は、がけ地の崩壊及び土石流等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域から危険住宅の移転を促進する。(武雄市地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例(平成18年武雄市条例第181号))

(9) 大規模盛土造成地における宅地対策

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、滑動崩落への対策を促していくものとする。

(10) 地盤の液状化対策の推進

市の公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所をはじめとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。

また、大規模開発に当たっては、十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についての普及をはじめ、市民への適切な情報提供等を図る。

(11) 地盤沈下防止等対策の推進

市、県及び国は地盤沈下防止等対策を総合的に推進するため、「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、地下水の採取目標の設定、適切な地下水の採取の指導、代替水源の確保、代替水の供給及び地盤沈下による災害の防止等に関する措置を実施する。

2 河川、ため池施設の整備

(1) 河川関係施設の整備

ア 河川関係施設の整備の推進

河川管理者は、当面の目標として、中規模の洪水(概ね30年に一度発生する規模の降雨による洪水)に対応できるよう、大河川の整備を推進し、及び時間雨量60mmの降雨による洪水に対応できるよう中小河川の整備を推進する。

また、堤防、ダム、水門、排水施設などの河川関係施設の災害に対する安全性を確保するため、点検要領等により、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に耐震性及び必要に応じて施設操作の自動化や遠隔操作化等による災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

さらに、河川内に堆積した土砂を掘削するとともに、流下能力を阻害している樹木を伐採することにより、水位上昇や流下能力不足の軽減を図るものとする。

イ 水門等の管理

河川管理者は、洪水の発生が予想される場合には、操作規則に従い速やかに水門・樋門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで操作するものとする。

また、河川情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、被災流域における地震等に起因する二次災害の防止に努める。

(2) 浸水想定区域内の洪水予報等の伝達方法、要配慮者利用施設等の指定

市は、浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

また、浸水想定区域をその区域に含む場合は、防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、指

定避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(3) 下水道等施設の整備

下水道管理者は、市街地の浸水防除のため、地震に対する安全性を確保する雨水幹線水路及び排水機場等の計画的な整備に努める。また、雨水幹線水路、排水機場等の災害に対する安全性を確保するため、計画的に点検を実施し、降雨により市街地の浸水が予想される場合には、操作規則に従い速やかに操作するものとする。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
公共下水道事業	都市の浸水被害を防除するための施設整備を行う。	市

(4) ため池施設の整備

ア ため池施設の整備の推進

ため池の管理者は、適正な管理及び保全に努めるとともに、ため池の豪雨、耐震、老朽化対策を実施し、防災機能の維持・補強に努める。

イ ため池の危険度の周知等

市は、県が選定した決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある防災重点ため池についてため池マップ、浸水想定区域図、ハザードマップを作成・公表し、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策に努める。

3 治水対策の推進

(1) ため池の貯留機能向上

ため池の管理者は、事前放流及び大雨後の速やかな放流により、洪水貯留容量（空き容量）を確保し、大雨による雨水をため池に貯留することで、下流域の洪水の軽減を図るものとする。

(2) ダムの貯留機能強化

ダム管理者は、事前放流及び時期ごとの貯水位運用により、貯留機能を強化し、下流域の浸水被害の軽減を図る。

(3) 「田んぼダム」の推進

田んぼの排水口に調整板を設置し、大雨時に雨水を一時的に貯留し水の流出を抑制することで、下流域の洪水被害を軽減する「田んぼダム」の整備促進を図る。

(4) 雨水貯留施設等の整備の推進

河川の洪水被害の軽減と河川へ排水することができない内水対策として、雨水貯留施設等（遊水公園、内水調整池、ビルや住宅の貯留施設など）の整備を推進する。

(5) 内水氾濫の危険度の周知等

内水氾濫による浸水想定区域図、ハザードマップを作成・公表し、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策に努める。

(6) 流域全体での水災害対策の推進

国及び県、市では、六角川流域のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住ま

いづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図り、流域全体での水災害対策に努める。

六角川流域については、特定都市河川流域であるため法的枠組みを活用した雨水流出の増加を抑制、流域の貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえた土地利用を進める。

【資料編 5. 六角川特定都市河川指定流域】

第2項 公共施設、交通・通信施設等の整備

1 構造物・施設等の耐震設計の基本方針

- (1) 供用期間中に1～2程度発生する確率を持つ一般的な地震動に対して、機能に重大な支障が生じないこと。
- (2) 直下型地震または海溝型大地震に起因する高レベルの地震動に対して、人命に重大な影響を与えないこと。
- (3) 構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮して、高レベルの地震動に対しても、他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。
 - ア 一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
 - イ 地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
 - ウ 多数の人々を収容する建築物等
- (4) 構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討する。

2 公共施設等

市、県、国及びその他防災関係機関は、災害対策の中核となる庁舎、避難所となる学校や公民館など、災害応急対策を実施する上で重要な拠点となる公共施設や交通施設等について、耐水性の向上、倒壊の防止及び浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、災害に対する安全性を確保する。

また、公共施設の駐車場や学校のグラウンドなどを活用した貯留機能の強化を図るものとする。

なお、避難所となる学校・公民館等の施設について、必要に応じて、防災広場、男女別シャワー室、備蓄のためのスペース及び通信設備等を整備し、避難所としての機能の向上をさせる。

公共施設等の耐震性の確保として、昭和56年の建築基準法改正前の耐震基準により建築された公共施設等について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努力とともに、防災上の重要度を考慮し、年次毎に耐震診断目標数値を設定し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。

指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

《防災上重要な施設》

施設の分類	施設の名称等
災害応急対策活動に必要な施設	市庁舎、武雄警察署、武雄消防署
救護活動施設	医師会健診センター、消防施設など
避難所として位置づけられた施設	公民館、小中学校、保健センター、体育館など
不特定多数の者が利用する施設	文化会館、図書館・歴史資料館、福祉施設など

3 交通・通信施設

【資料編 6. 災害時に活用する臨時ヘリポートの指定地 参照】

主要な道路、鉄道、通信局舎等の基幹的な交通・通信施設について、当該施設の管理者は、各施設等の耐震化を図る。あわせて、代替路を確保するための道路ネットワークの整備、航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等などにより、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。

また、道路管理者及び鉄道事業者は、道路と鉄道が近接する区間においては、落石等により災害が発生した場合は、必要に応じ、関係機関に情報を速やかに提供し共有化を図る。

(1) 道路

高速自動車国道、一般国道、県道、市道の各道路管理者、県警察は、災害時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないよう、地域情報通信ネットワークシステム、道路防災対策を通じて、風水害に対する安全性、信頼性の高い道路網の整備を推進するとともに、施設等の点検を実施し必要に応じて耐震性の強化を推進する。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国（経済産業省、総務省）が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに、道路管理者は、落石、法面崩壊等の通行危険箇所について点検を実施し、必要があれば予防工事を実施し、危険箇所の解消を図るとともに、災害時には迅速な通行止めなどの危険回避措置を実施できるよう体制の整備に努める。

《特に重点とする施設》

- ア 橋梁及び横断歩道橋
- イ トンネル
- ウ 信号機
- エ 落石等通行危険箇所対策

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
道路事業	道路の新設・改良、補修の実施	国 県 市
街路事業	都市計画街路の新設・改良の実施	
交通安全事業	歩道の新設・改良、補修の実施	
道路防災事業	落石等危険箇所の整備	
橋梁補修事業	落橋防止対策の実施	

(2) 鉄道

鉄道事業者は、大雨による浸水あるいは盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、必要に応じ、線路の盛土、法面改良等を図るとともに大規模地震においても列車の安全が確保できるよう必要に応じて耐震性の強化を図る。

また、橋梁、トンネル、その他の構築物等及び電気、建築施設について、保守検査を実施し、必要に応じて改良修繕工事の実施に努めるとともに、中核的な役割を果たすターミナル駅にあっては、駅耐震の整備に努める。

さらに、鉄道事業者は、新幹線における車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づく、車両避難等の措置を講ずるものとする。

(3) 臨時ヘリポート

市は、災害応急対策に必要な人員、物資等の集積拠点となる輸送拠点施設等に災害時に活用できる臨時ヘリポートを整備するよう努める。

第3項 ライフライン施設の機能の確保

上下水道、工業用水道、電力、電話、ガス等のライフライン施設や廃棄物処理施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことができないものであり、また災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。

また、ライフラインの被災は、安否確認、市民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことになる。

このため、ライフライン事業者は、災害に対する施設の安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保にも努める。

さらに、災害時におけるライフラインの安全性・信頼性の向上等質の高いまちづくりに不可欠な電線類の地中化を効果的に進める電線共同溝（C・C・BOX）等については、迅速な復旧の観点から架空線との協調も考慮し、計画的に整備するほか、行政機関とライフライン各事業者の連絡協議体制の強化を図る。

1 水道施設及び工業用水道施設の整備

(1) 水道施設の安全性の強化

水道事業者、工業用水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、水道施設の新設・拡張等の計画に併せて計画的な施設の安全性の強化に努める。

また、地震災害に対しては、重要度の高い基幹施設や防災上重要な施設への給水施設等を中心として耐震診断を行い、その結果に基づき施設の新設・拡張に併せて計画的な整備に努める。

《重要度の高い基幹施設》

ア 取水場、浄水場、配水池の構造物

イ 主な管路

《防災上重要な施設》

ア 医療機関、社会福祉施設等

(2) 水道施設等の点検・整備

水道事業者等は、水道施設等について、巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。

ア 耐震性の高い管材料の採用

イ 伸縮可能継手の採用

(3) 断水対策

水道事業者等は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、応急給水の拠点となる配水池等、貯水施設の整備に努めるとともに、水道事業者等間の相互応援体制を整備しておくものとする。

(4) 資機材、図面の整備

水道事業者等は、必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日ごろから図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

2 下水道等施設の整備

(1) 下水道等施設の安全性の強化

下水道管理者は、風水害時においても下水道等による汚水処理機能を確保することができるよう、重要幹線管渠、ポンプ場及び処理場等の整備や停電対策に努める。

(2) 下水道等施設の保守点検

下水道管理者は、下水道等施設について巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

(3) 資機材、図面の整備

下水道管理者は、必要な資機材について、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

(4) 民間事業者等との連携

下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道等施設の維持又は修繕に努める。

3 工業用水道施設

(1) 工業用水道施設の安全性の強化

工業用水道事業者は、工業用水道施設の新設・拡張・改良の計画に併せて、計画的な施設の安全性の強化に努める。

(2) 工業用水道施設の点検・整備

工業用水道事業者は、工業用水道施設の巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。

(3) 断水対策

工業用水道事業者は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、事業者等間の相互応援体制を整備しておくものとする。

(4) 資機材、図面の整備

工業用水道事業者は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

4 電力施設等の整備

(1) 電力設備の災害予防措置

九州電力送配電株式会社は、災害対策基本法の第39条に基づき定めた「九州電力送配電株式会社防災業務計画」により、電力設備の災害予防措置及び耐震対策を実施する。

(2) 電気工作物の巡視、点検、調査等

ア 九州電力送配電株式会社は、電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、更に事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を実施する。

イ 九州電力送配電株式会社は、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

ウ 九州電力送配電株式会社は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携拡大に努めるものとする。

5 電気通信設備等の整備

(1) 電気通信設備等の高信頼化

電気通信事業者（西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社を含む。以下本編において同じ。）は、被害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備等の高信頼化のための整備を推進する。

ア 豪雨又は洪水のおそれがある地域については、耐水構造化を実施する。

- イ 暴風のおそれがある地域においては、耐風構造化を図る。
- ウ 地震又は火災に備えて主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を実施する。
- エ 基幹的設備設置のため、安全な設置場所を確保する。
- オ 電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携拡大に努めるものとする。

(2) 電気通信システムの高信頼化

- 電気通信事業者は、被害が発生した場合においても、通信を確保するため、次により通信網の整備を推進する。
- ア 主要な伝送路を多ルート構成或いはループ構成とする。
 - イ 基幹的設備を分散設置する。
 - ウ 通信ケーブルの地中化を促進する。
 - エ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。
 - オ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2重ルート化を推進する。

6 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設については、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化、浸水対策、非常用自家発電設備等の整備や断水時に機器冷却水等に利用するための水の確保等の災害対策を講じるよう努めることとする。

7 バックアップ対策の促進

市及び県は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、災害により情報システムに障害が発生した場合であっても、業務の中断を防止し、また、それを早期に復旧できるようICT部門の業務継続計画（B C P）の策定に努める。

また、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

第4項 建築物等の災害に対する安全性の強化

1 特定建築物（学校、病院、旅館等）

当該建築物の所有者は、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する建築物の安全性の確保に努めるものとする。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努め、市はその指導に当たる。

2 一般建築物

市は、災害に対する安全性の確保を促進するため、建築確認申請等を通じ、基準の厳守の指導等に努めるとともに耐震化の促進を図る。

風水害において、建築物や地下空間における浸水を防ぐため、防水扉及び防水板などの施設の整備を促進するよう努める。

また、地震対策として、市民への啓蒙を行うとともに、建築物耐震診断技術者を養成、活用し、既存建築物の耐震診断、耐震改修を進める。

3 落下物、ブロック塀等

市は、建築物の所有者または管理者に対し、強風による窓ガラス落下物防止対策、天井等の非構造部材や看板、屋根瓦の脱落・飛散防止対策等やエレベーターにおける閉じ込め防止等対策を図るものとする。

また、ブロック塀や家具等の倒壊を防止するため、施行関係者に対し築造時の建築確認等の機会を捉えて

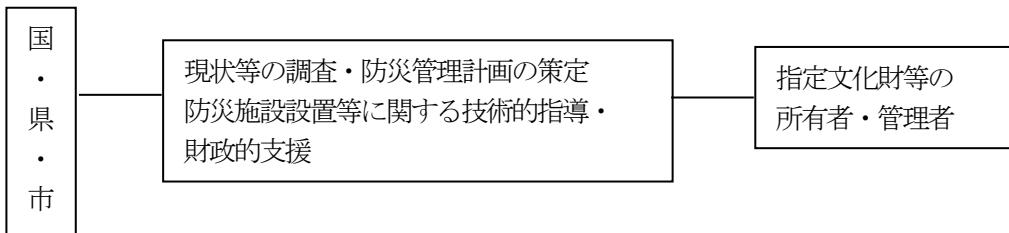
正しい施工のあり方及び既存のものの補強の必要性について指導等を徹底するとともに、所有者への耐震改修及び落下物防止に関する広報の強化等、啓発を行い、特に通学路、避難路、人通りが多い道路沿いに設置してあるものについては、耐震化を促進する。

4 文化財

文化財所有者または管理者は、国・県・市指定の建造物・伝統的建造物群について、国・県等の指導により、現状の把握、耐震性の確保、補強修理及び応急防災施設の整備に努める。

《実施方法》

指定文化財等については、その文化財的価値の保存を十分図る必要があるので、所有者・管理者は、現状等の十分な把握の上、必要なものについては防災管理計画を策定し、これに基づき修理・防災設備の設置等を行うものとする。国及び県は、これらの事業に対し、必要な技術的指導・財政的支援を行うものとする。



第5項 風水害に強い土地利用の推進

市及び県は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地区画整理事業を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

また、市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第6項 危険物施設等の保安の強化

危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射性物質施設などの施設の管理者等は、耐震点検を行うとともに、その結果に基づき必要があれば、緊急性や施設の重要性を考慮して計画的に施設の耐震改修の実施に努める。

国、県及び市は、法令等に基づき、危険物施設等の耐震性の確保、護岸等の耐震性の向上、緩衝地帯の整備及び保安教育、自衛防災組織の充実強化、防災訓練の積極的実施など適切な予防措置をとるよう、施設管理者等に対して指導する。

1 危険物

(1) 施設の保全及び耐震化 危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所～消防法（昭和23年法律第186号）別表に定める危険物を指定数量以上製造、貯蔵又は取扱をする建築物、工作物等）について、その管理者等は、施設の基準や点検義務の規定を遵守するとともに、耐震化に努める。

(2) 保安指導等の強化

ア 監督指導の強化

消防機関は、消防法の規定に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合した状態を維持するよう指導監督を行うものとする。

イ 消防体制の強化

消防機関は、危険物の性質及び数量を常に把握し、危険物施設を有する取扱事業所等ごとの予防規程

等の作成を指導する。

ウ 防災教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

(3) 取扱事業所等の自主保安の強化

ア 法令等の遵守

危険物施設の管理者等は、消防法の規定を遵守するとともに、予防規程の内容を常に取扱事業所等の操業実態に合ったものとし、危険物の災害予防に万全を期するものとする。

イ 事業所間の協力体制の確立

危険物施設の管理者等は、隣接する取扱事業所等間の自衛消防の相互応援の促進を図るとともに、消火剤、流出油処理等の防災資機材の備蓄に努める。

ウ 保安教育等の充実

危険物施設の管理者等は、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自衛防災組織の充実強化に努める。

2 高圧ガス、液化石油ガス（L Pガス）

(1) 施設の保全及び耐震化

高圧ガスを製造する者、販売する者、消費する者、高圧ガスの貯蔵又は充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「高圧ガス事業者」という。）は、高圧ガス施設について、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく耐震構造とするなど、法に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

(2) 保安体制の整備

高圧ガス事業者は、自己の責任のもとに保安の確保に努めるとともに、県等は、監督行政の立場から災害の予防に努める。

ア 情報連絡体制の整備

市は、地震時の被害状況の迅速かつ正確な把握のため、情報収集・連絡体制の整備について、事業者及び関係団体を指導する。

イ 初動体制の整備

市は、地震時の初動体制の整備について事業者等を指導する。

ウ 保安教育等の充実

市は、従業員に対する保安教育及び防災訓練等の実施について事業者等を指導する。

(3) 液化石油ガス消費者対策

ア 市は、販売事業者に対し、消費者が地震時にとるべき対応について、パンフレット・リーフレットの配布、テレビ・ラジオ等による周知を行うよう指導するとともに、消費者は、とるべき対応について習熟に努める。

イ 市は、販売事業者に対し、消費先設備の耐震化を指導する。

ウ 市は、関係団体に対し、消費先における地震時の情報収集及び二次災害防止のための体制の整備について指導する。

3 火薬類

(1) 施設の保全及び耐震化

火薬類施設（火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に規定する火薬類を製造又は貯蔵する施設）について、その事業者は、当該法令に基づく構造とし、維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

(2) 保安体制の整備、火薬類事業者は、自己の責任のもとに保安の確保に努めるとともに、市は、監督行政の立場から災害の予防に努める。

ア 情報連絡体制の整備

市は、地震時の被害状況の迅速かつ正確な把握のため、情報収集・連絡体制の整備について、事業者

及び関係団体を指導する。

イ 初動体制の整備

市は、地震時の初動体制の整備について事業者等を指導する。

ウ 保安教育等の充実

市は、従業員に対する保安教育及び防災訓練の実施等について事業者等を指導する。

4 毒物・劇物

(1) 施設の保全及び耐震化 毒物・劇物取扱者等は、毒物・劇物施設のうち消防法、高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、法に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。また、前2法により規制を受けない毒物・劇物施設については、県は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づき、保健衛生上必要に応じ立入検査を実施するとともに、耐震化の推進に努める。

(2) 保安体制の整備

ア 情報連絡体制の整備

市は、毒物・劇物取扱者等に対し、毒物・劇物によって住民の保健衛生上の危害を生じる恐れがあるときは、直ちに保健福祉事務所、警察署又は消防機関に届け出ることを指導するとともに、危険防止のための応急措置を講じるよう平常時から指導する。

イ 自主保安の強化

毒物・劇物の多量保有施設について、毒物・劇物取扱者等は、災害予防規程を作成するなど自主保安の強化を図る。

第7項 都市の防災構造の強化

地震災害に強い都市づくりを進めるため、都市内公共空間の整備と市街地の面的整備を推進する。

1 防災空間、防災拠点の体系的整備

市は、市街地を自立的な防災ブロックにより構成し、各ブロック内において防災活動の拠点及び住民の避難地を体系的に整備する。

(1) 防災ブロックの形成

市は、都市基幹公園等の広域避難地及び住区基幹公園等の一次避難地を計画的に配置・整備し、避難地や救援物資の集配所等の救援活動拠点となるオープンスペースの確保を推進するとともに、市街地における緑地等の延焼遮断帯の確保を図る。

(2) 住民の避難路の確保

市は、住民が安全に歩いて避難地に到着できる十分な幅員を有する避難路の整備を図り、多重性・代替性の確保が可能となる都市内道路を総合的・計画的に整備する。

(3) 防火対策の推進

市は、市街地における大規模火災を防止するため、防火地域・準防火地域の指定、及び既指定地域の拡大を系統的に行い、地域内の防火対策を推進する。

2 都市の再開発の促進

(1) 土地区画整理事業の推進

市は、安全な市街地の形成を図るため、住宅地と都市計画道路、地区内道路、公園などの公共施設の一體的整備を実施できる土地区画整理事業を推進する。

(2) 市街地再開発事業等の推進

市は、既成市街地における住宅等建築物の耐震化・不燃化、公園緑地、街路などのオープンスペースの確保等の事業を推進することにより、密集市街地の解消等を図り、地震災害に強い都市づくりを推進する。

第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進

第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等

市及び各防災関係機関は、災害による被害が被災地方公共団体等の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、各機関の連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるとともに、市民等に対して迅速かつ的確に情報を伝達できる体制を整備するものとする。

また、通信連絡のための手段の確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の耐災性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策などを推進するとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等を通じ、防災関係機関との情報共有化に努めるものとする。

なお、時間の経過により、関係機関や被災者等にとって必要な情報が変化していくことに鑑み、市及び各防災関係機関は、あらかじめ、発災後の経過に応じて関係者に提供すべき情報について整理しておくものとする。

1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備

(1) 関係機関相互の連絡体制の整備

市及び各防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

なお、市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

県は、発災時に行方不明者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

(2) 多様な情報収集手段の整備等

市及び各防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を構築するとともに、ヘリコプター映像伝達システム、ドローン、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

また、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

なお、道路や河川、ため池等に防災カメラや水位計を設置することにより、浸水状況を早期に把握するとともに、市民への迅速な情報提供に努める。

(3) 被災者等に対する情報伝達体制の整備等

市及び各防災関係機関は、気象、海象、水位等風水害に関する情報、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るとともに、被災者等に対して必要な情報が確実に伝達・共有されるよう情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、旅行者等情報が入手困難な者に十分配慮しながら、報道機関に加え、防災行政無線のほか防災情報発信システムによる戸別受信機への配信、メール配信、電話配信、FAX配信、防災行政無線音声案内サービス、ケーブルテレビテロップ放送、ホームページ、SNS (Facebook、X (旧Twitter) 等)、防災アプリ、防災ネットあんあん、広報車、携帯電話の緊急速報メール、Lアラート、テレビ、ラジオ等を活用し、市民等への伝達手段の多重化・多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化とともに災害情報を被災者等に速

やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。

市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

《防災情報発信システムの機能》

市民への情報発信を一元化し発信するシステムであり、消防庁、気象台、消防本部、市、町からの各種情報がシステムを介し戸別受信機、登録されたメール、登録された電話、登録されたFAX、防災アプリ、市ホームページ、SNS（Facebook、X（旧Twitter）等）へ音声もしくは文字情報を発信する。特に緊急を要する緊急情報はシステムで受信し、自動で発信及び配信を行う。

(4) 観測施設・情報伝達システム等の維持及び整備

市及び防災関係機関は、災害時の初動対応等に遅れが生じること等の無いよう、雨量、出水の程度等を観測するための施設・設備の維持及び整備充実に努めるとともに、防災情報システム、震度情報ネットワーク及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）の災害情報を伝達するシステムの維持及び整備に努める。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努める。

(5) 市における体制の充実・強化

市は、市民等への情報伝達が迅速に行えるよう、市防災行政無線施設や全国瞬時警報システム（J-ALERT）設備の管理に万全を期すとともに、災害時にも有効に活用できるよう難聴地区への対策として、防災情報発信システムによる戸別受信機配信、メール配信、電話配信、FAX配信、サイレンの活用、防災行政無線音声案内サービス、ケーブルテレビ、防災アプリ、防災ネットあんあん、緊急速報メール、インターネット等を有効に活用し、活用方法の周知に努める。

また、大規模災害時において住民にきめ細かな情報発信を行う手段として、コミュニティFMや臨時災害放送局（以下「災害FM」という。）の活用が有効であるため、コミュニティFM局との協定締結や災害FMの活用方法を平常時から認知することなどにより災害時に活用できる体制を構築しておくとともに、県及び防災関係機関と連携して、市民に対しラジオを常備するよう啓発に努める。

さらに、防災情報、災害情報の迅速な処理、災害の予測を図るために、地理情報システム等の情報通信技術を活用した防災情報システム、防災定点監視カメラ等の維持と活用を図る。この防災情報システムは、気象情報、被害情報、避難所の情報などの各種情報や画像情報等の多様な情報を一元的に収集・管理するシステムである。防災定点監視カメラは、降雨、冠水、道路、河川の状況を災害対策本部室で確認できるものである。このシステム等により、必要な情報が、正確・迅速に共有できるようになり、より確実な防災対策を講じることが可能となる。

《防災情報システムの主な機能》

① 災害・通行止め状況報告システム

災害時に生じる各種情報（通行止め箇所、冠水場所、土砂災害発生箇所、避難所など）を、電子化された地図上で管理する。

② 被災状況管理・共有システム

災害に関する各種インシデント情報を、その詳細と対応状況を適切に管理し、処理を行う。

(3) 被災者支援システム

被災者台帳の作成・管理、り災証明発行等災害復旧業務支援、避難所運営支援等を効率的に行う。

(4) 職員安否確認・登庁要請システム

市職員への参集要請、また大規模災害時に市職員の安否および登庁可否状況の把握を速やかに行うことで、災害対応体制を迅速に確立する。

(6) 災害対応業務のデジタル化の促進

効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

市においては、防災アプリの活用を促し、広く市民へ周知するとともに、被害等の情報収集を行えるよう努める。

なお、過去の災害では、S N Sを使用した流言飛語が出回り、混乱が生じた事例もあることから、情報を活用する際は真偽の確認を行い、十分に留意するよう努める。

2 情報の分析処理

市及び防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

また、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。

市は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努める。

また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 電気通信事業者による体制等

(1) 電気通信事業者による通信網の整備

市は、電気通信事業者に対し、災害時における情報通信の重要性を考慮し、通信手段を確保するため、主要な電気通信設備等の耐水並びに耐震及び耐火構造化を行うとともに、主要な伝送路構成の多ルート又はループ化、基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、主要な電気通信設備等への予備電源の設置、通信輻輳対策の推進などによる電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進を要請する。

また、電気通信事業者は、平常時から、主要な防災関係機関に災害時優先電話を設定しており、災害時の通信の確保を図っている。

(2) 電気通信事業者が提供する緊急速報メールサービスの活用促進

市は、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールサービスの活用促進を図る。

(3) 災害用伝言サービスの活用促進

災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」について、市民の認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。そのため、市は、平常時から通信各社と連携し、サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

《災害用伝言サービス》

○西日本電信電話株式会社

- ・ 災害用伝言ダイヤル（171）

被災者等が電話番号をキーとして安否等の情報を音声情報として蓄積し、録音・再生できるボイスメール。

- ・ 災害用伝言板（Web171）

被災地域の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト・音声・画像）の登録ができるサービス。登録された伝言情報は、全国（海外含む）から電話番号をキーとして閲覧、追加伝言登録ができる。

○携帯電話各社

- ・ 災害用伝言板

携帯電話・スマートフォンのインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯電話番号をもとにして全国から伝言を確認できる。

4 非常通信体制の整備

(1) 非常通信訓練の実施

市及びその他防災関係機関は、風水害時に必要に応じて電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常通信の活用（目的外使用）が行えるよう、平常時から佐賀地区非常通信連絡会の活動を通じて伝送訓練等を行い、非常通信の円滑な運用と相互の協力体制の確立に努める。

(2) 非常通信の普及・啓発

市は、防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について、普及・啓発を図る。

第2項 防災活動体制の整備

1 非常参集体制の整備

(1) 市職員の参集体制の整備

ア 職員の参集体制の整備

市は、あらかじめ防災対策の推進のための配備体制や職員の参集基準を明確にし、初動体制を確立する。

イ 24時間体制の推進

市は、災害時の初動体制をさらに迅速にするため職員安否確認・登庁要請システムによる24時間体制の的確な運用に努めるとともに、大規模な災害が予想される際には、事前に職員を待機させるなど弹力的な対応を行う。

ウ 連絡手段の整備

市の幹部職員等は、常時、携帯電話等を携行し、気象警報等の情報収集に努めるものとする。

エ 災害時の職員の役割の徹底

市災害対策本部が設置された場合に、対策部長となる部長等と、グループ長となる課長等は、各対策部及び各班が実施すべき業務について、あらかじめ要領などを定め、所属職員に周知徹底を図るものとする。

また、大規模な災害が予想される市災害情報連絡室の設置時には、市の幹部職員に対し、事前に周知を行うとともに各自の役割についての確認に努めるものとする。

(2) 応急活動マニュアル等の作成

市及び各防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成する。また、武雄市災害配備対応マニュアルを職員に周知する

とともに定期的に訓練を行い、資機材等の使用方法等の習熟、他の機関との連携等について徹底を図る。

(3) 人材の育成・確保

市及び各防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

また、市、ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

また、市は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

2 防災中枢機能等の確保、充実

(1) 災害対策本部

ア 市は、防災活動の中核機関となる災害対策本部を設置する本庁舎には、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域（以下浸水想定区域という。）土砂災害警戒区域等の危険個所等に配慮しつつ、情報通信機器を備えた常設の災害対策本部室を整備する。

情報について、情報通信機器の整備など必要な機能の充実を図るとともに、災害に対する安全性の確保を図るための措置を講じる。さらに、地震により本庁舎が使用できない場合には、旧山内庁舎及び武雄河川事務所をその代替の活動拠点とするものとする。

イ 市は、防災情報システムの導入により、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(2) 食料等の確保

市は、災害が発生した場合、災害対策を実施する職員は、少なくとも2日ないし3日間の連続した業務が予想されるため、平常時より、職員の食料・飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備を図るものとする。

(3) 非常用電源の確保

市は、災害が発生した場合、電気が途絶することも予想されるため、再生可能エネルギー等の代替エネルギー・システムや電気自動車の活用を含め、非常用電源施設、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄及び平常時からの点検、訓練等に努めるものとする。

(4) 非常用通信手段の確保

市は、災害が発生した場合、通信が途絶することも予想されるため、平常時より、衛星通信等非常用通信手段の確保を図るものとする。

3 防災拠点の整備

市は、災害時において、市内での災害応急活動の現地拠点として防災拠点の整備を図る。

- (1) 緊急物資、復旧資機材の集積配達スペース
- (2) 地域の防災活動のためのオープンスペース
- (3) ヘリポート機能
- (4) 情報通信機器

4 コミュニティ防災拠点の整備

市は、市民等の避難場所にもなり、また防災活動の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備を図るととも

に、市民等が容易に使用できる消火、防災資機材等の整備に努める。

《主な機能》

- (1) 避難所、備蓄施設（平時には地区住民のコミュニティの拠点）
- (2) 避難場所としての広場
- (3) 情報通信機器
- (4) 耐震性防火水槽

5 災害の未然防止

公共施設の管理者は、施設の緊急点検、応急復旧等を実施するための体制の整備、必要な資機材の備蓄に努める。

河川管理者及び農業用排水施設の管理者、下水道管理者等は、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

6 災害対応スタッフのバックアップ体制の構築

市及び防災関係機関は、大規模又は対応が長期化するような災害が発生する場合に備え、災害対応を行うスタッフのバックアップ体制の構築に努める。

市は、災害時において、災害対応業務が集中する場合や長期化する場合に備え、防災関連業務経験者を災害対策本部等に配置することにより、バックアップ体制の構築を図る。

7 業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力強化を図る必要があることから、業務継続計画（B C P）の策定等により業務継続体制の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

8 救援活動拠点の確保

市は、各防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努める。

9 排水機能の向上

これまでの豪雨災害で浸水停止した排水機場の耐水化を図るとともに、緊急的な対応を行うための排水ポンプ車を導入し、内水被害等の軽減に努める。

第3項 業務継続計画（B C P）の策定

発災時における通常業務も含めた本市における業務継続については、「武雄市業務継続計画」に基づき業務を行う。

なお、策定にあたっては、内閣府の「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を基に、必ず定めるべき6要素を入れた内容で構成する。

- ① 首長不在時の代行順位及び職員の参集体制
- ② 庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③ 電気、水、食料等の確保
- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

1 本市BCPの目的

大規模災害が発生した際には、市庁舎自体も被災し業務実施に必要な資源（職員、資機材、情報及びライフライン等）に大きな被害を受け、行政機能が低下するおそれがある。そのような状況下にあっても、市は住民の生命を守るために災害対応業務や中断すれば住民生活に重大な影響を与えるおそれのある重要な業務について、継続して実施する必要がある。

武雄市業務継続計画は、利用できる資源に制約がある状況下における非常時優先業務をあらかじめ特定し、業務中断による混乱を最小限にとどめ、行政機能の継続性の確保と早期の機能回復を図ることを目的として策定した計画である。

2 基本指針

大規模災害時において、市全体で意思統一を図り、連携・協力して災害対応業務に取組むことが重要であるため、業務継続に当たっての基本の方針を次のとおり定める。

- (1) 災害発生時においては、市民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に位置づけられた災害緊急業務を最優先する。
- (2) 発生から72時間までは、人命に係る災害緊急業務に重点をおくこととなるため、市民生活、施設等の維持管理に著しい影響を与える通常業務以外はいったん停止する。
- (3) 休止、縮小する通常業務は平常時における重要性をもって判断するのではなく、市民生活の維持等に係る重要度をもって判断する。
- (4) 市の公共施設（体育館、公民館、図書館など）は、避難所等の災害緊急業務として使用する場合以外には、一時利用を休止する。
- (5) イベント、会議等は、原則として中止・延期する。
- (6) 復旧・復興業務は、応急対策業務と並行し早期に実施するべき基本的な業務を対象とする。
- (7) 優先度の高い継続する通常業務は、災害緊急業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。

3 対象業務と対象期間

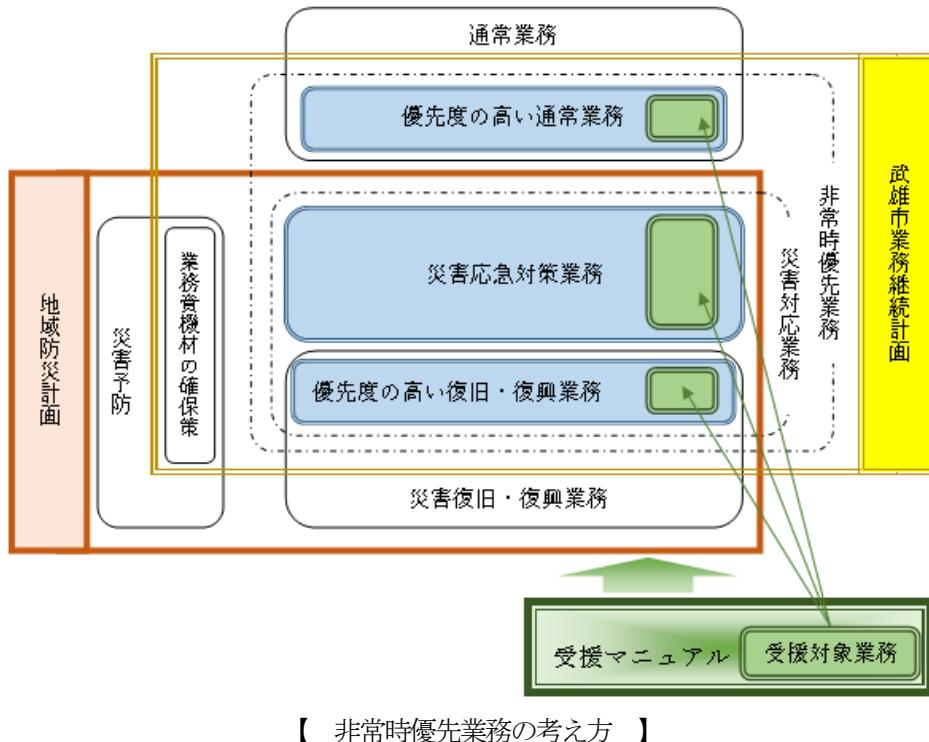
(1) 対象業務

武雄市業務継続計画で対象とする業務は、優先的通常業務と災害対応業務、この2つの業務をあわせ、「非常時優先業務」と定義する。

なお、優先的通常業務とは、全ての通常業務のうち、災害発生時にも中止することなく継続する通常業務、一旦中止するが1ヶ月以内に再開する必要のある優先度の高い通常業務である。

(2) 対象期間

武雄市業務継続計画の対象期間は、通常業務への移行や地域の主要産業の復旧等も考慮し、また受援計画の期間とも整合をとり、災害発生後1ヶ月までとする。



4 武雄市業務継続計画の発動及び運用

(1) 発動の決定

武雄市業務継続計画を発動する時期について次のように設定する。

① 発動要件

- ・武雄市災害対策本部を設置し、市内及び市庁舎機能に甚大な被害が生じた場合とする。
- ・武雄市災害対策本部長が必要と認めた場合とする。

② 発動権限者

- ・武雄市災害対策本部長の指示により発動を決定する。
- ・武雄市災害対策本部長が不在又は事故にあった場合は、災害対策本部における権限の委譲に定めるとおりとする。

(2) 発動時の流れ

- ① 総務対策部は、市内及び庁舎機能等の被害状況を集約し本部長に報告する。
- ② 武雄市災害対策本部長は報告に基づき、業務継続計画の発動の要否について決定する。
- ③ 発動が決定された場合、総務対策部は直ちにその旨を関係各課に周知する。
- ④ 関係各課は、市内の被害状況に応じて、初動体制を速やかに確保する。
- ⑤ 非常時優先業務は、災害の規模や被害の状況に応じて、本計画に基づき実施することとし、各対策部で対応体制をとりまとめ、総務対策部総括班へ報告する。
- ⑥ 総務対策部総括班は、必要に応じて関係する機関等へ情報を伝達する。

(3) 発動の解除

- ① 本部長は、本市における全ての優先的通常業務の再開をもって業務継続計画を解除する。
- ② 各対策部は解除前であっても、災害対応業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を順次再開させるものとする。

5 非常時優先業務の考え方

武雄市業務継続計画の対象とする基本的な考え方は、次のとおりとしている。

- (1) 災害発生時においては、住民の生命・生活・財産を保護し、被害を最小限にとどめることを第一とし、災害対応業務を最優先に実施する。
- (2) 災害対応業務の実施に必要となる人員や資機材を確保するため、災害対応業務以外の通常業務については一旦停止する。
- (3) 優先的通常業務については、災害対応業務に影響を与えない範囲で行う。
- (4) 災害対応業務に必要な人員が確保できない場合は、応援職員を充てる。第一義的には各対策部での対応とする。各対策部での対応が困難な場合は、総務対策部が調整を図り配置を行うものとする。
- (5) 災害対応業務に必要となる人員や資機材等の確保・配分については、全庁的な調整を行う。

第4項 受援マニュアルの策定

大規模災害が発生した場合、外部からの支援、応援については、「武雄市受援マニュアル」に基づき業務を行う。

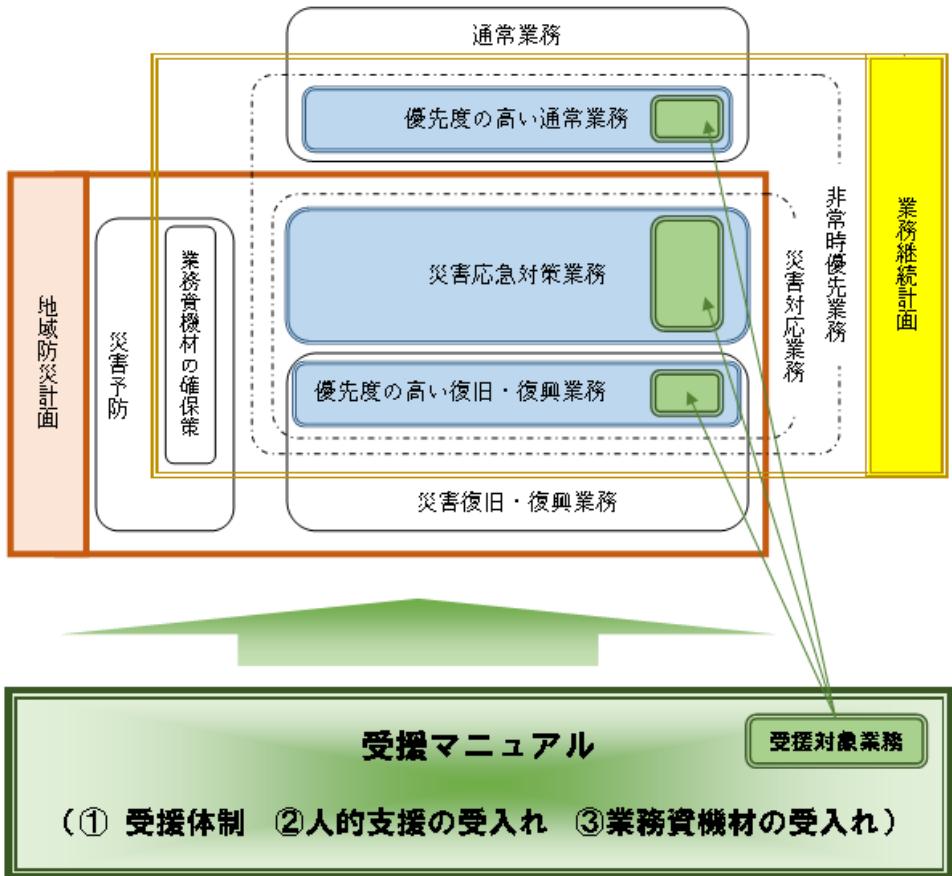
1 計画の目的

大規模な災害が発生した場合、市は、職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中であっても、被災者支援等の業務を行う必要があり、他の地方公共団体や民間企業、ボランティアなどの応援を最大限活用することが求められる。

そこで本市では、大規模災害が発生した場合、外部からの応援を円滑に受け入れ、本市職員と応援職員が連携し、災害応急対策、災害復旧・復興に取り組んでいけるよう、「武雄市受援マニュアル」を策定した。

2 武雄市受援マニュアルの位置づけ

武雄市受援マニュアルは、地域防災計画、業務継続計画に定める業務を災害時に実施するため、外部からの応援を最大限活用するためのものであり、地域防災計画と業務継続計画を下支えするものである。



1. 地域防災計画は、①災害予防、②災害応急対策、③災害復旧・復興を定める。
2. 武雄市業務継続計画は、非常時優先業務を定める (= 災害対応業務 + 優先度の高い通常業務)。
3. 受援マニュアルは、①受援体制を定めるとともに、受援対象業務を選定したうえで非常時優先業務の中から、②人的支援の受入れ、③業務資機材の受入れについて定める。

【 地域防災計画・業務継続計画と受援マニュアルの関係 】

3 人的支援の受入れ

災害対応業務（または非常時優先業務）のうち、他自治体等から応援を受けて対応する業務は下記のとおりとする。

- (1) 避難所運営
- (2) 健康・保健活動（保健師、管理栄養士等の派遣）
- (3) 物資集積拠点の運営
- (4) 被災建築物応急危険度判定
- (5) 被災宅地危険度判定
- (6) 住家被害認定調査
- (7) 災害証明交付事務
- (8) 災害廃棄物処理
- (9) ボランティアセンターとの調整、支援
- (10) 要配慮者への支援（避難所、在宅）

4 物的支援の受入れ

物的支援には、市が災害応急対策等の業務を実施するために必要な「業務資機材」、避難所や避難者などの生活を支援するための、食料・飲料・医療・医薬品など「支援物資」の2つに分類され、それぞれ受入れる。

5 受援体制

受援に関する府内外の総合調整を行う「受援班」、災害対策本部の各対策部庶務班に部の受援調整を行う「各対策部受援窓口」を設置する。体制については以下のとおりとする。

(1) 受援班

- ア 受援に関する全体の状況把握・とりまとめ
- イ 受援に関する全体の管理
- ウ 外部との調整（県、協定締結団体等）
- エ 府内調整（ニーズ把握等）
- オ 受援に係る調整会議の開催

(2) 各対策部受援窓口

- ア 各対策部の受援に関する状況把握・とりまとめ
- イ 各対策部の受援に関する管理
- ウ 部内調整
- エ 受援班との調整
- オ 受援に係る調整会議への参加

6 受援の手順

受援を行う際に次の手順で進めるものとする。

(1) 応援要請

- ア 応援要請の必要性の判断
- イ 応援要請の実施
- ウ 本部会議への報告

(2) 受援の準備

(3) 応援職員の受け入れ

- ア 応援職員の受付
- イ 業務内容等の説明
- ウ 応援職員の受け入れ状況の報告

(4) 受援対象業務の進行管理

- ア 各業務担当（現場での業務管理）
- イ 各対策部受援窓口（各対策部の業務管理）
- ウ 受援班（市全体の業務管理）

(5) 受援の終了

- ア 応援受け入れ終了の判断
- イ 応援受け入れ終了に係る調整
- ウ 費用負担

第5項 広域防災体制の強化

市は、災害に対処するため、あらかじめ関係機関と十分協議のうえ、応援協定の締結を推進する。その際には、応援要請・受入れが迅速かつ円滑に実施できるよう要請の手順、情報伝達方法、連絡調整・受入窓口、指揮系統を明確にするなど、体制の整備に努める。

なお、協定の締結に当たっては、近隣の機関等に加えて、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、

遠方に所在する機関等との間の協定締結も考慮する。

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

1 県及び市町村間の相互応援

【資料編 7. 県及び市町村との応援協定 参照】

市は、県及び県内の市町との間で、職員の派遣、食料等の提供、避難及び収容のための施設の提供、救護・医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供等についての「佐賀県・市町災害時応援協定」を締結（平成24年3月）している。

また、市は、県外の市町村との災害時相互応援協定の締結を推進する。

市は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど相互にあらかじめ必要な準備を整えるものとする。

2 保健医療分野の受援体制

保健医療分野においては、保健医療福祉活動の総合調整のために厚生労働者が定めた他都道府県職員等から構成される災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の受援体制を整備する。

また、県は災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（DCAT又はDWAT）等の整備に努めるものとする。

3 防災関係機関等との相互協力

【資料編 8. 防災関係機関等との応援協定 参照】

市及び消防機関は、災害対策活動を円滑に実施するため、必要に応じて、防災関係機関又は民間団体等との協定の締結を進める。

4 相互協力協定等の締結促進

市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

5 受援計画等の策定

各防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援マニュアルの見直しを適宜行うとともに、特に、府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。この時には新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

第6項 災害の拡大防止・二次災害の防止及び応急復旧活動

1 浸水被害の発生・拡大防止及び水防活動従事者の安全確保

市は、管轄区域内の河川ごとに、重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防計画に定めておくものとする。

市は、浸水被害の拡大防止のための移動式ポンプ等の水防用・応急復旧資機材の備蓄を図るとともに、不足する場合に備え、関係業界団体からの協力が得られるよう連携の強化を進める。

なお、水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の同意を得た上で、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するものとする。

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国（国土交通大臣）及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫に関する減災対策協議会」「県管理河川大規模

氾濫に関する減災対策協議会」「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための、密接な連携体制を構築するものとする。

2 浸水想定区域の公表

(1) 洪水

国及び県は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長に通知するものとする。

(2) 内水

市は、雨水出水洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長に通知するものとする。

(3) 浸水被害軽減地区

市は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

3 土砂災害の発生、拡大防止

市は、土砂災害の発生、拡大の防止を図るために必要な資機材の備蓄に努めるとともに、防災対策の実施のための体制を整備しておくものとする。

また、国と県は、市長が防災活動や市民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民自らの避難の判断等にも参考となるよう、次の情報を発表するものとし、そのための体制を整備しておくものとする。

(1) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発

表する。

(2) 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市へ通知すると共に一般に周知する。

4 災害時における空家等の応急措置

市は、平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努めるものとする。

さらに、市は、災害時に、適切な管理のされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散の恐れのある部分や、応急措置の使用となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行うものとする。

5 迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立

市及びその他の防災関係機関は、平常時から国、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

市及びライフライン事業者は、被災施設・設備の迅速な応急復旧を図るため、あらかじめ、図面等のデータの保存、情報収集・連絡体制、活動体制、広域応援体制等の確立に努め、特に人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。

また、ライフライン事業者は、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成し、体制を整備するとともに、応急復旧に関して、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。

県、市及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

6 資機材等の確保

市及びライフライン事業者は、風水害の発生に備えるため、平常時から応急復旧に必要な各種資機材の保管状況を把握しておくよう努める。

市及びその他の防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念され場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

県は、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整を努めるものとする。

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

7 県と市の役割分担

県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度等の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第7項 救助、医療、救急及び消防活動体制の整備

市、県、国、医療機関及びその他の防災関係機関は、災害時における救助・救急、消防及び保健医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、平時から情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。

1 救助活動体制の整備

市、消防機関、県警察及び自衛隊は、大規模・特殊災害にも備えた救助用設備、資機材の拡充整備に努めるとともに、災害時にその機能が有効適切に運用できるよう点検整備を実施する。

また、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

(1) 警察災害派遣隊の充実強化

県警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣体制の整備を図るものとする。

(2) 緊急消防援助隊の充実強化

消防機関は、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

2 救急搬送体制の強化

消防機関は、救急搬送能力を高め、搬送途上における救命率の向上を図るため、高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成に努めるとともに、医療機関と連携した救急搬送体制の確立に努める。

さらに、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう救急業務計画の策定に努めるものとする。

3 消防活動体制の整備

(1) 火災防止の啓発、体制の整備

市及び消防機関は、地震発生時の火災防止のため、出火防止・初期消火及び火災の拡大防止について、平素から広報等を通じ住民及び事業所等に周知徹底しておくものとする。

市は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努めるものとする。

(2) 消防施設等の整備強化

市及び消防機関は、地域の実情に応じて、消防施設・設備、消防水利及び火災通報施設等について、年次計画を立ててその整備の推進に努める。

(3) 消火活動体制の整備

市及び消防機関は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

4 保健医療福祉活動体制の整備

【資料編 9. 佐賀県内の災害拠点病院及びドクターへリ基地・連携病院 参照】

(1) 災害拠点病院の整備

市は、災害拠点病院について、資料編7で県が選定するとともに、施設等の災害時に対する安全性の確保、患者受入機能及び医療救護班派遣機能の強化、患者搬送車の整備や応急用医療資機材の貸出などによる地域の医療施設を支援する機能等の強化を促進することにより、災害時の医療体制の整備に努める。

災害拠点病院においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努める。

(2) ドクターへリ基地・連携病院

ドクターへリ基地・連携病院について、県が選定し、良質かつ適切な救急医療を効率的に提供する体制の確保に努める。

(3) 大学病院等との連携

市は、災害時における救急医療を確保するため、あらかじめ大学病院、公的医療機関、県、地区医師会等と協定を締結するなど連携の強化に努める。

(4) 医療応援体制の整備

市、県、消防機関及び医療機関は、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する患者の分担など、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

(5) 市における災害時医療体制の整備

市は、消防機関と医療機関、及び医療機関相互の連絡体制についての計画の作成に努める。

(6) 救護資機材の整備の充実

日本赤十字社佐賀県支部は、自己完結型による災害救護体制が確立できるよう必要な災害救護資機材の整備充実を図るとともに、救護物資について、災害時に迅速な配分ができるよう分散配置に努める。

(7) 災害時緊急医薬品等の備蓄

市は、医薬品等の安定的供給の確保を図るとともに、災害時緊急医薬品等の備蓄に努める。

5 救急活動体制の整備

市及び消防機関は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

また、消防機関は、救急搬送能力を高め、搬送途上における救命率の向上を図るため、高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成に努めるとともに、医療機関と連携した救急搬送体制の確立に努める。

さらに、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう救急業務計画の策定に努めるものとする。

第8項 緊急輸送活動

1 緊急輸送ネットワークの形成及び輸送機能の強化

【資料編 10. 佐賀県指定の輸送拠点・輸送施設・航空輸送施設 参照】

【資料編 11. 緊急輸送道路網図及び市内における緊急輸送道路 参照】

市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び物資の受け入れ、搬送などの輸送拠点（集積拠点を兼ねる。以下同じ。）について把握・点検するものとする。

また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ、県が開設する広域物資

輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対し周知を図るものとする。

(1) 輸送拠点の指定

市は、被災地外からの救援物資の受入れ、一時保管、積み替え・配送等の輸送拠点をあらかじめ指定するものとする。

(2) 輸送施設の指定

ア 海上輸送施設の指定

県は、港湾・漁港施設が災害時に救援物資、応急復旧資材、人員の輸送基地として重要な役割を担っていることを考慮し、緊急輸送ネットワークとの連携を図り、県指定の海上輸送施設を活用する。

イ 航空輸送施設の指定

市は、災害時において、ヘリコプター等による傷病者や、災害応急対策のための人員・物資の搬送を迅速に行うため、市内の臨時ヘリポートや県指定の航空輸送施設を活用する。

ウ 陸上輸送施設（緊急輸送道路ネットワーク）の指定

道路は、災害時において、救急搬送、救援物資の輸送に重要な役割を担っていることから、国及び県は、輸送拠点や海上輸送施設、航空輸送施設に配慮し、緊急輸送道路を指定し、緊急輸送道路ネットワークを構築する。

① 第1次緊急輸送道路

県内外の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車国道、一般国道（指定区間のみ）と高速自動車国道インターチェンジ及び輸送拠点等とを結ぶ幹線道路

② 第2次緊急輸送道路

第1次道路とネットワークを構成し、市庁舎、警察署、消防署などの防災活動の拠点となる施設を相互に接続する幹線道路

(3) 輸送拠点、輸送施設の耐震化

市は、輸送拠点及び輸送施設に指定された施設等について、耐震点検を実施し、耐震性の強化を図るなど、災害に対する安全性の確保を図るために必要があれば、計画的に整備に努める。

(4) 運送事業者等との連携

市は、緊急輸送活動の機能強化のため、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

また、市は、フォークリフトなどを使用した効率的な荷役作業を行うことにより、被災者に物資を円滑に届けることが可能になるため、あらかじめ荷役機器の調達先について検討を行い、必要に応じて民間企業等と協定を締結するように努める。

2 道路輸送の確保

(1) 道路交通管理体制の整備

道路管理者、県警察は、緊急輸送道路について、道路施設及び交通管制センター、信号機、交通情報板等交通管制施設の風水害に対する安全性の確保に努めるとともに、県警察は、警察庁、隣接又は近接の県警察と協議し、広域的な交通管理体制の整備を図る。

また、県警察は、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進するものとする。

(2) 関係機関等との協力関係の構築

ア 道路管理者

道路管理者は、民間団体等と協定を締結するなど、災害発生後の道路の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保体制の整備を進めるとともに、協議会の設置等による道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の応急復旧計画を立案する。

イ 県警察

県警察は、警備業者との協定に基づき、災害時における交通誘導、災害情報の収集などについて、支援協力が得られるよう連携の強化を進めるとともに、信号機、道路標識等の保守点検業者と協定を締結するなど、災害発生後の信号機、道路標識等の故障、倒壊等に対応するため、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保体制の整備を進める。

(3) 緊急輸送体制の整備

市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送関係団体や物流事業者等と物資の輸送等に関する協定を締結するなど、緊急輸送体制の整備を進める。

(4) 緊急通行車両の事前届出

【資料編 12. 大規模災害時における緊急通行車両 参照】

市は、災害時に被災地へ物資、資機材等の輸送を行うため、事前に緊急通行車両を行う車両を確保し、所轄の警察署長へ緊急通行車両標章交付のための事前届出を行い、発災後は、直ちに緊急通行車両章の交付を申請する。

また、市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、事前届出制度を民間事業者等に周知を行うなど、その普及を図るものとする。

3 鉄道輸送の確保

市は、鉄道輸送による緊急輸送が行われるよう、鉄道事業者との協力体制の整備に進める。

4 航空防災体制の強化

市は、災害時にヘリコプターを活用した広域的かつ機動的な緊急輸送活動が実施できるよう、航空防災体制の整備を支援する。

第9項 避難及び情報提供活動

1 警戒レベルを用いた避難指示等の発令

市は、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、市はそれを全力で支援するという、住民主体の取組強化による防災意識の高い社会の構築に向け、住民が主体的に避難行動をとれるよう、5段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報の提供を行う。

また、防災と福祉の連携による高齢者の避難行動に対する理解促進、地域、学校における防災教育・避難訓練、地域防災リーダーの育成について努める。

その際安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

(1) 警戒レベルでの住民が取るべき行動

ア 警戒レベル1 (気象庁発表)

防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。

イ 警戒レベル2 (気象庁発表)

ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。

ウ 警戒レベル3 (市発令：高齢者等避難)

避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人々は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。

エ 警戒レベル4 (市発令：避難指示)

指定緊急避難場所、指定避難所への立退き避難を基本とする避難行動をとる。

災害が発生するおそれがある極めて高い状況等で、指定緊急避難場所、指定避難所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと判断した場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内より安全な部屋への移動等の避難をする。

オ 警戒レベル5 (市発令：緊急安全確保)

既に災害が発生している状況であり、命を守るために最善の行動をする。

(2) 住民自らが起こす避難行動

避難行動を起こす際、警戒レベルでの避難での取るべき行動以外にも、地域の特性など考慮し、早めの避難行動をとるようにする。

また、新型コロナウイルスなど感染症等により、感染リスクの軽減のため、これまでの避難の方法ではなく、分散避難を推奨する。

避難の際には、家族等で安否確認ができるようにする。

《避難の方法》

ア 指定避難所、緊急指定避難場所への避難

イ 垂直避難（ハザードリスクが無い場合）

ウ 親戚、友人、知人宅への避難

エ 地域の公民館、集会所への避難

オ マイカーでの避難

《警戒レベルと警戒レベル相当情報の関係》

危険度	警戒 レベル	住民が とるべき行動	避難情報等	警戒レベル相当情報
高い 	5	命の危険 直ちに安全の確保！	緊急安全確保	・大雨特別警報 ・氾濫発生情報
	4	危険な場所から 全員避難	避難指示	・土砂災害警戒情報 ・氾濫危険情報
	3	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	・大雨警報（土砂災害） ・洪水警報 ・氾濫警戒情報
	2	避難行動の確認		・大雨注意報 ・洪水注意報 ・氾濫注意情報
低い	1	災害への心構えを 高める		

2 市の避難計画

【資料編 13. 指定緊急避難場所一覧 参照】

【資料編 14. 指定一般避難所一覧 参照】

【資料編 15. 指定福祉避難所一覧 参照】

(1) 全庁をあげた体制の構築

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

県は、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

(2) 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

市は、風水害時における避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難指示等に関するガイドライン（平成31年3月）」に沿って、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備するものとし、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について隨時見直すものとする。

また、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

ア 洪水等

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情等、排水ポンプ運転に係る情報、台風情報、洪水情報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

それら以外の河川についても、氾濫により住居者や施設等の利用者の命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

また、避難指示等の発令対象区域については、受け取った住居者・施設管理者等が危機感を持つことができるよう、命を脅かす洪水等の恐れがある範囲を適切に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

イ 土砂災害

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令する小尾を基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

(3) 指定緊急避難場所及び指定避難所

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得たうで、次の基準により、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要かつ十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、日頃から指定避難所の場所、収容人数等について市民等への周知徹底を図るものとする。

災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

市は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び緊急の避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

指定緊急避難場所及び指定避難所が使用できなくなる場合も想定し、あらかじめ避難所として利用可能な民間の施設等を把握し、応援協定の締結の推進に努める。

なお、武雄市文化会館は、令和6年6月より再整備のため全館休館となるが、新施設開館までは、一部を避難所等として引き続き利用することとする。

県は、市が県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所に指定した場合には、当該施設の必要な整備に努める。特に、指定避難所としての指定を受けた県立学校については、要配慮者も利用できるよう多機能トイレや電源喪失に備えた非常用電源の設置等に努める。

ア 指定緊急避難場所

① 風水害における指定基準

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを、災害種別ごとに指定する。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

② 地震災害（地震に伴う火災等を含む）における指定基準

市は、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれがある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。また、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

イ 指定避難所

① 指定基準

- a 市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。
- b 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- c 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることができることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- d 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- e 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- f 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- g 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。

また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

さらには、指定避難所が使用できなくなる場合も想定し、あらかじめ避難所として利用可能な民間の施設等を把握し、応援協定の締結の推進に努める。

- h 避難者1人当たり概ね 2 m^2 以上確保できる施設であること。

② 開設基準

市は、指定避難所を1次避難所、2次避難所に区分し、避難指示等の発令、災害の状況に応じ順次開設する。

1次避難所は、高齢者等避難発令時に開設することとし、2次避難所は避難指示等発令時に開設することとする。ただし、気象状況等により避難情報を発令していない場合の開設や1次避難所、2次避難所を同時に開設する場合もある。

なお、避難指示等が発令されていない地域において、市民等が自主的に避難する場合は、1次避難所である公民館等を開設する。

③ 機能の強化

市は、あらかじめ指定した指定避難所の機能の強化を図るために、次の対策を進める。特に、避難者のニーズは、被災から時間が経過するごとに変化していくことから、災害対策本部と避難所との情報を導入した防災情報システムにより共有し活用する。

また、要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。

具体的には、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や県及び独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用をも含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等宿泊施設の活用を含めて検討するよう努めるものとする。

なお、避難所の物資等の備蓄に当たっては、佐賀県が策定している「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」に基づき、整備するものとし、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

整備がない場合でも、災害時には応援協定、事業所の支援により通信関係の確保などを行う。

- a 必要に応じ、換気、照明等など良好な生活を確保するための設備の整備とともに必要に応じた電力容量の拡大
- b 非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備
- また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備
- c テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備
- d 指定避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保及び食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベット、パーテイション、非接触型体温計、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症対策に必要な物資の備蓄・供給体制の確立
- e 飲料水の給水体制の整備
- f ソーシャルディスタンスを確保するための段ボール間仕切り、床下からの飛沫感染予防のための段ボールベッドの確保
- g 避難所内の消毒を行うための消毒薬、使い捨て手袋等の感染症予防対策物資の確保
- h 支援者等の駐車スペースの確保等を行う。

ウ 地域避難所

地域避難所は、指定避難所へ避難することが困難な場合など、想定される災害による影響が比較的小ない地域の自治公民館、集会所、お寺等を一時的な避難場所として区長と連携を取り合いながら緊急的に使用する。また、開設を行った際は、区長から災害対策本部へ連絡を行う。

市は、地域の事情に合った避難所を確保するため、一時的な避難に必要な非常食及び飲料水を事前配備し、安心して避難できる環境を整える。

エ 福祉避難所

市は、避難所において要配慮者への配慮を必要とする状況となった場合に設置する福祉避難所（二次的な避難施設）を耐震性・耐火性、浸水想定等を考慮してあらかじめ選定しておく。

福祉避難所は、県の施設及び市社会福祉協議会の福祉施設を福祉避難所として活用するとともに、民間の福祉施設等の活用ができるよう協定の締結を推進する。

また、福祉避難所等において、要配慮者の相談や介助など支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

福祉避難所の開設については、民生対策部を通じ、災害対策本部へ連絡をする。その際、避難者情報等など確実な情報共有を行う。

オ 非構造部材の耐震化

市は、指定避難所のつり天井など非構造部材についても耐震化を確保し、災害時に継続して使用できるよう努める。

(4) 避難路及び誘導体制

ア 市は、住民の安全を第一に、市民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、あらかじめ避難路を指定するとともに、標識等を設置し、住民への周知徹底を図る。

また、緊急避難場所に通じる避難階段、通路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

イ 市は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、市民、自主防災組織、区長、民生委員等の協力を得ながら、平常時から、次の事項等に留意した避難行動要支援者の情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

(ア) 避難行動要支援者の実態把握

(イ) 避難路の整備及び選定

(ウ) 避難所の受入環境

(エ) 避難誘導責任者及び援助者の選定

ウ 市は、避難誘導にあたっては、避難経路や指定避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることにも配慮するとともに、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を有する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

エ 市は、避難時の周囲の状況等により、避難のために移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

オ 自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(5) 指定避難所の管理運営

市は、指定避難所の管理運営を円滑に実施するため、国が策定した避難所運営ガイドライン（平成28年4月）、県が策定した「避難所マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル作成モデル」等に基づき、「避難所開設・運営マニュアル」を早急に整備する。

策定に当たっては、指定避難所の開設手順や感染症対策を講じた避難者の受入方法、運営組織、避難所運営サイクルの確立、健康管理、環境整備等に留意するものとし、発災からの時間経過に応じた避難者の様々なニーズへも配慮する。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対策法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の

確保・育成に努めるものとする。

(6) 避難所生活上必要となる基本的事項

ア 情報の提供

避難所生活で必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食料等生活物資情報、復旧期には教育や仮設住宅情報、生活再建に向けての情報等が必要となる。

なお、要配慮者に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たすが、ほかに情報を提供する機器についても特別な配慮が必要である。

イ 飲料水、食料、生活物資の供給

水、食料、物資の供給については避難者ニーズの的確な把握と公平な配分に心がけるとともに、初動期には生命維持を最優先に質・量の供給を、復旧過程期以降には健康保持や避難者のニーズの多様性にも配慮した供給を図る必要がある。

ウ 保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ごみ処分）

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護施設の整備、また、避難所内の環境整備を図るため、トイレ、簡易入浴施設の用意、ごみの処理方法、季節を考慮した対応の検討が必要である。

エ プライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブルを起こしたりすることが考えられるため、避難所生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討しておく必要がある。

また、女性や子供などは特に配慮を必要とする。

オ 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、妊娠婦等に配慮した対応

避難行動要支援者の全体計画に基づき、平常時から地域内の避難行動要支援者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供や要配慮者用スペースの確保、必要な育児・介護・医療用品の調達等避難所生活について十分配慮する必要がある。

カ 在宅等被災者に配慮した対応

自宅や車中泊、テント生活など避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により物資や情報等が届かない場合には、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給や情報等を行うよう配慮する必要がある。

また、こうした者のほか、災害により孤立する危険のある地域の被災者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても情報を提供できる体制の整備に努めるものとする。

キ 居住地以外への避難者への支援等

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

ク 車中泊者等への対応

市は、大規模な駐車場について調査・把握を行い、被災者が車上生活やテント生活を送るため使用できるよう施設管理者と協定を締結するとともに、指定避難所に準じた運営を行えるよう地域住民や企業等も含め、体制を検討する。

ケ ホームレスへの対応

市は避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

コ 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、

女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

3 広域避難体制の整備

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、必要に応じ、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市区域外への広域な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

市、県及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

市及び県は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連携をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

4 学校等、病院等、社会福祉施設等の避難計画

(1) 学校等

ア 避難計画等の整備

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（以下「学校等」という。）の管理者は、災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、災害発生時における生徒等の保護者への引渡し方法についてあらかじめ定め、保護者へ周知しておくものとする。

イ 教育訓練の実施

学校等の管理者は、避難計画等に基づき、職員や生徒等に対する防災教育・防災訓練の実施に努めるものとする。

(2) 病院等

ア 避難計画等の整備

病院等の管理者は、災害時に備え、あらかじめ緊急連絡体制、避難所、避難路、誘導責任者、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入院患者の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図る。

イ 教育訓練の実施

病院等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(3) 社会福祉施設

ア 避難計画等の整備

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ、誘導責任者、避難所、避難路、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

イ 教育訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努め

るものとする。

(4) 不特定多数が使用する特定施設等

不特定多数の者が使用する特定の施設等の管理者は、あらかじめ、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、誘導責任者、避難所、避難路などについての避難計画を作成するとともに、防災訓練を実施するものとする。なお、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

(5) 市及び県による指導等の充実

市及び県は、施設等の管理者が、適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう、必要な指導・助言等を行うものとする。また、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

5 応急住宅

(1) 建設資材の調達

市は、業界団体等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設資材の調達・供給体制を整備する。

(2) 応急仮設住宅の建設場所

災害が発生し、応急仮設住宅の建設が必要な場合に備えて、市は、平常時から二次災害の危険のない適地を選定し、応急仮設住宅の建設候補地台帳を作成しておくものとする。

また、市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(3) 公営住宅等への収容

市は、公営住宅等の空き家状況を平常時から把握しておく、被災者への迅速な提供体制を整備するとともに、入居者選考基準、手続き等について定めておくものとする。

(4) 民間賃貸住宅の活用

市は、民間賃貸住宅を災害時に迅速にあつせんできるよう、体制の整備に努めるものとする。また、借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

6 被災者支援体制の整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする。

第10項 避難行動要支援者対策の強化

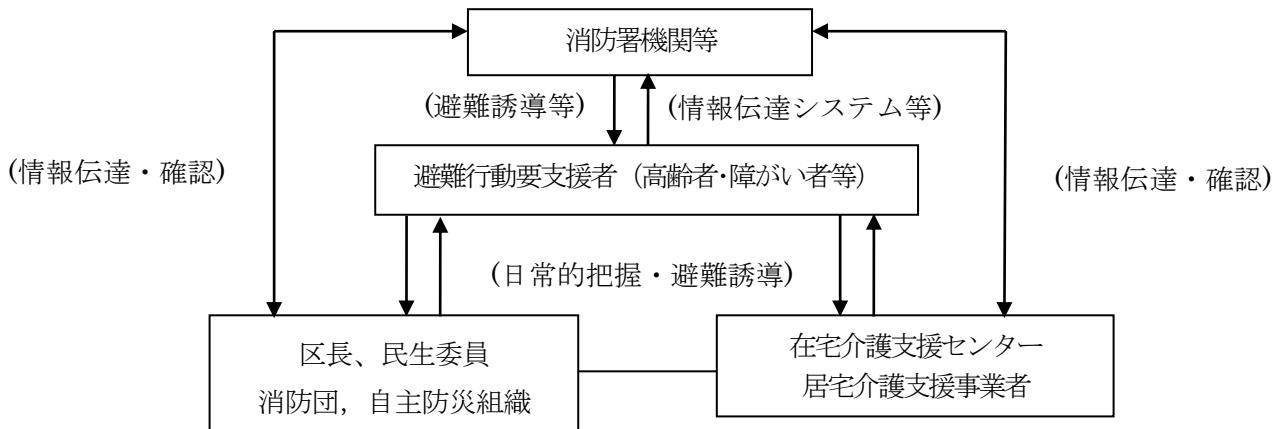
災害時には避難などの行動に困難が生じ、また、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられる災害時に配慮が必要な要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、避難行動要支援者の個別避難計画に基づき、事前に援助者を決めておくなどの平常時からの地域における支援体制づくりや、社会福祉施設・病院等の防災対策の充実など防災対策の推進を図る。

1 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり

(1) 地域安心システムの整備

平時における市民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、災害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、市は、市民相互の助け合いを基調とする地域コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携供給体制を、体系的に整備するよう努めるものとする。

【 地域安心システムのイメージ 】



(2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備

ア 避難行動要支援者名簿の作成及び管理

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿情報を最新の状態に保つこととし、少なくとも年1回以上定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

- ① 市は、本市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する避難行動要支援者の把握に努める。
- ② 市は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成する。
- ③ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当するものとする。
 - a 要介護認定を受けている者
 - b 身体障害者1・2級（総合等級）の者で第1種を所持する身体障がい者
 - c 療育手帳Aを所持する知的障がい者
 - d 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
 - e 武雄市で実施する生活支援サービスを受けている難病患者
 - f 上記以外の者で市又は避難支援等関係者が避難支援の必要性を認めた者
 - g 自ら避難行動要支援者名簿への掲載を希望し市が認めた者
- ④ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - a 氏名
 - b 生年月日

- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項

⑤ 市は避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、市の関係部局で把握している避難行動要支援者に該当する者の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。

また、市で把握していない情報が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県やその他の関係機関に対して、情報提供を求めることとする。

⑥ 市は、住民異動や身体障害者手帳交付等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を毎年度又は必要に応じて随時更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

⑦ 市は、避難行動要支援者名簿について、「武雄市セキュリティポリシー」を遵守し適正な情報管理を行うものとする。

⑧ 市は、災害による停電等を考慮し、避難行動要支援者名簿の電子媒体での管理に加え紙媒体でも最新の情報を保管するものとする。

イ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供等

市は、避難支援等に携わる関係者として武雄市地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、市の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

① 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。ただし、避難行動要支援者名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合に限る。

② 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供することができる。この場合においては、避難行動要支援者名簿情報を提供することについて避難行動要支援者本人の同意を得ることを要しない。

③ 避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- a 県警察
- b 武雄消防署
- c 民生委員・児童委員
- d 自主防災組織（駐在員等）
- e 武雄市消防団
- f 社会福祉法人武雄市社会福祉協議会

④ 避難行動要支援者名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、市は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- a 避難行動要支援者名簿情報は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- b 避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、個人情報の適正な管理に関する確認書を市に提出すること
- c 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること

- d 施設可能な場所への避難行動要支援者名簿情報の保管を行うよう指導すること
 - e 受け取った避難行動要支援者名簿情報を必要以上に複製しないよう指導すること
 - f 避難行動要支援者名簿情報の提供先が団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿情報を取扱う者を限定するよう指導すること
- ウ 避難支援等関係者の安全確保
- 市は、避難行動要支援者から避難行動要支援者名簿情報の避難支援等関係者への提供についての同意を得る際に、避難支援等関係者は可能な範囲での避難支援を行うものであることへの理解を求める。
- また、避難支援等関係者等の安全確保を含めた避難支援について、地域住民全体で話し合い、ルールを決め計画を作ることが適切であること等の周知を行う。
- エ 避難行動要支援者の指定緊急避難場所から指定避難所への移送
- 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- オ 情報伝達体制の確立
- 市は、避難行動要支援者へ、災害情報発信システム（電話、ファクシミリ、防災行政無線等）を整備するとともに、避難行動要支援者に対し、確実に情報が伝達できるよう、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等を活用した重層的な情報伝達体制の整備確立を図る。
- また、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者（視覚障がい者、聴覚障がい者）に対し、災害情報発信システム、登録電話、登録FAXの周知啓発をおこなうとともに、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティアなどの派遣・協力システムの整備確立などによる分かりやすい情報伝達体制の整備に努める。
- カ 地域全体での支援体制づくり
- 市は、災害時に、家族、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員及び消防機関等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導あるいは救助活動が実施できる体制の整備に努める。
- キ 避難行動要支援者の全体計画及び個別避難計画等の策定
- 市は、県が作成した「災害時要援護者支援マニュアル策定指針」を参考に、避難行動要支援者やその家族が、災害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画を作成し、防災対策の充実を図る。
- また、市は、武雄市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新とともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の的確な管理に努めるものとする。
- なお、特に避難行動要支援者の個別避難計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態を把握し、また、医療的ケア児に対しては、支援者間の連携が不可欠なことから、より実用性の高い個別避難計画を策定し、定期的な避難訓練及び必要に応じて関係者を集めた意見交換会を開催するよう努めるものとする。
- 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。
- 市は、武雄市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得て、あらかじめ個別避難計画を提出するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の

漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

ク 在宅の避難行動要支援者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

市は、避難行動要支援者が災害時に出火防止や円滑な避難により、被害が最小限となるよう、講習会の開催、パンフレット・広報誌の配布等避難行動要支援者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。

さらに、地域における防災訓練については、避難行動要支援者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施する。

また、市は、居宅介護支援事業者や民生委員・児童委員など高齢者、障がい者の居宅状況に接することのできる者が、防災知識の普及を推進する体制を整備する。

2 社会福祉施設、病院等における災害時要配慮者対策

(1) 災害に対する安全性の確保

社会福祉施設、病院等の人命に関わる重要施設の管理者は、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に努め、耐震性の確保に配慮するとともに、施設をあらかじめ災害の危険性の低い場所に立地するよう考慮するなど、災害に対する安全性の向上を図るものとする。

また、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

災害の発生に備え、社会福祉施設、病院等の管理者は、あらかじめ要配慮者に配慮した防災関係施設・設備の整備、資機材の配備等に努めるとともに、緊急連絡体制、職員の役割分担・動員計画、避難誘導等の避難計画を定め、入所者等の安全に万全を期すものとする。

(3) 地域等との連携

社会福祉施設、病院等の管理者は、災害時に、施設関係者のみでは避難計画に基づく避難誘導等ができるない恐れがあるときは、周辺住民の協力を得られるよう、平常時から連携の強化に努めるものとする。

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ、市内を始めとした同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受け入れに関する災害協定を締結するよう努めるとともに、締結した協定の内容を市に連絡するものとする。

(4) 緊急保護体制の整備

社会福祉施設の管理者は、緊急に施設で保護する必要がある要配慮者の発生に備え、一時入所措置等の取扱が円滑、的確に行えるよう保護体制の整備を図るものとする。

(5) 市、県の支援

市及び県は、社会福祉施設を指導、支援し、災害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進するものとする。

県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録の要請、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める

ものとする。

また、市は、保育所が被災した場合に、当該保育所に通う保育が必要な乳幼児等に対し必要な保育が実施できるよう、他の保育所での受入れ等、必要な調整を行うものとする。

3 外国人の安全確保対策

市及び県は、日本語を理解できない外国人、技能実習等で日本に滞在している外国人のために、外国語、やさしい日本語によるパンフレットの作成・配布、防災標識への多言語での付記等を実施し、防災知識の普及・啓発に努める。

また、市及び県は、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う、災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

4 避難所の要配慮者対策

(1) 避難所の整備

避難所として指定された施設の管理者は、施設のバリアフリー化など高齢者や障がい者等の利用に配慮した施設の整備に努める。

(2) 支援体制の整備

市は、避難所における高齢者、障がい者等の食事の介助や生活支援物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携協力体制の整備に努める。

(3) 公的施設等への受入体制の整備

避難所での生活は、要配慮者には厳しい環境となることが考えられるため、市及び社会福祉施設の管理者は、要配慮者を避難所から公的施設、公的住宅又は社会福祉施設へ早期に受入れが可能となるよう、あらかじめその体制の整備を進めておく。

第11項 帰宅困難者への対策

市は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生した場合に備え、一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供が可能となるよう、帰宅困難者を保護できる施設との協定を結ぶなど一時滞在施設の確保に努める。

第12項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達

災害時における市民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、外部支援の時期を想定し、各地域の地理的条件等も踏まえながら、市及び県は、平常時から連携して、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、訓練等を通じて物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うなど調達・輸送体制を確立しておくものとする。

また、家庭及び企業に対して、備蓄に関する啓発を行うとともに、小口・混載の支援物資を送ることは被災地の負担になることなど、被災地支援に対する知識を整理するとともに、その知識の普及に努めるものとする。

大規模な地震災害では、物資を調達し、配布されるまで日数を要することから、食料や飲料水をはじめ服用薬など日常生活を送るうえで必要な品物について、連携して市民自らが備蓄を行うよう呼びかけていくものとする。

1 確保の役割分担

(1) 市民等

家庭及び企業は、災害時に持ち出しできる状態で3日分の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄しておく

よう努める。

また、家庭においては、高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、服用している医薬品の情報が確認できるよう、おくすりノート等の保持に努める。

(2) 市

市は、独自では食料・飲料水・生活必需品等のほか、燃料、ブルーシート、土のう袋等の必要な物資についての備蓄を行うとともに、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行うとともに、物資調達・輸送調達等システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

なお、市単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等システムにより県に対して要請を行えるよう体制を整備する。

(3) 県

県は、市への支援を目的として、必要な物資の備蓄及び調達体制の整備を行うとともに、物資調達・輸送調達等システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

なお、県単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等システムにより国に対して要請を行えるよう体制を整備する。

2 備蓄方法等

市は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄計画に基づき備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。

3 食料・飲料水

(1) 食料の確保

食料の品目としては、精米、おかゆ袋、アルファ米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、育児用調製粉乳、生鮮食料品等とする。

ア 精米等

市は、風水害時における精米を確保するため、被災者に対し円滑に供給できる体制の整備に努める。

市は、応急用備蓄食料について、自衛隊等と連携し、災害発生時に直ちに供給できるよう体制を整備するとともに、市が独自で備蓄を行う。

市は、高齢者、乳幼児等に配慮したおかゆ袋等の備蓄を行うものとする。

イ その他の食料

市は、パン、おにぎり等のその他の食料について、災害時に、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量の把握に努める。

また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調製粉乳等）や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ供給できるよう備蓄又は調達体制を整備する。

(2) 飲料水の確保及び資機材の整備等

市及び水道事業者等は、相互応援協定の締結等を図り、応急給水用の飲料水の確保に努める。（1人1日3リットル）

市及び水道事業者等は、給水車、ポリ容器などの必要な資機材の整備に努める。県は市及び水道事業者等と協力し、応急給水状況を把握するとともに、市及び水道事業者等から要請があった場合又は応急給水状況から自ら必要と認める場合は市及び水道事業者等に応急給水の要請を行えるよう体制を整備する。

また市は、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料についても、民間業者等との協定締結を図るなど必要に応じて備蓄を行うものとする。

4 生活必需品

市は、災害時に被災者に対して供給するため、衣料、寝具その他生活必需品の備蓄に努める。

また、関係団体や民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量（流通在庫、製造能力など）の把握に努める。

県及び市は、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、協定を締結した関係団体や民間企業等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

5 医薬品

市は、地区医師会、地区薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認める場合には、関係団体等に供給の要請を行いうる体制を整備する。

6 木材等の確保

市は、木材、薪炭燃料を確保するため、森林組合等の関係団体の協力し、木材等の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認められる場合には、関係団体等に供給の要請を行いうる体制を整備する。

第13項 防災訓練

災害に対して被害を最小限に食い止めるためには、地域防災計画等を熟知し、災害発生時の対応能力を高め、防災関係機関相互間及び防災関係機関と市民等の間における連絡協調体制の確立や、市民への防災知識の普及に大きな効果のある防災訓練の不断の実施が必要であり、市及びその他の防災関係機関及び要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体は、次の防災訓練の実施に積極的かつ継続的に取り組むものとする。

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

1 市総合防災訓練

大規模な災害の発生を想定し、災害発生直後における市、県、国、他の市町、県警察、消防機関及びその他の防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。

また、自主防災組織及び地域住民の積極的な参加を促し、地域の特性を踏まえた内容とする。

さらに要配慮者についても訓練参加を促し、市、県、消防機関、他の防災関係機関等と一体となった訓練を行い課題等の検証を行う。

《訓練の内容例》

- (1) 非常召集、自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
- (2) 災害発生時の広報
- (3) 避難誘導、避難指示及び警戒区域の設定
- (4) 要援護者の避難誘導及び安全確保

- (5) 消防、水防活動
- (6) 救助・救急活動
- (7) ボランティアの活動体制の確立
- (8) 食料・飲料水、医療その他の救援活動
- (9) 被災者に対する生活情報の提供
- (10) 避難所の設置運営
- (11) 市民が協力して行う避難所運営

2 防災関係機関

それぞれの機関が定めた計画（防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等）をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動を実施するうえで、円滑な対応がとれるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

3 事業所、自主防災組織及び市民

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、市民の協力が必要不可欠である。このため、災害時に的確な行動がとれるよう、プッシュ型により出前講座を行い、訓練等を実施する。

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校等、病院、社会福祉施設、工場、デパート及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、地域の一員として市、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

(2) 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防機関との、協力、指導を受け、訓練を実施する。

(3) 市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性を考慮し、防災訓練への自発的参加による防災行動の習熟及び防災知識の普及啓発を図るとともに、防災意識の高揚に努めるものとする。

(4) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた者の訓練

【資料編 3. 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設 参照】

【資料編 4. 浸水想定区域内の要配慮者施設 参照】

ア 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施にするものとする。

イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、水害や土砂災害防止に関する計画に基づき、訓練の実施に努めるものとする。

第14項 災害復旧・復興への備え

1 災害廃棄物の発生への対応

(1) 市の災害廃棄物処理計画

市は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿など）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町や民間事業者等との連

携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

《風水害時の災害廃棄物処理計画に盛り込む内容》

- ① 被災地域の予測
- ② 災害廃棄物発生予測量
- ③ 仮置場の確保と配置計画・運営計画
- ④ 仮設トイレ調達、設置、運営計画
- ⑤ 排出ルール（分別）、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順（特に最終処分先の確保）
- ⑥ 市で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制
- ⑦ 仮置場での破碎・分別体制
- ⑧ 収集処理過程における粉じん・消臭等の環境対策
- ⑨ 収集運搬車両とルート計画
- ⑩ 災害に備えた資機材の備蓄計画（停電に備え、発電機等を整備したほうが望ましい）
- ⑪ 住民への広報（分別排出、仮置場などについて）

(2) 大量に生じた災害廃棄物への備え

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、関係団体と連携して、平常時から広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置場・処理施設の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

(3) アスベスト使用建築物等の把握

県及び市は、災害発生時に、アスベスト飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、平時から建築物等におけるアスベスト使用状況の把握に努める。

2 各種データの整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等各種データの整備保存並びにバックアップ体制を整備しておくものとする。

また、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

3 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、建築士等の専門家との協定締結、罹災証明書の様式、交付申請の受付会場をあらかじめ定めておくこと等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

さらに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用を行うものとする。

市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

4 復興対策の研究

市及び防災関係機関は、市民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自主復興支援方策、復興過程における市民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

第15項 複合災害対策

市及びその他の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画、防災業務計画等を見直し、備えを充実するものとする。

後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うようマニュアル等であらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請するものとする。

また、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえてマニュアル等の見直しに努めるとともに、発生の可能性のある複合災害を想定した要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第3節 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行に伴い、知事は、社会的条件、自然条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する平成8年度以降の年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることとなった。

市は、県が作成した地震防災緊急事業五箇年計画に記載された市が実施する事業について積極的な推進に努める。

1 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (12) 不特定かつ多数のものが利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (13) 河川法に規定する河川管理施設
- (14) 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で家屋の密集している地域の地震防災上補強を要するもの
- (15) 地域防災拠点施設
- (16) 防災行政無線その他の施設又は設備
- (17) 飲料水、井戸、貯水層、水泳プール、自家用発電設備その他の施設又は設備
- (18) 非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (19) 救護施設等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

第4節 防災思想・知識の普及

中央防災会議ワーキンググループによる提言で、災害の発生している情報の重要性について提言がなされ、あらゆる世代の住民を対象に、継続的に防災教育、避難訓練などを実施し、「自らの命は自らが守る」意識が醸成された地域社会を構築する。

第1項 市民等の防災活動の推進

1 職員への防災教育の実施

災害発生時に、この計画に基づく災害応急対策を実行する主体となる防災関係機関の職員は、災害に対する豊富な知識が必要であるとともに、適切な判断力が要求される。

このため、防災関係機関は、職員に対して、各種の研修等の場を通じて、防災知識の普及、意識の高揚を図るとともに、災害応急活動のためのマニュアルを作成し、災害への対応力の向上を図るなど、防災教育の普及徹底を図る。

(1) 研修会

市及び各防災関係機関は、職員に対して、災害対策関係法令の趣旨の徹底と円滑な運用を図るとともに、必要に応じて、消防、水防、土木、建築、その他災害対策に必要な技術の修得を図るために研修会を実施する。

(2) 講習会

市及び各防災関係機関は、災害発生の原因、対策等に関する科学的専門的知識の職員への普及を図るため、学識経験者又は関係機関の専門職員等を講師とした講習会を実施する。

(3) 現地調査等

市及び各防災関係機関の職員は、災害危険地域の現地調査を行い、現状と対策の検討を行うとともに、防災関係施設、防災関係研究機関の視察等を通じて知識の普及を図る。

(4) 災害対応マニュアルの周知徹底

市及び各防災関係機関は、災害対応マニュアルを作成した場合は、その内容について他の防災関係機関に通知するとともに、職員に対して内容の周知徹底を図る。

(5) 防災と福祉の連携

市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進

市及び各防災関係機関は、市民等に対して、単独又は共同して、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という自主防災思想や災害予防措置、早期避難、避難方法等の防災知識を普及するための学校教育、社会教育の実施に努める。この際、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等に努めるものとする。

防災知識の普及にあたっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るために、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

(1) 防災知識の普及・啓発等

- ア 市及び防災関係機関は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。
- また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。
- イ 市及び防災関係機関は、「災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先」であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下にあっても避難所への避難を躊躇することが無いよう、住民に対して啓発活動を行うものとする。
- ウ 市及び防災関係機関は、防災週間及び防災関連行事等を通じ、市民等に対し、災害発生時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及・啓発を図る。
- (ア) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、自動車へのこまめな給油、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策。
- (イ) 警報発表時や警戒レベル4（避難指示）、警戒レベル3（高齢者等避難）の発令時にとるべき行動。
- (ウ) 大雨の前には自家用車や農業機械を避難させる（ただし、災害の状況によっては、命を守るため自身の避難を優先させる）こと。
- (エ) 様々な条件下（家庭内、路上、自動車運転中等）で災害発生時に取るべき行動、避難場所や避難所での行動
- (オ) 「災害における不要不急の外出は控え、仮に外出した後でも、道路の冠水などで少しでも生命の危険を感じた時には、一度立ち止まり、引き返す勇気も必要」という令和元年佐賀豪雨災害の教訓化事項

低平地が多い佐賀県の地理的特性から道路冠水が珍しくないため、そこを安易に自動車で通過しようとする傾向にある。令和元年佐賀豪雨災害でも自動車ごと流されて2名の尊い命が失われたように、道路冠水時にはクリークや河川との境界が分からなくなったり、想像以上の流れがあるなど、生命に危険が及ぶ場合があり、このことについて住民に対して啓発を行っていくことが必要

- (カ) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの決め等）について、あらかじめ決めておくこと。
- (キ) 災害時における通信料の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えること。
- (ク) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (ケ) 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、地域コミュニティ等の自主防災組織を活かした避難活動を促進する。
- (コ) 新型コロナウイルス感染症対策下での分散避難、感染症対策を行ったうえでの避難受付などの避難、避難所運営での協力に関することなどの避難場所や避難所での行動
- (サ) 市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。
- (シ) 市及び県は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(2) 緊急地震速報（警報）の発表等

緊急地震速報（警報）は、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来るることを知らせる警報である。

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上を予想された場合に、震

度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

なお、震度6弱以上の揺れ又は長周期地震動階級4を予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

佐賀地方気象台は、県、市及び各防災関係機関等の協力を得て緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

(3) 災害対策パンフレット、チラシ等の作成配布

市は、地域の防災対策を的確に進める観点から、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など風水害の発生危険箇所等について調査するなど地域防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、平常時の心構えや災害発生時の行動マニュアル等を作成し、市民等に配布するとともに、研修を実施するなど、防災知識の普及に努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

なお、市及び県は、地震発生後1週間程度は、最初の大地震と同程度の地震の発生に注意し、特に2～3日程度は大地震が引き続き発生しやすいことを踏まえ注意を呼びかける。

(4) 講習会等の開催

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

なお、各地域における防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

(5) 報道機関の活用及び協力要請

市は、災害発生時における混乱及び被害を最小限に押さえるため、報道機関の協力を得て、平常時から市民の災害に対する意識の高揚を図る。

(6) 防災教育等の推進

学校等は、生徒等の発達段階に応じて、学校教育を通じて防災教育の徹底を図る。

市は、学校等における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災に関する教材（副教材）の充実、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の充実に努めるものとする。

また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で一般向けの専門的・体系的な防災に関する教育の普及促進を図る。

(7) 防災関連設備等の普及

市は、住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、家具の転倒防止、非常持出品等の普及に努める。

(8) 地震保険への加入促進

市民は、地震により被災した住家・家財を速やかに再建するための原資とするため、地震保険に加入し、地震に備えるよう努めるものとする。なお、市は、国や一般社団法人日本損害保険協会など関係団体と協力し、広く市民に対して、地震保険の重要性を広報し、地震保険への加入促進に努める。

(9) 避難における互助の促進について

避難を行う際、住民相互に声かけや安否確認を行い、避難を実施する。また、避難生活では、各自が物

資を持ち寄り、協力するように努める。

(10) **避難所の運営**

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

(11) **避難タイムラインの作成**

市は、大雨等の災害の際に、住民自身やその家族がどのように避難行動をとるか、予めまとめた「マイ・タイムライン」の作成を促すものとする。

3 住民への分かりやすい水害リスクの提供

市は、住民自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、出前講座を行い、ハザードマップ、防災副読本などを活用し、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する等、住民が分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

第2項 水防協力団体の育成強化

市は、水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るものとする。また、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとする。

第3項 消防団の育成強化

消防団は、将来にわたり、地域防災力の中核として、欠くことのできない代替性のない存在として、救助・救出活動、警戒巡回活動、災害防御活動、避難誘導活動等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少や高齢化等の問題を抱えていることから、その育成強化を図る。

市は、消防団の育成、強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

1 消防団員の理解促進

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、市民等の防災に関する意識を高めるとともに、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

2 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び従業員の消防団活動に対する理解の増進に努めるとともに、女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

3 公務員の消防団への入団促進

公務員の消防団への入団は、地域住民と深いつながりができ、非常に望ましいことから、率先して消防団へ参加するよう努めるものとする。なお、33歳以下の市職員は、原則消防団に加入するものとする。

4 消防団の装備の改善

消防団の装備は、消防団の活動の充実強化を図るため、安全対策、救助活動、情報通信等の装備について、充実強化を図るものとする。

5 消防団員の教育訓練

地域防災力の中核となる消防団は、様々な役割を期待されていることから、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実を図るものとする。

6 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が参加しやすい組織・制度として特定の災害・活動のみに参加する「機能別団員・分団制度」を推進する。

第4項 自主防災組織等の育成強化

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動は、その機能を十分に果たせなくなり、災害を受けた地域の全てを救うことができないことも考えられる。特に地震災害においては、広い地域にわたり同時多発的に発生し、道路交通や通信手段の混乱等の悪条件も重なることが予想される。

このような事態に対処するためには、「自ら守る、みんなで守る」という意識のもとに、市民自らが、地域社会の中でお互いに協力して、被災者の救出・救護、要配慮者への援助、避難並びに指定緊急避難場所及び指定避難所での活動を自主的に行うことが要求される。

このため、市は、自治会などの地域において、住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の育成、強化を図る。その際には、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、地域コミュニティ等の自主防災組織を活かした避難活動を促進する。

1 地域住民等の自主防災組織

市は、地域防災計画に、自主防災組織の役割、地域区分、設置方法、活動内容等、自主防災組織の育成に関する計画を定め、これに基づき組織化を図るとともに、防災訓練の実施に努める。

市及び県は、組織の核となるリーダーを養成するための研修及び情報提供などによる育成強化並びに多様な世代が参加できるような環境の整備に努め、これらの組織の日常化、訓練の実施を促進する。その際には、女性の参画の促進に努めるものとする。

《自主防災組織の活動例》

平常時	・防災知識の普及 ・地域内の安全点検	・防災訓練 ・防災資機材の整備・点検
災害時	・出火防止・初期消火 ・避難誘導（避難行動要支援者の援助） ・避難所運営への協力	・救出・救護 ・情報の収集・伝達

2 活動拠点及び資機材の充実

市は、自主防災組織の活動拠点の整備や、救助、救護のための資機材の充実に努める。

第5項 企業防災の促進

1 企業の事業継続計画等

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力

等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

市及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等進めるとともに企業による事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）が一層促進されるよう支援人材の確保等に努める。また、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、企業に対し地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

市及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して事業継続力強化支援経過うの策定に努めるものとする。

2 要配慮者利用施設の防災体制

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。さらに、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、各法令等に基づき、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るために施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

市は、要配慮者利用施設の洪水時の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

3 大規模工場等の防災体制

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

また、油や人体・環境等に影響を及ぼす液体等を取り扱う事業所は、「災害による製造業者の油等流出防止対策」に基づく油等流出防止対策に努めるものとする。

4 緊急地震速報受信装置等の積極的活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第6項 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進を行う。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第7項 災害ボランティア活動の環境整備等

災害時における市民等のボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から環境整備に努める。

1 災害ボランティア活動の環境整備

市は、平常時から、CSO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、災害時の災害ボランティアとの連携について検討する。

また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会及びボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県内において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や県内において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、武雄市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、武雄市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

市は、行政・NPO・ボランティア団体等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティアの活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

市は社会福祉協議会、ボランティア等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、市は地域住民やボランティア等関係機関への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

《災害ボランティアセンターの設置予定場所》

設置予定場所	・旧北方幼稚園
--------	---------

2 ボランティアコーディネーターの養成

日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会、武雄市社会福祉協議会、その他のボランティア活動支援機関は、災害時のボランティア活動のあり方、求められるボランティア活動、活動の支援・調整等についての研修会を実施することにより、ボランティアコーディネーターの養成を図る。

3 災害ボランティア活動支援機関の体制強化

市は、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会、その他のボランティア活動支援機関と連携を図りながら、県内のボランティア活動支援機関相互の連絡調整が円滑に行われるよう、非常用電話、ネットワーク化したパソコン等の整備を図り、支援機関相互のネットワークを構築するための条件整備に努める。

4 ボランティアの活動対象

災害時に活動するボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）とそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その主な活動内容は次のとおりとする。

区分	活動内容
専門 ボランティア	(1) 被災住宅等応急復旧 (建築士、建築技術者等) (2) 建築物危険度判定 (建築物応急危険度判定士) (3) 宅地危険度判定 (被災宅地危険度判定士) (4) 土砂災害危険箇所の調査 (防災・砂防ボランティア協会) (5) 医療看護 (医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等) (6) 整骨等 (柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師) (7) 福祉 (介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、手話通訳等) (8) 無線 (アマチュア無線技士) (9) 特殊車両操作 (大型重機等) (10) 通訳 (語学) (11) 災害支援 (初期消火活動、救助活動、応急手当活動等) (12) 公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援 (防災・砂防ボランティア等) (13) その他特殊な技術を有する者
一般 ボランティア	(1) 救援物資の仕分け、配分、配送 (2) 避難所の運営補助 (3) 炊出し (4) 清掃 (5) 要配慮者等への生活支援 (6) その他軽作業

第8項 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

《令和元年佐賀豪雨災害時の災害時の伝承方法》

- ア 浸水位置表示看板の設置 (市内127箇所に設置)
- イ 災害記録誌の作成 (令和3年3月編成)

《令和3年8月11日からの大雨による災害時の伝承方法》

- ア 浸水位置表示看板の設置 (市内56箇所に設置)
- イ 災害記録誌の作成 (令和5年3月編成)

第5節 防災営農体制の確立

1 農地防災施設等の管理

農地防災施設又は農業水利施設の管理は、その規模、受益形態等に応じて、市、土地改良区等の受益団体に区分し、一貫した管理体制がとれるように措置するとともに、県及び市は、各管理主体が防災上考慮すべき事項について指導し、管理の徹底を図るものとする。

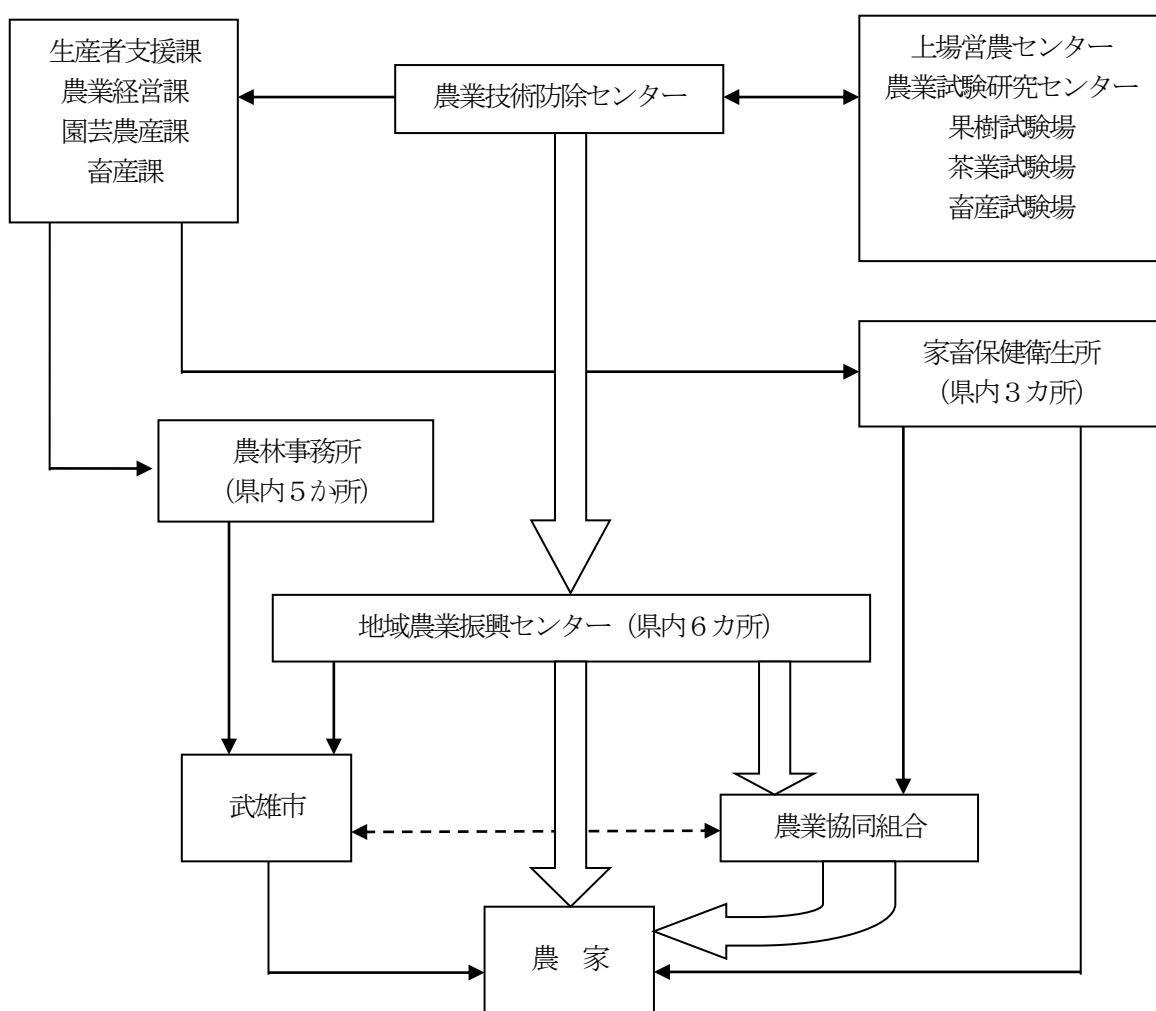
2 営農指導

(1) 指導組織

風水害による農作物等の被害を最小限に止めるため、市は、農業技術防除センター、地域農業振興センター等と協力し、必要な技術指導を行う。

(2) 指導対策

市は、気象庁から発表される季節予報（1か月予報や3か月予報等）、各種気象警報等に基づき、予想される被害に対応するため県から出される対策を速やかに伝達し、専門技術員とともに営農指導に努める。また、地域に応じた技術対策の確立に努める。



第6節 技術者の育成・確保

県及び市は、災害予防対策及び災害応急対策の円滑な実施に資するため、次のような技術者等の育成を図り、あらかじめ登録しておくよう努める。

技術者名	業務内容
建築物応急危険度判定士	被災建築物の危険度の判定を行う技術者
建築物耐震診断技術者	建築物の耐震診断を行う技術者
砂防ボランティア	二次的な土砂災害防止のための技術的支援・通報
防災エキスパート	公共土木施設や公共施設等の被害状況の把握・通報、応急対応等への助言、現地対策本部等への支援
被災宅地危険度判定士	宅地を調査し、その危険度を判定する技術者
手話通訳者	聴覚障がい者に対する手話による支援

第7節 孤立防止対策計画

市は、災害時に土砂災害等により道路が不通になり、山間部の集落が孤立した場合に備え、平常時から通信手段や迂回路の確保、避難所の整備、食料品等の備蓄などに努めるものとする。

1 市

- (1) 市民等との情報伝達が断絶しない通信連絡手段の確立に努める。
- (2) 県との通信連絡手段の確立及び迂回路の確保等の防災対策を推進する。
- (3) 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客等一時滞在者の孤立予測について、平素から把握し、防災対策の整備に努める。
- (4) 孤立予想地域ごとに避難所となり得る学校、公民館等の施設の整備を推進するものとする。
- (5) 孤立地域内での生活が維持できるよう、食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する一時滞在者に対する備蓄にも配慮する。

2 市民等

救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から避難行動要支援者の全体計画に基づき、避難行動要支援者の把握や食料品等の備蓄などに努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制

第1項 市の活動体制

市は、市内に風水害又は地震が発生した場合、又は風水害が発生するおそれがある場合には、その責務及び処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。

この計画やその他マニュアル等に定められた災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の収集基準及びその際の基本的な事項に従い、的確な活動体制を構築する。

1 予備配備体制

(1) 設置基準及び設置場所

ア 設置基準

- ① 市内に、気象業務法に基づく次の各注意報が発表された場合で、被害のおそれがある場合。
 - ・大雨、洪水、強風、風雪、大雪
- ② 市内に台風の接近・到達若しくは前線が停滞し、大雨等が予測される場合。
- ③ 市内で震度3の地震が発生した場合（自動設置）
- ④ 災害が発災し災害応急対策が必要だが、災害対策本部に至らない程度の災害であると判断した場合
- ⑤ 市内で震度5強、5弱又は長周期地震動階級3の地震が発生した場合（自動設置）
- ⑥ 市内で震度4の地震が発生し、これにより大きな被害が生じた場合。

イ 設置場所

武雄市役所4階 災害対策本部室に置く。

2 災害情報連絡室

(1) 設置基準及び場所

ア 設置基準

「災害対策本部」や「災害警戒本部」を設置するまでに至らない程度であって、次に掲げる場合で、防災・減災課長（不在の時は、災害に強いまちづくり係長）が必要と認める場合。

- ① 市内に、気象業務法に基づく次の各警報が発表された場合。（自動設置）
 - ・大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪
- ② 市内に、気象業務法に基づく次の各注意報が発表された場合で、被害のおそれがある場合。
 - ・大雨、洪水、大雪、強風、風雪
- ③ 市内に台風の接近・到達若しくは前線が停滞し、大雨等が予測される場合。
- ④ 市内で震度4の地震が発生した場合（自動設置）
- ⑤ 市内で震度3の地震が発生し、これにより被害が生じた場合。

イ 設置場所

武雄市役所4階 災害対策本部室に置く。

(2) 所掌事務

災害に関する情報収集、防災関係機関等との相互連絡及び調整。

(3) 構成

防災・減災課及び情報収集が必要となる対策部で構成し、災害情報連絡室長は、防災・減災課長をもつ

て充てる。

防災・減災課長が不在のときは、災害に強いまちづくり係長が代理する。

(4) 配備要員

災害情報連絡室の要員として、要請した対策部のグループ長が調整し選出された者。

グループ長より選出された者は、勤務時間中は直ちに、勤務時間外は速やかに登庁し、災害対策本部室所で配備につくものとする。

3 災害警戒本部

(1) 設置基準及び設置場所

ア 設置基準

「災害対策本部」を設置するまでに至らない程度であって、次に掲げる場合に、総務部理事（危機管理監）（不在の時は、防災・減災課長）が必要と認める場合。

- ① 市内に、風水害が発生した場合。
- ② 市内で、高齢者等避難を発令した場合。
- ③ 市内に、気象業務法に基づく大雨、洪水、大雪、暴風または暴風雪の各警報が発表され、風水害が発生するおそれがある場合。
- ④ 市内で震度5（強・弱）の地震が発生した場合（自動設置）
- ⑤ 市内で震度4の地震が発生し、これにより大きな被害が生じた場合。

イ 設置場所

武雄市役所4階 災害対策本部室に置く。

(2) 所掌事務

災害対策に関する諸情勢の連絡、防災関係機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整。

災害が発生する恐れがある段階における事前避難の実施に関する検討及び災害救助法適用に関する調整

(3) 構成

防災・減災課、情報収集・災害応急対策が必要となる対策部等で構成し、災害警戒本部長は、総務部理事（危機管理監）をもって充てる。

総務部理事（危機管理監）が不在のときは、防災・減災課長が代理する。

(4) 配備要員

災害警戒本部の要員として、要請した対策部のグループ長が調整し選出された者。グループ長より選出された者は、勤務時間中は直ちに、勤務時間外は速やかに登庁し、災害対策本部室所で配備につくものとする。

4 災害対策本部

【資料編 17. 市災害対策本部各対策部の所掌事務【原子力災害を除く】 参照】

(1) 設置基準及び設置場所

ア 設置基準

次に掲げる場合に、市長（不在のときは、副市長、総務部理事（危機管理監）の順）が必要と認める場合。

- ① 市内に、風水害による甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合。
- ② 市内に、土砂災害警戒情報が発令され、避難指示等を発令する場合。
- ③ 市内の洪水予報指定河川（六角川、松浦川）及び水位周知河川（武雄川、高橋川、松浦川）に、は

ん濫警戒情報、はん濫危険情報及びはん濫発生情報が発表され、避難指示等を発令する場合。

- ④ 市内に、気象業務法に基づく次の各特別警報が発表された場合。（自動設置）
 - ・大雨、大雪、暴風、暴風雪
- ⑤ 市内で震度6弱以上又は長周期地震動階級4の地震が発生した場合（自動設置）
- ⑥ 市内で震度5強以下の地震が発生し、これにより甚大な被害が発生した場合。

イ 設置場所

武雄市役所4階 災害対策本部室に置く。

地震による被害等で災害対策本部室が利用できないときは旧山内庁舎に置く。また、停電等により、通信手段が断絶した場合は、国土交通省武雄河川事務所を災害支援室とし、職員を派遣する。

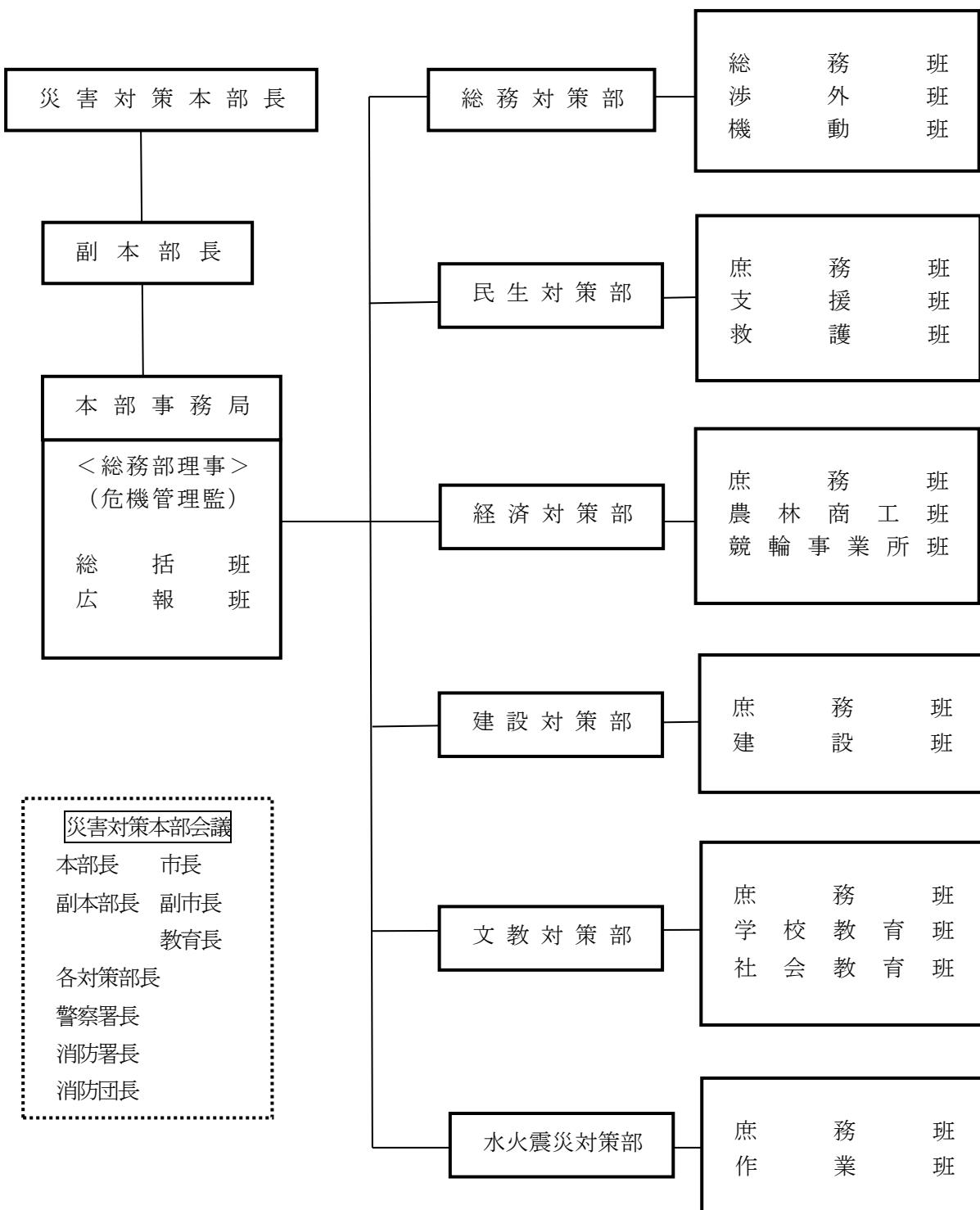
(2) 組織及び本部会議

災害対策基本法第23条の規定及び武雄市災害対策本部条例による市災害対策本部の組織は次のとおりとする。

本部会議は、災害対策本部長、副本部長、災害対策本部員（各対策部長）、警察署長、消防署長、消防団長をもって組織し、災害対策活動の基本的事項について審議する。

- ア 災害対策の基本方針に関すること。
- イ 災害応急対策の推進及び連絡調整に関すること。
- ウ その他災害対策の重要な事項に関すること。

【 武雄市災害対策本部組織表 】



(3) 配備体制及び配備要員

ア 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、次による配備体制を整えるものとし、本部長が定める。

種 別	体制の基準	配備要員の基準
第1次配備	局地的に甚大な風水害又は地震被害が発生したとき	概ね半分程度の職員
第2次配備	市内全域に甚大な風水害又は地震被害が発生したとき	全職員

イ 各対策部長は、本部が設置されたとき、本部事務を処理するため、災害対策本部員を配備しなければならない。

(4) 配備要員の動員

配備体制に基づく配備要員の動員は、次によるものとする。

ア 配備の伝達

配備要員の動員は、次により伝達する。

- ① 勤務時間中は、職員安否確認・登庁要請システム、電話等を通じて伝達する。
- ② 勤務時間外（休日等を含む。）の場合は、職員安否確認・登庁要請システム、電話・その他最も迅速な方法により伝達する。

イ 非常参集

全職員は、勤務時間外に災害対策本部が設置され、第2次配備の体制をとる旨伝達を受けた場合、あるいは市内に風水害又は地震が発生し、電話連絡がとれない場合は、災害対策活動に従事するため、直ちに、登庁し、所定の場所で配置につくものとする。

ウ 参集場所の例外

職員は参集に当たって、交通途絶により勤務地等に登庁することができない場合、公民館等の市管理施設へ登庁し、電話または職員安否確認・登庁要請システムにより確実に災害対策本部室へ連絡を行う。

(5) 参集時の留意事項

ア 安全の確保

災害が発生した場合は、自己及び家族等の安全を確保（安全な場所への避難や応急措置等）し、火災や道路の損壊等に十分注意しながら参集する。

イ 安否等の報告

参集前に、職員安否確認・登庁要請システムにより安否等の報告を行う。また、参集の可否及び参集時間等について報告する。

ウ 被災者の救助等

所在地付近で著しい被害が発生し、避難誘導や負傷者の迅速な救助活動が必要な場合は、当該活動を支援し、目途がついた段階で参集する。

エ 参集の手段

交通機関が寸断され、道路事情が悪化している場合は、徒步、自転車、バイクのいずれかによることとし、原則として、自動車は使用しない。

オ 参集時の携行品

参集に際しては、可能な限り、3日分程度の食料、飲料水、着替え、タオル等とともに、季節に応じた防寒具、雨具、懐中電灯、携帯ラジオ等の携行に努める。

カ 参集途中における被害状況の把握と報告

災害応急対策のために、可能な範囲で参集途中における被害状況を把握（可能な範囲で、携帯電話の

カメラ機能等を活用して画像情報を収集することに留意)し、災害対策本部等に職員安否確認・登庁要請システムにより報告する(収集途中に報告が出来ない場合は、収集後、速やかに報告する)。ただし、情報収集が主目的ではないため、迅速な収集に努める。

(6) 職員の応援

- 災害状況の推移等により各対策部の災害対策実施要員が不足するときは、次の措置を講じる。
- ア 非常時優先業務に必要な人員が不足する場合は、まずは各対策部内で人員の調整を行う。
 - イ 応援を必要とする業務、職種、人数、期間を整理したうえ、総務対策部総括班を通じて災害対策本部に応援要請を行う。
 - ウ 災害対策本部は要請内容を検討し、必要に応じて応援職員を派遣する。
 - エ 災害時優先業務のうち、資格や業務経験が必要な業務については、それを満たす職員(過去に在籍した職員、退職者の活用)の派遣を検討する。
 - オ 災害対策基本法第67条の規定により他の市町に対して応援を求めるとともに必要に応じ、同法第68条の規定により県に対して職員の派遣を要請する。

5 緊急初動班の設置

(1) 緊急初動班の設置

- 災害発生により電話が途絶した状況の中で災害対策本部が設置された場合は、機能するようになるまでの間、必要に応じ、本部長の指示により、緊急初動班を設置する。
- 緊急初動班長は、総務部理事(危機管理監)をもってあて、臨機に対応する。
- 緊急初動班長は、本部長と緊密に連絡を取りながら、緊急初動班を指揮し、(4)の業務や本部長から指示のあった事項について、その活動に当たる。

(2) 緊急初動班要員の確保(電話途絶時)

- 緊急初動班(総務対策部)は、大規模な災害を感知し、電話が途絶していることを確認した場合には、直ちに登庁し、緊急初動班の活動に当たる。

(3) 緊急初動班の設置場所

- 緊急初動班は、災害対策本部を設置する場所(4階災害対策本部室)に置く。

(4) 緊急初動班の業務

ア 通信機材の確保

- ① 通信機器の点検
- ② 携帯用テレビ、ラジオ等の調達
- ③ NTTから防災用通信機材の借り入れ

イ 情報の収集

- ① 消防機関、県警察、県、市民その他からの情報収集
- ② テレビ、ラジオによる情報収集
- ③ 職員が登庁時に集めた情報の収集

ウ その他緊急に必要な事項

- ① 県への連絡
- ② 各対策部長及び配備要員の確保
- ③ 本庁舎の電気、給水設備等の点検

第2節 風水害発生直前対策

風水害については、気象・水防情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策を迅速かつ的確に行う必要がある。

第1項 警報等の伝達等

国及び県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警報レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

なお、防災気象情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルも併せて提供するものとする。

1 風水害に関する警報等の種類

【資料編 18. 武雄市の気象警報・注意報の発表基準 参照】

【資料編 19. 武雄市の特別警報の発表基準 参照】

【資料編 20. 武雄市の国土交通大臣並びに佐賀県知事が水防警報を発令する河川 参照】

【資料編 21. 武雄市の雨量観測所及び水位観測所 参照】

(1) 気象関係

注意報、警報及び特別警報等の種類

ア 注意報（警戒レベル2情報）

大雨、洪水、強風、風雪、大雪、雷、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷・着雪・融雪の各注意報

イ 警報（警戒レベル3相当情報）

大雨（土砂災害・浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪の各警報

ウ 特別警報（警戒レベル5相当情報）

大雨（土砂災害・浸水害）、暴風、暴風雪、大雪の各特別警報

エ その他の情報

土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する気象情報、竜巻注意情報、佐賀県気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）、キキクル（大雨警報（浸水害・土砂災害）・洪水警報の危険度分布）

(2) 指定河川の洪水予報

国土交通省及び気象庁が共同で行う洪水予報

ア 指定河川

(ア) 六角川水系

(イ) 松浦川水系

イ 洪水予報の種類

(ア) 洪水警報：氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報

(イ) 洪水注意報：氾濫注意情報

(3) 水位情報の周知

ア 洪水

洪水予報河川以外の河川のうち、国は洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、また、県は洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、それぞれ洪水特別警戒水位（避難判断水位）を定め、河川の水位がこれに到達したと

きは、その旨を国においては県に、県においては水防管理者（市長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。

県は、市町長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

イ 内水

市は、市が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水洪水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに県にあっては、市町の長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

(4) 水防関係

ア 水防警報

国土交通省又は県が指定する河川において、洪水の発生が予想される場合、国土交通省出先機関又は県が水防上必要と認め、発する警告。

イ 水防情報

水位の昇降、滯水時間及び最高水位とその時刻等水防活動上必要な事項であって、関係機関に発するもの。

(5) 土砂災害警戒情報等の周知

市長が防災活動や市民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民自らの避難の判断等にも参考となるよう、国と県は次の情報を発表する。

これらの情報を、県は、一斉指令システム等により市へ伝達する。

市は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線のほか戸別受信機、防災行政無線音声案内サービス、ケーブルテレビトップ放送、ホームページ、SNS（Facebook、X（旧Twitter）等）、防災アプリ、防災ネットあんあん、広報車、携帯電話の緊急速報メール、ニアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティFM）、臨時災害放送局（可搬型FM送信機）、ワンセグ放送等保有するあらゆる手段を活用し、住民に対し迅速かつ的確に伝達する。

ア 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台及び県は共同して、土砂災害警戒情報を発表する。

イ 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市へ通知すると共に一般に周知する。

(6) 避難情報等

警戒レベル	市民がとるべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報
警戒レベル5 (市が発令)	命の危険 直ちに安全の確保	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警報等
警戒レベル4 (市が発令)	危険な場所から 全員避難	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等
警戒レベル3 (市が発令)	危険な場所から高齢者等は 避難 他の市民は準備・自主避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報 大雨・洪水警報等
警戒レベル2 (気象庁が発表)	避難行動の確認	大雨・洪水注意報	氾濫注意情報
警戒レベル1 (気象庁が発表)	心構えを高める	早期注意情報	

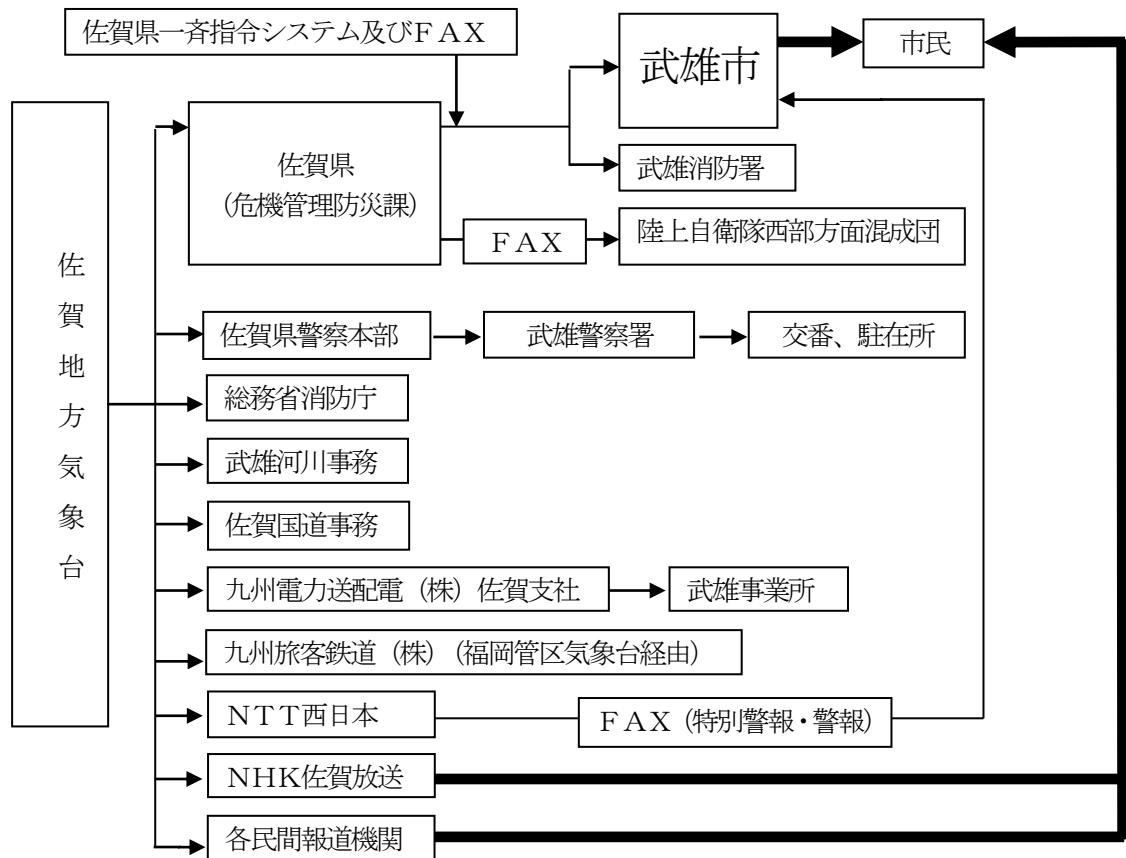
2 警報等の伝達

防災関係機関は、風水害に関する警報等を、次の系統により迅速かつ的確に伝達し、市は風水害に関する警報等の伝達を受けるとともに、必要に応じ迅速かつ的確に、防災行政無線のほか戸別受信機、防災行政無線音声案内サービス、ケーブルテレビテロップ放送、ホームページ、SNS (Facebook、X (旧Twitter) 等)、防災アプリ、防災ネットあんあん、広報車、携帯電話の緊急速報メール、Lアラート、テレビ、ラジオ (コミュニティFM)、臨時災害放送局 (可搬型FM送信機)、ワンセグ放送等を通じて市民等へ伝達するものとする。

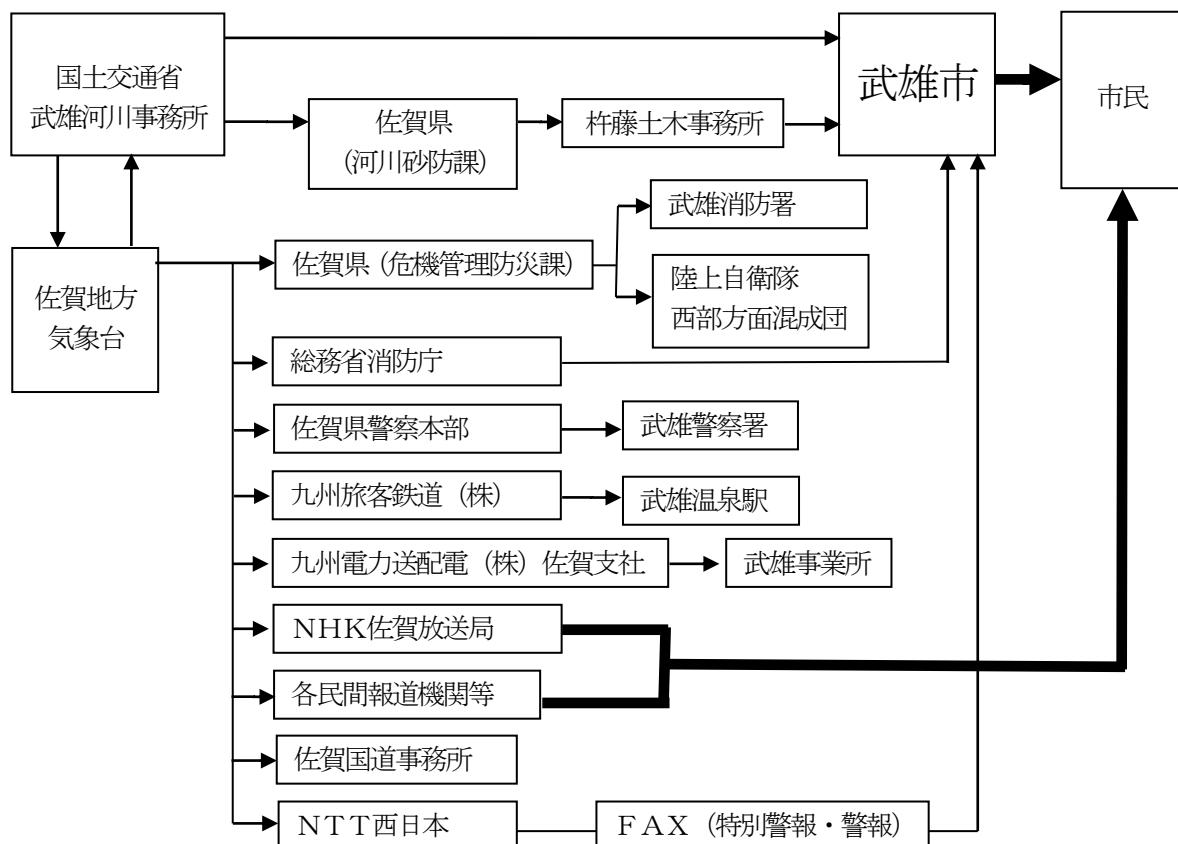
また、県は、大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市へ通知するものとし、通知を受けた市は、これを直ちに市民等に伝達するものとする。

市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達分の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

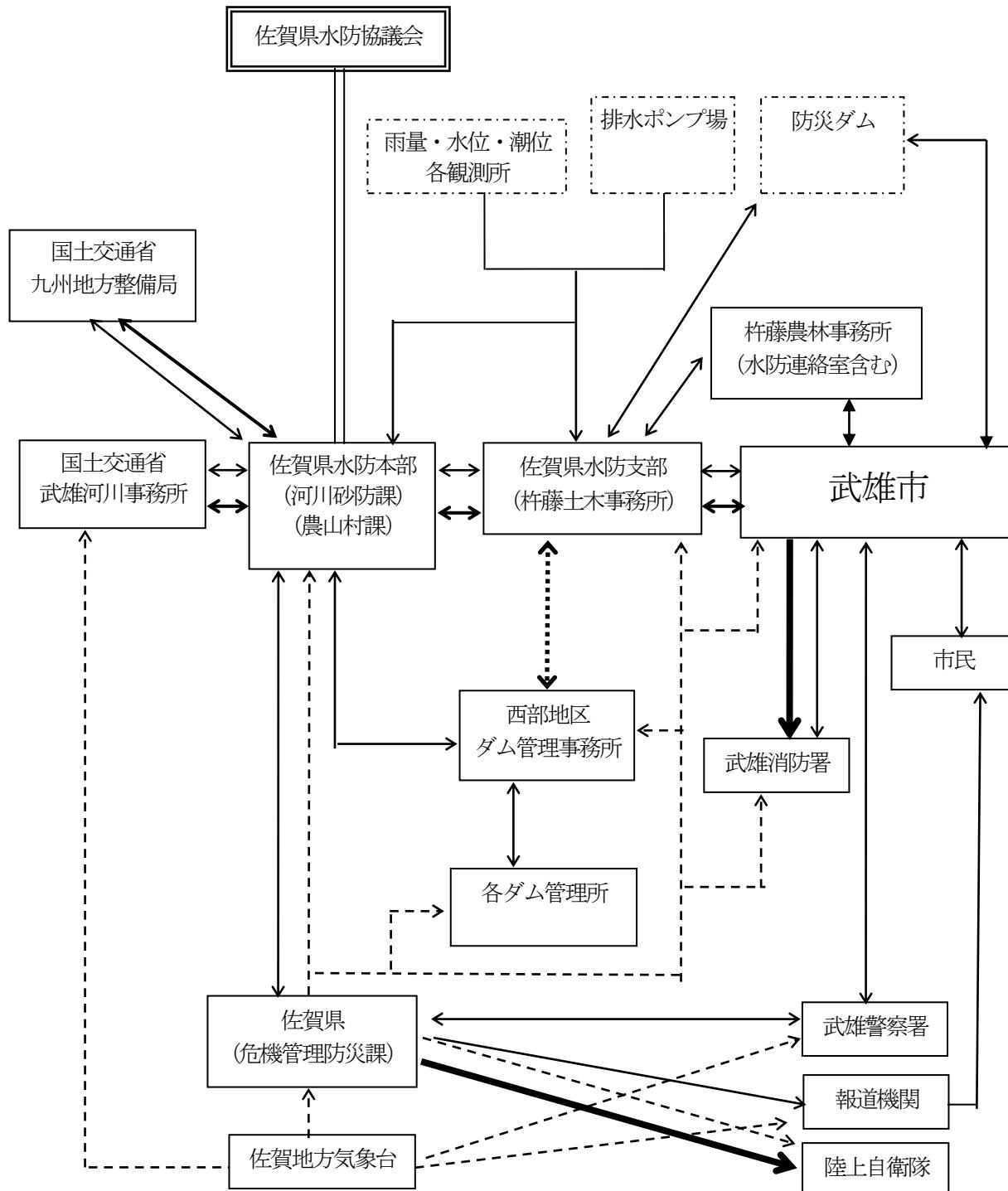
(1) 気象関係



(2) 洪水予報伝達体制



(3) 水防体制

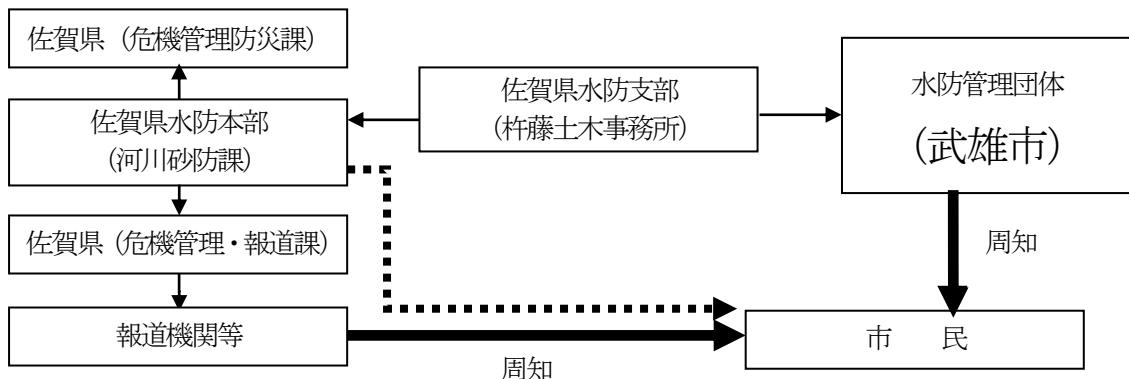


= 凡例 =

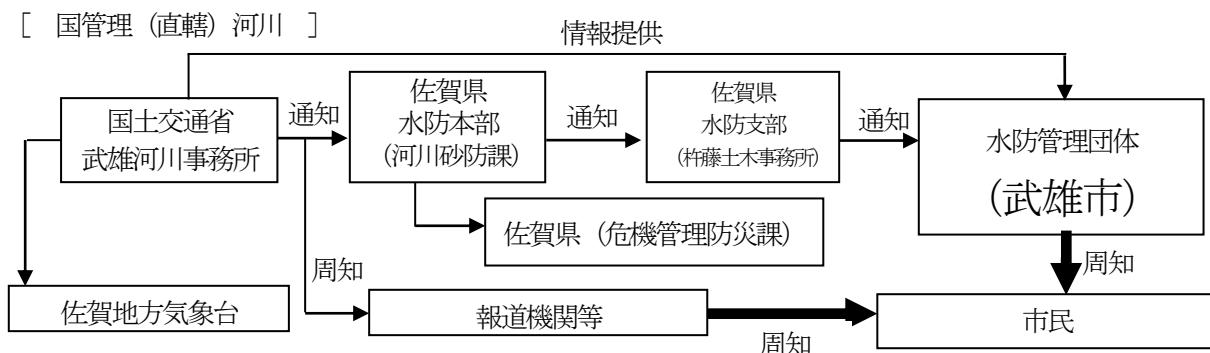
- 各種情報（指示・報告）
 - 応援要請等
 - 気象情報
 - 体制応援

(4) 沢溢危険水位（洪水特別警戒水位）

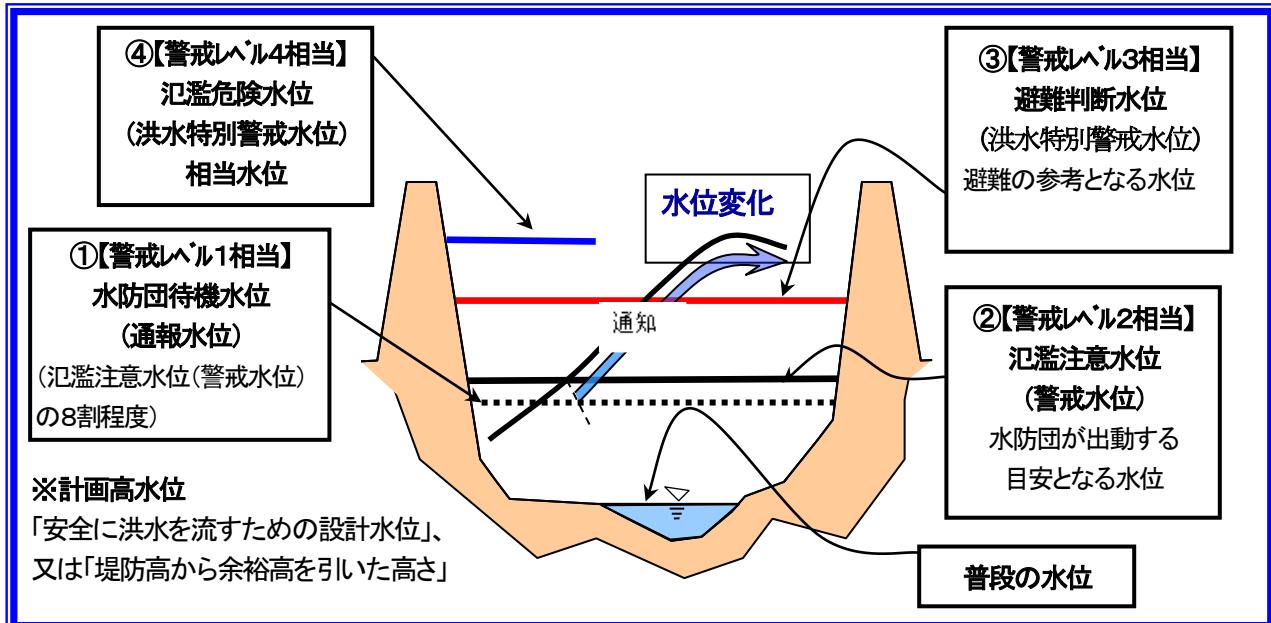
[県管理河川]



[国管理（直轄）河川]



【参考】水位模式図



(5) 土砂灾害警戒情報



3 警報等の発表基準の引き下げ

佐賀地方気象台及び県は、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて大雨注意報・大雨警報及び土砂災害警戒情報の発表基準の引下げを実施するものとする。

第2項 避難誘導

1 警戒活動

市は、風水害の発生のおそれがある場合には、風水害に関する警報等に十分注意し、河川管理者、水防団等と連携を図りながら浸水区域や土砂災害危険箇所等の警戒活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

2 適切な避難誘導

警戒活動の結果、危険と認められる場合には、避難の指示等を実施する者は、躊躇せず、時機を失すことなく行うものとする。この場合は避難行動要支援者に十分配慮し、早目に避難指示等の情報伝達、避難誘導、安否確認を実施するなど適切な措置を取るものとする。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、市民等の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

さらに、災害対策本部において十分な状況把握が行えない場合は、指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の代替庁舎において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

また、市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設

市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開放・開設するものとする。

4 局地的かつ短時間の豪雨の場合

市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

5 市民等への避難指示等の伝達

市民等への避難指示等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始め、防災情報発信システムによる戸別受信機への放送、防災行政無線音声案内サービス、ケーブルテレビテロップ放送、ホームページ、SNS (Facebook、X (旧Twitter) 等)、防災アプリ、防災ネットあんあん、広報車、携帯電話の緊急速報メール、Lアラート、テレビ、ラジオ (コミュニティFM)、臨時災害放送局 (可搬型FM送信機)、ワンセグ放送等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の市民等への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

6 市民等への周知

避難誘導に当たっては、市は、警戒レベル、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

7 市に対する助言

国、県等の防災関係機関は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

また、県は、時機を失すことなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

第3項 災害未然防止活動

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険と思われる箇所について、応急対策として土のう積みなど水防活動を実施する。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うものとし、この際必要と認める場合には、あらかじめ必要な事項を市及び警察署に通知するとともに、一般に周知するものとする。

第3節 地震の情報伝達

地震の発生に伴う被害を最小限に止めるため、市、県及び防災関係機関は、気象庁が発表する地震に関する情報を、迅速かつ的確に市民等及び他の防災関係機関へ伝達する。

第1項 緊急地震速報（警報）、地震に関する情報の種類、内容等

地震発生時において、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）、地震に関する情報の種類、内容等は次のとおりである。

1 緊急地震速報（警報）

気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上の揺れ又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置づけている。

また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市区町村の防災無線等を通して住民に伝達される。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

《気象庁震度階級関連解説表（一部）》

震度階級	人の体感・行動
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。
6弱	立っていることが困難になる。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。
7	

2 地震情報の種類、発表基準とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を附加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方毎に推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関する記述もして発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

3 地震活動に関する解説資料等

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	<p>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・（担当地域で）震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。) 	<p>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるよう、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	<p>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報・注意報発表時 ・（担当地域で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生 	<p>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある）
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る灾害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料

第2項 関係機関による措置事項

1 気象台

(1) 地震に関する情報の伝達

気象庁は、警察庁、消防庁、NTT西日本又はNTT東日本、NHKの機関等に通知する。

(2) 警報、土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げ

佐賀地方気象台は、二次災害を防止する観点から、必要に応じて、土砂災害警戒情報、大雨警報・大雨注意報及び洪水警報・洪水注意報の発表基準の引下げを実施するものとする。

2 県

(1) 地震に関する情報の伝達

地震に関する情報について、気象台から通報を受けたときは、直ちに、一斉指令システム等により市及び消防機関に通知するとともに、関係部（局）及び関係の防災関係機関に通報する。

この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い、他の通信に先だった取り扱いを行うものとする。

(2) 近地地震等に係る情報の伝達

県内市町で震度4以上の地震が観測された場合、震度情報ネットワークシステム等により収集した震度情報を、直ちに市及び消防機関、県警察に伝達するとともに、関係部（局）及び関係する防災関係機関に通報する。

(3) 地震災害に関する重要な情報の伝達

地震災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂など）について、佐賀地方気象台、市町、県現地機関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、関係市町、消防機関、県警察に対して伝達するとともに、関係部（局）、関係する防災関係機関に通報する。通報を受けた部（局）は、直ちに、所属関係現地機関に通報する。

(4) 防災関係機関等への地震に関する情報の送信方法

市、消防機関及び防災関係機関への送信は、一斉指令システム等を原則とするが、止むを得ずファクシミリや音声による伝達となる場合は、その受領を確認するなどして、間違いない伝達するよう十分注意を払うものとする。

(5) 警報、土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げ

県は、二次災害を防止する観点から、必要に応じて、土砂災害警戒情報、大雨警報・大雨注意報及び洪水警報・洪水注意報の発表基準の引下げを実施するものとする。

3 県警察

地震災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂など）について、市民等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市に通報するものとする。

4 市

(1) 緊急地震速報の伝達

全国瞬時警報システム（J-ALERT）で緊急地震速報を受信した場合は、直ちに防災行政無線、防災情報発信システム（戸別受信機を含む。）等により住民等へ伝達する。住民への情報伝達にあたっては、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、迅速かつ的確な伝達に努める。

(2) 地震に関する情報の伝達

ア 地震に関する情報について、県、警察署（交番、駐在所）、NTTから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、市民等に周知する。

この場合、警察署、消防機関、県現地機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずるものとする。

イ 地震災害の危険度の高い施設には、情報伝達について特に配慮する。

ウ 市に設置している「佐賀県震度情報ネットワークシステム」端末の観測値等も参考にして、上記に掲げる措置を速やかに実施するものとする。

(3) 地震災害に関する重要な情報の通報

地震災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂など）について、県、県警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市民に周知し、区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等に通報するものとする。

(4) 県からの地震に関する情報の受信取扱い

県からの情報送信は、一斉指令システムを原則とするが、止むを得ずファクシミリや音声による伝達となる場合は、その受領を確認するなどして、間違いなく伝達するよう十分注意を払うものとする。

5 消防機関

(1) 地震に関する情報の伝達

地震に関する情報について、県から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、市民等への周知を図る。

(2) 地震災害に関する重要な情報の通報

地震災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂など）を収集又は入手したときは、これを市、県（危機管理防災課又は宿直室）及び関係する防災関係機関に通報するとともに、市民等に周知する。

第4節 災害情報の収集、連絡、報告

防災関係機関は、災害発生時において応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また収集した情報を市、県及び他の防災関係機関に迅速、的確に伝達・連絡するものとする。

この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を早期に行う。

また、市は、法令等に基づき、被害状況等を県及び国に報告する。

第1項 収集する災害情報の種類

各防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

【第1段階】 緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

1 震度情報ネットワークシステムの情報（地震災害のみ）

- (1) 市内の震度

2 画像情報

- (1) ヘリコプターによる被害情報
- (2) 国土交通省等の設置するカメラからの情報
- (3) 電子メールによる情報

3 主要緊急被害情報

- (1) 概括的被害情報（人的被害、住家・建築物の被害状況、火災・土砂災害の発生状況等）
- (2) ライフライン被害の範囲
- (3) 医療機関へ来ている負傷者の状況
- (4) 119番通報が殺到する状況等

【第2段階】 被害情報（対策を機能的・効率的に進めるための情報）

1 人的被害（行方不明者の数を含む。）

2 住家被害

3 ライフライン被害

4 危険物施設等の被害（地震災害のみ）

5 公共施設被害

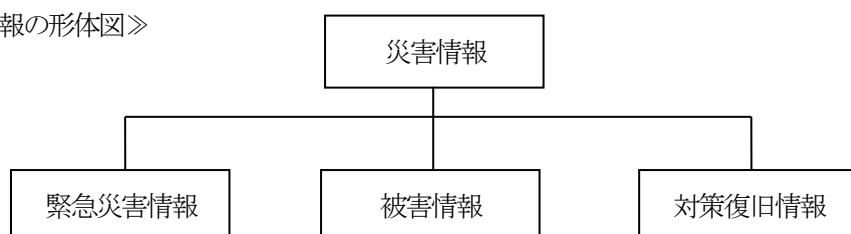
6 農林、商工被害（企業、店舗、工業用水道施設及び観光施設等の被害）等

【第3段階】 対策復旧情報（被災者及び防災関係機関の対応に必要な情報）

1 応急対策の活動状況

2 災害対策本部の設置、活動状況等

《災害情報の形体図》



第2項 災害情報の収集、共有

市及び各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

県警察は、交番、駐在所等の要員及び、ヘリコプター、パトカー等により被害状況及び交通状況等を把握するものとする。

特に、被害の規模を早期に把握するために必要な緊急災害情報については、迅速に行うよう努める。

また、「防災画像情報の相互提供に関する協定」により、国土交通省九州地方整備局と県は、収集した防災画像情報（災害発生状況、災害復旧状況などの防災活動に関するもの）について相互に提供する。

1 参集途上職員による緊急災害情報の収集及び災害対応等情報の収集

職員は、参集途上中に、デジタルカメラやカメラ付き携帯電話等も活用して周囲の被災状況を把握するものとし、随時（参集途中で報告ができない場合は、参集後速やかに報告をする。）グループ長または災害対策本部に報告する。報告を受けたグループ長は、災害対策本部に報告する。

災害対策本部は、これらをとりまとめて、県危機管理防災課（総括対策部）へ、その映像を添え報告するものとする。

また、災害対応及び災害情報の収集については、災害対策本部事務局で専属して収集を行う。

2 その他機関からの情報の活用

市は、防災関係機関からの情報の他に、必要に応じて、報道機関や市民等から得られる情報も活用するものとする。

また、防災関係機関等からの情報収集が困難な場合は、直接職員を現地に派遣、ドローンによる情報収集に努めるものとする。

さらに、内水氾濫のおそれのある地域等へ防災カメラやセンサー等を県と連携し設置し、内水状況の早期把握、実動機関との共有及び市民への情報提供を行う。

3 情報の共有

市、県、国及びその他の防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

また、職員同士での情報共有は必要不可欠であり、情報の重複等により混乱をきたさないよう、大規模災害時には特に担当職員での情報共有会議等を行う。さらに、各対策部は、職員が交代する際は、確実な申送りを行い、情報共有を図るとともに、引継ぎ所、活動記録簿の作成を行う。

4 その他の情報の共有

避難所運営、医療連携調整会議など、関係機関との情報共有も必要に応じて開催する。

第3項 災害情報の連絡方法

防災関係機関は、収集した災害情報を、県等（災害対策本部等）に対し、迅速かつ的確に連絡するとともに、必要に応じ、防災関係機関に対し連絡する。

災害情報の連絡に当たっては、防災行政無線、電話、ファクシミリ、電子メール等の最も迅速かつ確実な方法により行うものとする。

さらに、必要に応じ、デジタルカメラ、カメラ付き携帯電話及びビデオ等を活用し、画像情報の連絡に努めるものとする。

第4項 被害状況等の報告

市、消防機関は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）に基づき、県に対し、被害状況等を報告する。

市は、要救助者の迅速な把握のため、行方不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市等と連携の上、行方不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな行方不明者の絞り込みに努めるものとする。

1 報告責任者

災害情報は、災害対策上極めて重要なものであるから、市は、報告責任者を定め、数字等の調整を含め、責任を持った報告をするものとする。

2 報告の要領

(1) 報告の種類等

種類	報告する情報	時期
被害概況即報	○緊急災害情報 ア 震度情報ネットワークシステムの情報（地震災害のみ） イ 画像情報 ウ 主要緊急被害情報 ①概括的被害状況（地震災害のみ） (人的被害、住家被害、危険物施設等の被害状況、火災・津波・土砂災害等の発生状況等) ②ライフライン被害の範囲 ③医療機関へ来ている負傷者の状況 ④119番通報が殺到する状況等	災害の覚知後直ちに ※特に、震度4以上の地震が発生した場合には、30分以内に応急対策の状況を含めて、報告する。
被害状況即報	○被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害等対策復旧情報 ア 応急対策の活動状況 イ 災害対策本部の設置、活動状況	逐次
災害確定報告	○被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害等対策復旧情報 ア 応急対策の活動状況 イ 災害対策本部の設置、活動状況	応急対策を終了した後 20日以内

(2) 報告を必要とする災害の基準

<p>災害対策基本法第53条第1項及び第2項の規定に基づき、市が県及び県が内閣総理大臣のい報告するもの ※災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、市が県に報告できずに、内閣総理大臣に報告する場合も含む。</p>	<p>ア 市・県において災害対策本部を設置した災害 イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て特に報告の必要があると認められる程度の災害 ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害</p>
<p>火災・災害等即報要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの ※基準に該当する災害が発生するおそれがある場合を含む</p>	<p>【一般基準】 ア 災害救助法の適用基準に合致する災害 イ 県又は市が災害対策本部を設置した災害 ウ 2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害 エ 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表された災害 オ 自衛隊に災害派遣を要請した災害 【個別基準（風水害）】 ア 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じた災害 イ 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じた災害 ウ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じた災害 【個別基準（地震）】 ア 震度5弱以上を記録したもの（震度6弱以上については、特別警報に該当） イ 人的被害又は住家被害を生じたもの 【社会的影響基準】 上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い災害</p>
<p>災害報告取扱要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの</p>	<p>ア 災害救助法の適用基準に合致する災害 イ 県又は市が災害対策本部を設置した災害 ウ 当初は軽微であっても、2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害 エ 被害に対して、国の特別の財政援助を要する災害 オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められる災害</p>

※災害対策基本法に基づき県又は市が行う内閣総理大臣への被害状況等の報告は、災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき行う消防庁（長官）への報告と一体的に行うものであり、報告先は消防庁である。

(3) 報告の要領

ア 被害概況即報

(ア) 初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので佐賀県防災G I Sの災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策

運営要領)に基づく内容とし、災害覚知後直ちに(地震発生の場合は発生後直ちに)市は、県危機管理防災課(総括対策部)に報告する。

- (イ) 市内で5強以上を記録された場合(被害の有無は問わない)又は死者又は行方不明者が生じた災害が発生した場合には、市は、第1報を県に加え、直接消防庁へ報告するものとする。

イ 被害状況即報

- (ア) 被害状況の判明次第、逐次報告するもので、佐賀県防災G I Sの災害報告機能によるもの及び様式(県災害対策運営要領)に基づく内容とし、市は、県危機管理防災課(総括対策部)に報告する。ただし、通信手段の途絶により県に報告できない場合には、市は、直接消防庁へ報告するものとする。その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告するものとする。

- (イ) 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省)又は都道府県に連絡する。

- (ウ) 市は、住家の被害状況が、災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の即報とは別に、住家等被害状況速報を県危機管理防災課(総括対策部)に報告するものとする。

ウ 災害確定報告

被害状況等の最終報告であり、所定の様式、方法に基づき、応急対策を終了した後20日以内に、報告する。

《連絡窓口》

消防庁

回線別	区分	平日(9:30~18:15)応急対策室	左記以外宿直室
NTT回線	TEL	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553

佐賀県

回線別	区分	平日(8:30~17:15)危機管理防災課	左記以外宿直室
NTT回線	TEL	0952-25-7362 (0952-25-7107)	0952-24-3842
	FAX	0952-25-7262	

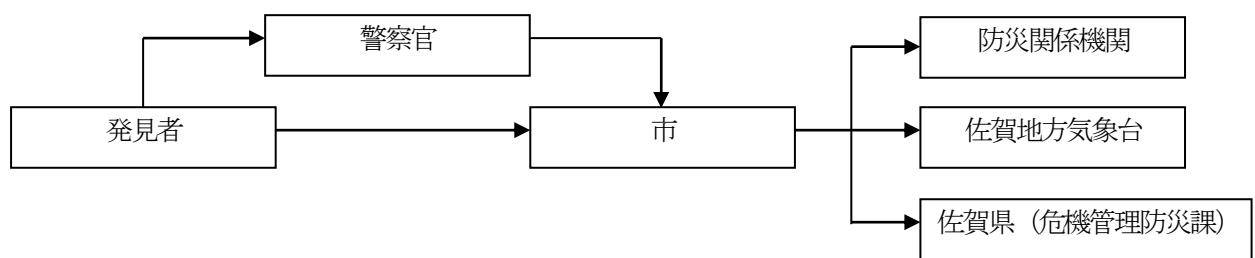
武雄市

回線別	区分	平日(8:30~17:15)災害対策本部室	左記以外宿直
NTT回線	TEL	0954-23-9223	0954-23-9111
	FAX	0954-23-9115	

第5項 異常現象発見時の通報

市は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県(危機管理防災課)、防災関係機関、佐賀地方気象台に通報する。

1 通報系統図



2 通報を要する異常現象

(1) 異常潮位

天文潮（通常の干満潮位）から著しく崩れ、異常に変動した場合

(2) 地震動により引き起こされる現象

地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等

(3) その他地震に関するもの

群発地震、噴火現象

3 通報項目

(1) 現象名

(2) 発生場所

(3) 発見日時分

(4) その他参考となる情報

第5節 労務確保計画

第1項 労働者の確保

市は、労働力を必要とする場合は、直接武雄公共職業安定所に対し、文書又は口頭で、次の事項を明示し、求人の申込みを行う。災害の状況等により、市が自ら必要な労働力を確保することが困難な場合は、県は、佐賀労働局（各公共職業安定所）に対して、労働力の確保のための協力要請を行う。

- 1 職種別求人数
- 2 作業場所及び作業内容
- 3 作業時間
- 4 賃金の額
- 5 雇用日数

災害の状況等により、市が自ら必要な労働力を確保することが困難な場合は、県は、佐賀労働局（各公共職業安定所）に対して、労働力の確保のための協力要請を行う。

第2項 労働者の作業内容

労働者の作業内容は、次のとおりとする。

- 1 瓦礫の除去、道路等復旧作業
- 2 罹災者の避難、救出
- 3 医療及び財産における移送
- 4 救援物資の整理配分及び輸送
- 5 遺体の搜索、処理等（埋葬を除く。）

第6節 従事命令及び協力命令

知事、市長等（市長、市長の委任を受けてその職権を行う市の職員、市長若しくはこの職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは警察官、以上の者がその場にいないときは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官を含む。）は、応急措置を実施するため特に必要があると認めるとき、又は緊急の必要があると認めるときは、法令等に基づき、従事命令、協力命令を執行する。

第1項 従事命令等の種類

1 従事命令等の種類と執行者

対象作業	種類	執行者	根拠法令
災害応急対策作業 (応急措置一般)	・従事命令 ・協力命令	知事 〔委任された場合は市長〕	災害対策基本法第71条 第1項、第2項
災害救助作業 (救助法に基づく救助)	・従事命令 ・協力命令	知事	災害救助法第7、8条
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	・従事命令	市長等	災害対策基本法第65条 第1項、第2項
危害防止のための措置	・措置命令	警察官	警察官職務執行法第4条
消防作業	・従事命令	消防吏員 消防団員	消防法第29条第5項
水防作業	・従事命令	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法第24条

2 従事命令又は協力命令の対象者

命令の区分	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令	(1) 医師・歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師・助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救命救急士又は歯科衛生士 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工・左官・とひ職 (5) 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 地方鉄道業者及びその従業者 (7) 軌道経営者及びその従業者 (8) 自動車運送業者及びその従業者 (9) 船舶運送業者及びその従業者 (10) 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令	応急措置又は救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市長・警察官の従事命令	市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による従事命令	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者
消防法による消防吏員・消防団員の従事命令	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者・水防団長・消防機関の長の従事命令	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

第2項 損害補償（災害対策基本法第84条第1項）

市長が発する従事命令により、災害救助措置及び災害救助に従事した者が、これらにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、それぞれ損害を補償し、又は扶助金を支給する。

第7節 自衛隊災害派遣計画

災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときにおいて、市民の命救助又は財産の保護のため自衛隊の支援が必要な場合、市長は、知事に対し自衛隊法第83条第1項の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請をするよう求める。

第1項 災害派遣要請

【資料編 22. 自衛隊の災害派遣要請依頼書及び撤収要請依頼書 参照】

1 要請者及び要請先

市長が知事に対して派遣要請し、知事が自衛隊に対して出動を要請する。

2 要請の手続き

要請に関する事務は、災害対策本部事務局総括班が担当し、次の事項を明らかにした文書をもって、災害派遣の要請を行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話によるものとし、事後において速やかに、文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考になるべき事項

3 災害派遣の要請の要求等

市長は、市内に係る災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときにおいて、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請依頼書（様式1）により知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。この場合においては、併せてその旨及び災害の状況を次の要請先に通知することができる。

また、市長は、通信の途絶等により知事に対して災害派遣の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を次の要請先に通知することができる。（この場合において、通知を受けた者は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。）

市長は、これらの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

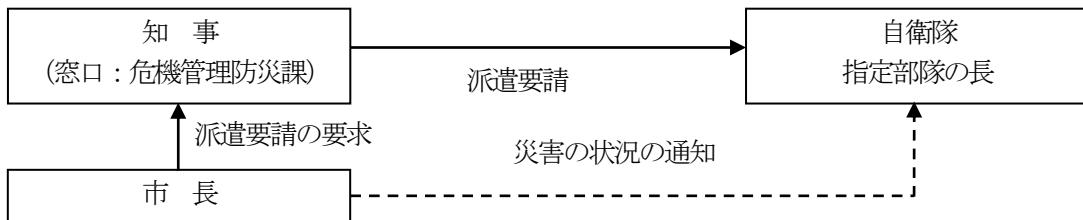
4 予防派遣

災害派遣の要請は、既に被害が発生している場合のみならず、被害がまさに発生しようとしている場合においても行うことができる。

《連絡窓口》

区分	部隊の長	住所（担任部署）	連絡先
陸上自衛隊	西部方面混成団長	久留米市国分町100 (混成団本部第3科)	(0942) 43-5391
海上自衛隊	佐世保地方総監	長崎県佐世保市平瀬町 (防衛部第3幕僚室)	(0956) 23-7111
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	福岡県春日市原町3-1-1 (防衛部運用科)	(092) 581-4031

【自衛隊の災害派遣要請のフロー図】



(注)----- は、知事に対して派遣要請の要求を行った場合、又は派遣要請の要求ができない場合に行うことができる。

第2項 自衛隊の活動範囲

活動項目	作業内容
被害状況の把握	車両、航空機等、状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。（消火薬剤等は、通常関係機関が提供）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急診療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関が提供）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。（注※）
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去等を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(注※) 被災者に対する被服、寝具、天幕等の物品の無償貸付（最大3ヶ月）及び食料品、飲料水、医薬品、消毒剤・炊事及び灯火用燃料等の消耗品の物品を譲与することができる。これらの貸付譲与は市長を通じて行う。応急復旧を行う者に対して修理用器具、照明用器具、通信機械、消毒用器具等を無償で貸与することもできる。

第3項 派遣部隊への措置（受入れ体制）

市は、県又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿舎、車両及び資機材等の駐車場及び保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置を講じるものとする。

1 部隊の受入れ準備

- (1) 市の職員のうちから、派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名する。
- (2) 連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し、部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておく。
- (3) 部隊が集結した後、直ちに派遣部隊の長と（2）の計画について協議し、調整の上、必要な措置を講じるものとする。

2 部隊誘導

地理に不案内の他県の部隊のため、職員又は消防団員あるいは自主防災組織構成員等をもって、派遣部隊を集結地に誘導する。

3 自衛隊の活動等に関する報告

市は、派遣部隊の長から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時、さらに従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜、県危機管理防災課（統括対策部）に報告するものとする。

第4項 活動用資機材の準備

1 自衛隊が準備する器材等

自衛隊が災害派遣にあたり準備する器材等は、おおむね次のとおりである。

- (1) 通信、輸送、会計、整備及び衛生の部隊で自衛隊のためにする諸器材
- (2) 自衛隊の長が定める現有装備品（増加装備品を含む）及び現有訓練用品等
- (3) 山地、河川、湖沼又は沿海地域等及び水害時等危険を伴う災害時における派遣にあっては、救命胴衣、浮輪及び命綱その他安全上必要な装備品
- (4) 自衛隊等の指揮連絡用の火器及びロープ発射機等災害救援のために直接必要な火薬類
- (5) 派遣部隊等の糧食
- (6) 派遣部隊等の車両燃料及び油脂
- (7) 派遣部隊の衛生資材で、患者の収容、治療、護送、防疫に必要なもの、及び浄水錠、救急包帯等自衛隊が準備する前記の器材等以外のもので、作業に必要なものは、すべて市又は県が準備するものとする。
ただし、前記の器材等と同様のものを市又は県で準備している場合は、自衛隊はこれを使用することができる。

2 相互連絡

県及び自衛隊は、防災の用に供する器材のうち関係あるものの種目、性能、数量、集積場所（所管部隊名）等について、あらかじめ相互に連絡し、異動を生じた場合は、速やかに補正するものとする。

第5項 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関（自治体）が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

- 1 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- 4 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く。）損害の補償
- 5 その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議するものとする。

第6項 撤収手続

市長は、災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなったと認めるときは、自衛隊の災害派遣撤収要請依頼書（様式2）により知事に対して自衛隊の撤収を要請するよう依頼を行う。ただし、文書による報告のいとまがないときは、口頭又は電話等で要請し、文書は事後速やかに提出するものとする。

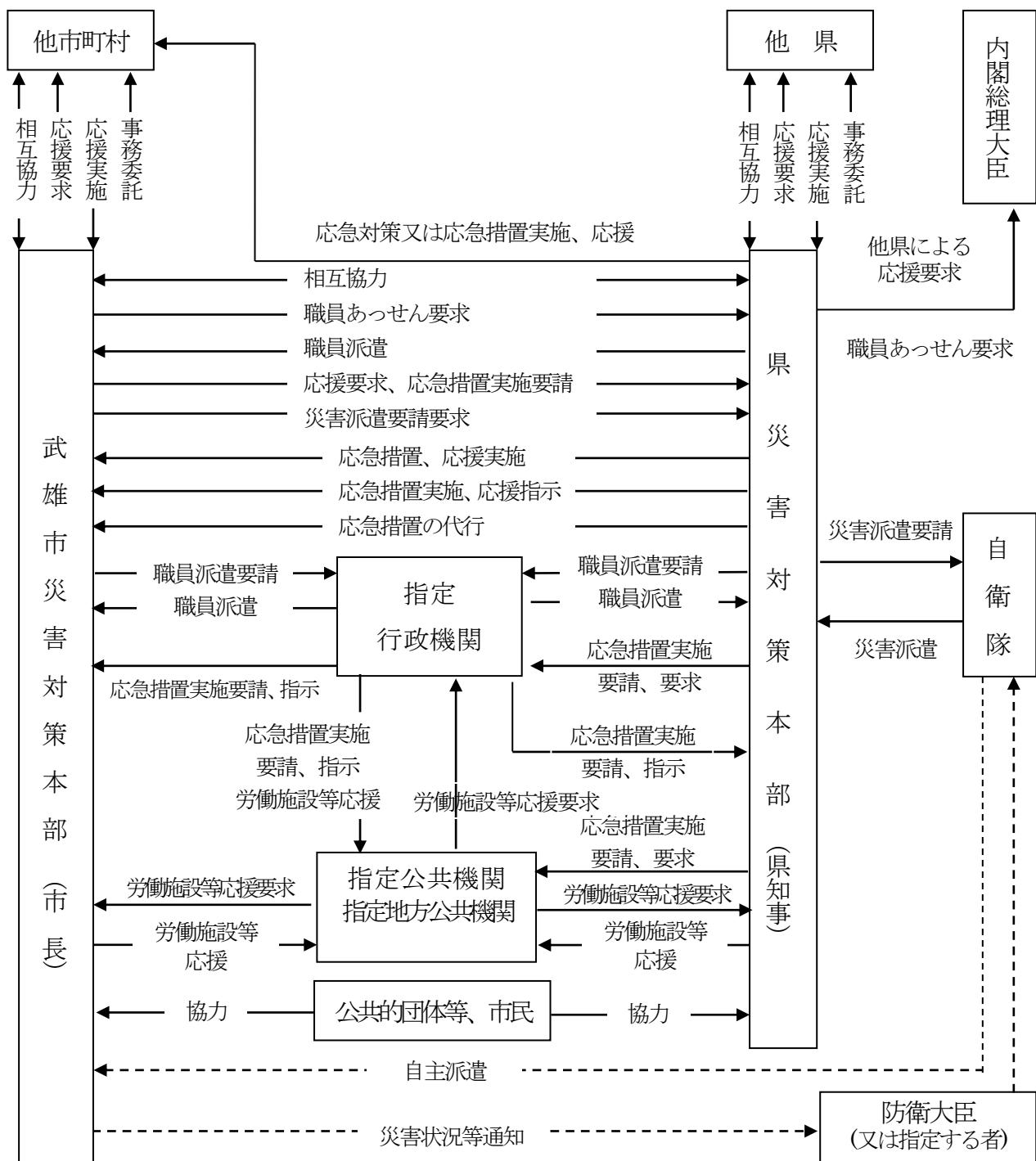
第8節 応援協力体制

災害による被災地での災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、市、県、国及びその他防災関係機関は、相互に協力して応急対策を実施する

さらに、防災関係機関は、災害の規模等を踏まえ、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できないと判断する場合は、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、他の地域の機関に対し、応援を要請するものとする。

なお、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ関係機関相互で要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

市及び県は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。



第1項 相互協力体制

1 市、消防機関が実施する措置

(1) 他の市町への応援要請

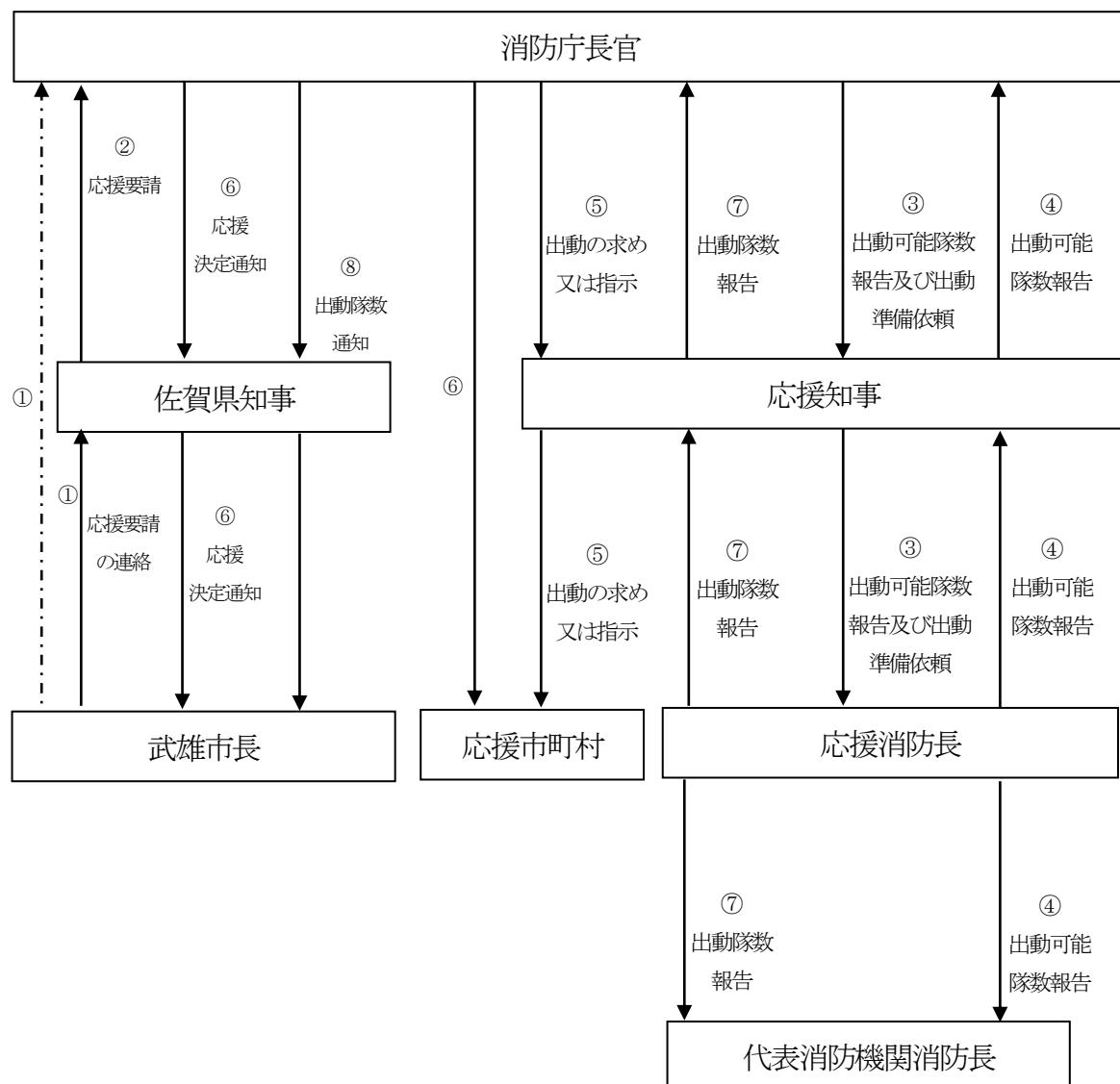
市は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町に対し、「武雄市受援マニュアル」に基づき、応援要請を行うものとする。

(2) 緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援の要請

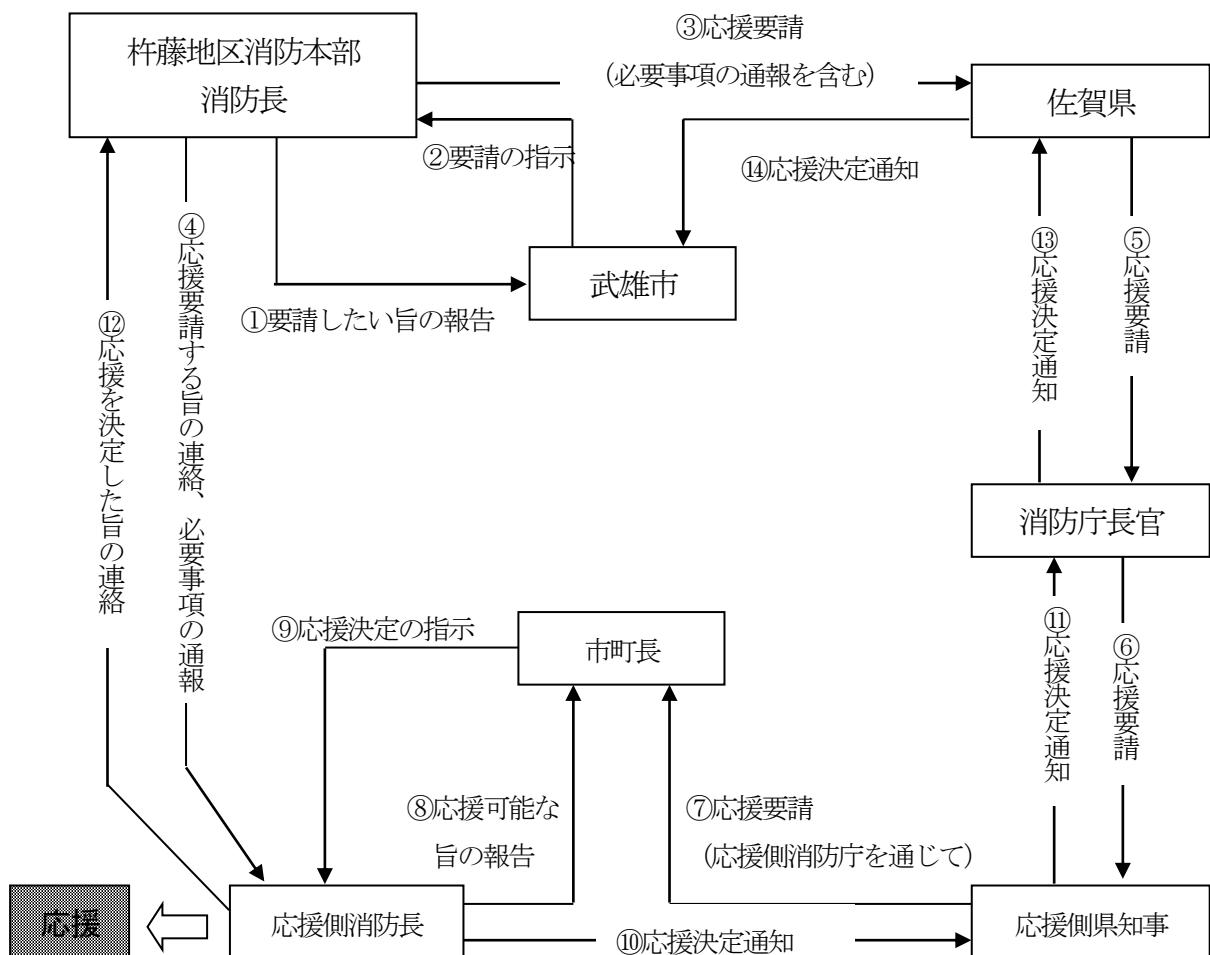
市又は消防機関は、必要があると認める場合は、「武雄市受援マニュアル」、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」、「佐賀県緊急消防援助隊受援計画」、「佐賀県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画」又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、県に対し、要請の連絡を行う。

県は、要請の連絡を受け、必要と認めた場合、直ちに消防庁に対し要請を行う。

【 緊急消防援助隊の要請系統図 】



【 広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート 】



(3) 県への応援要請及び職員の派遣要請又はあっせん等の要請

- ア 市は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、「武雄市受援マニュアル」に基づき、県に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請するものとする。
- イ 市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対し、「武雄市受援マニュアル」に基づき、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求めるものとする。
- ウ 派遣要請者は、市長で、要請先は県危機管理防災課（総括対策部）とする。
- エ 要請の必要事項は、別表のとおりであるが、緊急時にはとりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

(4) 指定地方行政機関等への職員の派遣要請

- 市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、「武雄市受援マニュアル」に基づき、指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

《市が実施する応援要請の必要事項及び根拠》

要請の内容	要請に必要な事項	備 考
他の市町に対する応援要請 県への応援要請又は災害応急対策の実施要請	① 災害の状況 ② 応援（災害応急対策の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 ④ 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策） ⑥ その他必要な事項	災害対策基本法 第67条 災害対策基本法 第68条
自衛隊災害派遣要請（要求）	本章第7節 自衛隊災害派遣計画参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関又は県の職員の派遣又は派遣のあっせんを求める場合	① 派遣のあっせんを求める理由 ② 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他必要な事項	災害対策基本法 第29条 災害対策基本法 第30条 地方自治法 第252条の17
他県消防の応援の要請を求める場合	① 災害発生日時 ② 災害発生場所 ③ 災害の種別・状況 ④ 人的・物的被害の状況 ⑤ 応援要請日時 ⑥ 必要部隊数 ⑦ その他の情報	消防組織法 第44条

(5) 消防団との協力

消防団は、市や消防機関等との協力体制の下、災害発生時には下記の項目等について円滑な防災活動を行うものとする。

- ア 避難誘導活動
- イ 河川やがけ地などの危険個所の警戒巡回活動
- ウ 被災者の救出・救助活動
- エ 土のう積みなどの災害防除活動
- オ その他の災害応急対策業務

(6) 自主防災組織等との協力

自主防災組織（事業所等の自衛防災組織を含む。）、区長会、婦人会、ボランティア等の民間団体は、市との協力体制の下、災害時には下記の項目等について円滑な防災活動を行うものとする。ただし、大規模災害時には市職員が対応できない場合があるので自主防災組織で避難所運営ができるよう訓練を行う。

- ア 地震発生時における出火の防止及び初期消火活動への協力
- イ 避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力
- ウ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
- エ 被災地域内の社会秩序維持への協力
- オ その他の災害応急対策業務（地域、市の体制等を勘案して）への協力

2 県が実施する措置

(1) 市、消防機関からの要請への対応

県は、市、消防機関から応援の要請があった場合又は円滑な対策の実施のため必要を認めるときは、他の市町に対し、応援すべきことを指示等するとともに、県として必要な応援措置を講じる。

(2) 市の代行、業務支援

県は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき応急措置のうち、次に掲げる特に急を要する重大な事項について、市に代わって実施する。

事項	根拠
ア 避難の指示等 イ 屋内での退避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法第60条第6項
ウ 警戒区域の設定 エ 物的応急公用負担及び障害物の除去等 オ 人的公用負担	災害対策基本法第73条第1項

また、県は、災害の規模が激甚などの理由により、市が十分な災害応急対策活動を行えていないと判断した場合、市災害対策本部や被災現場に職員を派遣し、市災害対策本部の運営等の支援を行うものとする。

第2項 相互協力の実施

1 基本的事項

市及び各防災関係機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り、協力又は便宜を供与するものとする。

また、応急対策の実施に当たっては、各防災関係機関は、あらかじめ定めた協議、協定等に基づき、誠意をもって対処するものとする。

2 応援を受けた場合の費用の負担

(1) 他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、災害対策基本法第92条に定めるとおり、応援を受けた側が負担することになるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。

(2) 費用の負担の対象となるものは、概ね次のとおりである。

- ア 派遣職員の旅費相当額
- イ 応急措置に要した資材の経費
- ウ 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費
- エ 救援物資の調達、輸送に要した経費
- オ 車両機器等の燃料費、維持費

第3項 応援協定

市は、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できない場合には、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、応援を要請する。

1 消防相互応援協定

【資料編 6. 県及び他市町村との応援協定 参照】

市は、隣接市町と、消防機関は他の全消防機関と、消防相互応援協定を締結しており、これに基づき、応援を求める。

2 災害時相互応援協定

【資料編 7. 県及び他市町村との応援協定 参照】

【資料編 8. 防災関係機関等との応援協定 参照】

市は、災害時相互応援協定を締結している他の自治体、民間事業所等との協定に基づき、応援を求める。

また、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市等との災害時相互応援協定の締結を推進するとともに、支援に係る輸送方法やルート等の確認に努める。

第4項 派遣職員に係る身分、給与等

応援に派遣された職員の身分取扱いについては、災害対策基本法第32条、同法施行令第17条及び第18条の規定に基づき行う。

第5項 受援のための措置

市、県及び防災関係機関は、他の地方公共団体、防災関係機関、国、民間ボランティア及び企業等からの支援・協力等を効果的・効率的に受けるため、武雄市受援マニュアルに基づき応援機関の受入れに必要な措置を講ずるものとする。

第9節 通信計画

災害の発生に伴う電気通信設備等の被災や通話の輻輳により、一般加入電話の使用が困難となった場合においては、防災関係機関は、多様な通信手段を活用するとともに、専用通信設備等の応急復旧を速やかに行い、災害時における通信の確保を図る。

第1項 多様な通信手段の利用

市は、次に掲げる通信手段を適切に利用して、災害情報の伝達、円滑な応急対策の実施に必要な情報の通信を行うものとする。

1 市防災行政無線等

(1) 市防災情報発信システム

市は、災害時において、防災情報発信システムを活用し、広く市民に迅速かつ確実に災害情報等が伝達できるよう市民各戸、避難施設、要配慮者施設等に戸別受信機を設置する。

また、防災情報発信システムにより視覚、聴覚に障がいをお持ちの方に、戸別受信機で発信する情報を電話、FAXにより取得できることを周知し、利用を促進する。

さらに、戸別受信機で発信する情報をメールにより取得できることを広く市民へ周知し利用を促進する。

(2) 市防災行政無線（MCA同報系）

市は、災害時において、市防災行政無線を活用し、避難指示等の災害情報を緊急に市民へ通知、伝達する。（屋外スピーカー市内167箇所）

さらに、難聴地区の対策として、サイレンの活用、音声案内サービスなどの補完対策を行う。

(3) 防災アプリ

市による防災に特化したアプリにより、広く市民へ周知し、利用を促進する。

(4) ケーブルテレビ

ケーブルテレビの文字情報及びスマートフォンアプリを使った災害音声通信を活用し、避難指示等の災害情報を緊急に市民等へ伝達する。

(5) 臨時災害放送

市は、災害が発生した場合に、可搬型FM送信機により、臨時災害放送局を臨時かつ一時的に開局し、災害情報の他、避難所開設状況等の市情報を伝達する。

2 県防災行政無線

県防災行政無線は、災害時においては防災、平常時においては一般行政に関する情報の通信を行うため、無線回線（地上系）及び有線回線（光ケーブル）により、県本庁を中心として県警察、県現地機関、市、消防機関、ダム管理所、自衛隊及び防災関係機関との間をネットワーク化した通信網であり、メール、電話、FAX、映像及び防災情報等のデータの送受信ができる。

3 優先利用ができる一般加入電話

【資料編 23. 災害時優先電話一覧 参照】

【資料編 24. 特設公衆電話一覧 参照】

(1) 災害時優先電話

災害時において、一般加入電話回線が異常に輻輳した場合にも、発信規制の対象とされない固定電話と発着信規制の対象とされない携帯電話であり、契約者（公共機関等）からの申し出により協議のうえ設置している電話。

(2) 特設公衆電話

西日本電信電話株式会社が、災害発生時において、避難者の通信を確保することを目的として開設する公衆電話である。発信規制の対象とされない災害時優先電話であり、通信料も無償である。

市は、避難所開設時（自主避難を含む）に、電話機を設置する。

4 移動体通信

市は、対策本部と被災現場との通信手段として、市防災行政無線（移動系）15台を利用する。

5 非常通信

災害発生により非常な事態が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、有線電話が途絶し、又は輻輳して事実上利用できない状態になったときは、電波法第52条第4号及び第74条第1項の規定に基づき、非常通信の取扱いを行う。

(1) 非常通信として取り扱える通信の内容

- ア 人命の救助、避難者の救護に関するもの。
- イ 風水害の予報等に関するもの。
- ウ 非常事態に際しての交通制限、その他の秩序、又は緊急措置に関するもの。
- エ 気象観測資料、鉄道、道路、電力設備、要員の確保、その他緊急措置に関するもの。
- オ 災害対策本部、防災関係機関等が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの。

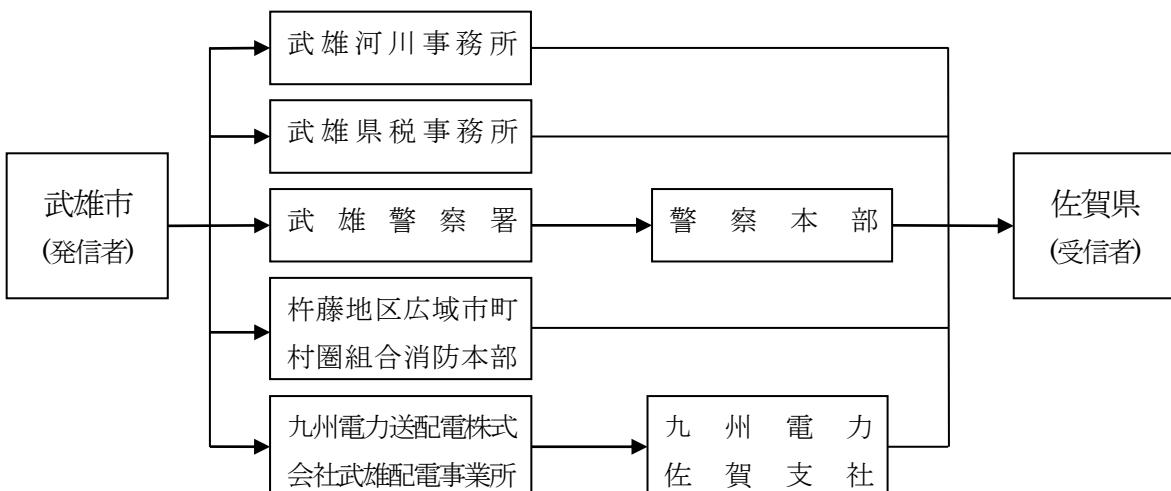
(2) 非常通信の発信資格者又は依頼者

- ア 市、消防機関、県、災害対策本部、日本赤十字社、電力会社、鉄道会社
- イ 新聞社、通信社、放送局
- ウ その他人命の緊急救助措置、又は急迫の危険に関するものであれば一般でも可能

(3) 非常通信の依頼先

佐賀地区非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局

《非常通信のルート例》



6 放送機関の利用

市は、災害発生時において、緊急に、通知、要請、伝達又は警告をする必要があり、その通信のため特別

の必要があるときは、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法第2条第23号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求めることができる。

ただし、放送事業者と協議して定めた手続きにより、これを行わなければならない。

7 インターネットの利用

インターネットを利用して、メール、画像及びデータ等による情報伝達を行う。

8 その他

アマチュア無線、赤十字無線奉仕団への協力要請

第2項 通信施設の応急復旧

1 一般加入電話

電気通信事業者は、災害時において、国、県、市町等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

また、被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、被害状況・疎通状況及び停電状況等の情報を収集し、被害状況、通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)するとともに応急復旧に必要な要員・資機材を確保し、速やかに応急復旧を行う。

2 市防災行政無線

市は、災害が発生した場合、重要通信を確保し、あるいは被災した通信設備を迅速に復旧するため、応急復旧に必要な要員・資機材を確保し、速やかに応急復旧を行う。

3 放送

市は、放送事業者に対して、災害に伴う放送の中止に備えて、放送を速やかに再開できるように、応急復旧に必要な要員・資機材の確保等に留意して、有効・適切な対策の推進に努めるよう要請する。

第10節 救助活動計画

災害により救助すべき者が発生した場合には、市、消防機関、県、県警察及び災害派遣された自衛隊は、相互に協力し、迅速かつ的確に救助活動を行う。

また、市内の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び市民は、自発的に救助活動を行うとともに、消防機関等が行う救助活動に協力するよう努める。

第1項 自主防災組織等の救助活動

災害が発生した場合、被災地内の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び市民は、自らの安全を確保しつつ、次により自発的な救助活動を行うとともに、消防機関等が行う救助活動に協力するよう努める。

- 1 近隣又は事業所内に救助すべき者がいるか、早期に把握する。
- 2 救助用資機材を活用し、組織的な活動に努める。
- 3 救助活動に当たっては、可能な限り消防機関などと連携をとるものとし、自らの活動では救助が困難と認める場合は、消防機関などに連絡し、早期救助を図る。

第2項 救助活動

1 市及び消防機関

(1) 救助活動

ア 現地調整所の設置

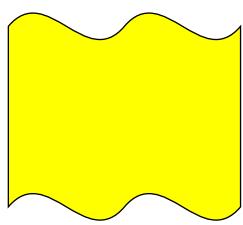
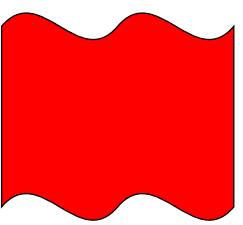
市は、災害発生後速やかに、災害規模の把握に努め、消防・警察・自衛隊・災害派遣医療チーム（DMAT）等の部隊が連携して活動を行うため、必要に応じ、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等の情報共有など部隊間の調整を行う。

また、救助された負傷者については、医療機関（医療救護所を含む）に収容する。

イ 避難者情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重症者などがいることについての情報を、防災ヘリ等に容易に把握させるために、情報伝達用サインを統一する。

○規格 概ね2m×2mの布

	避難者がいることを示す。 (黄色)		避難者の中に重症者や要配慮者など緊急に救助を要する者がいることを示す。 (赤色)
---	----------------------	--	---

(2) 応援要請

ア 消防機関は、市との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」等の定めるところにより、県内の他の消防機関に対し、応援要請を行う。

イ 市は、消防機関との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、県内の他市町又は県に対し、救助に要する要員及び資機材について応援要請する。

ウ 市及び消防機関は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

エ 市及び消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、要請の連絡を行う。

　なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ緊急消防援助隊の出動要請を行う。

オ 市は、以上の措置を講じてもなお不十分と認めた場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

(3) 拠点等の確保

市は、救助・救命活動への支援を行う警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として次の施設を確保する。

白岩運動公園一帯	武雄市民体育館、白岩競技場、白岩運動広場、白岩相撲場、白岩弓道場、駐車場
山内中央公園一帯	グラウンド、スポーツセンター、テニスコート、武道館、弓道場、山内農村環境改善センター、山内多目的スポーツ広場
北方運動公園一帯	サンスポーツランド北方（多目的運動広場、ゲートボール場）、北方運動公園（運動場、テニスコート、相撲場）、北方スポーツセンター

【資料編 16. 白岩運動公園の災害時の役割について 参照】

(4) 権限と代行（救助法第2条同施行令第8条）

知事は国の機関として救助の実施にあたり、市長は知事の補助機関としてこれに協力するものとする。

ただし緊急を要し、知事が直接救助を実施することができない場合、救助に関する職権の一部を市長に委任したときは、市長が救助を実施する。

2 消防団

消防団は、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに、救助を行う。

3 救助活動体制

警察及び自衛隊は、県からの災害派遣要請に基づき、消防機関及び市、県警察、他の防災関係機関と協力して、救助活動を行う。

4 県

県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは市から応援を求められた場合は、消防機関及び市、他府防災関係機関等の救助活動の状況に応じて、次の措置を迅速かつ的確に講じる。

- (1) 県職員を派遣し、救助活動を支援する。
- (2) 県消防防災ヘリコプターによる救助活動を実施する。
- (3) 他の市町に対し、応援を指示する。
- (4) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。
- (5) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。
- (6) 警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

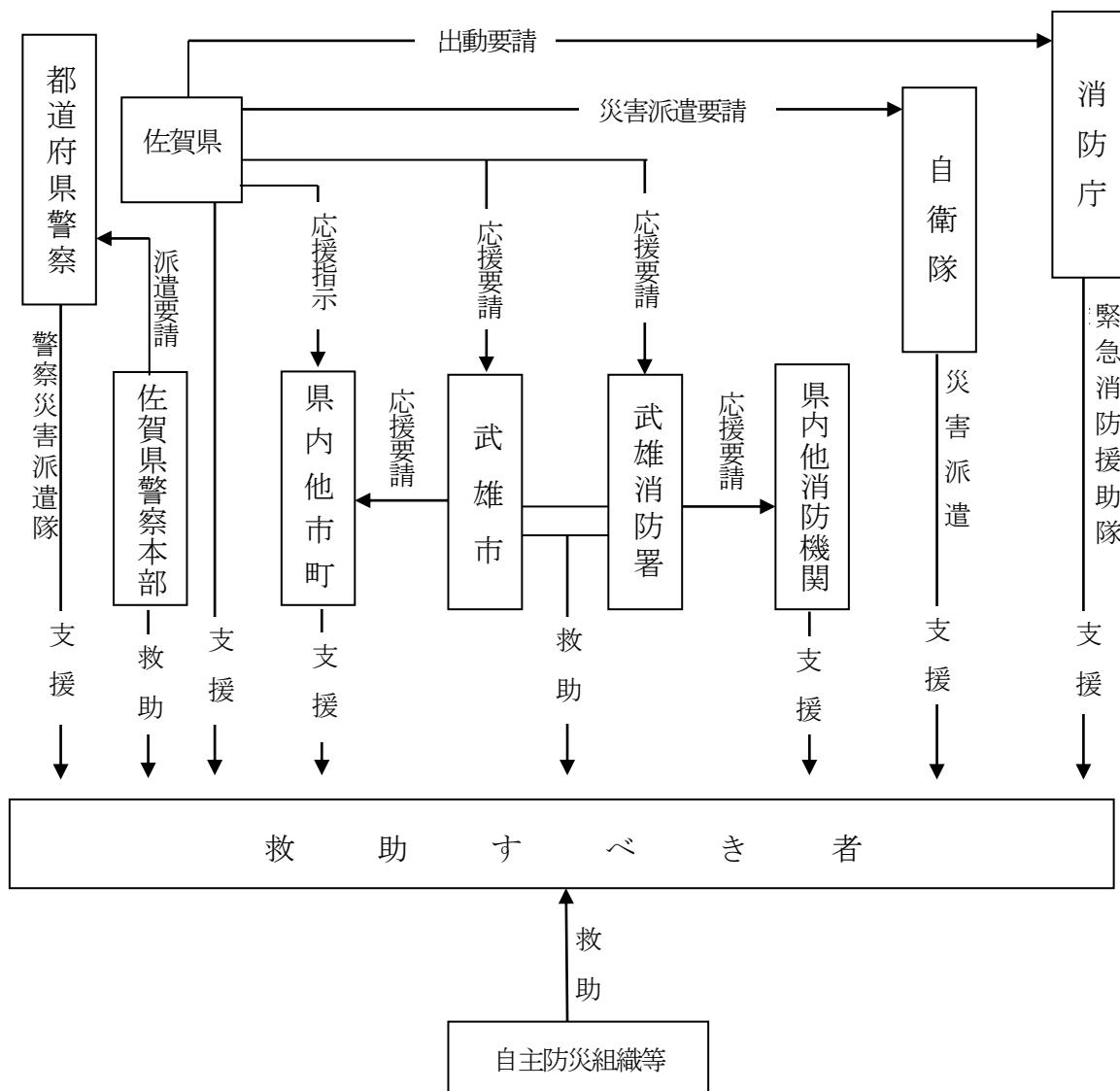
5 県警察

県警察は、他の防災関係機関と協力して、次の活動を迅速かつ的確に行う。また、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の派遣を要請する。

- (1) 被災者の救助・救護
- (2) 行方不明者の捜索
- (3) 救助活動に必要な交通規制及び交通整理・誘導

6 自衛隊

自衛隊は、県からの災害派遣要請に基づき、消防機関及び市、県警察、その他の防災関係機関と協力して、救助活動を行う。



第11節 保健医療福祉活動計画

災害により、医療機関が被災し、機能低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場合には、市、県、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県医師会、佐賀県歯科医師会、武雄杵島地区医師会及び社団法人巨樹の会新武雄病院等は、相互に協力し、迅速かつ的確な医療活動を実施する。その具体的な手順は、「佐賀県災害時医療救護マニュアル」を基本とする。

また、県は、医療ボランティアの活用を図るとともに、実施の際は、円滑な活動に資するため、関係機関との連絡調整に努める。

第1項 保健医療福祉活動

1 医療機関における医療活動の確保

(1) 公的医療機関等

市から要請があった場合又は自ら進んで、会員の医療機関の被害状況を調査するとともに、会員に対し、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じ、また新たに発生する傷病者に対して医療活動を行うよう要請し、医療活動の確保を図るものとする。

(2) 民間医療機関等

武雄杵島地区医師会及び社団法人巨樹の会新武雄病院は、災害発生時に市から要請があった場合又は自ら進んで、自らの医療機関の被害状況を調査するとともに、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じ、また新たに発生する傷病者に対して医療活動を行う。

2 救護所の設置、運営

(1) 設置

市は、傷病者等に対して医療活動を行うため、避難場所、避難所又は適当な場所に、救護所を設置するものとし、必要と認める場合は、県に対し、杵藤保健福祉事務所又は適当な場所に救護所を設置してもらうよう要請する。

県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認める場合は、杵藤保健福祉事務所又は適当な場所に救護所を設置する。

(2) 広報、報告

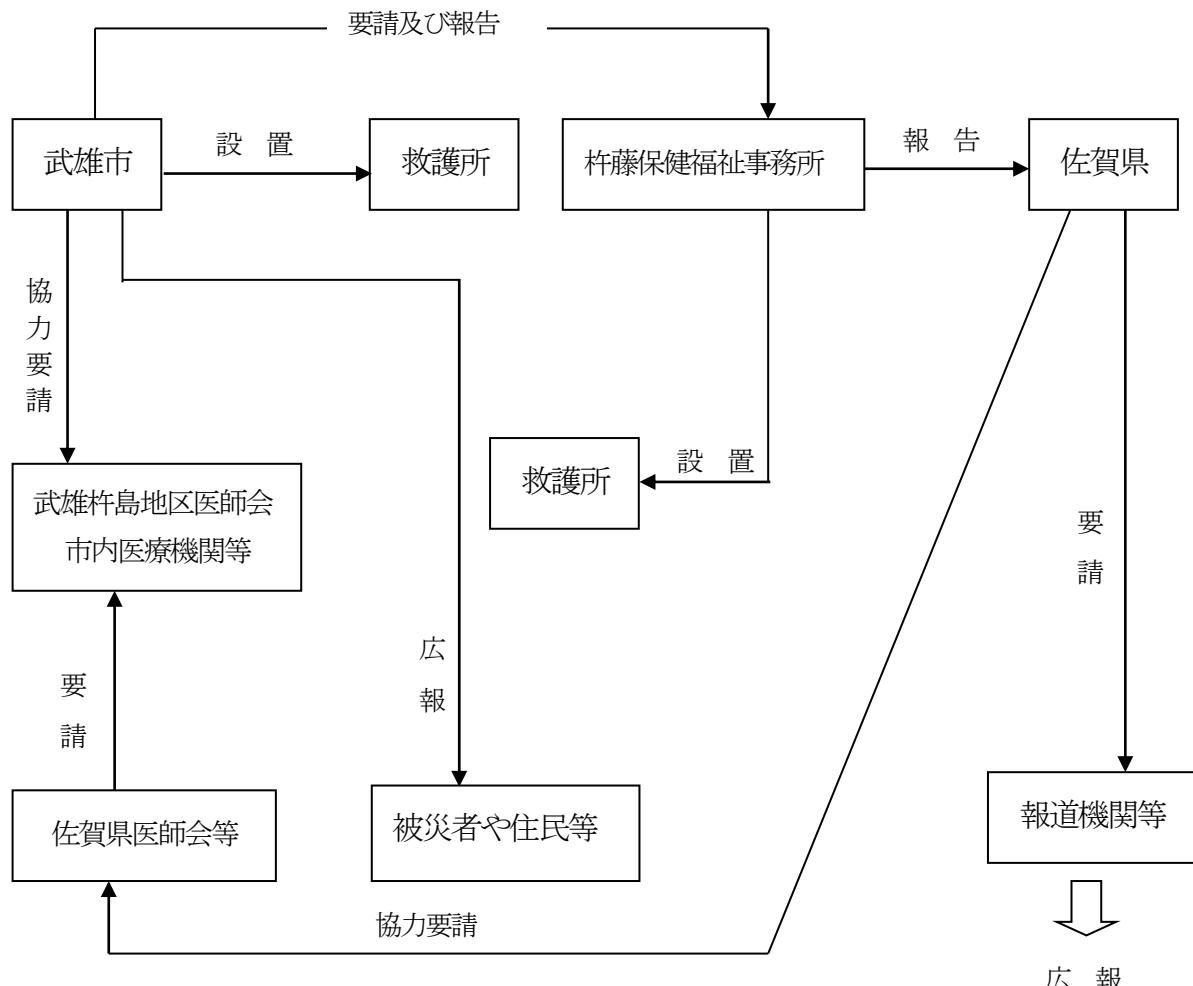
市は、救護所を設置した場合は、速やかに被災者や市民等に対し、CATV、防災行政無線、防災情報発信システム、防災アプリ、広報車等により設置内容等を周知徹底するとともに、県に対し報告する。

県は、報道機関の協力を得て、救護所の設置内容等について広報する。

(3) 運営

市は、救護所の運営に当たっては、武雄杵島地区医師会、社団法人巨樹の会新武雄病院及び医療機関等に協力を要請するとともに、必要な医薬品等については、医薬品卸業者等から調達する。

県は、県医師会等に対し、武雄杵島地区医師会、市内医療機関等の協力が得られるよう要請する。



3 保健医療福祉チームの編成、派遣

(1) 活動

保健医療福祉活動チームとは、診療を行える機能を持つ医療チームのことであり、救護所等において医療活動を行う

(2) 種類と派遣時期

派遣時期	派遣元	名称
急性期	災害拠点病院	災害派遣医療チーム (D M A T) ※ロジスティックスチーム含む
	ドクターへリ基地・連携病院	ドクターへリ
	佐賀県医師会	医療救護班 (J M A T 佐賀)
	協定締結医療機関	災害派遣精神医療チーム (D P A T)
	日本赤十字社	救護班
	その他	その他の医療救護班等
亜急性期 以降	日本医師会	災害医療チーム (J M A T)
	佐賀県歯科医師会	歯科医療救護班
	佐賀県看護協会	災害支援ナースによる看護班
	独立行政法人国立病院機構	医療救護班

	独立行政法人地域医療機能推進機構	医療救護班
	国立大学病院	医療救護班
	その他	その他の医療救護班等

(3) 市からの県への派遣要請

市は、自ら保健医療活動チームを編成できる場合は編成し、救護所での医療活動に従事させるとともに、自ら保健医療活動チームを編成できない場合や救護所での保健医療活動チームに不足を生じる場合は、県にその派遣を要請する。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、被災市町に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

(4) 県による派遣要請・調整

県は、市町から要請があった場合又は自ら必要と認める場合は、医療関係機関に対し協定等に基づき、救護所への保健医療活動チームの派遣要請及び調整を行う。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

また、県は、活動場所や収集場所について、確保又は伝達を行う。

(5) 市保健医療チームによる医療救護活動

災害発生により傷病者等が発生した場合は、速やかに、武雄杵島地区医師会及び一般社団法人巨樹の会新武雄病院は保健医療チームを編成し、救護所において医療活動にあたる。

(6) 日本赤十字社による医療救護活動

日本赤十字社佐賀県支部は、自らの判断で救護班を派遣するが、災害救助法が適用され、県から「(県と日本赤十字社との) 協定書」に基づき医療業務等の委託を受けた場合は、県の指示のもと救護班を派遣する。

なお、県は、日本赤十字社佐賀県支部に対し、県へのリエゾン（情報連絡員）等の派遣について要請するものとする。

(7) 他県等への応援要請

県は、必要に応じ、他県等に対し、各種協定に基づく応援要請を行う。

(8) 災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーターによる派遣調整の支援

災害医療コーディネーターは、県による県域での保健医療活動チームの派遣調整の支援を行う。

また、地域災害医療コーディネーターは、保健福祉事務所管内での保健医療活動チームの派遣調整の支援を行う。

(9) DMA T活動終了後の医療体制の確保・継続

県は、災害派遣医療チーム（DMA T）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（J MAT）、災害派遣精神医療チーム（D PAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（J DAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、救護所や指定避難所等も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

4 人工透析対策

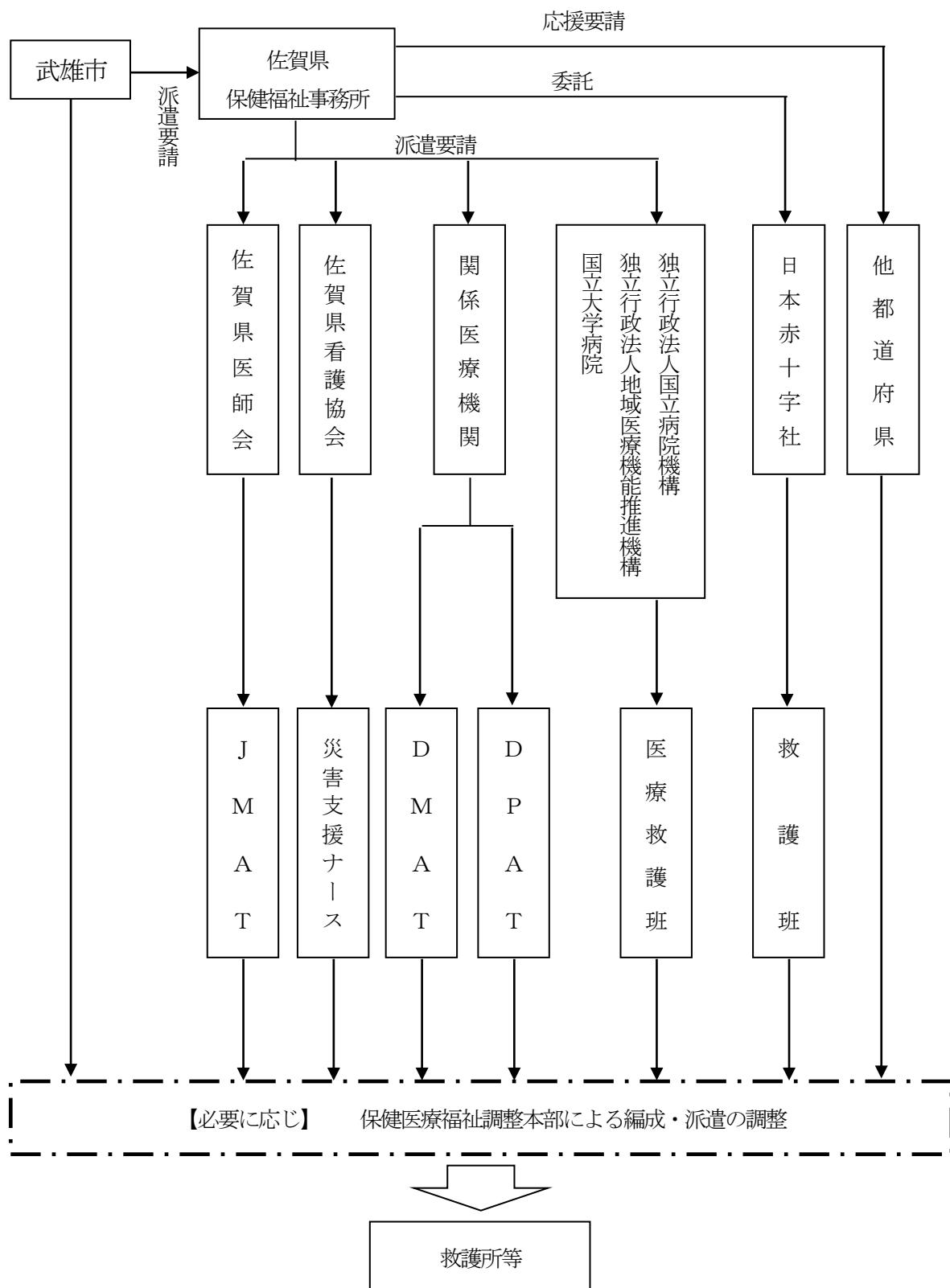
市は、透析医療機関の稼働状況を速やかに把握するとともに、ホームページ、広報紙、報道機関を通して患者、患者団体等に、的確な情報を提供し、人工透析受療の確保を図る。

市は、速やかな地域の患者への医療機関情報提供や医療機関への搬送に努める。

また、市、県及び透析医療機関は、一般社団法人日本透析医会が提供する情報など広域的な情報収集を行う。

5 精神対策医療

県は、関係医療機関と協力して、災害派遣精神医療チーム（D P A T）を派遣することによりメンタルヘルスケアを実施する。



第2項 医療品、医療資機材の調達

1 需給状況の把握

市は、武雄杵島地区医師会、佐賀県薬剤師会武雄支部、医療品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握する。

2 安定供給の確保

(1) 市は、需給状況から必要と認める場合には、医薬品等卸売業者に対し、医薬品、医療資機材の供給の要請を行う。

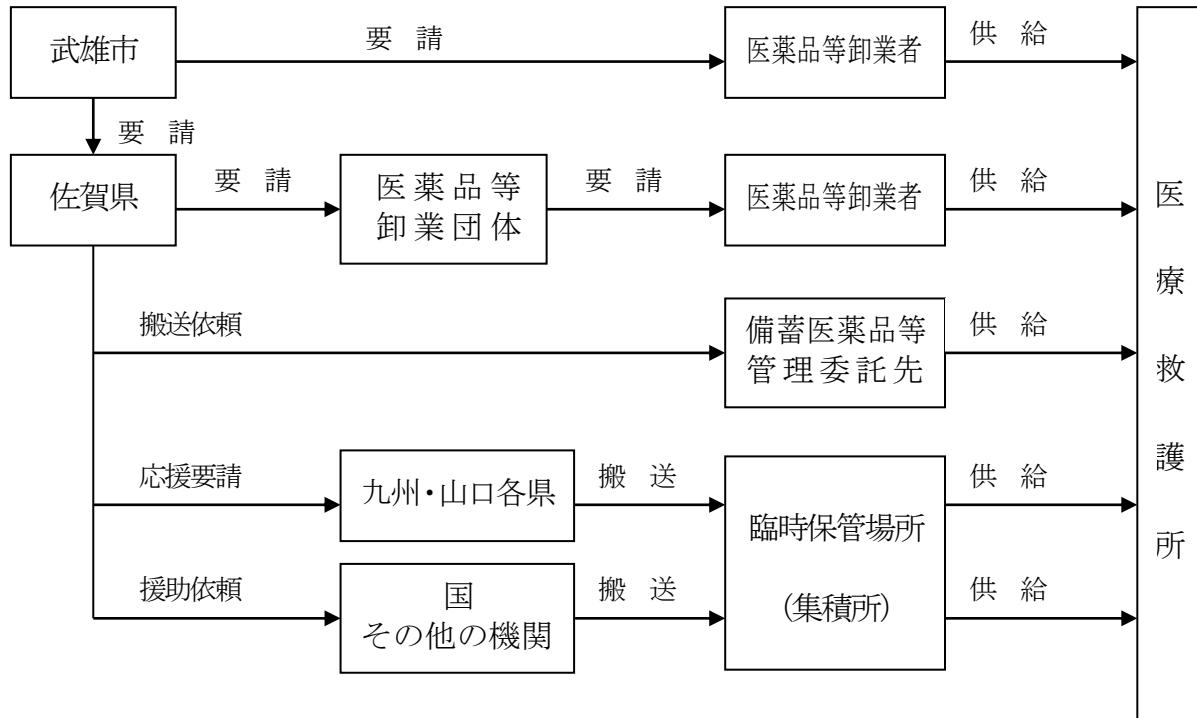
(2) 市は、この措置を講じても不足するおそれがある場合には、県に対し、医薬品、医療資機材の調達又は援助を要請する。

3 薬剤管理班の要請

県は、救護所又は医薬品、医療資機材の臨時保管場所において、医薬品、医療資機材の管理、供給を行うため、市から要請があった場合は、佐賀県薬剤師会の協力を得て、適当な数の薬剤管理班（薬剤師2人で構成）を編成し、派遣する。

佐賀県薬剤師会は、県と締結した「災害時における医療救護に関する協定書」の定めるところにより、薬剤管理班を派遣する。

県は、全部の薬剤管理班を派遣しても十分に対処できないと認める場合は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき、薬剤管理班の派遣要請を行う。



第3項 医療施設の応急復旧

市内の医療機関は、災害発生時には、速やかに病院建築物・医療設備等の損壊状況について調査し、被害の応急復旧を実施するとともに、電気、電話、水道等のライフラインの復旧についてライフライン事業者へ要請する。

また、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

県及び市は、医療施設の電気、電話、水道等のライフラインの応急復旧について、速やかに対応が行われるようにライフライン事業者へ要請する。

県は大規模停電発生時には、直ちに、あらかじめリスト化した医療施設の非常用電源の設置状況等に踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認のうえ、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

また、県は、国（経済産業省）、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国（経済産業省等）や電気事業者等が主体的、積極的に調整するものとする。

第4項 保健医療福祉ボランティアへの対応

県は、保健医療福祉ボランティアの活用を図るとともに、実施の際は、円滑な活動に資するため、関係機関との連絡調整に努める。

災害発生時に、保健医療福祉ボランティアの申出がある場合は、県は、次により対応するものとする。

1 登録窓口の設置、広報

県は、直接又は医療関係団体の協力を得て、保健医療福祉ボランティアの受入れ・登録に関する窓口を設置するとともに、このことについて広報する。

2 情報提供等

市は、市内において医療関係者が不足していると認めた場合は、県に対し、不足している職種、受入日時・場所等の情報を連絡する。

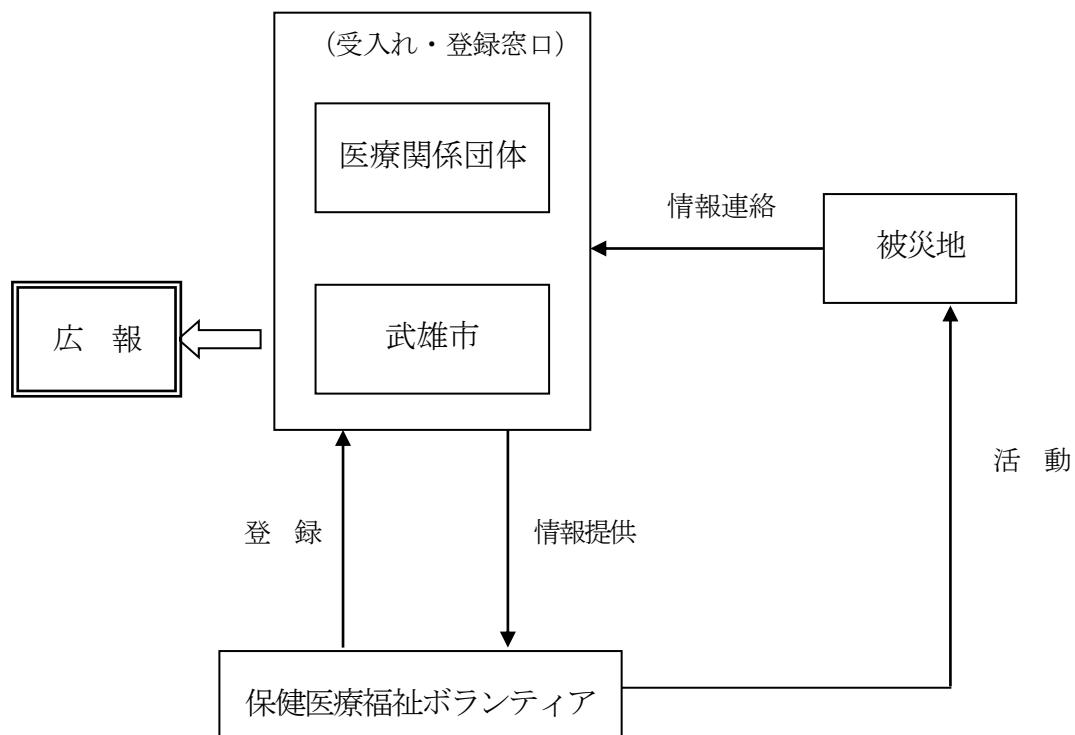
県は、市からの情報の内容について調整を行い、登録している保健医療福祉ボランティアに対し、情報提供を行う。その際、次のことを要請する。

(1) 自己完結型の活動を行えるよう、生活必需品等を携行すること

(2) 可能な範囲で、医療品、医療資機材の携行に努めること

(3) 被災者のニーズにあった保健医療提供を行うこと

(4) その他、保健医療福祉ボランティアを行う者は県及び市、他関係者の指示に従うこと



第12節 消防活動計画

地震発生時には、火災の同時多発や市街地への延焼拡大、多数の負傷者の発生などが見られ、迅速かつ円滑な消防活動を実施する必要がある。

市民、自治会、自主防災組織及び事業所等は、可能な限り出火防止、初期消火に努めるとともに、消防機関に協力するよう努める。

消防機関は、必要に応じ、他の地域からの応援を受けて、効率的な消火活動及び適切な救急活動などの消防活動を実施する。

市及び県は、消防機関の消防活動が円滑に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

第1項 出火防止、初期消火

市及び消防機関は、地震発生時に、市民、自治会、自主防災組織及び事業所等に対し、出火防止、初期消火に努めるよう、呼び掛けを行うとともに、消防団の出動を要請し、初期消火に当たらせる。

市民、自治会、自主防災組織及び事業所等は、可能な限りこれに努める。

第2項 消火活動

市及び消防機関は、地震により火災が発生した場合は、この計画及び消防計画に定めるところにより、全機能をあげて、迅速かつ的確に消火活動を実施する。

消火活動に当たっては、効果的な消火に努め、また、避難指示等が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして防御にあたる部隊運用を図る。

第3項 応援の要請

1 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請

市及び消防機関は、自らの消防活動のみでは対処できないと認める場合には、あらかじめ締結している「消防相互応援協定」、「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援要請を行う。

要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。

2 県消防防災ヘリコプターの出動要請

市及び消防機関は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターによる救急活動を実施する。

3 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請

市及び消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援について、要請の連絡を行う。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。

第13節 救急活動計画

消防機関は、災害発生時に大量に傷病者が発生した場合には、迅速かつ効率的に医療機関へ搬送するものとする。

第1項 救急活動

消防機関は、傷病者の搬送に当たっては、救命処置を要する者又はトリアージによる重症者を優先する。

第2項 搬送手段の確保

消防機関は、傷病者を所管する救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、「佐賀県常備消防相互応援協定書」に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。応援の消防力を以ってしても、不足する場合には、県に対して、緊急消防援助隊の要請を行う。さらに必要な場合には、災害派遣医療チーム（DMAT）等に支援を求める。

市及び消防機関は、災害発生により交通が途絶した場合又は遠隔地から高次医療機関への搬送が必要である場合など、ヘリコプターによる搬送が有効と認める時は、ドクターへリ運航要領に基づき、ドクターへリの出動を要請する。

県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターを出動させる。県消防防災ヘリコプターが出動不能若しくはさらなるヘリが必要な場合は、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。

なお、ドクターへリについては、「佐賀県ドクターへリ運航要領」、「福岡県、佐賀県ドクターへリの相互応援に係る基本協定」及び「佐賀県、長崎県ドクターへリの相互応援に係る協定」に基づき、運航するものとする。

第3項 後方医療機関の情報の把握

消防機関は、県が構築する救急医療情報システムを活用して、搬送先の医療機関の被災状況や傷病者の受入の可否等の情報を把握する。

第4項 応援要請

1 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請

消防機関は、自ら行う救急活動のみでは対処できないと認める場合は、あらかじめ締結している「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。

要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。

2 県消防防災ヘリコプターの出動要請

市及び消防機関は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターによる救急活動を実施する。

3 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請

市又は消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、要請の連絡を行う。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。

第14節 惨事ストレス対策

災害現場などで悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障がいが発生するおそれがある。

そこで、救助・救急又は消火活動を実施する各機関及び保健医療活動チームを派遣する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

保健医療活動チームを派遣する各機関は、必要に応じて、当該機関の産業医を活用又は県に専門家の派遣を要請するものとする。

第15節 水防活動計画と二次災害の防止活動

1 水防活動

災害発生に伴い、河川、ため池、農業用排水施設等の堤防・護岸及び管理施設等の損壊、山腹の崩壊などの被害が生じ、そのため、せきとめ、溢流、氾濫による浸水等水害が発生するおそれがある場合、河川、ため池、農業用排水施設等の管理者及び施工者は、速やかに、次により水防上の応急措置を講じることとする。

(1) 施設の点検、補修

河川、ため池、農業用排水施設等の管理者及び施行者並びに下水道管理者は、災害発生により所管施設に被害が生じるおそれがあると認める場合は、速やかに、施設の被害調査、点検を実施し、その結果必要と認める場合は、被災施設の補修を行う。

河川、ため池、農業用排水施設等の管理者及び下水道管理者は、関係する水防管理者に対し、このことを連絡する。

(2) 応急措置

水門や排水機場等の管理者・管理受託者は、浸水等水害が発生するおそれがある場合は、関係機関との連携を図りつつ、水門や排水機場等の操作担当者に対し、適切な操作が行われるよう指示する。

災害発生により河川、砂防施設等又はこれらの効用を兼ねる道路が被災し、流水が侵入し、甚大な水害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合は、これら施設の管理者及び施行者は、緊急に仮締切り工事の施工など適切な措置を講じる。

水防管理者は、必要に応じ、水防上適切な措置を講じる。

2 土砂災害の発生、拡大防止

市は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して危険箇所の点検を実施するものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関への連絡や市民への周知を図るとともに、避難体制の整備などの応急措置を適切に講じる。

市は、土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じ、応急工事（不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等）を実施する。

3 風倒木対策

市は、風倒木による二次災害を防止するため、必要に応じ、風倒木の除去など応急対策を講じる。

第16節 避難計画

災害が発生し、浸水、土砂災害、風倒木、がけ崩れ、火災等の二次災害から市民等の人命、身体を保護するため、市は、災害対策基本法等に基づき、必要に応じ避難のための措置をとるものとする。

また、避難措置に当たっては、避難行動要支援者に十分配慮し、必要に応じ高齢者等避難の発令あるいは早目の避難指示を発令し、市民等及び関係機関等へ伝達する。

第1項 高齢者等避難、避難指示

1 高齢者等避難、避難指示の発令

高齢者等避難又は避難指示を発令する者は、事前に策定した避難指示等に係る発令の判断基準等を定めたマニュアルに基づき、危険の切迫する前に十分な余裕をもって、次により迅速かつ的確に発令・伝達する。

(1) 避難が夜間なる場合の日没までの避難

市は、避難が夜間になりそうな場合には、日没までに避難が完了できるような避難指示等の発令に努めるものとする。

(2) 屋内での退避等の安全確保措置

市は、避難時の周囲の状況等により避難のために移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

(3) 市に対する助言

市は、避難指示等の発令の判断にあたって、必要に応じ、防災関係機関へ助言を求めるものとする。

防災関係機関は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

また、県は、時機を失すことなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

実施責任者	要件(根拠)	内容	対象者	備考
●市長 ○知事 (災害の発生により市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき)	●災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないとき。	●避難行動要支援者に対しては、立退きの指示(その他の者に対しては、立退きの高齢者等避難の発令)	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	●市長が行った場合は、知事に報告する。 ●警察官が行った場合は、市長へ通知すること。
○警察官 (市長が指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき)	●災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。 ●上記の場合で、急を要すると認めるとき。	●立退きの勧告 ○立退き先の指示(必要があると認めるとき) ●立退きの指示 ○立退き先の指示(必要があると認めるとき)		
	●災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。 (災害対策基本法第60条・第61条、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第20条)	●屋内での退避等の安全確保措置の指示		
●知事 ●知事の命を受けた県の職員 ●水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 (水防法第25条)	立退きの指示	必要と認める区域の居住者	水防管理者が行った場合は、管轄警察署長に通知すること。
●知事 ●知事の命を受けた県の職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	必要と認める区域内の居住者	管轄警察署長に通知すること。
●警察官 ○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(その場に警察官がいない場合)	●人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、事変、危険物の爆発等危険な事態がある場合 ●上記の場合で、特に急を要する場合 (警察官職務執行法第4条、自衛隊法第94条)	●警告を発すること ●避難の措置	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者 危害を受けるおそれのある者	●警察官が行った場合は、公安委員会に報告すること。 ●自衛隊が行った場合は、防衛大臣の指定する者に報告すること。

2 高齢者等避難、避難指示の内容

高齢者等避難又は避難指示を発令する者は、次の内容を明示して行う。

(1) 避難対象地域

(2) 高齢者等避難若しくは避難指示を発令する理由

(3) 避難先及び避難経路

(4) 避難時の留意事項等

3 関係機関への連絡及び市民等への伝達

(1) 関係機関への連絡

高齢者等避難、避難指示を発令した者又はその者が属する機関は、関係機関（市、県、県警察、自衛隊及びNHK佐賀放送局等）と、速やかにその内容を相互に連絡する。

(2) 市民等への伝達

高齢者等避難、避難指示を発令した者又はその者が属する機関及びこの連絡を受けた市は、関係機関の協力を得て、次の方針等あらゆる手段を活用し、当該地域の市民等に対して迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を行う。

市民等への伝達に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者及び旅行者等の一時滞在者に十分配慮し、消防機関、消防団、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用する。

ア 市防災行政無線

イ 防災情報発信システム

ウ 戸別受信機

エ 防災アプリ

オ 登録電話、登録FAX、SNS（Facebook、X（旧Twitter）等）等のSNS

カ 広報車

キ サイレン

ク テレビ（CATVを含む。）、ラジオ、臨時災害放送（可搬型FM送信機）の放送

ケ 携帯電話等のメール（防災ネットあんあん、登録メール、緊急速報メール）

コ その他実情に即した方法（ホームページ等）

※ なお、テレビやラジオ等の報道事業者への報道要請及び緊急速報メールについては、県が主体的に実施する。必要な情報については市からの情報提供のほか、県はリエゾン（情報連絡員）を派遣する等、正確かつ迅速な収集に努めるものとする。

第2項 警戒区域の設定

警戒区域の設定を実施する者は、状況に応じ、次により迅速かつ的確に行う。

実施責任者	要件（根拠）	内容	対象者	備考
<ul style="list-style-type: none">●市長等 (市長から委任を受けた市職員を含む。以下同じ)○警察官 (市長等が現場にいないとき又は市長等から要求があったとき)○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（市長等、警察官がその場にいない場合）○知事 (災害の発生により市が全部又は大部分の業務を行うことができなくなったとき)	<ul style="list-style-type: none">●災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。 (災害対策基本法第63条、第73条)	<ul style="list-style-type: none">●区域への入りの制限・禁止又は区域からの退去命令	<ul style="list-style-type: none">災害応急対策に従事する者以外の者	<ul style="list-style-type: none">●警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が行った場合は、市長に通知すること。●知事が行う場合は、その旨公示すること。

第3項 避難誘導等

1 避難誘導

(1) 地域住民等の避難誘導

避難の指示等（警戒区域の設定を含む。以下同じ。）を実施した者又はその者が属する機関は、人命の安全を第一に迅速かつ的確に避難誘導を行う。

市は、避難の指示等を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、職員が避難誘導に当たる。

消防団及び自主防災組織においては、互いに連携を図り、誘導を行う。

(2) 要配慮者への配慮

市は、避難誘導に当たっては、避難行動要支援者名簿等を有効に活用するなどして、避難行動要支援者を優先して誘導するとともに、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。

また、旅行者などの一時滞在者は、避難路や指定緊急避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導にあたっては配慮した対応を行う。

(3) 被災者の運送の要請

市は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、県を通じ運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

2 避難

(1) 小規模な避難

避難の指示等が実施された場合は、その対象となった市民等は、指示等の内容に従い各自自ら避難することを原則とする。

ただし、避難行動要支援者等自力で避難することが困難な者については、事前に定めた援助者が避難を支援するものとし、避難の指示等を実施した者又はその者が属する機関及び市は、車両、舟等を準備し、援助するものとする。

(2) 広域的な避難

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他県の市町への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるものとする。なお、県内の他の市町への受入れについては、災害の状況等に応じ、県に協議を求めることを妨げない。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県又は県内の他の市町と協議を行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域避難のための要求を市に代わって行うものとする。

県は、県外避難が必要な場合は、必要に応じ、国に対し、受入先の候補となる地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等について助言を求めるものとする。また、県は、市から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

市は、避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

なお、避難にあたっては、自衛隊の災害派遣を要請するなど適切な方法を講じ、円滑な避難を図る。

3 自主避難

市は、土砂災害などの前兆現象が出現した場合等における市民等の自主避難について、あらかじめ広報紙をはじめとして、機会をとらえてその知識の普及を図る。

市民等においても、避難指示等が出されなくとも、「自分の身は自分で守る」という考え方の下に、身の危険を感じたら隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

また、土砂災害警戒区域・危険箇所等に居住する市民等は、高齢者等避難の段階から自主的に避難を開始するように務める。

なお、市民等が自主的に避難を行う場合には、市は、求めに応じ、避難先をあっせんするなど適切な措置を講じるとともに、関係機関に対し、このことを連絡する。

第4項 主な施設における避難

学校等、病院等医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び避難方法等について作成した避難計画に基づき、避難指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施する。

1 学校等

公立の学校等は、生徒等の在校時に、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき保護者等へ生徒等を引き渡した場合は、市に対し、さらに、市教育委員会又は県教育委員会に対し、速やかにその旨連絡する。

他の私立の学校も、これに準じるものとするが、連絡先は、市及び関係機関とする。

2 病院等医療機関

病院等医療機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させたうえ、市及び県に対し速やかにその旨を連絡する。

避難誘導に当たっては、担送患者と独歩患者とに区分し、重症者、老幼婦女を優先して行う。必要に応じて、転院先等他の医療機関に対し、応援を要請する。

この場合は、市に対し、速やかにその旨連絡する。

県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、県医師会及び武雄杵島地区医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整する。また、県内の病院等医療機関では転院に対処できない場合には、近隣県に対し、受入協力を要請する。

3 社会福祉施設

社会福祉施設は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させたうえ、市及び県に対し速やかにその旨を連絡する。

災害により施設が被災し、入所者を他の施設に転所させる必要が生じた場合は、市は、そのための措置を講じ、必要に応じて、転所先等他の施設に対し、応援を要請する。

市は、被災施設からの転所が市内の他の施設では対処できない場合は、近隣市町に対し、社会福祉施設等への受け入れ協力を要請する。

また、救助を要する入所者又は利用者が発生した場合は、消防機関と連絡をとりながら直ちに救助活動を行う。

4 不特定多数の者が利用する特定施設等

不特定多数の者が利用する特定施設等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと迅速かつ安全に利用者を避難させ、その他適切な措置を講じる。

この場合は、市に対し、速やかにその旨連絡する。

第5項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設、運営

市は、災害時に必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所について、本計画やあらかじめ作成した避難所運営のマニュアル並びに県立学校に当たっては、「県立学校における福祉避難所の開設・運営マニュアル」に基づき、直ちに避難所を開設し、適切に運営する。

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設

(1) 指定緊急避難場所

市は、災害時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮し、高齢者等避難の発令とあわせて指定緊急避難場所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

(2) 指定避難所

市は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。

また、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。さらに、避難所開設に当たっては、要配慮者に配慮して、他市町にあるものを含め、福祉施設又は旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

指定避難所のライフラインの回復に時間要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、指定避難所を開設した場合は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、開設日時・場所、箇所数及び受入れ人数、設置期間の見込み等の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

なお、風水害が激甚であるなどにより被災市町内に避難所を設置することが困難な場合、「第3項 避難誘導等 2 避難（2）広域的な避難」に定めるところにより、県内の他の市町又は県に対して避難先の確保等に係る支援要請等を行うものとする。

2 指定避難所の運営管理等

市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町村に対して協力を求める。また、市は、指定避難所の運営に關し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しながら、役割分担を明確化し、避難者が相互に助け合う自動的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。さらに、市は、避難所を管理する職員に対して疲弊しないよう職員の増員や、他自治体職員等の協力を得るなど配慮する。

市は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

なお、市は、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等によって、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(1) 避難者情報の把握及び開示

市は、それぞれの指定避難所に受入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等のみ受取りに來ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供するものとする。

(2) 生活環境の維持

市は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

さらに、指定避難所においては、被災後、報道機関が避難所の取材等がきた場合、生活空間が侵害されないよう、報道関係者の立入りを禁止するなど、避難所環境の整理に努める。

また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(3) 男女双方の視点等への配慮

市は、指定避難所の運営において女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

また、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、LGBTなど多様な性のあり方等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や男女別トイレの確保、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

なお、避難者が避難所運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(4) 要配慮者への配慮

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者については、福祉施設職員等の応援によるケア、保健医療スタッフによる健康状態の把握、手話通訳者の配置、授乳室の設置、子どものストレス解消のための遊び場の開放等に配慮するものとする。

(5) 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、食事の原材料表示に努めること。また、避難者自身からアレルギーを起こす原因食品の情報提供を受けられるような配慮に努めるものとする。

(6) 相談窓口の設置

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口の設置に努めること。なお、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、市保健師による健康チェックや健康相談、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

保健師や相談員が不足する場合は、他市町、関係機関へ協力を依頼する。

(7) 生活不活発病等の予防対策

避難所に入らず車中で避難生活を送る被災者は深部静脈血栓症（通称「エコノミークラス症候群」）を発症する恐れが高いことや、避難所生活の長期化などにより、特に高齢者において生活不活発病の発症リスクが高くなることなどを考慮し、適度な運動をさせるなど、「生活機能低下予防マニュアル（厚生労働省通知）」等を活用してその予防に努めるものとする。

(8) 避難の長期化対策

避難生活が長期化する場合、市は、必要に応じて、避難生活や健康の悩みなどの相談に応じるコミュニティセンター、指定避難所内におけるプライバシーを確保したスペースや空調機器等の設置や疾病や心のケア対策のために適度な運動・遊びの機会を創出する等、長期化に伴うリスク対策に努めるものとする。

また、食料の供給にあたり、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）

等)に対する配慮等、質の確保についても配慮するよう努めるものとする。

また、市職員においても、早い段階で他市町、関係機関の協力が得られるよう努める。

(9) 在宅避難者への配慮

市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

人員が不足する場合は、他市町、関係機関へ協力を依頼する。

(10) 感染症への対応

市は、被災地において感染症の発症、拡大がみられる場合は、防災担当部局と民生対策部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(11) ホームレスへの対応

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

第17節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動

災害発生時に避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、市及び県は、相互に連携し、速やかに応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び公営住宅等の提供など、応急住宅対策を実施する。

第1項 被災建築物・宅地の危険度判定

1 広報活動

市及び県は、災害の影響により被災建築物・宅地で二次災害のおそれがあると認める場合は、連携し、市民に対し、二次災害に留意するよう広報活動を行う。

2 被災建築物・宅地の危険度判定

市は、県があらかじめ養成・登録している「被災建築物応急危険度判定士」又は「被災宅地危険度判定士」の協力を得て、被災建築物・宅地の危険度判定を速やかに行うとともに、建築技術者等を活用して、応急措置を行い、災害の発生の恐れのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

県は、危険度判定の業務に従事する者が不足する場合は、「九州・山口9県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等に基づき、他都道府県に対し、応援を要請する。

第2項 応急仮設住宅の建設及び運営管理等

1 応急仮設住宅の建設

市及び県は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ応急仮設住宅を建設し、避難者に提供する。

建設場所は、建設候補地台帳等をもとに二次災害の危険のない公有地から選定することとするが、状況によつては、民有地の提供等を受けること等により、用地を確保する。

応急仮設住宅は、水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、避難者の世帯人員や高齢者・障がい者等に配慮した仕様及び設計に努める。

県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、「応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会及び一般社団法人日本木造住宅産業協会に対し、協力を求めるものとする。

建設に必要な資機材は、あらかじめ把握している供給可能業者から調達する。また、建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合は、必要に応じて、非常本部等を通じて、又は直接、資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請するものとする。

応急仮設住宅の入居者選定に際しては、公平に行うよう努めるとともに、地域コミュニティの良好な維持を図るために、地区単位による割当てに配慮するものとする。また、要配慮者の優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

2 応急仮設住宅の運営管理

市及び県は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮する。

3 民間賃貸住宅の活用

応急住宅については、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を設置する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

県は、応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供について、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき一般社団法人佐賀県宅地建物取引業協会、一般社団法人全日本不動産協会佐賀県本部に対して協力を要請する。

また、県は、必要に応じて民間住宅の借上げ等により、応急住宅を確保する。

第3項 被災住宅の応急修理

市は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、被災住宅の応急修理を行う。

県は、被害が甚大で市において応急修理が困難な場合、応急修理について技術的支援を行う。

第4項 公営住宅等の提供

1 公的住宅の提供

(1) 公営住宅

市及び県は、被災者の住宅を応急的に確保するため、自ら所有又は管理する公営住宅の空室を活用するものとする。

このための連絡・調整窓口として、「佐賀県公営住宅災害対策会議」を設置し、一元的に、公営住宅の空室情報を収集するとともに、公営住宅の提供を求める避難者からの問い合わせに対し、情報提供を行う。

また、県は、必要と認める場合は、「九州山口9県災害時応援協定」等に基づき、他都道府県内の公営住宅の提供について要請する。

(2) 職員宿舎

県は、被災者の住宅を応急的に確保するため、自ら所有又は管理する職員宿舎の空室を活用するものとする。

また、県は、必要に応じて、国家公務員宿舎等の活用について佐賀財務事務所と協議するものとする。

2 企業等の施設の供与

市及び県は、避難者を入居させるため、企業等に対し、所有する社宅、寮及びその他の施設の供与について協力を要請する。

第5項 被災建築物等の有害物質の漏えい及びアスベスト飛散防止に係る応急措置

県は、被災建築物等からの有害物質の漏えい及びアスベストの飛散防止対策等に係る周知等を行う。

建築物等の所有者等は、その所有している建築物等が被災し、当該建築物等に使用されている有害物質の漏えい及びアスベストが飛散するおそれがある場合は、施設の点検、県及び市への連絡及びビニールシート等による養生や立入禁止等による応急措置を講じる。

その際、県及び市は関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第18節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する計画

第1項 災害警備活動、治安維持活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、県警察は、市民等の生命及び身体の保護を第一とし、公共の安全と秩序を維持するため、災害警備活動を実施する。

1 警備体制

(1) 職員の招集・参集

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに、あらかじめ定められたところにより職員を招集・参集させ、災害警備体制を確立する。

(2) 災害警備本部等の設置

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備本部等を設置する。

(3) 警備部隊の編成

災害警備部隊は、県警察本部及び警察署員をもって編成する。

他都道府県警察官の応援を必要とする場合は、警察法（昭和29年法律第162号）の規定に基づき要請する。

2 情報の収集・連絡

(1) 被害状況の把握及び連絡

県警察は、災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁、県等に速やかに報告・連絡する。

また、二次災害についても同様とする。

(2) 多様な手段による情報収集等

県警察は、交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員を被災状況、交通状況等の情報収集に当たらせる。

その際、情報収集活動に専従するための私服を着用した部隊の投入等についても配慮する。

また、荒天時等格別の事情のある場合を除き、県警ヘリコプターによる上空からの被害情報収集に努める。

3 救出救助活動等

(1) 機動隊等の出動

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を被災地等に出動させる。とりわけ、高度な救出救助能力が必要な場合は、広域緊急援助隊等を迅速に投入する。

(2) 広域緊急援助隊の要請

市は、災害における被害が大規模であり、自衛隊、緊急消防援助隊以外に広域緊急援助隊を要請することができる。要請の際は所轄警察署から県警察を通じて要請する。

県警察は、被害の程度を確認し、県警察の対応能力を超えた場合は、他都道府県警察へ派遣要請を行う。

(3) 警察署における救出救助活動

被災地を管轄する警察署長は、被災状況等を踏まえ、署員及び応援機動隊員等による救助部隊を速やか

に編成し、救出救助活動に当たらせる。

また、消防機関等防災関係機関の現場責任者と隨時、捜索区割り等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるよう配意する。

4 避難誘導等

県警察は、地域住民等の避難誘導等に当たり、次の事項に留意する。

- (1) 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上、安全な避難経路を選定して避難誘導を行う。
- (2) 高齢者及び障がい者等の要配慮者については、可能な限り車両等を活用した避難誘導を行うなどに配意する。
- (3) 警察署に一時的に受け入れた避難住民については、市の避難所の整備が整った段階で、当該施設に誘導する。

5 死体見分等

県警察は、死体見分要員を確保するとともに、県及び市が県警察と連携・調整のうえ確保した検視・遺体安置場所において、医師、歯科医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な死体見分、身元の確認、遺族又は市への遺体の引渡し等に努める。必要に応じて他の都道府県警察に応援を要請する。

6 二次災害の防止

県警察は、二次災害の危険場所等を把握するための調査班を編成し、災害危険箇所の調査を実施する。

また、把握した二次災害危険場所等については、市に伝達し、避難の勧告等の発令を促す。

7 危険箇所等における避難誘導の措置

県警察は、危険物等の施設、ボイラーエネルギー施設等の管理者等から大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等二次災害の発生のおそれのある旨通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等被害防止の措置をとる。

8 社会秩序の維持

県警察は、被災地域における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地域、避難所等に対するパトロール、巡回等を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行うとともに、地域の自主防犯組織等と連携を密にし、市民等の不安の軽減、被災地における社会秩序の維持に努める。

さらに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乘じたサイバー攻撃に関する情報収集、その他少年の問題行動等に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行なうなど社会的混乱の抑制に努める。

9 被災者等への情報提供活動

(1) 被災者等のニーズに応じた情報提供活動

県警察は、被災者等のニーズを十分把握し、それに見合った災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー勤務員を活用して、適切に提供するよう努める。

その際、高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、提供方法に配慮する。

(2) 相談活動の実施

県警察は、災害時には、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確

認電話相談窓口等の設置に努める。

(3) 多様な手段による情報提供

県警察は、市民の避難先、救援物資の配布場所等地域住民の地域安全情報を、警察本部、警察署、交番、駐在所等の掲示板、地域安全ニュース、ミニ広報紙、交番・駐在所速報、ファックスネットワーク、インターネット（県警ホームページ）等を活用し、あるいは自主防災組織等を通じるなどして、幅広く提供する。

1 0 関係機関との相互連携

県警察は、地方公共団体その他の関係機関、事業者と協定を締結するなど相互に連携協力して災害対策にあたるものとする。

1 1 ボランティア活動の支援

県警察は、ボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が、円滑に行われるよう必要な支援を行う。

第2項 物価の安定、物資の安定供給対策

県は、被災による混乱に加えて、需要、供給の不均衡により生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないように監視するとともに、状況に応じ必要な指導を行う。

第19節 交通及び輸送対策計画

災害時において、救助、救急、医療、水防活動等の災害応急対策が迅速に行われるよう、道路管理者及び県警察は、交通路の応急復旧等を行い、防災関係機関は、災害応急対策の実施に必要な人員、物資等の緊急輸送を迅速に行う。

第1項 交通規制等による交通の確保対策

1 陸上交通の確保

(1) 交通情報の把握

市は、県、県警察と相互に連絡をとり、通行可能な道路や交通状況の迅速な把握に努める。

(2) 交通規制

市は、市道にあっては、以下のケースにおいて交通規制をし、市道以外の場合は、関係管理者と密接な連絡をとり交通規制を要請する。

ア 道路の破損、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合

イ 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合

区分	実施者	範囲
交通規制	道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
	警察 (公安委員会) (警察署長) (警察官)	1 災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送等を確保するため必要があるとみとめられる場合 (災害対策基本法第76条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認める場合 (道路交通法第6条第1項) 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合 (道路交通法第6条第4項)
措置命令	災害派遣を命ぜられた自衛官・消防吏員	警察官がその場にいないときで、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合(当該措置をとった場合には、所轄の警察署長に報告しなければならない。)

2 航空交通の確保

国は、「災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル」に基づき、航空交通の安全を確保する。

第2項 交通対策

1 陸上交通

(1) 道路交通確保の措置

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、道路啓開等を行い道路機能の確保に努める。

また、一般社団法人佐賀県建設業協会や建設業者との協定等に基づき、被害状況の情報の収集、障害物

の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保に努める。

ア 交通安全施設の機能維持

県警察及び道路管理者は、緊急交通路及び主要幹線道路の安全で円滑な交通を確保するため、信号機を始めとする交通安全施設等の機能維持に努める。

イ 通行禁止区域の指定等

県警察は、車両の通行禁止区域及び緊急交通路を指定したときは、その旨を道路管理者に直ちに連絡する。

ウ 障害物の除去等

道路管理者は、県警察、消防機関、自衛隊等と連携し、緊急交通路及び緊急輸送路における道路啓開等を優先的に実施する。

エ 車両の移動等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

オ 道路の応急復旧

道路管理者は、災害により道路に破損、欠壊等が生じ、又は冠水し、交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、速やかに応急復旧及び代替路の設定等を行うものとするが、この場合は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路を最優先する。

(2) 通行の禁止又は制限に関する広報

県警察は、車両の通行禁止又は制限を行ったときは、道路管理者と協力して、居住者等道路利用者に対し交通情報板、立看板・広報幕等による現場広報を行うとともに、警察庁、九州管区警察局、他の都道府県警察本部、日本道路交通情報センター、道路管理者、マスコミ等を通じて、交通規制の状況、迂回路の状況、車両の使用抑制及び運転者のとるべき措置等について広報を実施する。

(3) 運転者に対する広報

県警察、道路管理者は、県、市及び防災関係機関と協力し、災害時に運転者がとるべき措置について、周知徹底する。

この措置の主な内容は、次のとおりである。

ア 走行中の車両の運転者は、まず、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

やむを得ず道路上において避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままでし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ 避難等のためやむを得ない場合を除き、車両を使用しないこと。

ウ 通行禁止等の交通規制が行われたときは、速やかに車両を通行禁止等の区域外に移動させること。

エ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

2 航空交通

市は、災害時にヘリコプターによる応急活動が円滑に行われるよう、あらかじめ指定していた臨時ヘリポートを開設する。

第3項 輸送対策

1 緊急輸送の実施

市及び各防災関係機関は、災害時において、所管する災害応急対策を実施するため、人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、これを自ら行うものとする。

輸送を行うにあたっては、次のような事項に配慮して行う。

- ① 人命の安全
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送の対象

輸送の対象については、次のとおりとする。

(1) 第1段階（災害発生直後）

- ア 救助、救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- イ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- ウ 政府災害要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力・ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員
- エ 負傷者等の医療機関への搬送
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資等

(2) 第2段階（災害応急対策時）

- ア 上記（1）の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階（災害復旧対策時）

- ア 上記（2）の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 輸送手段の確保

市及び各防災関係機関は、自ら保有するものを使用し、又はあらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から調達し、緊急輸送を行うのに必要となる車両等輸送手段を確保する。

(1) 自動車

市公用車を使用する。ただし、必要車両の数、種類の確保が困難である場合は、県に対し、その調達又はあつせんを要請する。

(2) その他の輸送手段

被害の状況等により、自動車以外の輸送手段によることが適當と認められるときは、次の輸送手段の確保について、県に対し要請する。

- ア 鉄道
- イ 船舶
- ウ 航空機（ヘリコプター）

(3) ヘリポートの開設

航空機（ヘリコプター）による緊急輸送が必要な場合は、指定している臨時ヘリポートを開設する。

4 緊急輸送の優先

市及び各防災関係機関は、緊急輸送に当たっては、災害発生時からの経過時間における重要度の高いものを優先して行うよう努める。

5 緊急通行車両の確認及び事前届出

【資料編 12. 大規模災害時における緊急通行車両 参照】

(1) 緊急通行車両の確認

市及び各防災関係機関は、災害時において、災害対策基本法第76条の規定に基づく通行の禁止又は制限が行われている道路を緊急自動車以外の車両で通行する場合は、県又は県警察の確認を受け、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けて輸送を行わなければならない。

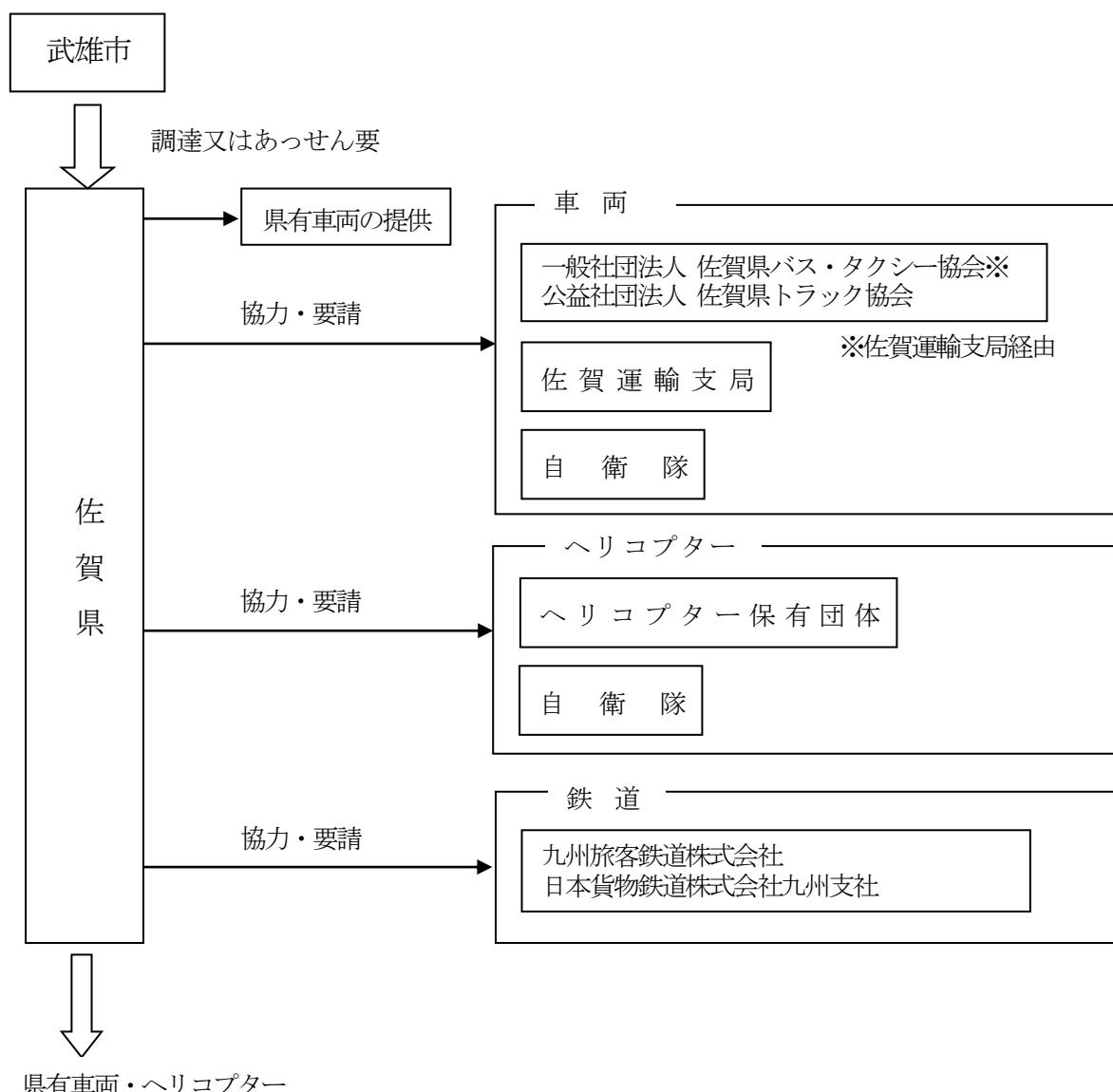
緊急通行車両の確認事務は、原則として、県警察が行う。

(2) 緊急通行車両の事前届出

市及び各防災関係機関は、災害時における素早い緊急通行車両確認証明書及び標章の受領に備え、県警察から事前届出制度による緊急通行車両事前届出済証の交付を受け、災害時の指定された緊急交通路の迅速な車両運用に努める。

6 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。



第20節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、被災者に対し救援物資を供給する場合、市、県及び防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。

市は、物資の供給を円滑に進めるため、市は避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県へ速やかに状況を報告する。その際、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した「食料の確保等に努めるものとする。

また、県は、備蓄物資や調達物資等を適正かつ円滑に被災者に供給できるよう、市及び防災関係機関等と連携し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保及び迅速な配送等を実施する。

また、県は備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図り、協定先や国に対し、物資の調達を要請するものとする。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第1項 食料等（ボトル飲料を含む）の供給計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被災者等に対し、食料等（ボトル飲料を含む。）の応急供給を行う必要が生じた場合は、市及び県は、迅速かつ的確な食料等の調達、供給及び給食を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料の供給にあたっては、「第2項 飲料水の供給計画」と密接な関わりがあるため、飲料水の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行うものとする。

1 調達方法

(1) 市

市は、独自での確保が困難となった被災者に対し、食料等を円滑に供給できるよう、次の措置を講じる。

この場合、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者に対し配慮する。

- ア 自ら備蓄している食料等を供給
- イ 供給可能業者等に対し、提供を要請
- ウ 相互応援協定を締結している市町に対し、食料等の提供を要請
- エ 県に対し、支援を要請
- オ 県等から提供を受けた食料等を被災者に適正かつ円滑に配分できるよう体制を整備

(2) 県

県は、市町から要請があった場合、又は自らその必要があると認めた場合は、食料等を円滑に供給できるよう次の措置を講じる。

また、市町への供給に当たっては、適正かつ円滑に行うものとする。

- ア 独自で備蓄している食料等を提供する。
- イ 県内の米穀出荷・販売事業者への手持ちの精米の供給を要請する。
- ウ 「災害時における物資の調達に関する協定」を締結した事業者等から調達を行う。なお、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調製粉乳等）や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ、市場や関係団体等を通じ調達する。
- エ 必要に応じ、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づく支援を要請する。

(3) 米穀の供給量

被災者、災害救助等従事者に対する米穀の供給量は、1人1食当たり精米300グラムの範囲内とする。

2 災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀等の緊急引渡し

災害救助法が発動された場合において、交通、通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合であって緊急に災害救助用米穀の引取りを必要とするとき、市は、農林水産省の定める「米穀の買入・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省生産局に対して、直接、災害救助用米穀の引渡しの要請を行う。

3 供給方法

「第4項 物資の配達計画」による。

なお、調理が必要な食料については、市は、自衛隊、日本赤十字社佐賀県支部（地域奉仕団）、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し、避難所又はその近隣などにおいて炊出し、食料の給与を行う。

«炊出し»

(1) 方法

炊飯を行うことを原則とするが、炊飯が困難な場合及び緊急給食を必要とする場合は、備蓄食料及び市販製品をもってこれに代える。

(2) 器具

市立・県立の学校、公民館、旅館等の既設の設備器具を利用するほか、不足する場合は、個人世帯から借り上げる。

(3) 立会

炊出しに当たっては、市職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮する。

(4) その他

乳幼児のミルクは、炊出しに含む。

県栄養士会は、市又は県から援助の要請があったときは、管理栄養士等を現地に派遣し、被災者の状況に応じた支援活動に努める。

第2項 飲料水の供給計画

災害発生時に、水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたなどにより、水を得ることができない者が発生した場合は、水道事業者等、市及び県は相互に連携し、応急給水を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料については前項により取り扱うものとするが、本項と密接な関わりがあるため、食料の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行うものとする。

1 水道施設の応急復旧

水道事業者等は、被災後直ちに、施設の応急復旧を実施するものとし、その計画は、第24節の「ライフライン等公益施設の応急復旧計画」のとおりとする。

2 応急給水

(1) 市

市は、水道事業者等と密接に連絡調整を図りながら、次により応急給水活動を実施する。

自らの活動のみでは困難と認める場合は、近隣市町、日本水道協会佐賀県支部及び県に対し、応援を要

請する。

- ア 浄水場、配水場が主体であるが、井戸水、自然水（河川、ため池等の水）、プール、受水層、防火水槽等の水をろ過又は科学的処理を加えて水を確保する。
- イ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。
- ウ 浄水場、配水場、避難所等で拠点給水を実施する。
- エ あらかじめ把握していた所有機関等から調達し、給水車、トラック等による応急給水を実施する。
- オ 応急給水に当たっては、迅速かつ的確に住民への周知徹底を図る。
- カ 自己努力により水の確保を行う者に対し、衛生上の注意を行う。

(2) 県

県は、市からの要請があった場合、又は自らその必要があると認めた場合は、市の応急給水が円滑に実施されるよう、必要な措置を講じる。

- ア 被害の程度や市による応急給水活動の実施状況等の把握に努め、その適切な実施に必要な助言、指導を行う。
- イ 必要に応じ、水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。
- ウ 必要に応じ、県内の他の市町、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づく応援を求めるとともに、国、自衛隊に対し、応援を要請する。
- エ 応援を受ける場合は、その活動の調整を行う。

第3項 生活必需品等の供給計画

災害時に、日常生活に欠くことができない衣料、寝具その他の生活必需品等を喪失又はき損し、直ちに入手することができない者が発生した場合は、市及び県は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、これらの物資の供給を行う。

1 生活必需品等の品目

品 目	内 容
寝 具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
外 衣	洋服、作業衣、子供服等の外衣類、シャツ・パンツ等の下着類（布地支給は適当でない。）
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
食 器	茶碗、皿、はし等
日 用 品	オムツ（大人用・子供用）、生理用品、ポリ袋、石けん、歯みがき（口腔ケア）用品、バケツ、トイレットペーパー、清拭剤、ウェットティッシュ、救急セット、ポータブルトイレ等
感染症対策	マスク、除菌シート、手指消毒アルコール
光熱材料	マッチ、カセットコンロ、カセットガストーブ、燃料（灯油、カートリッジボンベ、プロパンガス等）等
情報機器	ラジオ、乾電池等

2 調達方法

(1) 市

市は、被災者に供給するため、巡回を行うなどにより、必要な生活必需品等の品目、数量等を把握し、あらかじめ備蓄していた生活必需品等を放出する。

備蓄分では不足する場合、市は、あらかじめ把握していた調達可能業者から調達する。

これによても不足する場合は、市は、県に対し、備蓄品の放出及び調達依頼を要請する。

(2) 県

県は、市から要請があった場合、又は自ら必要と認める場合は、市町ごとに必要な供給品目、数量等の把握に努めつつ、自ら備蓄していた生活必需品等を放出し、又は「災害時における物資の調達に関する協定」を締結している事業者など、あらかじめ把握していた調達可能業者等から調達し、市に供給する。

また、県内の他の市町に対し、備蓄品の放出及び業者からの調達を要請する。

これらの措置を講じてもなお不足する場合は、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、応援を要請する。

3 供給方法

「第4項 物資の配送計画」による。

第4項 物資の配送計画

1 基本方針

災害の規模が小規模であり、市で避難所への支援物資（市の備蓄物資、災害時応援協定等により調達する物資（以下「調達物資」という。）及び国民、民間事業者、他の防災関係機関等から提供を受ける義援物資をいう。）の配送が可能な場合には、市が避難所へ支援物資の配送、被災者への供給等を行うこととする。

災害の規模が大規模であり、市による避難所への支援物資の配送ができない場合には、県は支援物資の受入・配送システムに基づき、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、避難所までの物資の配送を行うものとする。

(1) 災害の規模が小規模であり、市で避難所への支援物資の配送が可能な場合の留意点

市で避難所への支援物資の配送が可能な場合においては、市は、調達物資及び義援物資については、可能な限り提供元に避難所までの直接配達を依頼するものとする。

また、県が備蓄する物資又は調達物資を避難所へ配達する場合は、あらかじめ定めている輸送拠点に集積して、「第19節 第3項 輸送対策」に定めた輸送手段により配達するものとする。

(2) 支援物資の受付・配送体制の整備に関する留意点

発災直後は、市民、市及び県等の備蓄物資による対応が必要になると想われるが、発災翌日以降は、避難所における多種多様なニーズに対応するための物資調達や、県内外からの義援物資等の送付により、大量の支援物資の処理が必要となることが予想される。

また、大規模な災害の場合、発災当初は、県からの要請を待たずして、国による支援（プッシュ型支援）が中心になることが想われる。市は、物流や流通の回復状況に応じ、武雄市受援マニュアルに基づいて対応するものとする。

2 物資の配布

(1) 市

市は、被災者が置かれている環境に応じて求め必要となると考えられる物資を検討するとともに、時間の経過により変化するニーズを踏まえ、関係機関等の協力を得て支援物資を収集するとともに、当該支援物資を被災者に公平に行きわたるよう配慮して供給する。

供給作業の効率化を図るため、支援物資は、あらかじめ定めている場所に一旦集積し、市職員、応援職員により、迅速・適正に仕分けた後、ここを拠点として被災者に配達する。

ただし、災害が激甚などにより、市での対応が困難な場合は、県や協定を締結した他市町村に対して支援物資の配達について支援を要請する。

なお、避難所で必要とされている物資及び数量は、被災者支援システムを活用し、適切に把握するよう努める。

(2) 県

市からの物資調達に関する要請があった場合、県は、県の備蓄物資又は調達物資（義援物資）を、あらかじめ指定した輸送拠点に一旦集積し、ここを拠点として市に供給する。

また、災害の規模が激甚などの理由により市が物資の配送を円滑に行えない場合において市から物資配達に係る要請があった場合（当該要請が必要と見込まれる場合も含む）、県は、支援物資の受入・配達システムに基づき、支援物資の受入から避難所までの配達を民間の物流事業者と連携して行うものとする。

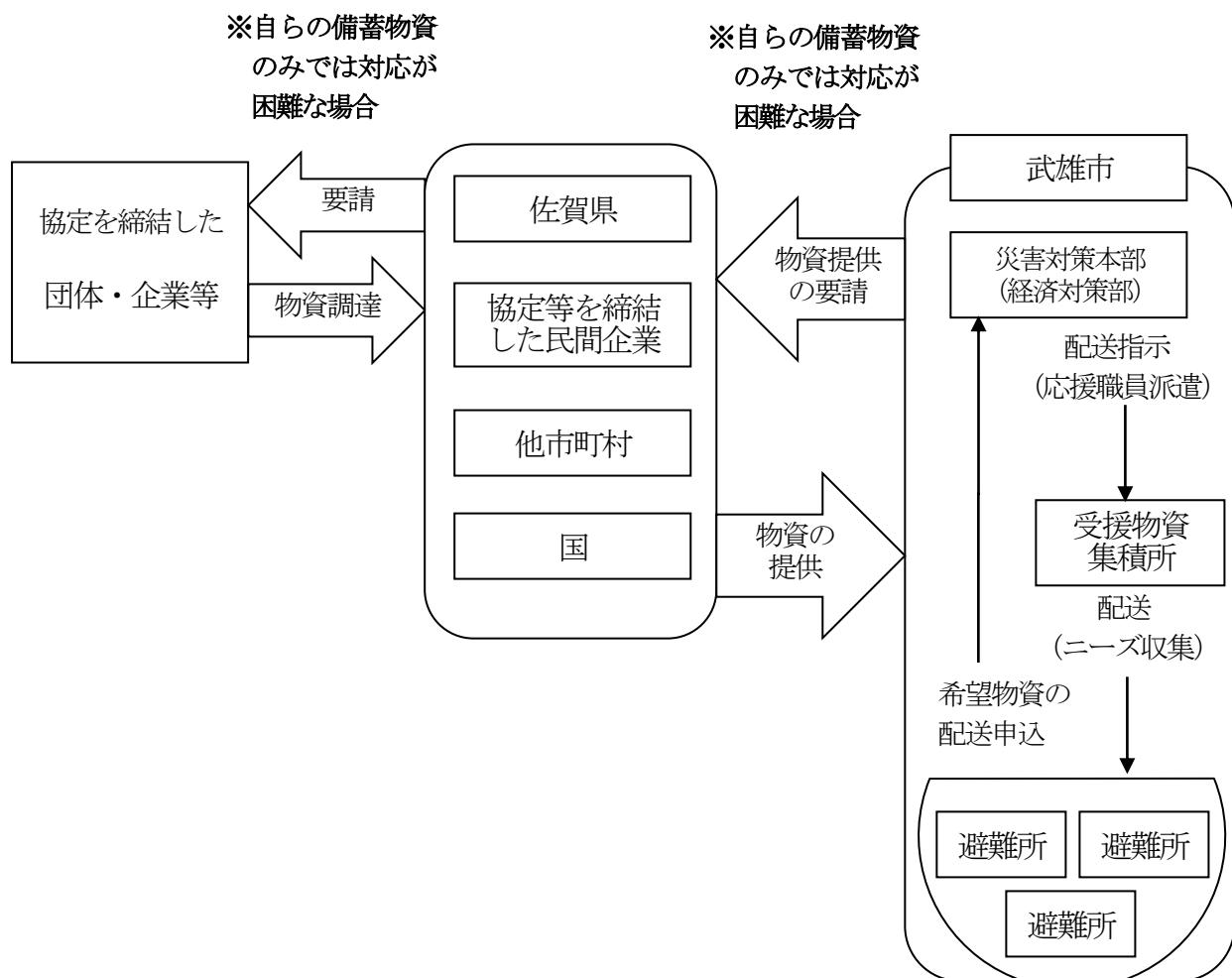
なお、支援物資の受入・配達システムに基づき支援を行う場合は、市が自ら被災者ニーズの収集等の業務を行うことが困難な状況になっている可能性が高いと考えられるため、県は、物資受入・配達センターや避難所等に職員を派遣し、現地の状況把握に努めるものとする。

3 在宅等被災者への対応

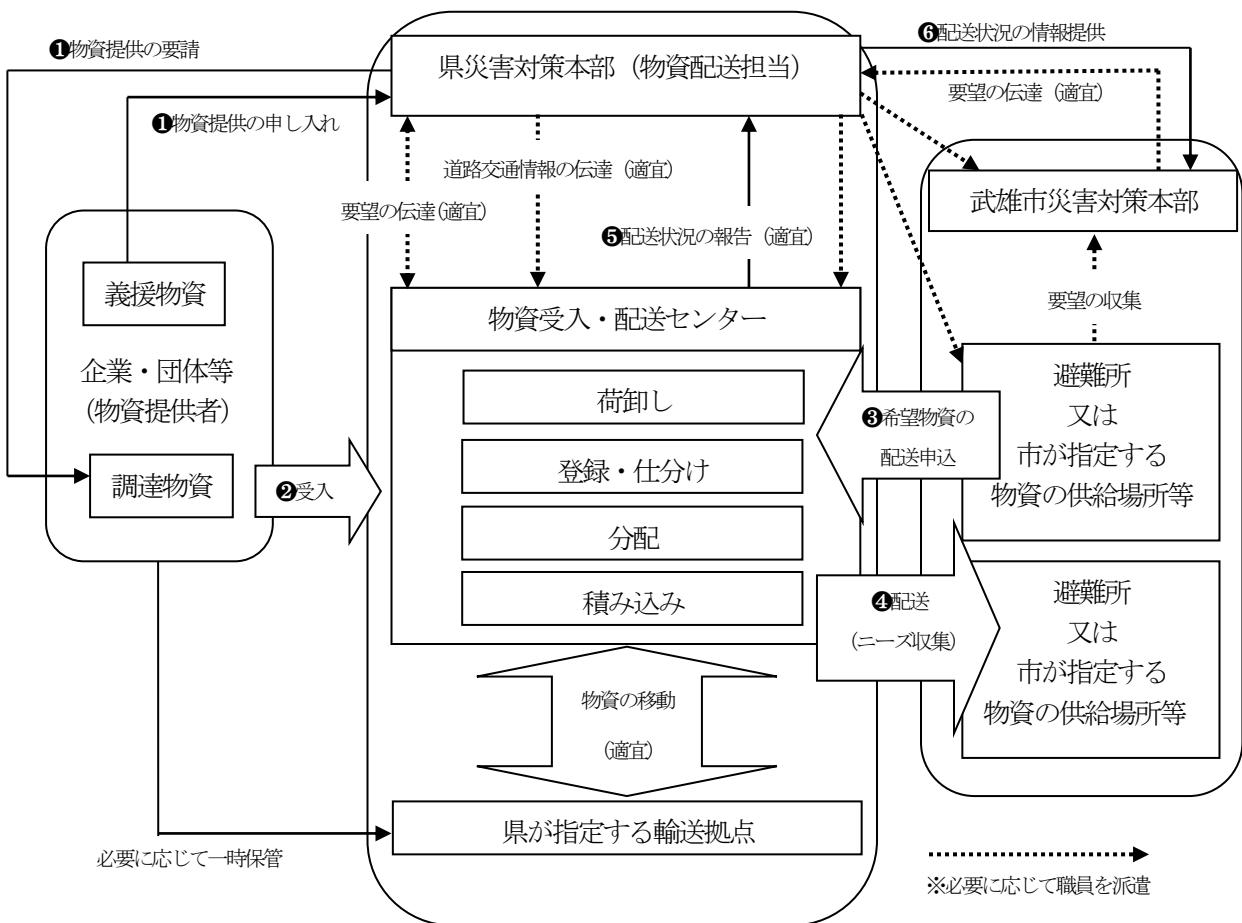
大規模な災害が発生すると、在宅での避難者や応急仮設住宅等への避難者、所在が把握できる広域避難者などあらかじめ指定された避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により食料や生活必需品等の調達ができない場合がある。

これらの在宅等被災者に対しても、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給を行うなど物資等が提供されるよう努めるものとする。

【 市が避難所への物資の配達を行う場合（非大規模災害時）】



【 支援物資の受入・配送システム（大規模災害時）】



- ※ 県は、市町からの要請又は自らが必要と考える支援物資を物資受入・配送センター（以下「センター」という。）に受け入れるものとする。
- ※ センターの運営は、協定締結業者に業務を委託して行うものとする。
- ※ センターでは、協定締結業者が荷役作業（物資の荷卸し・仕分け・登録・分配・積み込み等）を行うものとするが、必要に応じてボランティアにも協力を要請する。
- ※ ただし、物資の量が膨大で、センターにまとめて受け入れられない場合、登録物資がすぐに必要ではない物資である場合には、一時保管場所として県が指定する輸送拠点等を活用するものとする。なお、その場合には、協定締結業者に対して当該拠点へ物流専門スタッフの派遣を依頼するものとする。
- ※ 県は、道路の被災・復旧状況に関する情報（安全に通行できる道路の情報）を、適宜、センターに伝達する。また、配達にあたっては、協定締結業者が保有する車両のほか、必要に応じて自衛隊等の関係機関に応援を要請するなど、「第2章 第2節 第17項 第3輸送対策」に定めた輸送手段を活用する。
- ※ 供給場所への配達を行った者は、併せて避難所や避難所周辺の被災者のニーズ収集を行い、これをセンターに伝達するとともに、センターにおける配達計画に反映させ、当該ニーズを満たす物資の配達の迅速化を図るものとする。
- ※ センターは、適宜、県災害対策本部に対し、支援物資の受入・配達状況及び必要としている支援物資の情報について報告するものとする。県はこれを市町災害対策本部に伝達するとともに、これに基づき、時間の経過によるニーズの変化を反映させた新たな調達計画を策定するとともに、義援物資の受入希望を広報するものとする。
- ※ 被災者の細かなニーズに対応するため、物資受入・配達センターは可能な限り複数設置するものとし、その場合は、対応する避難所を明確にしておくものとする。

第21節 広報・被災者相談計画

災害発生時においては、被災地や隣接地域の市民等の防災活動を喚起し、適切な判断による行動が取れるよう、市及び消防機関を中心に、市民、自治会、自主防災組織、各事業所の自衛防災組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、市、県及び防災関係機関は、各々が保有するあらゆる広報手段を活用して、災害状況によっては、報道機関に放送要請するなど、関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努める。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に十分配慮し、消防機関、自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等を活用するよう努めるとともに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者にも十分配慮した情報提供を行うものとする。

第1項 市民等への情報提供

市、県及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を取り、災害状況に関する情報や、生活関連情報被災者に役立つ情報を多くの媒体を活用し提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想されるため、報道機関の協力を得ながら、正確な情報を迅速に提供するよう努めるとともに、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、必要に応じて、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。

被災者への状況提供にあたっては、市及び県は、被災者向けに総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

さらに、要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、被災者の置かれている生活環境及び居住環境が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

1 市による災害広報の実施

市は、情報の一元化を図ることとし、災害対策本部に広報監を置き、災害広報責任者として、市が保有する媒体を活用し、又は防災関係機関と連携して、災害広報を実施する。なお、複数の市町にまたがる広域的な災害が発生した場合や、災害により広報の手段を著しく欠いた場合等、市での対応が困難な場合においては、県又は報道機関等に協力を要請して災害広報を実施する。

(1) 広報の内容及び方法

市内の災害に関する広報については、市が独自に、あるいは警察を始めとする防災関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

ア 市民等に対する広報

① 広報内容

【風水害時】

- a 警戒・避難期の気象等予警報及び気象情報等の広報
 - (a) 雨量、河川水位等の状況
 - (b) 浸水・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生の見込み等
 - (c) 市民のとるべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）
 - (d) 避難の必要の有無等（警戒レベル等）

【地震災害時】

b 地震発生直後の広報

- (a) 地震に関する情報（地震の発生場所と規模、震度等の概要、大地震後の地震活動の

見通しや防災上に関する掛け合ひ

- (b) 市民等のとるべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）
- (c) 避難の必要の有無等（避難指示発令を察した場合は、即時広報）

【共通】

c 災害発生時の広報

- (a) 災害発生状況（人的被害、住家の被害等の災害発生状況）
- (b) 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組み状況等）
- (c) 道路交通状況（道路通行不能等の道路交通情報）
- (d) 公共交通機関の状況（鉄道・バス等の被害、運行状況）
- (e) 電気・ガス・上下水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
- (f) 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
- (g) 応急危険度判定体制の設置状況（必要性・窓口等）
- (h) 安否情報の確認方法（関連サイトのURLや災害用伝言サービス等の案内）
- (i) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報

d 応急復旧活動段階の広報

- (a) 市民等の安否（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
- (b) 食料、飲料水、生活必需品等の供給状況
- (c) その他生活に密着した情報（地域のライフラインの設備の途絶状況、災害廃棄物（し尿・ごみ）の処理方法、学校の臨時休業の情報等）

e 外部からの支援の受入れに関する広報

- (a) ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）
- (b) 義援金・必要とする救援物資一覧及びその受入れ方法・窓口等に関する情報

f 被災者に対する広報

安否情報や生活支援に関する情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

g その他の必要事項

災害用伝言サービス（171）の登録・利用呼びかけなど

② 広報の方法

市が保有する広報手段を最大限に活用した災害広報を実施する。

また、必要に応じて臨時災害放送局の制度を活用し広報を行う（九州総合通信局に申請）とともにポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。

なお、テレビやラジオ等の報道機関への放送要請が必要な場合は、県に必要な情報を積極的に提供する。

- a 市防災行政無線（屋外拡声装置）及び無料音声案内サービスによる広報
- b 防災情報発信システム（戸別受信機、登録メール、登録電話、登録FAX）による広報
- c 防災アプリによるプッシュ広報
- d 広報車による広報（消防広報車を含む）
- e ハンドマイクによる広報
- f テレビ、ラジオ等放送媒体による広報
- g CATV等による広報
- h 広報誌、チラシ、ガイドブック、掲示板による広報
- i ホームページ、SNS（Facebook、X（旧Twitter）等）による広報
- j 携帯電話等の通知機能（緊急速報メール（緊急情報に限る）等）による広報
- k 自治会、自主防災組織を活用した広報
- l 市長記者会見による広報

イ 報道機関に対する広報

災害対策本部事務局広報班は、定期的にプレスリリースや記者発表等による広報を実施するとともに、災害対策本部及び避難所内での取材活動の自粛を要請する。

また、報道機関を通じて広報を実施した場合、発表後速やかにその情報を県に報告する。

第2項 被災者相談

市、県及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、市民等からの問い合わせ、要望、相談等に、的確かつ迅速な対応を行う。

市及び県は、必要と認める場合、市民等からの問い合わせ等に対応するため、専用電話、ファックス、パソコン等を備え、各関係対策部の相談職員を配置した相談窓口を設置する。

防災関係機関も、必要に応じて、相談窓口の設置に努める。

第3項 安否情報の提供

市及び県は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第22節 文教対策計画

市内にある学校等は、災害発生時における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の応急復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

第1項 生徒等の安全確保措置

1 臨時休業等の措置

学校等は、災害発生時又は発生のおそれがあるときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行うものとする。

2 登下校での措置

学校等は、災害発生時又は発生のおそれがあるときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

3 応急救助及び手当

学校等は、災害発生により学校内の生徒等が負傷したときは、応急救助及び手当の措置を行う。

第2項 学校施設の応急復旧

1 被害状況の把握、連絡

公立の学校等は、災害発生後、学校施設の被災程度及び被災金額等の状況を調査し、その点検結果を、教育委員会に対し連絡する。教育委員会は学校等からの情報を集約し、その内容を市に報告する。連絡を受けた市は、県に対し、速やかにその内容を連絡する。

私立の学校等も同様に、学校施設の被災状況を調査、二次災害の危険度判定を実施する。その結果については、設置者等へ連絡するとともに市、その他必要な機関に対し連絡する。

激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合において、その学校に残存建物がある場合又は付近に遊休施設がある場合は、復旧するまでの間、臨時のにこれらの建物を利用して授業を行う。

なお前記建物がない場合は、仮設建物を建築する等し、授業に差し支えないよう配慮する。

2 応急復旧

市は、公立の学校等から連絡を受けた被災状況を検討のうえ、学校運営に著しく支障となる場合及び被害の拡大が予測される場合は、早急に、被災した市立の学校施設の応急復旧を行う。

私立の学校等の設置者等も同様に被災した学校施設の応急復旧に努める。

第3項 応急教育の実施

学校等並びに市、県及び私立の学校等の設置者等は、災害により学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。

避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

1 応急教育の実施場所

第1順位	市内の小・中学校及び高等学校
第2順位	市内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設
第3順位	市外の学校又は公民館等の公共施設
第4順位	応急仮校舎の建設

2 応急教育の方法

- (1) 生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む。）及び通学路の被害状況を把握する。
- (2) 教職員を動員し、授業再開に努める。
- (3) 応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。
- (4) 生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。
- (5) 生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

3 教職員の確保

市、県及び私立の学校等の設置者等は、災害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

4 学用品の調達、給与

(1) 教科書

- ア 学校から被災の報告を受けた市は、被災のため補給を要する教科書について、災害救助法に基づく給与であると否とを問わず教科書名、被害冊数等を学校ごとに調査し、市全体分をまとめ、県に報告する。
イ 災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害により教科書をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して行うものであり、児童生徒の学習に支障を生じないよう迅速に行う。

(2) 教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）に対して必要な学用品を支給する。

《対象となる学用品》

ア 教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届出又は承認を受けているもの。

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

ウ 通学用品

運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類

5 給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合は、市、県及び私立の学校等の設置者等と連絡を取り、必要な措置を講じる。

学校給食施設が避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の実施に努める。

6 保健衛生の確保

学校等は、市及び県と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災生徒等に対し、健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

第4項 避難所となる場合の対応

公立の学校等は、市から要請があった場合、学校施設の安全性を確認したうえで、避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、地域住民等の避難収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

収容場所の開設順序としては、体育館 ⇒ 特別教室 ⇒ 普通教室 の順序で収容を行う。

ただし、教室棟は避難者受付時の体調不良者及び避難者の体調不良者を隔離するための空き教室を市教育委員会と協議のうえ確保しておく。

避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、市とともに市教育委員会又は県教育委員会へ報告する。

第5項 文化財保護対策計画

市指定の文化財等の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、所有者等に対し、所在の場所又は管理の方法の変更等の措置を命じ、又は勧告するとともに、所有者等が支援を求めた場合には、必要な支援を行う。

県及び国指定の文化財については、県教育委員会に被害状況を報告するとともに、県教育委員会の指示に従い所有者に対する必要な支援対策を実施する。

第23節 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画

災害発生により、公共施設等が被害を受けた場合は、市及び施設の管理者は、二次災害の防止を図り、災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないよう、速やかに応急復旧を実施する。

一般社団法人佐賀県建設業協会や砂防ボランティア等の技術者の協力を得て、施設の点検を行い、必要があれば、応急復旧するが、その際は、市民生活に及ぼす影響の大きさや防災上の重要度の高いものを優先して行うものとする。

第1項 道路、橋梁

1 被害状況等の把握・連絡

各道路管理者は、災害により道路、橋梁に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに道路パトロール、点検を実施し、被害状況を把握する。

各道路管理者は、把握した被害状況から交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、市、県警察に対し、この旨連絡する。

2 応急復旧

各道路管理者は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路、橋梁を優先して、車両通行機能の確保のための応急復旧作業（障害物の除去、啓開等）を迅速に行う。

第2項 河川等

1 被害状況の把握、連絡

河川管理者及び下水道管理者は、災害により各施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに巡回、点検を行い、被害状況を把握するとともに、市に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急復旧

河川管理者及び下水道管理者は、各施設が被災した場合には、浸水等の二次災害を防止するため又は被害を軽減するための応急復旧作業を迅速に行う。

第3項 砂防施設等

1 被害状況等の把握・連絡

砂防施設等の管理者は、災害により砂防施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに砂防施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、砂防ボランティアに協力を求め、砂防施設等の損壊及び斜面崩壊等による二次災害の危険性について調査し、市に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急措置

市は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、迅速に、関係機関や市民に周知を図り、適切な応急措置（砂防施設等の修復、不安定土砂の除去、仮設防護柵設置等）を行う。

第4項 治山施設等

1 被害状況の把握、連絡

治山施設等の管理者は、災害により治山施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに治山施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、治山施設等の損壊及び林地崩壊等による二次災害の危険性について調査し、市に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急措置

治山施設等の管理者は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、災害復旧に先立ち、迅速に適切な応急措置（治山施設等の修復、排土、編柵、土のう積み等）を行う。

第5項 農地農業用施設

1 被害状況の把握、連絡

市及び農業用排水施設管理者は、災害により農地農業用施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、市に対し、この結果を連絡する。

2 応急措置

市及び農業用排水施設管理者は、被害状況を勘案し、防災上及び生活上大きな影響があり、緊急性を有すると認める場合は、農地農業用施設の応急復旧を迅速に行う。

応急復旧を実施する場合は、作業が容易で効果的な工法により行うものとする。

第24節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画

災害発生により、市民生活や災害応急対策活動に大きな影響を及ぼすライフライン等公益施設が被害を受けた場合は、ライフライン事業者等は、迅速に応急復旧を図る。

必要に応じ、他地域の同事業者等に対し、応援を要請する。

また、県及び市は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

ライフライン事業者等は、市、県及び国と連絡調整を図りながら、適宜、被災者等に対して復旧状況等の広報に努める。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する行政機関、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

第1項 水道施設

水道事業管理者は、あらかじめ指定工事店等と災害時の復旧作業等についての協定締結を図り、被害状況を迅速に把握し、指定工事店等と連携を取りながら応急復旧に努める。

被害が甚大な場合は、近隣水道事業者、日本水道協会佐賀県支部、県へ応援を要請する。

また、市及び市民等に対し、断水エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に提供するよう努める。

第2項 下水道等施設

下水道管理者は、被害状況を迅速に把握し、関係機関と連携を取りながら応急復旧に努めるとともに、被害が甚大な場合は、県及び九州・山口ブロック災害支援組織等の応援を要請する。

また、市及び市民等に対し、下水道等の使用不可エリアや復旧見通し等の情報をできる限り定期的に提供するよう努める。

第3項 工業用水道施設

工業用水道事業者は、災害により施設に被害が生じたおそれがある場合には、速やかに施設の巡視、点検を行う。また、市及び利用者等との連絡体制を確保しながら、情報収集に努め、被害状況を把握する。

被害状況に応じて、必要な場合は給水停止等の措置を講じつつ、施設の迅速な応急復旧に努める。

被害が甚大な場合は、復旧までの間、利用者の代替水源確保（地下水、河川水、農業用水からの取水）について、水利権者等関係機関に対し、協力を要請する。

市及び利用者等に対し、給水停止エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に提供するよう努める。

第4項 電力施設

九州電力送配電株式会社は、災害が発生した場合は、あらかじめ作成している防災業務計画に基づき、電力施設に係る災害応急対策を実施する。その主な内容は、次のとおりである。

1 対策組織の設置等

本店、支社及び営業所等の各機関は、必要に応じ、当該所管内の防災体制を発令し、対策組織を速やかに設置するとともに、あらかじめ定めている対策要員の動員を行う。

特に供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、自動的に非常体制に入り、速やかに対策組織を設置し、対策要員は、呼集を待つことなく所属する対策組織に出動する。

災害対策が円滑、適切に行われるよう、市又は県の災害対策本部等からの要請に応じ、対策要員を派遣し、

次の事項に関し協調を図る。

- ① 災害に関する情報の提供及び収集
- ② 災害応急対策及び災害復旧対策

2 災害応急対策

(1) 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、電力施設等の被害状況、その他災害に関する情報等を迅速、的確に把握することに努め、市、県等の防災関係機関に対し、連絡する。連絡については、電話またはFAX等で行う。

(2) 広報

災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況について広報を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報も行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の情報機関を通じて行うほか、広報車等により、直接当該地域へ周知する。

(3) 危険予防措置

電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として、供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(4) 応急工事

電力施設の応急復旧工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

(5) 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ要請した請負会社の車両・ヘリコプター等をはじめその他実施可能な運搬手段により行う。

(6) 協力要請

ア 他電力会社等

応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは、他電力会社、電源開発株式会社、関係会社等へ電力、要員、資材、輸送力等の応援要請を行う。

イ 市、県等

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力等を動員しても、なお応援が必要と判断される場合は、市及び県等に対し、次の協力要請を行う。

- ① 県に対し、自衛隊の災害派遣要請の要求
- ② 市、県に対し、広報の協力要請
- ③ 市、県に対し、復旧資材置場及び仮設用用地の確保要請
- ④ その他市、県との事前協議に基づく協力の要請

第5項 電話施設

西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、災害が発生した場合、あらかじめ作成している防災業務計画、災害等対策規程等に基づき、電話施設に係る災害応急対策を実施する。その主な内容は、次のとおりである。

1 対策組織の設置等

佐賀支店等は、情勢に応じ、受持区域内に非常態勢を発令し、対策組織を速やかに設置するとともに、あらかじめ定めている対策要員の動員を行う。

2 災害応急対策

(1) 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、電気通信設備等の被害状況、その他情報等を収集することに努め、市、県等の防災関係機関に対し、連絡する。

(2) 広報

災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合は、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消のため、通信の疎通及び利用制限の措置状況、電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により、直接被災地へ周知する。

(3) 応急工事

電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、応急復旧計画を作成し、この計画に基づき、迅速、適切に実施する。

(4) 災害対策用資機材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達若しくは資材部門等に要求する。

災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ契約しているヘリコプター、車両等により行う。

災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用用地等の確保が困難と思われる場合は、市又は県に依頼して、この迅速な確保を図る。

(5) 応援、協力要請

ア グループ会社等

非常態勢を発令した場合には、関係グループ会社等に対し、この旨連絡するとともに、災害対策に必要な要員、資機材、車両等について、協力を要請する。

イ 防災関係機関

必要な場合は、防災関係機関に対し、次の事項等について応援の要請又は協力を求める。

- ① 要員対策（県に対する自衛隊の災害派遣要請の要求）
- ② 資材及び物資対策（市、県に対する燃料、食糧等の特別配給の要請）
- ③ 交通及び輸送対策（交通制限又は輸送制限に係る特別許可の申請等）

第6項 ガス施設

1 液化石油ガス（LPGガス）

(1) 被害状況の把握、連絡

液化石油ガス事業者は、災害による被害が発生した時は、あらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

被害の規模に応じ、消防機関、県警察、市、県等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

(2) 施設の応急措置

液化石油ガス事業者は、災害による被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた

場合は、法令（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等）に基づき、災害発生の防止のため応急措置を行う。

(3) 二次災害の防止

消費者から異常である旨の連絡を受けた場合は、液化石油ガス事業者は、二次災害を防止するため、緊急に対策を講じるとともに、復旧に努める。

(4) 応援要請

液化石油ガス事業者は、被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第7項 鉄道施設

災害発生時において、鉄道事業者は、被害を最小限に止め、輸送の確保を図るため、次の事項について必要な応急措置を、機敏かつ適切に実施する。

- 1 災害発生時の列車の運転規制
- 2 災害発生時の代替輸送方法
- 3 災害対策本部の設置
- 4 連絡通報
- 5 応急措置（案内広報など）
- 6 施設の応急復旧

第8項 放送施設

災害発生により放送施設等が被災し、放送が困難となった場合は、放送事業者は、状況に応じて、次のような措置を講じ、放送継続の確保に努める。

- 1 放送機等の障害により一部の送信系統による放送が不可能になった場合には、他の送信系統により、また、一部中継回線が途絶した場合には、常設以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用する。
- 2 防災行政無線からの放送継続が不可能となった場合は、臨時スタジオ（臨時災害放送局）を開設する。

第25節 災害対策用機材、復旧資材の調達

施設の応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るなどのため、災害対策用機材、復旧用資材等が必要となった場合は、各防災関係機関は、自ら備蓄しているもの、又はあらかじめ把握していた供給可能業者等からの調達により確保する。

第1項 災害対策用機材、復旧資材の調達

1 災害対策用機材

各防災関係機関は、災害対策用機材等が必要となった場合は、あらかじめ把握していた供給可能業者等から調達する。

市は、これにより調達できない場合や不足する場合には、県に対し、あっせんを要請する。

県は、自ら必要となった場合又は市からあっせんの要請があった場合には、あらかじめ把握していた供給可能業者等から調達する。不足する場合は、国に対し、貸与、あっせんを要請するものとする。

2 復旧資材

各防災関係機関は、復旧資材等が必要となった場合は、自ら備蓄しているもの又はあらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から速やかに調達する。

第2項 木材の調達

1 需給状況の把握

市は、木材、薪炭燃料を確保するため、森林組合等の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握する。

県は、市、県森林組合連合会、県木材協会その他の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握する。

2 安定供給の確保

(1) 市

ア 需給状況から必要と認める場合には、森林組合等の関係団体等に対し、木材の供給の要請を行う。

イ この措置を講じても不足するおそれがある場合には、県に対し、県に調達又は援助を要請する。

(2) 県

ア 市から要請があった場合又は需給状況から自ら必要と認める場合は、森林組合等の関係団体等に対し、木材の供給の要請を行う。

イ この措置を講じても不足するおそれがある場合には、国（佐賀森林管理署）に対し、国有林材の供給等を要請する。

第26節 福祉サービスの提供計画

災害発生時に、高齢者、障がい者、児童への福祉サービスの提供が滞ることがないよう、市及び県は、相互に連携し、速やかに組織的、継続的な実施に努める。

第1項 対象者の状況の把握

1 高齢者、障がい者

市は、災害が発生した場合は直ちに、福祉関係職員、介護職員等を中心とした調査チームを編成するなどにより、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等に基づき、高齢者、障がい者の安否及び状況、ニーズの把握等の実態調査を行う。

2 要保護児童

市は、災害が発生した場合は直ちに、次により、孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握を行う。

- (1) 児童福祉施設から避難してきた児童の保護者等が、傷病したことにより発生する要保護児童の避難所における実態を把握する。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死者に係る義援金の受給者名簿及び市民等からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見し、その実態把握を行う。

第2項 高齢者及び障がい者対策

1 緊急保護

市及び県は、被災高齢者、障がい者のうち緊急に施設で保護する必要がある者について、一時入所等の取り扱いが円滑、的確に行われるよう、手続きの弾力的な運用などによる緊急保護体制の整備を図る。

2 在宅サービス体制

市及び県は、実態調査の結果を基に、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、応急仮設住宅等で生活している介護・支援等が必要な高齢者、障がい者等への介護保険サービス体制等を、緊急に整備するものとする。

また、保健・医療、福祉等の関係機関の緊密な連携のもとに、必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講じる。

第3項 要配慮者対策

災害発生時に際しては、この災害を契機に新たに要配慮者、要保護者となる者が発生することから、これら要配慮者、要保護者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることから、市は、以下の点に留意しながら、要配慮者、要保護者対策を行う。

1 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者、要保護者の同意を得て、必要に応じ、次の措置を講じる。

- (1) 避難所へ移動すること。
- (2) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
- (3) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。

- 2 要配慮者に対する介護職員、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第4項 児童対策

1 保護等

市及び県は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、その情報を親族に提供し、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童相談所へ送致し、養護施設等への受入れや里親への委託等の検討を行う。

2 メンタルヘルスの確保

市は県と連携して、被災児童の精神的不安定に対応するため、児童相談所においてメンタルヘルスケアを実施する。また、必要に応じて、児童相談所を中心として児童心理司、児童福祉司等による避難所の巡回訪問を実施する。

3 児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等への通報についての協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行う。

第27節 ボランティアの活動対策計画

災害発生時に、多くのボランティアの申出がある場合は、市、県及び関係機関等は、相互に連携し、ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しながら、その活動が円滑かつ効果的に行われるよう迅速に環境整備を行う。

第1項 受入れ体制の整備

- 1 武雄市社会福祉協議会は、武雄市災害ボランティアセンターを開設し、速やかにボランティアの受入等のための体制を整備する。
- 2 県災害ボランティアセンターは、佐賀県民災害救援本部（以下「県本部」という。）を設置し、ボランティアの受入等のための体制を整備する。
- 3 災害の規模が甚大で本部の運営者等に不足が生じるような場合、県本部は全国社会福祉協議会や各都道府県の社会福祉協議会等に対し応援を要請する。
- 4 県又は県から事務の委任を受けた際は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。
- 5 日本赤十字社佐賀県支部は、速やかに赤十字災害救護ボランティアの活動調整を行うための体制を整備する。
市及び県は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設けるなど、活動を支援し、協力する。
- 6 佐賀災害支援プラットフォーム（S P F）は、災害情報連絡室が設置された段階で市との連絡調整を開始し、災害対策本部設置時点で、市役所に参集し、本部会議等へオブザーバーとして参加する。

第2項 ニーズの把握、情報提供

市災害ボランティアセンターは、市及び防災関係機関と連携し、被災状況の把握・被災者のニーズ調査を行い、被災者の救援活動及び生活支援活動を行う。また、被災状況・ニーズ調査結果等の報告を県本部へ行い、災害ボランティアコーディネーターの派遣要請等早期に着手する。

市は、市災害ボランティアセンター等関係機関と連携・協力し、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等被災地におけるニーズを把握し、日本赤十字社佐賀県支部等のボランティア活動支援機関に対し、情報及び活動資機材の調達を提供する。さらに、必要に応じ、報道機関等の協力を得て、幅広く情報提供を行う。

《武雄市災害ボランティアセンターが受け入れる一般ボランティア活動》

- ① 被災地の清掃、がれきの片付け、屋内外の片付け
- ② 引越し手伝い、その他生活支援

《武雄市災害ボランティアセンターの業務》

- ① 被災者ニーズの把握（派遣要望書、人員数、種別または内容等）
- ② ボランティアの受入れ及び登録
- ③ ボランティアの派遣要請の受付及び派遣

④ ボランティアに対する情報（被災地の状況、被災者ニーズ等）の提供

第3項 支援

市は、必要に応じ、ボランティア活動、又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努め、県はこれに協力する。

市、県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等ボランティアとの連携を図るとともに、災害中間支援組織（CSO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

第4項 民間ボランティアとの連携

民間ボランティアでは、被災地における公助ではカバーすることができないきめ細やかなニーズにも目を向けた活動が行われており、家屋の片付けや炊き出しなどの直接的な活動だけでなく、被災者への寄り添いなどの間接的な活動まで、被災者本位の復旧・復興のために不可欠な存在として、大きな役割を果たしている。

市では、被災者一人一人に寄り添った支援を行うため、民間ボランティアと連携しながら、さらにスピードを持ってよりきめ細やかな支援に全力で取組むものとする。

また、新型コロナウイルスなど感染症等の感染リスク軽減のための、食料供給（炊き出しを含む。）、避難所運営、要配慮者等の支援についても、民間ボランティアと連携しながら支援体制の構築に努める。

さらに、災害時は、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、家を失ったり、見慣れた景色が一変したり、大切なものを失うなど、子どもも様々な困難に直面することから、子どもが安心できるスペースや居場所づくりにも、民間ボランティアと連携しながら、取組むものとする。

第28節 外国人対策

1 市における措置

市は、地震発生時に、多言語ボランティア等の協力を得ながら、災害情報や支援情報等の情報提供を行うとともに、相談体制を整備する。

また、多言語コールセンターを活用して、3者通訳で外国人と意思疎通に努める。

避難所において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。

2 県における措置

県は、災害時に、佐賀県災害多言語支援センターを設置し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集、多言語による情報提供・相談対応、災害時外国人支援情報コーディネーター及び多言語ボランティアの派遣等必要な支援を行う。

第29節 帰宅困難者対策

市及び県は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生したときは、関係機関と連携して、災害の状況、道路交通及び交通機関の運行状況等に関する情報を速やかに提供することにより帰宅を支援するとともに、必要に応じて、一時滞在施設、食料、飲料水、トイレ等の提供に努める。

また、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。

輸送事業者や不特定多数の者が利用する施設の管理者は、自らの施設機能を十分活用するとともに必要な情報の提供及び支援に努める。

第30節 義援物資、義援金対策計画

災害発生時に、県内及び全国から義援物資、義援金が寄託される場合は、市、県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会は、相互に協力し、この義援物資、義援金を受付けし、迅速かつ確実に被災者に配分する。

第1項 義援物資

市及び県は、必要に応じて、義援物資の受入れ体制を構築する。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

市においては、武雄市受援マニュアルに基づき受入れを行う。

1 受入れの基本方針

(1) 企業・団体等からの大口受入れを基本とし、それ以外は義援金としての支援に理解を求める。

(2) 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けない。

(3) 物資の梱包は、単一物資梱包とし、外側に品目を明示する。

(4) 可能な限り、物資の輸送車両や配送・仕分け人員も同乗させ、避難場所に直接配達してもらうよう依頼する。

2 受入れの広報

市及び県は、円滑な物資の受け入れのため、次の事項についてホームページや報道機関等を通じて適切な広報に努める。

特に、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対してはその旨に配慮した情報提供について配慮を要請する。

(1) 受付け窓口（経済対策部）

(2) 広報窓口（本部事務局 広報班）

(3) 受入れを希望する義援物資と受入れを希望しない義援物資のリスト
(時間の経過によって変化する被災者のニーズを踏まえ、逐次改める)

(4) 送付先（集積場所）及び送付方法（梱包方法を含む。）

(5) 個人からは、原則義援金として受け付け

(6) 一方的な義援物資の送り出しあは、受入れ側の支障となるため行わないこと

3 供給方法

「第20節 第4項 物資の配送計画」による。

第2項 義援金

1 受付け

市及び県は、速やかに義援金の受付に関する窓口を設ける。

日本赤十字社佐賀県支部は、支部及び地区・分区において、義援金の受け付け体制を整備する。

佐賀県共同募金会は、義援金の受け付け体制を整備する。

2 受入れ、保管、配分

市は、寄せられた義援金を円滑に受入れ、適切に保管する。

県は、県に寄せられた義援金を佐賀県共同募金会に預託する。

日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会は、あらかじめ定めた計画に基づき、義援金を受け入れ、適切に保管する。

県は、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会と共同で「義援金配分委員会」を組織し、配分を決定する。

義援金配分委員会は、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなどして迅速な配分に努めるものとし、配分にあたっては、義援金の受入れ額や被災状況等を考慮のうえ、配分対象、基準、時期及び支給方法等を定めた配分計画を決定する。なお、配分計画の速やかな決定に努めることとし、1次配分については、迅速性に重きを置いた配分を行うため1か月以内を目途に決定することとする。

市は、自ら直接受入れた義援金及び日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会から送金された義援金を、公平に被災者に対し支給する。

第31節 災害救助法の適用

第1項 救助の本質

- 1 災害救助法による救助は、災害の発生に際して食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する応急的、一時的な処置である。
- 2 災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。
- 3 国の責任において行われ、市、県、日本赤十字社その他の団体及び市民の協力の下に行われる。

第2項 実施主体

- 1 知事は、災害救助法による救助を実施し、市長はこれを補助する。
救助に関する職権の一部を市長に委任したときは、市長が救助を実施する。
なお、災害が発生するおそれがある段階での災害救助法の適用の判断は副知事（防災監）が行う。
- 2 日本赤十字社は、知事が行う救助の実施について、協定書に従い協力するものとする。

第3項 適用基準

災害救助法による救助は、被害が次の各号のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに行う。

- 1 市内における住家の被害世帯数が、60世帯に達したとき。

- 2 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が1,000世帯以上であって、市内の被害世帯数が30世帯に達したとき。

(注) 被害世帯とは、全焼、全壊、流出等により住家を滅失した世帯の数をいい、家が半焼、半壊した場合は全焼（壊）流出等の1／2世帯、床上浸水の場合は1／3世帯として換算する。

- 3 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が5,000世帯以上であって、市の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。

- 4 市内の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

- (1) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した時。
- (2) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

第4項 被災世帯の算定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるだけでなく、救助の実施にあたり、その種類・程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼす。よって、市においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておく。

認定基準は、次のとおりである。

1 住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。

2 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。

3 死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの

4 行方不明

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。

5 負傷

災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要があるもの。

うち、重傷は1か月以上の治療を要する見込みのものをいい、軽傷は1か月未満で治ゆできる見込みのものをいう。

6 全焼、全壊、流出

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または、住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

7 半焼、半壊

住家が、その住居のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

8 床上浸水

上記6及び7に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、木材等の堆積等により一時的に居住することができない状態になったものをいう。

9 床下浸水

浸水が、その住家の床上以上に達しない程度のものをいう。

10 一部破損

住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものをいう。

第5項 救助の種類

災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、実施にあたっては、知事に全面的に委任されており、この法律による救助は、災害の発生と同時に迅速に行う必要があることから、県は救助の実施に関する事務の一部を市長に委任することができる。

なお、市長は委任された救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

市長が県から委任される内容は、次のとおりである。

救 助 の 種 類	実施主体
1 避難所及び応急仮設住宅の供与	知事、市長
2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	知事、市長
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	知事、市長
4 医療及び助産	知事、市長
5 被災者の救出	知事、市長
6 被災した住宅の応急修理	知事、市長
7 学用品の給与	知事、市長
8 埋葬	知事、市長
9 遺体の搜索及び処理	知事、市長
10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	知事、市長

第32節 行方不明者等の搜索、遺体の処理、火葬

災害発生時に多数の行方不明者、死亡者が発生した場合には、県警察による検視のほか、市及び消防機関は的確に搜索、処理収容を行い、市は火葬を実施する。

第1項 搜索

市及び消防機関は、国、県、自衛隊、県警察等の協力を得て、行方不明者、死亡者の搜索を行う。

第2項 処理収容

1 検視、身元確認

市及び消防機関は、被災現場において遺体を発見した場合、県警察に対し、このことを連絡する。

県警察は、市又は消防機関から連絡があった場合又は自ら被災現場において遺体を発見した場合は、発見場所において、死体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに検視を行い、その後、遺族又は市に対し、遺体の引渡しを行う。

発見現場での検視が困難な場合は、遺体が一時収容される安置所において行うものとする。

また、県警察は、遺体が身元不明の場合は、遺体の周辺にある物で身元確認資料となり得る物について漏らさず回収し、これを参考にするとともに、県歯科医師会の協力を得るなどにより身元の確認に努める。

2 遺体の収容

市は、必要に応じ、遺体を一時安置、収容するため、適当な場所（寺院、神社、公共施設等）に安置所を設けるものとする。

市は、県警察から引渡しがあった場合は、遺体を安置所に搬送し、収容する。

市は、あらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から、棺など安置、収容に必要な物品を調達する。

3 遺体の処理

市は、遺体の識別等のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行うとともに、医師又は市保健医療課有効チームによる遺体の検案を実施する。

4 遺族等への遺体引渡し

市は、遺体の身元が判明している場合、遺族等に対し、当該遺体を引き渡すものとする。

第3項 火葬

市は、遺体の身元が判明しない場合又は遺族等への遺体引渡しが困難な場合など必要と認める場合は、遺体の火葬を行う。

市は、杵藤葬祭公園が被災した場合又は遺体数が多く、処理できない場合等は、あらかじめ締結している相互応援協定に基づき、他の市町に対し、火葬等の実施を要請する。

また、市は、広域的な火葬に関する計画を策定するとともに、災害の規模が甚大な場合は、必要に応じて当該計画に基づき広域的な火葬を実施するものとする。

第33節 廃棄物の処理計画

災害発生時に、大量のし尿、ごみ等の廃棄物により公衆衛生や生活環境が悪化する場合には、市は、広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

第1項 役割

1 市

- (1) 収集運搬機材、廃棄物処理施設の被災状況を把握し、破損個所等の措置を行う。
- (2) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を県に報告する。
- (3) 予め定めた災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理実施方針を立て、収集運搬及び処分する。
- (4) 災害廃棄物の処理の進捗に応じて、災害廃棄物処理実行計画に必要な見直しを行う。
- (5) 必要に応じ、近隣市町、関係者、県への支援を要請する。
- (6) 必要に応じ、仮設トイレを設置する。

2 市民、事業者

- (1) 災害廃棄物を適正に分別し、排出する。
- (2) 不必要に廃棄物を排出しない。

第2項 し尿処理

1 仮設トイレの調達、設置、撤去

市は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、次により、仮設トイレやマンホールトイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置する。この際、洋式トイレを設置するなど、高齢者や障がい者に配慮するものとする。

また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレやマンホールトイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。

《仮設トイレの調達》

市は、あらかじめ、避難所等への配布個数、備蓄している数、供給可能な業者及び個数を考慮して調達計画を策定するとともに、その管理に必要な消毒剤、脱臭剤の備蓄に努める。

この調達計画に基づき、仮設トイレやマンホールトイレを調達するものとするが、必要量が確保できない場合、県に対し、支援を要請する。

2 処理の方法

- (1) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。
- (2) あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生見込み量、避難所、仮設トイレやマンホールトイレの状況によりし尿処理実施方針を立て、収集運搬及び処分する。

- (3) 水害等により冠水した地区については、便槽が満水している恐れがあるので、優先的に汲み取りを行う。
- (4) 収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。
- (5) 必要な場合、近隣市町、関係業者に応援を要請し、対応できない場合には県へ支援要請する。
- (6) 必要に応じ、地域内に臨時貯留槽を設置する。

第3項 ごみの処理

市は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計した上で、必要に応じて、災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場や処理施設を確保する。

ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

- (1) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。
- (2) 市は、事前に策定した災害発生時の廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量、避難所からの廃棄物等を勘案し、ごみ廃棄物処理実施方針を立てる。
- (3) 道路交通状況に応じ、収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。
- (4) 廃棄物の処理には、各種リサイクル法（家電リサイクル法、パソコンリサイクル法、自動車リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法）に配慮し方針を立てる。
- (5) 仮置き場を確保し、ごみの分別方法、排出方法などを住民及び関係機関に周知する。
- (6) 建築物の倒壊、解体（被害を受け、建替えが必要な建築物の取壊しのことをいう。）等により生じた災害廃棄物については、解体現場で分別し、計画的に収集運搬及び処分する。
- (7) 災害廃棄物については、木材やコンクリート等のリサイクルを進めるとともに、アスベスト等の有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を図る。
- (8) アスベスト等の有害廃棄物による環境汚染、健康被害を防止するため建築物の解体、運搬作業者や住民へ適切に指導をする。また、仮置き場での環境汚染を防止する。
- (9) 必要に応じ、近隣市町、関係業者に対し、応援を要請し、収集運搬、処分を委託する。
- (10) 必要に応じ、仮設処理施設の設置の検討をする。
- (11) 最終処分までの処理行程が確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行う。

第34節 防疫計画

災害発生時に、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想される場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）に基づき、市及び県は、相互に連携し、迅速に防疫活動を行う。

1 防疫活動

市及び県は、次の防疫活動を行う。

(1) 防疫組織の設置

市は、防疫対策の推進を図るため、風水害の規模に応じ、防疫班など防疫組織を設ける。

(2) 疫学調査及び健康診断等の実施

市は、地区衛生組織、地区医師会等関係機関の協力を得て県が実施する、疫学調査に協力する。

(3) 清潔の保持

市は、感染症の発生予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がない場合は管理者）に対し、清潔を保つように指示する。

また、市は自ら管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つものとする。

(4) 消毒

市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第27条の規定により、感染症の病原体に汚染された場所の管理をする者が消毒をすることを命じる。

ただし、県からの命令による消毒が困難な場合は、県の指示により市が消毒を行う。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第28条の規定により、ねずみ族、昆虫等を駆除すべき区域を指定して、当該区域の管理をする者が、駆除することを命じる。

ただし、県からの命令による消毒が困難な場合は、県の指示により市が駆除を行う。

(6) 避難所における防疫指導

市は、県の指導のもとに、登録水質検査機関、衛生薬業センター又は水道事業者（企業団等）において飲料水等の水質検査を実施するとともに、消毒した水を使用するよう指導する。

(7) 臨時予防接種

市は県の指示に従い、感染症のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、対象者の範囲及び期日又は期間を指定し、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

(8) 生活用水の供給等

市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第31条第1項の規定により、汚染された（又は感染の疑いのある）生活用水管理者に対し、期間を定めてその使用又は供給を制限、又は禁止した場合、市は、感染症法第31条第2項の規定により、県の指示に基づいて生活の用に供される水について供給する。

供給量は、1人1日当り約20リットルを標準とする。ただし、大規模な災害等のため、標準量の供給が困難な場合は3～5リットル程度とする。

2 情報の収集、報告及び広報

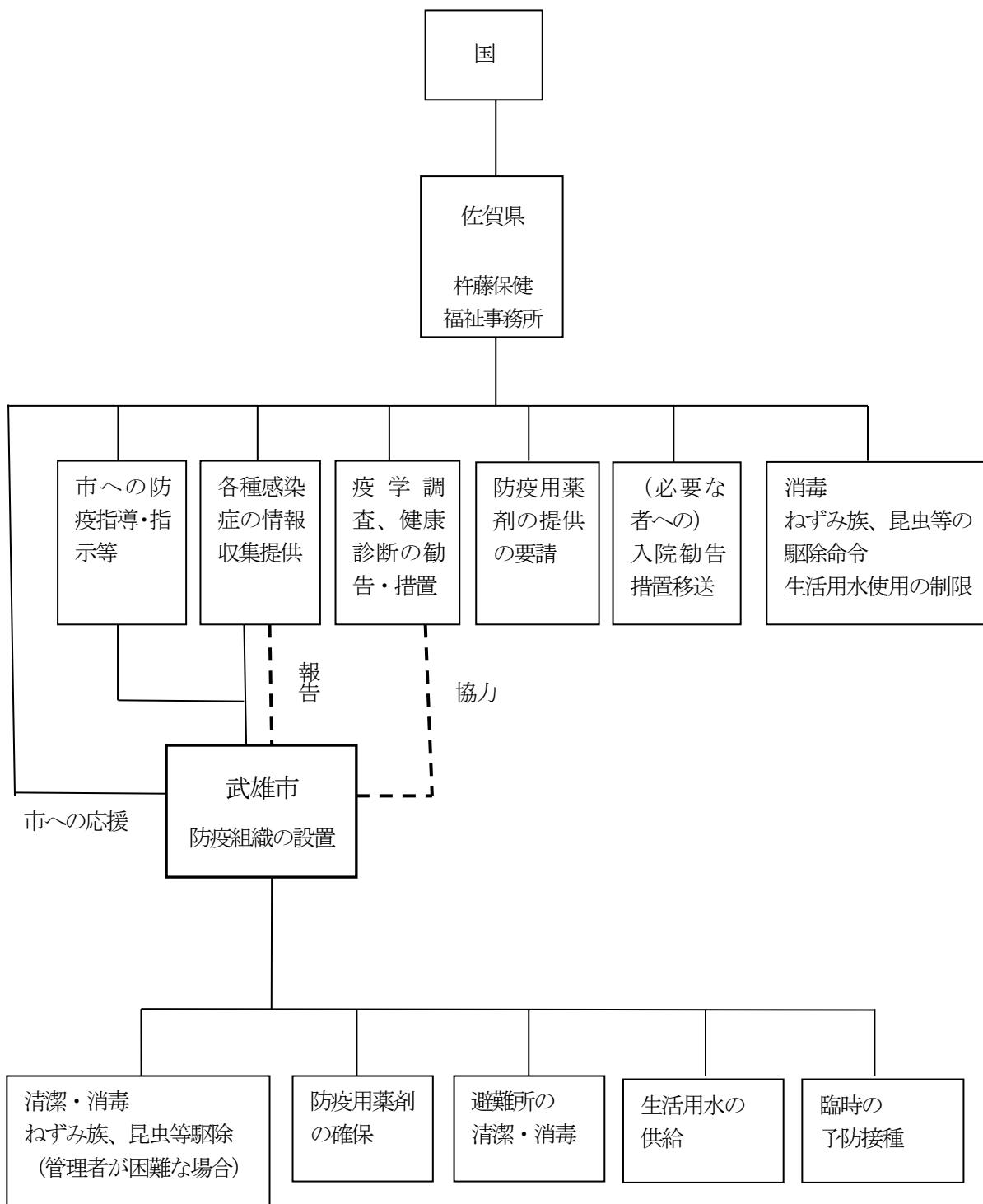
市は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等に関する情報を収集し、県に対し、報告する。

また、各種感染症に関する情報は県と連携し、市民に対し、広報する。

3 防疫用薬剤の確保

市は、医薬品等卸売業者に対し、防疫用薬剤の供給の要請を行う。

県は、市町から要請があった場合又は需給の状況から必要と認める場合は、県医薬品卸業協会に対し、防疫用薬剤の提供の要請を行う。



第35節 保健衛生計画

災害発生時において、市及び県は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握や生活環境の悪化による食中毒の未然防止等を図るために必要な行動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。県は、必要に応じ、被災地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。

第1項 被災者等の健康管理

1 被災者の健康状態の把握

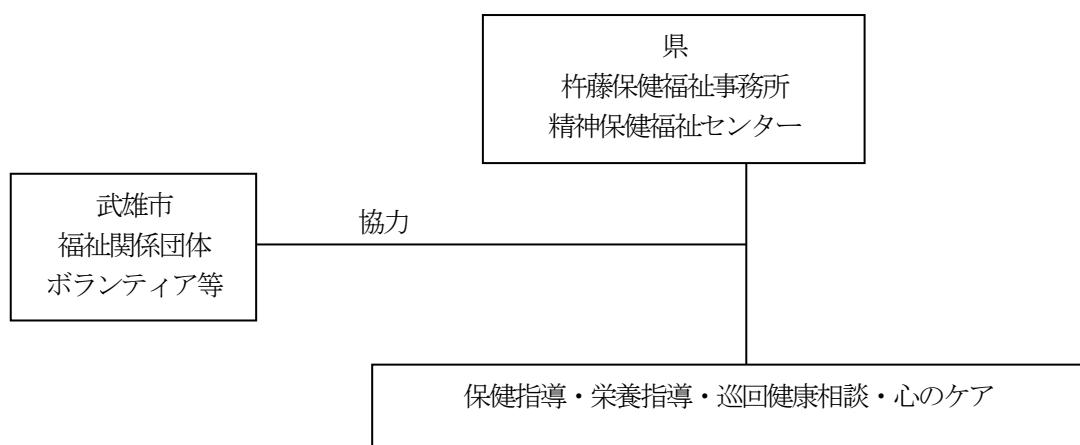
市及び県は、被災地域、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分に把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、要配慮者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を、医療・福祉関係団体やボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、被災者等の健康管理（保健指導、栄養指導等）を行うため、県栄養士会や県歯科衛生士会等の協力を得て保健師、栄養士等による巡回健康相談等を実施する。

なお、県は、「佐賀県災害時こころのケアに関するマニュアル」に基づくメンタルヘルスケアを、精神保健福祉センターが中心となり、杵藤保健福祉事務所、市、佐賀県精神科病院協会等の関係団体、医療機関及び災害派遣精神医療チーム（D P A T）と連携・協力して実施する。この場合、必要に応じて巡回相談チームを編成し、被災市民に対する相談体制の確立に努める。

これらを実施するのに人員等が不足する場合は、県は、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援や要請するとともに、さらに、厚生労働省に対する、保健師等の派遣を要請する。



2 入浴支援体制の確立

災害時の応急対策期には、生活の安定、身体的・精神的なケアが必要となり、被災者の衛生面の保持だけでなく、精神面の不安を和らげる効果を期待するため、入浴設備等の支援体制を確立する。

(1) 一般財団法人武雄市観光協会会員入浴施設

市と一般社団法人武雄市観光協会（以下「観光協会」という。）が締結する「災害時における入浴支援に関する協定書」に基づき、観光協会及び入浴施設事業者の協力を得て、入浴ができない被災者に対して入浴支援を行うものとする。

また、入浴時の移動手段等についても、民間ボランティアと連携しながら、取組むものとする。

ア 支援対象者

災害により被災した者のうち、避難所や車中等で生活している者、又は自宅の入浴設備が被災するなどして入浴出来ない者を対象とする。

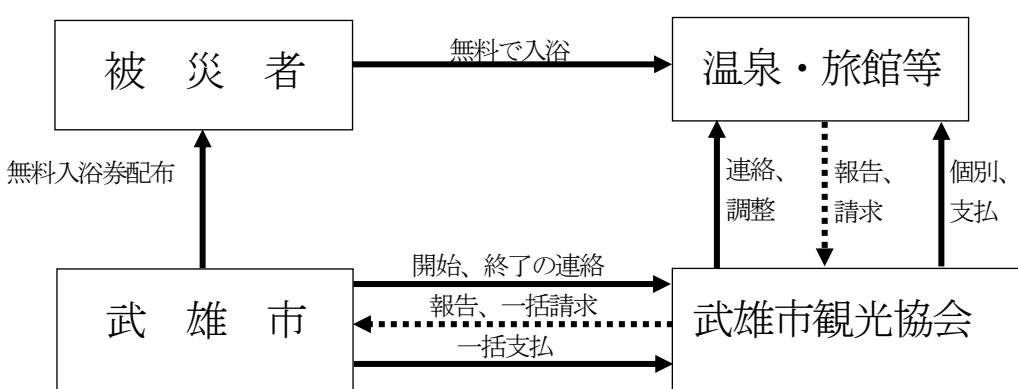
イ 入浴支援体制

- (ア) 入浴支援の実施決定【武雄市】
- (イ) 入浴支援協力確認【観光協会】
- (ウ) 支援の可否、条件等提示【入浴施設】
- (エ) 協力条件等情報共有【観光協会】
- (オ) 入浴券準備、配布【武雄市】
- (カ) 入浴受入【入浴施設】

ウ 実施期間

市が観光協会に対し、入浴支援の協力を要請した日から30日間とする。ただし、被災者の状況等を考慮し、市と観光協会の協議により期間の延長又は短縮をすることができる。

【入浴支援のフロー図】



(2) 高齢者施設・障がい者施設

市と福祉施設が締結する「災害時における要配慮者の入浴支援に関する協定書」に基づき、福祉施設の協力を得て、大衆浴場での入浴が困難な高齢者や障がい者等に対して入浴支援を行うものとする。

ア 支援対象者

災害による住居等の被災により自宅での入浴ができず、大衆浴場での入浴が困難な以下の者とする。

- (ア) 高齢者（概ね65歳以上）で入浴時の介助が必要な者
 - (イ) 身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者
 - (ウ) 難病患者
 - (エ) 乳幼児や妊娠婦、LGBTQなど個室対応等の配慮が必要な者
- ※施設職員は介助しないため、介助が必要な者は介助者同伴に限る。

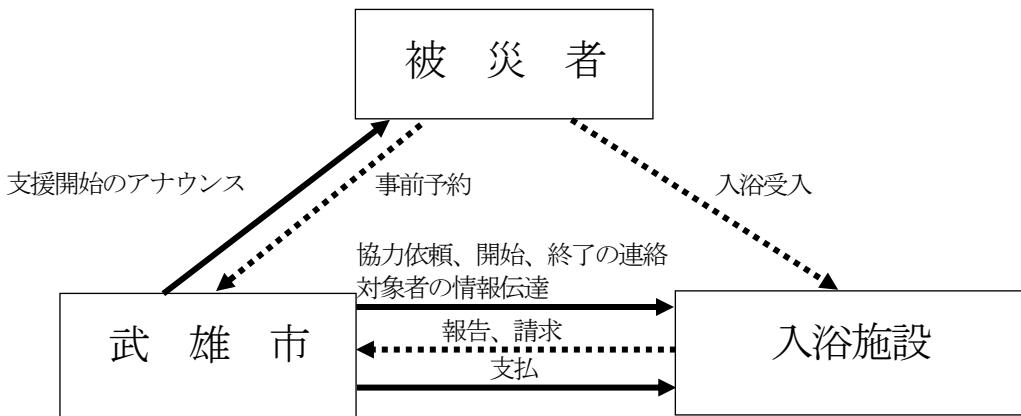
イ 入浴支援体制

- (ア) 入浴支援の実施決定【武雄市】
- (イ) 入浴支援協力依頼【武雄市】
- (ウ) 支援の可否、条件等提示【入浴協力施設】
- (エ) 入浴開始アナウンス、事前予約受付【武雄市】
- (オ) 対象者の情報伝達【武雄市】
- (カ) 入浴受入【入浴施設】

ウ 実施期間

市が福祉施設に対し、入浴支援の協力を要請した日から30日間とする。ただし、被災者の状況等を考慮し、市と福祉施設の協議により期間の延長又は短縮をすることができる。

【入浴支援のフロー図】



(3) 老人福祉センター

市と武雄市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が締結する「災害時における入浴支援に関する協定書」に基づき、社協及び施設の協力を得て、自宅での入浴ができない被災者に対して入浴支援を行うものとする。

ア 支援対象者

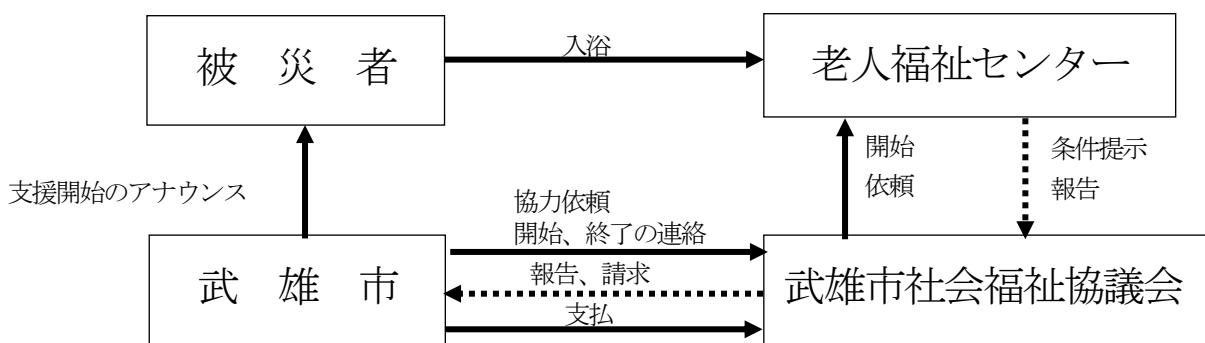
災害により被災した者のうち、避難所や車中等で生活している者、又は自宅の入浴設備が被災するなどして入浴出来ない者を対象とする。

イ 入浴支援体制

- (ア) 入浴支援の実施決定【武雄市】
- (イ) 入浴支援協力依頼【武雄市】
- (ウ) 入浴支援開始依頼【社会福祉協議会】
- (エ) 支援の可否、条件等提示【老人福祉センター】
- (オ) 協力条件等情報共有【社会福祉協議会】
- (カ) 入浴開始アナウンス【武雄市】
- (キ) 入浴受入【老人福祉センター】

ウ 実施期間 市と社協でその都度協議する。

【入浴支援のフロー図】



第2項 食品衛生管理

県は、食品衛生の保持のため、食品の流通拠点や避難所等に、食品衛生監視員を派遣し、必要な指導を行う。

県は、食品関係営業施設の実態調査を実施し、必要に応じ、改善を指導するとともに、県食品衛生協会の協力を得て、各種相談に応じる。

第36節 病害虫防除、動物の管理等計画

第1項 病害虫防除

市は、風水害時における病害虫のまん延を防止するため、佐賀県農業協同組合武雄支所等の協力を得て、被災農家に対し、必要な防除対策を講じるよう指導する。

1 既設防除器具の活用

2 集団防除の実施

広範囲にわたり、かつ突然に発生する病害虫については、集団等による防除を指導し、防除の徹底を図る。

3 防除薬剤の確保

防除薬剤は、佐賀県農業協同組合武雄支所等が農薬卸売業者からの調達を図るものとするが、不足する場合には、市は、佐賀県農業協同組合武雄支所等、関係機関と連携のうえ、その調達のあっせんに努める。

第2項 家畜の避難対策、飼料の確保

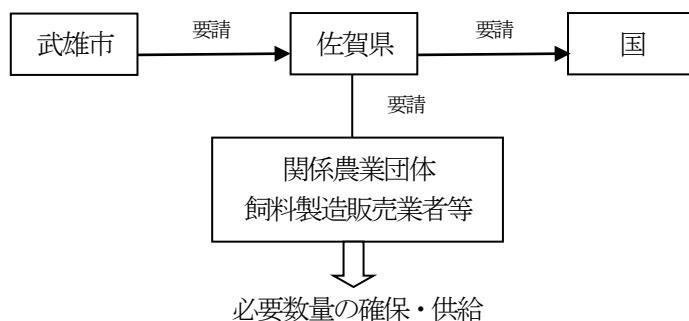
1 避難対策

市は、災害が発生し、余震による畜舎の倒壊、水害などの発生のおそれがあると認める場合は、家畜の管理者に対し、安全な場所に家畜を避難させるよう指導する。

市は、家畜数を勘査し、安全と認められる場所に必要な面積を確保し、応急仮設畜舎、繫留所、救護所、給水場等の、家畜の避難施設を設置するものとする。

2 飼料の確保

市は、災害発生により飼料の確保が困難となり、市民から要請があった場合は、県、国に対し、国が備蓄する備蓄用飼料穀物の売渡しを要請するほか、関係農業団体又は飼料製造販売業者等に対し、必要数量の確保及び供給の要請を行うものとする。



第3項 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等

市は、災害発生による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会、杵藤保健福祉事務所との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。

また、危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に定める「特定動物」）の逸走対策について、必要な措置を講ずる。

第37節 危険物等の保安計画

第1項 火薬類

1 被害状況の把握、連絡

火薬類事業者は、災害発生により施設等（製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所）に被害が発生した時に、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

被害の規模に応じ、九州産業保安監督部、消防機関、県警察、県、市等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2 施設の応急措置

火薬類事業者は、災害により施設等に被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（火薬類取締法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

3 その他の応急措置

県警察は、市から要求があったとき、又は必要と認めたときは、警戒区域の設定及び付近住民の避難措置等により、被害の拡大防止に努める。実施した場合は、その旨を市に通知する。

県警察は、県及び市と連絡をとり、必要と認めたときは、火薬類事業者に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、必要な限度において、災害を拡大させると認められる施設又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

4 応援要請

火薬類事業者は、被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し協力を求める。

第2項 高圧ガス

1 被害状況の把握、連絡

高圧ガス事業者は、災害発生により施設等に被害が発生した時は、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

被害の規模に応じ、九州産業保安監督部、消防機関、県警察、県、市等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2 施設の応急措置

高圧ガス事業者は、災害発生により施設等に被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（高圧ガス保安法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

3 その他の応急措置

県警察は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。

4 応援要請

高圧ガス事業者は、被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第3項 石油類及び化学製品類

1 被害状況の把握、連絡

危険物施設の管理者等は、災害発生により施設等に被害が発生した時は、災害の発生の防止のため、被害状況の把握に努める。

被害の規模に応じ、消防機関、県警察、県、市等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2 応急措置

危険物施設の管理者等は、状況に応じて、必要な次に掲げる措置を実施する。

(1) 危険物流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置

(2) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

(3) 危険物の流出、火災等が発生した場合、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、オイルフェンス等による流出防止措置

(4) 異常が認められた施設の応急措置

3 その他の応急措置

市又は消防機関は、必要に応じ、危険物施設の管理者等に対し、適切な指導を行うとともに、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救助、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

県警察は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。

4 応援要請

危険物施設の管理者等は、被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取り扱い事業所等に対し、協力を求める。

第4項 放射性物質

放射線同位元素等の使用者等は、災害発生により放射線障害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、法令（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等）に基づき必要に応じ、次の措置を講じる。

- 1 発見した場合は、直ちに、その旨を警察官に通報する。
- 2 施設の内部にいる者等に対し、避難するよう警告する。
- 3 汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。
- 4 放射線障害を受けた者等に対し、救出、避難等の緊急措置をとる。
- 5 放射性物質を安全な場所に移す余裕がある場合には、移動させる。
- 6 その他必要な防止措置を講じる。

第5項 毒物・劇物

毒物・劇物施設が災害発生により被災し、毒物・劇物が飛散漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、毒物及び劇物取締法に基づき、次の措置を講じる。

1 毒物・劇物取扱者等は、ただちに県、保健福祉事務所、県警察、消防機関に届け出るとともに、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じる。

2 県、県警察、消防機関は、相互に連携し、毒物・劇物取扱者等と密接な連絡をとり災害の発生及び拡大等を防止するため、次の応急措置を講じる。

- (1) 情報収集、被害区域の拡大防止措置
- (2) 警戒区域の設定
- (3) 市・市民に対する周知
- (4) 被災者の避難誘導、救出・救護
- (5) 原因の特定・原因者に対する指導

第38節 石油等の大量流出の防除対策計画

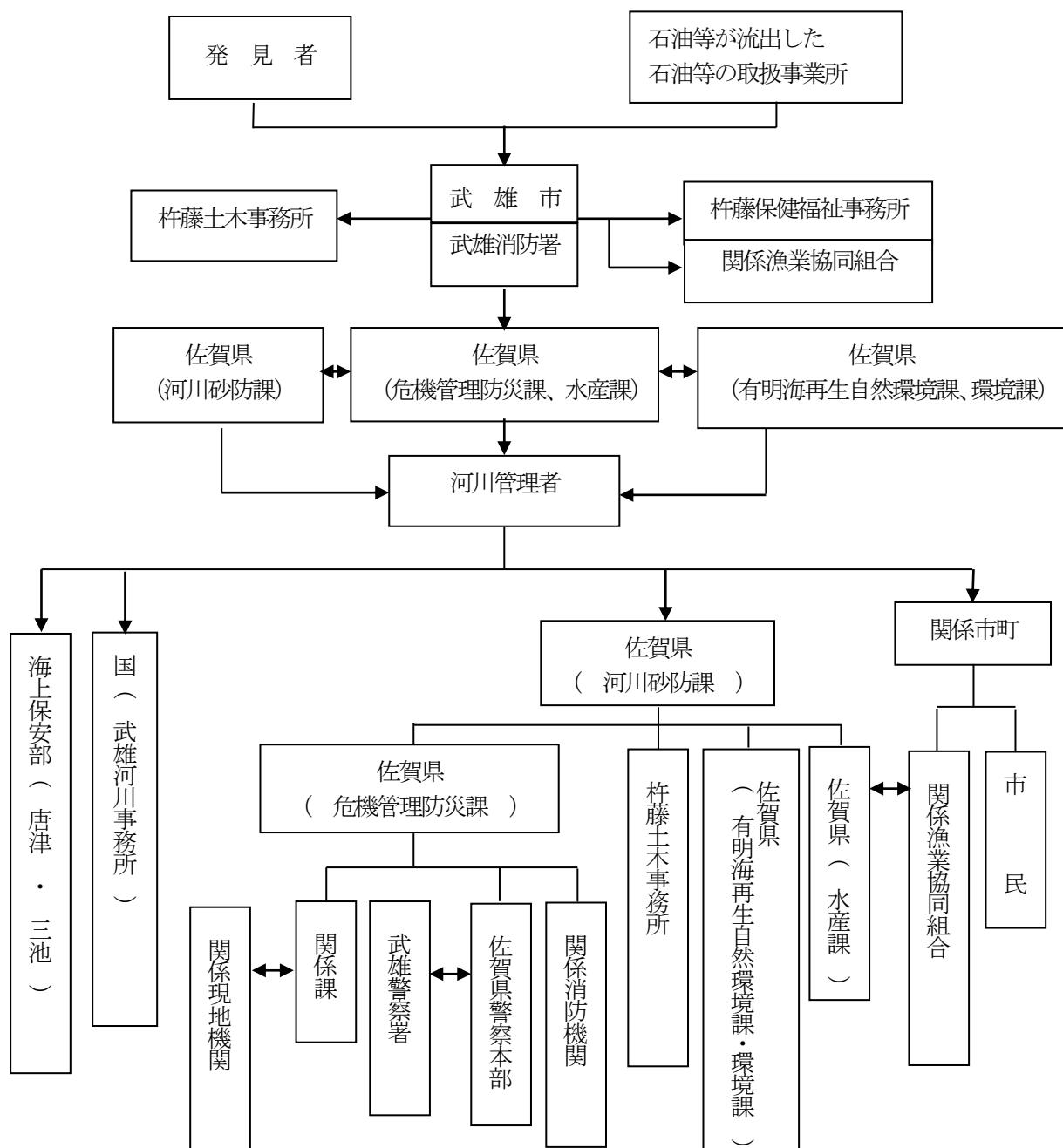
第1項 石油等の大量流出の防除対策

災害発生により石油等の取扱事業所に被害が発生し、河川、海域等に大量の石油等が流出した場合は、石油等の取扱事業所及び関係する防災関係機関は、被害の拡大を防止するため、相互に連携し、迅速な応急対策を講じる。

1 通報連絡

石油等の大量流出が発生した場合は、その発生及び災害の状況についての、関係機関への連絡通報は、次により行うこととする。

(1) 通報連絡の系統



(2) 通報連絡の内容

- ア 石油等が流出した石油等の取扱事業所の名、流出石油等の種類及び量
- イ 発生日時及び場所
- ウ 石油等の流出の概要
- エ 気象、海象の状況
- オ 流出石油等の状況
- カ 今後予想される災害
- キ その他必要な事項

(3) 市民等への周知

石油等の取扱事業所は、石油等が流出し、周辺住民、船舶・漁船等に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、迅速かつ的確に、周辺住民、船舶・漁船等に対し、災害の状況及びその他必要な事項について、周知する。

この際、市及び関係する防災関係機関に対し、協力を要請するものとし、要請を受けた防災関係機関は、適切な方法により周知を図る。

2 応急対策

石油等が大量に流出した場合、その石油等の取扱事業所は、直ちに、拡散防止、被害の軽減を図るための応急対策を講じるものとするが、自ら行う対策のみでは不十分と認める場合は、河川管理者、海上保安部及び関係する防災関係機関に対し、協力を要請する。

河川管理者、海上保安部及び関係する防災関係機関は、石油等の取扱事業所から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、相互に連携し、応急対策を講じる。

(1) 石油等の取扱事業所の応急対策

- ア 河川管理者又は海上保安部に対し、石油等の流出発生を通報連絡
- イ オイルフェンスの展張、油処理剤及び油吸着材等による流出石油等の拡散防止又は分散
- ウ 石油等の取扱事業所の施設等の損傷箇所の応急処理並びに石油等の移し替え
- エ 事業所の従業員等の救助
- オ 火災等二次災害発生の防止

(2) 防災関係機関の応急対策

河川管理者は、石油等が内水面に大量流出した場合、六角川・松浦川水系水質保全対策協議会において定められている要領等により、関係する防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑に推進するよう努める。

《主な応急対策》

- ① 石油等の取扱事業所の従業員等の救助
- ② 流出石油等の拡散防止
- ③ 消火対策等
- ④ 漂着石油等の処理
- ⑤ 流出石油等の防除資機材の調達

第39節 応急金融対策

第1項 応急金融対策

災害発生時において、金融秩序を維持し、通貨の円滑な供給を確保するため、関係する防災関係機関は、万全の措置を講じる。

1 通貨供給の確保

佐賀財務事務所、日本銀行福岡支店及び同行佐賀事務所は、相互に連携し、必要に応じ関係行政機関等と協議のうえ、次の措置を講じる。

(1) 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ、被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ、日本銀行職員を現地に派遣する等必要な措置を講じる。

(2) 輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

(3) 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講じるほか、必要に応じ、金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

2 非常金融措置

佐賀財務事務所及び日本銀行福岡支店は、必要に応じ、金融機関に対し、次の措置を適切に講じるよう要請する。ただし、緊急を要する事態で日本銀行福岡支店との連絡手段の途絶等による場合は、日本銀行佐賀事務所が日本銀行福岡支店に代わり、金融上の措置を講じる。

(1) 非常金融措置の実施に係る要請

被災者の便宜を図るため、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により、次のような非常措置を適切に講じるよう要請する。

ア 預金通帳等を紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

イ 被災者に対して、定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

ウ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

エ 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについて、実情に応じ、必要な措置をとること。

オ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

カ 証券、保険会社においても、銀行等の対応と同様に非常金融措置を適切に講じること。

(2) 各種金融措置等に関する広報

上記1(3)及び2(1)に定める要請や措置を講じたときは、金融機関及び放送事業者等と協力して、速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に資する。

第40節 孤立地域対策活動

第1項 孤立地域対策活動

災害発生時において孤立地域が発生した場合、人命救助活動、救援活動及び孤立地域住民の生活に大きな支障が生じることから、市は、孤立地域に対して、次に掲げる事項について応急対策を講じるものとする。

1 被害実態の早期確認及び救急救助活動の迅速実施

市及び防災関係機関は、通信の途絶地域に対しては、携帯電話や県が整備した可搬型衛星無線等の通信機器を活用するほか、被災地の消防団員等から被害情報を収集するか、職員や警察官等を派遣する等、あらゆる通信連絡手段の確保に努める。

また、孤立地域に対して、NTT回線及び防災行政無線等を活用し、被災地の状況を把握するとともに、その状況を無人航空機による災害応急対策業務等の協力に関する協定に基づき無人航空機（ドローン）により確認するほか、被害状況の把握に努める。

交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客等一時滞在者の救出等にも配慮する。

2 緊急物資等の輸送

市は、ヘリコプターによる輸送を含めたあらゆる手段による輸送について、防災関係機関や自衛隊へ協力を要請する。

3 道路の応急復旧による生活の確保

市は、迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第41節 生活再建対策

第1項 被災者生活再建支援金

県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図ることとする。居住する自治体の被害規模が小さいため同法に基づく支援が受けられない被災者についても、県独自制度で支援する。

また、県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明の交付に係る事務の市町向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、Web会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるよう工夫をするよう努めるものとする。

市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第42節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

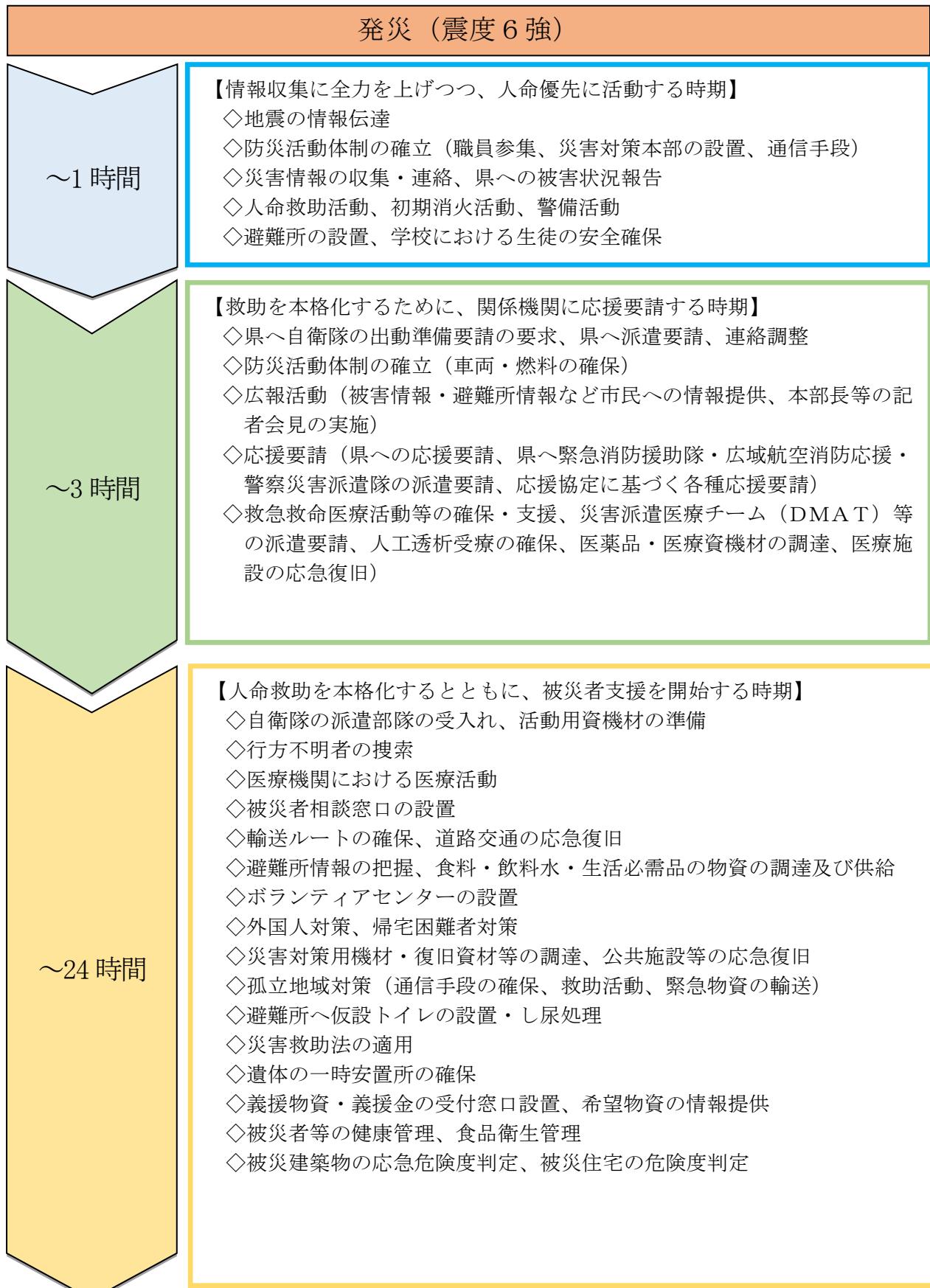
第1項 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

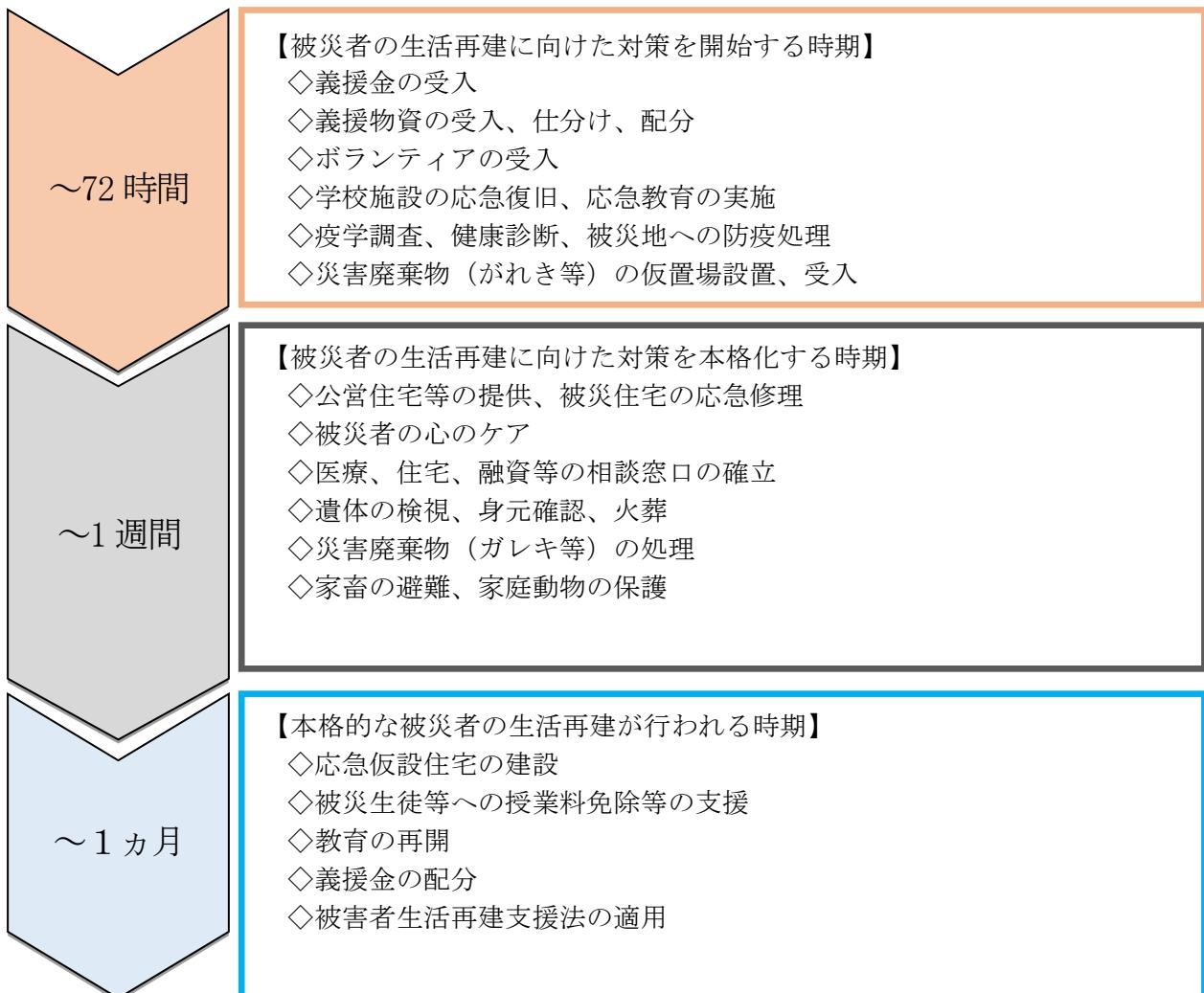
被災地の時間・空間は有限の資源であるため、災害発生時・発生後の各段階に応じた前節までにおける災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する必要がある。

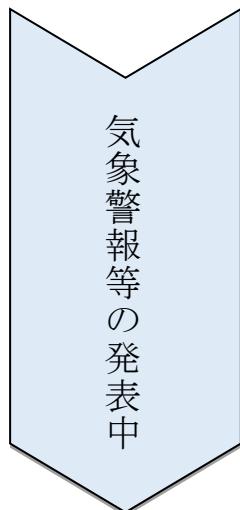
市は、災害応急対策の着手時期、着手すべき業務について検討し、武雄市業務継続計画（BCP）に反映するものとする。

【地震災害対策に係る市災害対策本部における災害応急対策の着手時期】（武雄市業務継続計画参照）





【風水害対策に係る市災害対策本部における災害応急対策の着手時期】



【災害の発生や避難に備え警戒が必要な時期】

- ◇災害情報連絡室の設置
- ◇警報等の伝達、警戒活動、水防活動
- ◇気象情報等の広報
- ◇高齢者等避難の発令、避難行動要支援者の避難開始
- ◇避難所の設置、学校における生徒の安全確保

【はん濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達や土砂災害警戒情報の発表など災害発生のおそれが高まった場合】

- ◇警報等の情報の伝達
- ◇避難指示の発令、避難開始
- ◇避難指示等の広報

発災（大規模風水害）

災害発生
～24時間
(初期)

【人命優先に活動する時期】

- ◇防災活動体制の確立（職員の参集、災害対策本部の設置、通信手段・車両・燃料確保）
- ◇災害情報の収集・連絡
- ◇人命救助活動、警備活動
- ◇県へ自衛隊の出動準備要請の要求、県へ派遣要請、連絡調整
- ◇救命救急医療活動の確保、災害派遣医療チーム（D M A T）等の派遣要請
- ◇輸送ルートの確保、応急対策に必要な人員及び物資の緊急輸送
- ◇被害情報・避難所情報など市民への情報提供、本部長等の記者会見実施
- ◇帰宅困難者対策、外国人対策
- ◇国への被害状況報告
- ◇水防活動と二次災害防止活動
- ◇行方不明者の捜索

災害発生
～72時間
(中期・
終息期)

【被災者支援を開始する時期】

- ◇自衛隊の派遣部隊の受入れ、活動用資機材の準備
- ◇応援要請（県への応援要請、県へ緊急消防援助隊・広域航空消防応援・警察災害派遣隊の派遣要請、応援協定に基づく各種応援要請）
- ◇救急救命医療活動等の支援、人工透析受療の確保、医薬品・医療資機材の調達、医療施設の応急復旧
- ◇避難所へ仮設トイレ設置・し尿処理
- ◇被災者相談窓口の設置
- ◇避難所情報の把握、食料・飲料水・生活必需品の調達供給
- ◇災害対策用機材・復旧資材等の調達
- ◇孤立地域対策（通信手段の確保、救助活動、緊急物資の輸送）
- ◇ボランティアセンターの設置
- ◇災害救助法の適用
- ◇義援物資・義援金の受付窓口の設置、希望物資の情報提供

風水害の終息



- 【被災者の生活再建に向けた対策を開始する時期】
- ◇公共施設等の点検・応急復旧
 - ◇被災者等の健康管理、食品衛生管理
 - ◇孤立地域の道路等の応急復旧
 - ◇災害救助法の適用
 - ◇義援金の受入・義援物資の受入、仕分け、配分
 - ◇ボランティアの受入
 - ◇学校施設の応急復旧、応急教育の実施
 - ◇疫学調査、健康診断、被災地への防疫処理
 - ◇災害廃棄物（ガレキ等）の仮置場設置、受入



- 【被災者の生活再建に向けた対策を本格化する時期】
- ◇公営住宅等の提供、被災住宅の応急修理
 - ◇被災者的心のケア
 - ◇医療、住宅、融資等の相談窓口の確立
 - ◇被災生徒へ授業料免除等への支援
 - ◇災害廃棄物（ガレキ等）の処理
 - ◇家畜の避難等、家庭動物の保護



- 【本格的な被災者の生活再建が行われる時期】
- ◇応急仮設住宅の建設
 - ◇教育の再開
 - ◇義援金の配分
 - ◇被害者生活再建支援法の適用

※ 災害の進展状況に応じ柔軟に対応を変える必要があることに留意が必要。

第4章 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興に関しては、市民等の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと。また、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進

第1項 復旧・復興に係る基本方向の決定

市は、被災の状況、地域の特性、公共施設の管理者等の意向等を勘案し、「迅速な原状復旧」を目指すのか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る「計画的復興」を目指すのかについて早急に検討し、復旧・復興に係る基本方向を決定し、必要な場合は、復興計画を作成する。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、高齢者、障がい者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

県は、市からの相談に応じるとともに、広域的な観点から、必要な助言、指導を行う。

第2項 迅速な原状復旧

市が迅速な原状復旧を目指す場合は、市及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うことになるが、この際は、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

復旧に当たり、ライフライン及び交通輸送等の関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

県は、市が特定大規模災害等を受けた場合で、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市に代わって工事を行うものとする。

県は、指定市以外の市が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らの管理する道路と交通上密接である市町村道について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

1 復旧事業の対象施設

(1) 公共土木施設

(河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園)

(2) 農林施設

(3) 都市施設

(4) 上水道、工業用水道

(5) 社会福祉施設

(6) 公立学校

(7) 社会教育施設

(8) 公営住宅

(9) ライフライン施設

(10) 交通輸送施設

(11) その他の施設

2 資金の確保

市、県及び関係施設の管理者等は、復旧事業の早期実施が図られるよう必要な資金需要額を把握し、次のこと考慮して、その財源の確保に努める。

(1) 国庫負担又は補助を規定している主なもの

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- イ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- ウ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和39年8月14日建設省都市局長通達）
- エ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫負担補助について（平成2年3月31日厚生省事務次官通知）
- オ 社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（平成7年3月30日厚生省社会援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知）
- カ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- キ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）

(2) 地方債の発行が許可される主なもの

- ア 補助災害復旧事業
- イ 直轄災害復旧事業
- ウ 単独災害復旧事業
- エ 公営企業等災害復旧事業
- オ 歳入欠かん

3 激甚災害の指定

発生した災害が、激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律（昭和37年法律第150号）に規定された激甚災害の指定を受ける必要があると認められる場合には、復旧事業を実施するに当たって国の特別援助を受けるため市及び県は、相互に協力し、激甚災害の指定を受けるための措置をとるものとする。

4 復旧・復興事業からの暴力団の排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関や業界団体等と連携及び協力のもと、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

5 災害廃棄物の処理

市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、処理施設を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

第3項 計画的復興

1 防災まちづくり

市は、次のような再度災害防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくりの実施など将来を見据えた復興を行う場合は、関係機関との調整を図り、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるような環境整備に努めつつ、市民の理解を求めながら、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

復興計画の作成に当たっては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面

にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

また、市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。

- (1) 被災市街地復興特別措置法等の活用や、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施による合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新
- (2) 河川等の治水安全度の向上
- (3) 土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等
- (4) 避難路、避難場所、延焼遮断帯、骨格的な都市基盤施設（防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など）及び防災安全街区の整備
- (5) 被災した場合の迅速な復旧の観点から架空線との協調にも配慮した電線共同溝等の整備などによるライフラインの耐震化等
- (6) 建築物や公共施設の耐震・不燃化
- (7) 耐震性貯水槽の設置等
県は市が進める復興を支援する。

復興を進めるに当たっては、住民に対し、新たなまちづくりの展望、手続き、スケジュール、各種施策の内容及びこの選択等について、情報の提供を行うものとする。

2 文化財対策

- (1) 指定文化財等の復旧

市の教育委員会等は、災害発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国等の技術的指導や財政的支援を受けて、被災指定文化財等の計画的な復旧を行う。

- (2) 埋蔵文化財の保護

市は、復旧・復興を進めるに当たっては、調査を実施するなど地下に埋蔵された文化財の保護に配慮して行う。

復旧・復興区域が大規模であり、その必要があると認める場合は、市及び県は、国、他県及び他市町に対し、人的、財政的支援を求める。

第2節 被災者の生活再建等への支援

市は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってのきめ細かな支援を行う。

市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることが出来る環境の整備に努めるものとする。

第1項 被災者相談

市、県及び防災関係機関は、必要に応じて、市民等に生活再建のための情報を提供し、又は問い合わせ、要望又は相談等に対応するための相談窓口を設置する。

なお、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係るであった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう、被災者の所在地等の情報を関係市町が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

第2項 罷災証明書の交付、被災者台帳の作成

1 罷災証明書の交付

(1) 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罷災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罷災証明書を交付する。

なお、市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(2) 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罷災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町間の調整を図るものとする。

2 被災者台帳の作成等

(1) 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(2) 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

第3項 災害弔慰金、見舞金等

1 災害弔慰金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び武雄市災害弔慰金の支給に関する

る条例（平成18年3月1日条例第113号）の定めるところにより、災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

2 災害障害見舞金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び武雄市災害弔慰金の支給に関する条例（平成18年3月1日条例第113号）の定めるところにより、災害により障がい者となった市民に対し、災害障害見舞金を支給する。

3 日本赤十字社による災害見舞品等

日本赤十字社佐賀県支部は、あらかじめ定めた基準に基づき、被災者に対して災害見舞品等を贈呈する。

4 被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

5 小災害見舞金の支給

県は、佐賀県災害見舞金等交付要領に基づき、被災者に対して、災害見舞金品を支給する。

市は、武雄市罹災者に対する見舞金等の基準に関する規則に基づき、被災者に対して、災害見舞金品を支給する。

市社会福祉協議会は、あらかじめ定めた基準に基づき、被災者に対して、災害見舞金を支給する。

第4項 就労支援

県は、佐賀労働局（各公共職業安定所）に対し、被災離職者の早期再就職を図るため、緊急職業相談窓口の設置や求人開拓の実施等を要請する。

市は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するものとする。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図るものとする。

第5項 租税の徴収猶予、減免

1 国税

(1) 国税の期限の延長（国税通則法第11条、同法施行令第3条）

国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長【理由のやんだ日から2ヶ月】

(2) 法人税の申告期限の延長（法人税法第75条）

(3) 所得税の減免（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条）（4給与所得者の源泉所得税の減免徴収猶予（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第3条）

2 県税

(1) 県税の期限の延長（地方税法第20条の5の2、同法第44条、県税条例第9条の2）

申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入等の期限延長【2か月以内】

(2) 県税の徴収猶予（地方税法第15条）【1年（やむを得ない場合2年）以内】

(3) 県税の減免

- ア 個人の県民税（地方税法第45条）
- イ 個人の事業税（地方税法第72条の62、県税条例第56条）
- ウ 不動産取得税（地方税法第73条の31、県税条例第69条）
- エ 鉱区税（地方税法第194条、県税条例第126条の2）
- オ 軽油引取税（地方税法第144条の42）
- カ 狩猟税（地方税法第700条62、県税条例第170条）

3 市税

(1) 市税（国民健康保険税を含む。）の期限の延長

（地方税法第20条の5の2、武雄市税条例第18条の2）

申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入の期限延長 【納税者：理由がやんだ日から2か月以内、特別徴収義務者：理由がやんだ日から30日以内】

(2) 市税の徴収猶予（地方税法第15条）

(3) 市税の減免

- ア 市民税（地方税法第323条、武雄市税条例第51条）
- イ 固定資産税（地方税法第367条、武雄市税条例第71条）
- ウ 軽自動車税（地方税法第454条、武雄市税条例第89条）
- エ 特別土地保有税（地方税法第605条の2、武雄市税条例第139条の3）
- オ 国民健康保険税（地方税法第717条、武雄市国民健康保険税条例第26条）

※特別徴収義務者に係るものと除く。

(4) 国民健康保険制度等における医療費負担、保険料の減免

市及び国民健康保険組合は、被災した国民健康保険の被保険者に対し、地方税法、国民健康保険法及び規約の定めるところにより、次の措置を講じる。

ア 国民健康保険税関係

- (ア) 徴収猶予（地方税法第15条）
- (イ) 申告、申請、請求その他書類の提出等の期限の延長（地方税法第20条の5の2、市の税条例）
- (ウ) 減免（地方税法第717条）
- (エ) 延滞金の減免（地方税法第723条）

イ 一部負担金の減免等（国民健康保険法第44条）

特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置をとる。

- (ア) 一部負担金の減額又は支払いを免除すること。
- (イ) 保険医療機関等に対する支払いに代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

第6項 郵政事業の災害特別事務取扱等

1 郵便業務関係

(1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

(3) 被災地（市、県、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会）あて救助用郵便物の料金免除

2 為替貯金業務関係

(1) 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し

(2) 郵便貯金の非常貸付け

(3) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

3 簡易保険関係

(1) 保険料払込猶予期間の延伸

(2) 保険料前納払込みの取消による保険還付金の即時払

(3) 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払

(4) 解約還付金の非常即時払

(5) 保険貸付金の非常即時払

第7項 生活資金の確保

1 災害援護資金

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び武雄市災害弔慰金の支給に関する条例（平成18年3月1日条例第113号）に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付けることができる。

2 生活福祉資金

市社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度に基づき、被災者に対し、生業費、住宅資金、災害援護資金等の資金を貸し付ける。

3 母子寡婦福祉資金貸付金

県は、母子父子寡婦福祉資金貸付制度に基づき、被災した次の者に対し、母子父子寡婦福祉資金貸付金を貸し付ける。

(1) 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子

(2) 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子

(3) 寡婦

(4) 40歳以上の配偶者のない女子で児童を扶養していない者

第8項 住宅の供給、資金の貸付け等

1 公営住宅の提供

市及び県は、被災市街地復興特別措置法第21条の適用を受ける者については、公営住宅への受入れを行う。

2 住宅資金の貸付制度 第7項に記載。

第9項 生活必需物資供給の調整、災害復旧用資機材の確保

1 生活必需物資供給の調整

県は、被災による混乱に加えて、需要、供給の不均衡により生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないように監視するとともに、状況に応じ必要な指導を行う。

2 復旧用資機材の確保

市及び県は、被災地の需要を満たし、物価、民生の安定を図るため、関係機関と協力して復旧用資機材の確保に努める。

第10項 住宅に関する各種調査の違い等についての説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第3節 地域の経済復興の推進

第1項 中小企業に対する復旧・復興資金の確保

県は、災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため、中小企業者等の被害状況、激甚災害法の適用、再建のための資金需要等について、速やかに把握し、中小企業者等に対する復興資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施する。

- 1 被災中小企業者に対し、関係団体及び金融機関と協調して、各種金融制度の周知を図るとともに、被害の状況に応じて、現地において融資相談所の設置や経営指導等を行う。
- 2 佐賀県中小企業特別対策資金（経営安定化貸付・災害復旧資金）の貸付を行うとともに、政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、一般金融機関に対し、協力融資の要請を行う。
また、激じん災害の場合、災害融資に係る利子補給を実施する。
- 3 県制度金融について被害の状況に応じて、償還猶予等必要な措置を講じる。
- 4 信用力、担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、佐賀県信用保証協会に対し、債務保証の促進を要請する。
- 5 被害の状況に応じて、金融機関に対し、貸付手続きの簡便迅速化、貸出条件の緩和について、特別の扱いが図られるよう要請する。

第2項 農林業に対する復旧・復興金融等の確保

市及び県は、風水害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し、復旧・復興に必要な資金の融資計画を促進し、民生の安定を図る。

また、被災者に対する共済（保険）金の早期支払いに向けた関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは農林業者の経営安定を図る。

- 1 天災資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）
- 2 日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

第4節 新・創造的復興プラン

《気象変動に対応した、水と共に生きるまちへ》

2年で2回の被害を受け、被災された方々の生活再建を最優先し、一日も早い復旧に全力で取り組み、抜本的な治水対策に加え、さらなる気象変動を見込んで、被害を最小化する取り組みを進め、「床上浸水ゼロ」をまずは目指す。

子や孫の代まで大切なふるさとを守り、「やっぱり武雄」と安心して住み続けられるよう、創造的復興に取り組む。

《基本理念》

誰もが安心して住み続けられ、新たなにぎわいが生まれる創造的復興

《基本方針》

1 気候変動に対応したまちの創造

(1) 内水氾濫の防止

(2) 被害の最小化

2 誰一人取り残さないコミュニティの創造

3 なりわいの再生とにぎわいの創造

4 災害に強いまちの創造

5 未来につながるまちの創造

第5節 立地適正化計画

人口減少化においても持続的に発展できるまちづくりに向け、私たちの暮らす地域が便利で快適になるよう、居住や日常生活に必要な医療・福祉・商業施設などの機能を誘導する区域を定め、公共交通ネットワークを維持・向上させることで、便利で暮らしやすいまちづくりを推進する。

また、「防災指針」を定め、災害リスクを踏まえた都市機能や居住の誘導を図る。

《まちづくりの方針》

誰もが安心して住み続けられ、未来につながる交流拠点都市

《誘導方針》

- 1 拠点の形成・明確化
- 2 公共交通サービスレベルの維持・向上
- 3 防災・減災対策の実施と合せた災害に強い地域への誘導

「防災指針」

「新・六角川水系流域治水プロジェクト」や「佐賀県内水対策プロジェクト」、「武雄市新・創造的復興プラン」など、国・県・市が連携した治水対策を踏まえ、ハード・ソフト両面の防災・減災対策に取組む。

《防災まちづくりの方針》

気候変動に対応した、水と共に生きるまちへ

- (1) 災害発生ができるだけ防ぐ・減らす
- (2) 被害対象を減少させる
- (3) 被害の軽減・早期復旧・復興できる仕組みを作る

第3編 原子力災害対策

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転及び放射性物質の事業所外運搬により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 本市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、本市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画「原子力災害対策編及び原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和5年1月1日改正並びに佐賀県地域防災計画）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と整合性を図りながら、緊密に連携を図った上で作成したものである。

市及び関係機関は、想定される事態に対応できるよう対策を講じることとし、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るような体制を整備するものとする。

2 市地域防災計画における他の災害対策との整合性

この計画は、「市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「市地域防災計画（第2編 風水害及び地震災害対策）」によるものとする。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画及び県地域防災計画の見直し等により修正の必要があると認められる場合には、これを変更する。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、県、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関に対し内容の周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図る。

また、防災関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、防災対策に万全を期する。

第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲及び当該地域における防護措置の概要

県地域防災計画では、防災資機材、緊急時モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画の策定等の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安や設定の考え方を踏まえ、次のとおり定められている。

1 予防的防護措置を準備する区域 (Precautionary Action Zone。以下、「P A Z」という。)

P A Zは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し最小化するため、E A Lに応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、玄海原子力発電所3号機及び4号機においては、その範囲を玄海原子力発電所からおおむね半径5 kmの円内を含む以下の地域とする。

玄海原子力発電所からおおむね半径5 kmの円内	東松浦郡玄海町の一部 唐津市の一部
-------------------------	----------------------

P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針において定める以下の緊急事態区分のいずれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて同指針に定める緊急時活動レベル (Emergency Action Level。以下「E A L」という。) に基づく予防的防護措置を準備し、実施する。

《緊急事態区分の概要》

区分	対象事象等	概要
警戒事態	警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者（※）の避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階
施設敷地緊急事態	特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階
全面緊急事態	原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

※ 「施設敷地緊急事態要避難者」とは、P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者

ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者

ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってP A Z外においても段階的に避難措置等の予防的防護措置を実施することがある。

また、上記緊急事態への万が一の進展に備え、さらに前段階として、玄海町で震度5弱又は5強の地震が発生した場合を、「情報収集事態」とし、国、県、玄海町及び関係周辺市（唐津市及び伊万里市をいう。以下同じ。）の間で連絡体制の確立等を行う。

- 2 緊急時防護措置を準備する区域 (Urgent Protective action planning Zone。以下、「UPZ」という。)
UPZは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL、OILに基づき緊急時防護措置を準備する区域であり、玄海原子力発電所2、3及び4号機においては、その範囲を発電所からおおむね半径30kmの円内とするが、当該範囲に所在する市町の社会的周辺状況を勘案し、具体的には以下の地域とする。

玄海原子力発電所からおおむね半径30kmの円内	東松浦郡玄海町のPAZを除く全域 唐津市のPAZを除く全域 伊万里市の全域
-------------------------	---

なお、玄海原子力発電所1号機は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の33の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設として平成30年2月の冷却告示において定められている。

この告示により、1号機及び2号機における原子力災害対策重点区域は発電所からおおむね5kmの円内がUPZとなり、3号機及び4号機におけるPAZと同一の範囲となる。

UPZにおいては、原子力緊急事態となった際にはEALに基づく予防的防護措置として、原則として屋内退避を実施する。

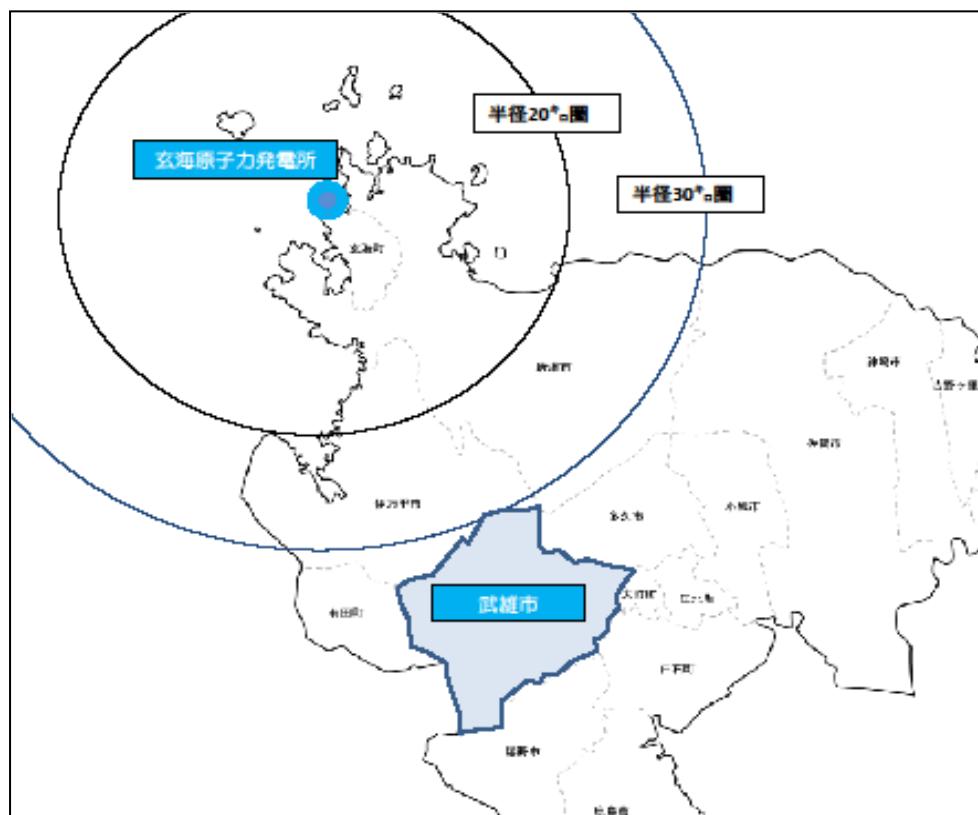
また、UPZにおいては、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準として原子力災害対策指針において定める運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

なお、UPZ外の地域においても、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が環境へ放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。その後、緊急時モニタリングによる測定結果をOILと照らし合わせ、必要に応じて避難や一時移転等の防護措置を実施するものとする。

3 本市における計画

本市は、玄海原子力発電所から半径30kmの圏外に位置し、県地域防災計画においては、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲外であるが、県地域防災計画と整合性を図り、緊急時環境モニタリングの活動への協力、情報伝達・広報活動、避難者の受入等に係る事項を記載するものとする。

【玄海原子力発電所からの位置関係図】



第5節 災害の想定

市は、原子力災害に関し必要な対策を講じるため、原子力災害の特性を把握し、国及び県の指導、助言及び原子力事業者の支援を得ながら災害想定の検討に努める。

第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、市地域防災計画第1編 総則 第2章第2節に定める「処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に、次のとおりとする。

所掌事務
(1) 原子力防災体制の整備に関すること (2) 通信施設及び通信連絡体制の整備に関すること (3) 緊急時モニタリング施設及び体制の整備に関すること (4) 応急対策活動に要する資機材等の整備に関すること (5) 環境条件の把握に関すること (6) 原子力防災に関する知識の普及啓発に関すること (7) 教育及び訓練の実施に関すること (8) 事故発生時における国、市町等との連絡調整に関すること (9) 国等から派遣される専門家等の受入及び調整に関すること (10) 自衛隊の災害派遣に関すること (11) 他の都道府県との相互応援に関すること (12) 災害に関する情報収集及び伝達に関すること (13) 緊急時モニタリングの実施に関すること (14) 市長に対する住民等の退避及び避難並びに立入制限の指示・助言に関すること (15) 被災者の救助、医療救護等の措置に関すること (16) 被ばく者の診断及び措置に関すること (17) 行政機関、学校等の退避に関すること (18) 市長に対する汚染飲食物の摂取制限の指示等に関すること (19) 市長に対する汚染農林水産物等の出荷制限の指示等に関すること (20) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること (21) 要配慮者、避難行動要支援者対策に関すること (22) 災害時の文教対策に関すること (23) 放射性物質による汚染の除去に関すること (24) 放射性物質の付着した廃棄物の処理に関すること (25) 市長に対する各種制限措置の解除の指示に関すること (26) 風評被害等の影響の軽減に関すること (27) その他災害対策に必要な措置に関すること

2 市

所掌事務
(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること (2) 教育及び訓練の実施に関すること (3) 他の市町との相互応援協定に関すること (4) 事故発生時における国、県等との連絡調整に関すること (5) 災害に関する情報収集、伝達及び広報に関すること (6) 緊急時モニタリングへの協力に関すること (7) 伊万里市の市民等の避難受入に係る協力に関すること (8) 市民等の避難、避難誘導及び救助並びに立入制限に関すること (9) 行政機関、学校等の退避に関すること (10) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む）に関すること (11) 被ばく者の診断及び措置への協力に関すること (12) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること (13) 要配慮者、避難行動要支援者対策に関すること (14) 汚染飲食物の摂取制限に関すること (15) 汚染農林水産物等の出荷制限等に関すること (16) 文教対策に関すること (17) 放射性物質による汚染の除去に関すること (18) 放射性物質の付着した廃棄物の処理に関すること (19) 各種制限措置の解除に関すること (20) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関すること (21) 風評被害等の影響の軽減に関すること (22) その他災害対策に必要な措置に関すること

3 県警察

所掌事務
(1) 民等の退避及び避難誘導に関すること (2) 危険箇所及び立入禁止地区並びにその周辺の警戒、警備に関すること (3) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること (4) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること (5) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること (6) 警察災害派遣隊に関すること

4 指定地方行政機関

機 関 名	所 掌 事 務
(1) 九州管区警察局	ア 警察災害派遣隊の運用及び広域応援の指導調整に関すること イ 広域的な交通規制の指導調整に関すること ウ 災害に関する情報収集及び連絡調整に関すること
(2) 福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	ア 災害時の財政金融、国有財産の管理及び調整に関すること
(3) 九州厚生局	ア 関係職員の現地派遣に関すること イ 独立行政法人国立病院機構への救護班の出動要請及び連絡調整、被災傷病者の収容、治療の要請に関すること
(4) 九州農政局	ア 災害時の農地、農業用施設、家畜・家きん、農畜水産物等に関する状況の把握及び安全性確認のための指導に関すること イ 応急用食料等の確保等に関する指導に関すること ウ 農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等の指導に関すること エ 被災地周辺の家畜・家きん、飼料、たい肥、農林畜水産物等の移動制限及び解禁に関する指導に関すること オ 災害時における食料の供給、価格動向等の情報について緊急消費者相談窓口の設置に関すること
(5) 九州森林管理局 (佐賀森林管理署)	ア 林野、林産物の状況の把握に関すること
(6) 九州経済産業局	ア 災害時の物価安定対策に関すること イ 被災商工業者への支援に関すること ウ 災害時における生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
(7) 九州運輸局 (佐賀運輸支局) (佐賀運輸支局唐津庁舎)	ア 災害時における輸送用車両のあっせん・確保、船舶の調達、あせんに関すること イ 自動車運送業者に対する運送命令等に関すること ウ 運送等の安全確保に関する指導等に関すること エ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること
(8) 大阪航空局 (福岡空港事務所) (佐賀空港出張所)	ア 航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関すること イ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
(9) 第七管区海上保安本部 (唐津海上保安部)	ア 災害時における船舶の退避及び立入制限の措置に関すること イ 緊急時海上モニタリングの支援に関すること ウ 救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援に関すること エ 海上における救急・救助活動の実施に関すること
(10) 福岡管区気象台 (佐賀地方気象台)	ア 災害時における気象情報の発表及び伝達に関すること イ 緊急モニタリング本部への支援に関すること
(11) 九州総合通信局	ア 災害時における電気通信の確保及び非常通信の統制管理に関すること
(12) 佐賀労働局	ア 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること イ 労働災害調査及び労働者の労災補償に関すること
(13) 九州地方整備局 (佐賀国道事務所) (武雄河川事務所)	ア 国管理の国道、一級河川の管理及び調整に関すること イ 交通規制及び輸送路の確保に関すること

5 自衛隊

機 関 名	所 掌 事 務
(1) 陸上自衛隊 (西部方面隊)	ア 緊急時空中モニタリング及び空中輸送の支援に関すること イ 市民等の避難等における陸上輸送支援に関すること ウ その他災害応急対策の支援に関すること
(2) 海上自衛隊 (佐世保地方隊)	ア 緊急時海上モニタリング及び海上輸送の支援に関すること イ 市民等の避難等における海上輸送支援に関すること ウ その他災害応急対策の支援に関すること
(3) 航空自衛隊 (西部航空方面隊)	ア その他災害応急対策の支援に関すること

6 指定公共機関

機 関 名	所 掌 事 務
(1) 西日本電信電話株式会社 (佐賀支店)	ア 災害時における通信の確保に関すること
(2) 株式会社NTTドコモ (佐賀支店)	
(3) KDDI株式会社	
(4) ソフトバンク株式会社	
(5) 楽天モバイル株式会社	
(6) 日本銀行 (福岡支店) (佐賀事務所)	ア 通貨の円滑な供給確保に関すること イ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等に関すること
(7) 日本赤十字社 (佐賀県支部)	ア 災害時における医療救護等の実施に関すること
(8) 日本放送協会 (佐賀放送局)	ア 災害情報の伝達に関すること イ 原子力防災知識の普及に関すること
(9) 西日本高速道路株式会社 (九州支社) (佐賀高速道路事務所)	ア 高速自動車道路の維持、管理、修繕、改良及び災害復旧に関すること
(10) 九州旅客鉄道株式会社	ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(11) 日本貨物鉄道株式会社 (九州支社)	ア 鉄道施設等の防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(12) 日本通運株式会社 (佐賀支店)	ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(13) 日本郵便株式会社 (武雄郵便局)	ア 災害時における郵政業務の確保に関すること イ 災害時における郵政業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること

7 指定地方公共機関

機 関 名	所 掌 事 務
(1) 地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館	ア 災害時における入院患者等の安全確保に関すること イ 被災者に対する医療救護の実施に関すること
(2) 公益社団法人佐賀県トラック協会	ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(3) 一般社団法人 佐賀県バス・タクシー協会	
(4) 株式会社エフエム佐賀	ア 災害情報の伝達に関すること
(5) 株式会社サガテレビ	イ 原子力防災知識の普及に関すること
(6) 長崎放送株式会社N B C ラジオ佐賀局	
(7) 一般社団法人佐賀県医師会 (武雄杵島地区医師会)	ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること
(8) 一般社団法人佐賀県看護協会	ア 災害時における看護、保健指導・支援に関すること
(9) 一般社団法人佐賀県歯科医師会 (武雄杵島地区歯科医師会)	ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること
(10) 一般社団法人佐賀県薬剤師会 (武雄杵島地区薬剤師会)	
(11) 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会 (武雄市社会福祉協議会)	ア 県・市が行う被災者状況調査への協力に関すること

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

機 関 名	所 掌 事 務
(1) 佐賀県農業協同組合武雄支所 武雄杵島森林組合	ア 県・市が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力・連携に関すること
(2) 武雄商工会議所、武雄市商工会	
(3) 株式会社九州朝日放送、株式会社ケーブルワン有田ケーブル・ネットワーク 株式会社株式会社テレビ九州	ア 災害情報の伝達に関すること イ 原子力防災知識の普及に関すること
(4) 佐賀大学医学部附属病院	ア 災害時における入院患者等の安全確保に関すること
(5) 一般社団法人巨樹の会新武雄病院	イ 被災者に対する医療救護の実施に関すること
(6) 病院等医療施設の管理者	
(7) 社会福祉施設の管理者	ア 災害時における施設入所者の安全確保に関すること
(8) 私立学校等の設置者等	ア 災害時における幼児、児童及び生徒の安全確保に関すること イ 災害時における文教対策の実施に関すること
(9) その他法令又はこの計画により防災に関する責務を有する者	ア 法令又はこの計画に定められた防災対策に関すること

9 原子力事業者（九州電力株式会社）

所掌事務
(1) 原子力発電所の災害予防に関すること (2) 原子力発電所の防災体制の整備に関すること (3) 緊急時の応急対策活動体制の整備に関すること (4) 通信連絡施設及び通信連絡体制の整備に関すること (5) 応急対策活動に要する資機材等の整備に関すること (6) 緊急時モニタリング設備及び機器類の整備に関すること (7) 教育及び訓練の実施に関すること (8) 原子力防災に関する知識の普及、啓発に関すること (9) 事故発生時における国、県、市町等への通報連絡に関すること (10) 災害状況等の把握及び防災関係機関への情報提供に関すること (11) 原子力発電所の施設内の応急対策に関すること (12) 緊急時モニタリングの実施に関すること (13) 県、関係市町、防災関係機関が実施する防災対策への協力に関すること (14) 原子力災害医療措置の実施のための協力に関すること (15) 相談窓口の設置等災害復旧に関すること

第2章 災害予防対策

第1節 基本方針

本節は、災害対策基本法及び原災法に基づき実施する災害予防体制の整備を中心に定める。

第2節 情報の収集、連絡体制等の整備

市、県、国及び原子力事業者は、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

1 情報の収集、連絡体制の整備

(1) 県及び関係機関相互の連携体制の確保

市、県、県警察、原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、原子力事業者及びその他防災関係機関は、原子力災害に対し万全を期すため、各機関相互の情報収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

また、県は、被災市町から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、情報の収集・連絡の方法についてあらかじめ定め、事業者、関係機関等に周知しておくものとする。

(2) 機動的な情報収集体制

県及び県警察は、機動的な情報収集活動を行うため、国等と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の強化に努める。

(3) 情報の収集、連絡に当たる要員の指定

市、県警察は、迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を図るため、市域における情報の収集、連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

(4) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2 通信手段の確保

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網にかかる設備等の整備を行うとともに、操作方法等の習熟、保守点検の実施等により、円滑な運用が図られるよう努める。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整に努める。

(1) 市における情報伝達体制の充実・強化

市は、市民等への情報伝達が迅速に行えるよう、市防災行政無線施設・設備、防災情報発信システムの管理に万全を期すとともに、災害時にも有効に活用できるよう難聴地区への対策として、サイレンの活用、音声案内サービス、ケーブルテレビ、防災ネットあんあん、緊急速報メール、インターネット等を有効に活用し、活用方法の周知に努める。

また、大規模災害時において住民にきめ細かな情報発信を行う手段として、コミュニティFMや臨時災害放送局（以下「災害FM」という。）の活用が有効であるため、コミュニティFM局との協定締結や災害FMの活用方法を平常時から認知することなどにより災害時に活用できる体制を構築しておくとともに、

県及び防災関係機関と連携して、市民に対しラジオを常備するよう啓発に努める。

(2) 通信手段、経路の多様化

ア 災害に強い伝送路の構築

県は、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路のマルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

イ 機動性のある緊急通信手段の確保

県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

ウ 多様な情報収集、伝達システム

県及び県警察は、被災現場の状況を迅速に収集するため、画像伝送システム、ヘリコプターテレビ伝送システム等の整備及び円滑な活用が図られるよう努める。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図るものとする。

エ 災害時優先電話等の活用

市及び県は、電気通信事業者（西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社を含む。以下本編において同じ。）から提供されている災害時優先電話等の効果的な活用が図られるよう努める。

オ 非常通信連絡会との連携

市及び県は、佐賀地区非常通信連絡会と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一體的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保対策を推進する。

カ 移動通信系

市、県及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において、MCA無線、携帯電話、自動車電話等の業務用移動通信、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用が円滑に図られるよう努める。

キ 通信輻輳の防止

県は、市及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、あらかじめ関係機関の間で非常時における運用方法について十分な調整に努めるものとする。

ク 電源喪失時の対応

市は、庁舎が停電した場合に備え、非常用電源施設の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄に努めるものとする。

また、MCA無線、衛星携帯電話等非常用通信手段の確保を図るものとする。

(3) 電気通信事業者が提供する緊急速報メールサービスの活用促進

市及び県は、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールサービス（株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社が提供する緊急速報メール）の活用促進を図る。

また、市は、避難指示等を発令した時、その他緊急を要する場合は、緊急速報メールサービスを活用し、市民へ情報を発信する。

(4) 災害用伝言サービスの活用促進

市及び県は、一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」の活用促進を図る。

第3節 組織体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を迅速かつ効果的に行うため、あらかじめマニュアルを整備するなど必要な体制を整備しておくものとする。

1 災害情報連絡室の整備

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生について、原子力事業者から県が連絡を受けた場合で、市長が必要と認めたときは、災害情報連絡室を設置し、その対応にあたるものとする。

市は、速やかに職員の非常参集、情報の収集、連絡を行えるよう配備体制や職員の参集基準を明確にするなど、初動体制を確立しておくものとする。

2 災害対策本部の整備

市は、原子力緊急事態宣言を発出された場合で、市長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置し、その対応にあたるものとする。

市は、災害対策本部を迅速に設置、運営するため、設置場所、組織、所掌事務、職員の参集体制等についてあらかじめ定めておくものとする。

第4節 緊急時モニタリング体制の整備

1 緊急時モニタリングの目的

緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の目的は、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集とO I Lに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供にある。

2 平常時のモニタリングの実施

市は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に関する観点から、平常時から緊急時を踏まえた環境放射線モニタリングを実施する

3 体制の整備

市は、県が実施する緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めておくものとする。

4 緊急時モニタリング資機材の整備・維持

市は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、県が配置した電子線量計、可搬型の環境放射線モニタリング資機材置等について定期的な点検を行うとともにその操作の習熟に努める。

5 訓練等を通した測定品質の向上

市は、県が開催する原子力防災訓練等に協力するとともに、各種研修を通じて緊密な連携意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。

第5節 広域防災体制の整備

1 防災関係機関相互の情報交換

市は、平常時から県、伊万里市、原子力規制委員会、内閣府、原子力事業者及びその他防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実に努める。

2 広域的な応援協力体制の整備

【資料編 5. 県及び他市町村との応援協定 参照】

市は、平成24年10月に伊万里市と締結した「災害相互応援協定」や平成24年3月に県及び県内の市町との間で締結した「佐賀県・市町災害時応援協定」により職員の派遣、食料等の提供、避難及び収容のための施設の提供、救護・医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供を実施する。

また、大規模な災害時等において、市域においても避難など広域な応援が必要な場合は、県外等の災害応援協定締結自治体の応援を要請することとし、要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等必要な準備に努める。

第6節 避難収容活動体制の整備

佐賀県地域防災計画では、PAZの円内については、原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難誘導計画を、UPZの円内については、OILに基づく防護措置の実施に備え、避難誘導計画をあらかじめ作成し、UPZ区域外の市町に避難所を指定することと規定されている。

また、UPZ区域外においても、OILに基づく屋内退避や避難指示等を実施する場合もあることから、市は、避難誘導体制の整備に努める。

1 伊万里市の避難者の受入体制の整備

市は、伊万里市避難計画による避難者の受入に係る協力体制の整備を図るとともに、避難者を受け入れる避難所、避難方法について、平常時から市民等への周知徹底に努める。

なお、市は、災害時要配慮者に配慮し、あらかじめ福祉避難所等の避難行動要支援者に対応した避難先の確保に努めるものとする。

2 屋内退避、避難誘導体制の整備

市は、OILに基づき、屋内退避や避難指示等が指示された場合に備え、市民等の安全確保を図るために、平常時から屋内退避や避難誘導の体制の整備に努めるとともに、屋内退避の方法、避難方法について、市民等への周知徹底に努める。

3 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・更新等

市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

また、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得ることにより、または、市の条例の定めにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備

県は、市に対し、飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取制限及び出荷制限を指示するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

1 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制整備

市は、県が定めた、飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制に基づき、配備体制をあらかじめ定めておくものとする。

2 飲料水、飲食物の摂取制限等を行った場合の市民への供給体制の確保

市は、飲料水、飲食物の摂取制限等を行った場合の市民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

第8節 緊急輸送活動体制の整備

市、県、国の道路管理者及び県警察は、緊急輸送活動の円滑な実施が図れるよう努めるものとする。

1 緊急輸送路の確保体制等の整備

(1) 緊急輸送施設等の把握等

県は、施設の代替性・利便性、各種輸送手段の活用による多重化に配慮しながら、緊急物資の受入れ、搬送などの輸送拠点（集積拠点を兼ねる。以下同じ。）及び道路、港湾、漁港、飛行場、ヘリポートなどの輸送施設を把握・調整し、関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークを指定する。

市は、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送拠点については、点検のうえ、災害に対する安全性の確保に努めるとともに、関係機関等に対し周知を図るものとする。

(2) 道路管理

市、県及び国の道路管理者は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路の確保を行うため、緊急輸送路の確保体制の充実を図る。

(3) 交通管理

県警察は、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うための計画をあらかじめ定めておくとともに、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努める。

また、県警察は、交通情報板等の道路交通関連施設の整備を進めるなど、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努める。

(4) 運転者の義務の周知等

県警察及び道路管理者は、緊急時において交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。

第9節 市民等への的確な情報伝達体制の整備

市、県、原子力規制委員会、原子力防災専門官及び原子力事業者は、市民等に対し災害情報等を迅速かつ的確に伝達するための体制の整備を図る。

1 情報項目の整理

市、県、原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官及び原子力事業者は、情報収集事態（玄海町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。以下同じ。）、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経

過に応じて市民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。

また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

2 情報伝達の整備

市は、市民等への確かな情報を常に伝達できるよう、情報伝達体制の整備を図る。

情報伝達体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の活用に努める。

3 市民相談窓口設置体制の整備

市、県、国、及び原子力事業者は、市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口の設置等について、事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、24時間受付体制を取ることも含めて、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

4 多様なメディアの活用体制の整備

市、県、国及び原子力事業者は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、CATV、災害FM、緊急速報メールサービス、ワンセグ放送等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第10節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及、啓発

市、県、原子力規制委員会、内閣府、消防庁及び原子力事業者は、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

防災知識の普及啓発に際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 6 屋内退避や避難に関すること
- 7 要配慮者への支援に関すること
- 8 緊急時にとるべき行動及び留意事項等に関すること
- 9 避難所の運営管理、行動等に関すること
- 10 放射性物質による汚染の除去に関すること
- 11 放射性物質により汚染され、又はそのおそれのあるものの処理に関すること

第11節 防災業務関係者的人材育成

市、県警察及び消防機関は、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者を、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修に積極的に参加させるなどして、防災知識の習得、防災技術の習熟等を図る。

また、県は、国及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項等について、原子力防災業務関係者に対する研修を実施するとともに、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の

必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- 1 原子力防災体制に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時モニタリングに関すること
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 7 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 8 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 9 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- 10 その他緊急時対応に関すること

第12節 防災訓練等への参加

市は、国、県、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関が実施する訓練に積極的に参加し、防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携などを図る。

第13節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者及び運搬を委託された者、国、県、県警察、市町、消防機関及び海上保安部は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器の安全性等を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

その際、原子力事業者は、核物質防護上問題を生じない範囲において、海上保安部等に必要な運搬情報の提供等の協力に努める。

なお、県及び市は、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の主体的な指導のもと、又は独自の判断により、必要な措置を実施するための体制を整備する

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針

本節は、県から警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づく緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本節に準じて対応する。

第2節 通報連絡、情報収集活動

施設敷地緊急事態等が発生した場合は、迅速かつ的確な通報連絡、情報収集を行うことにより、防災対策の確立を図る。

1 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡等

(1) 警戒事態又は施設敷地緊急事態発生通報が発生した場合

県は、原子力事業者、原子力規制委員会、内閣府又は原子力防災専門官から通報、連絡を受けた事項について、市、県警察、消防機関、気象台、自衛隊、海上保安部及びその他防災関係機関に連絡する。併せて、住民等への情報提供を行う。

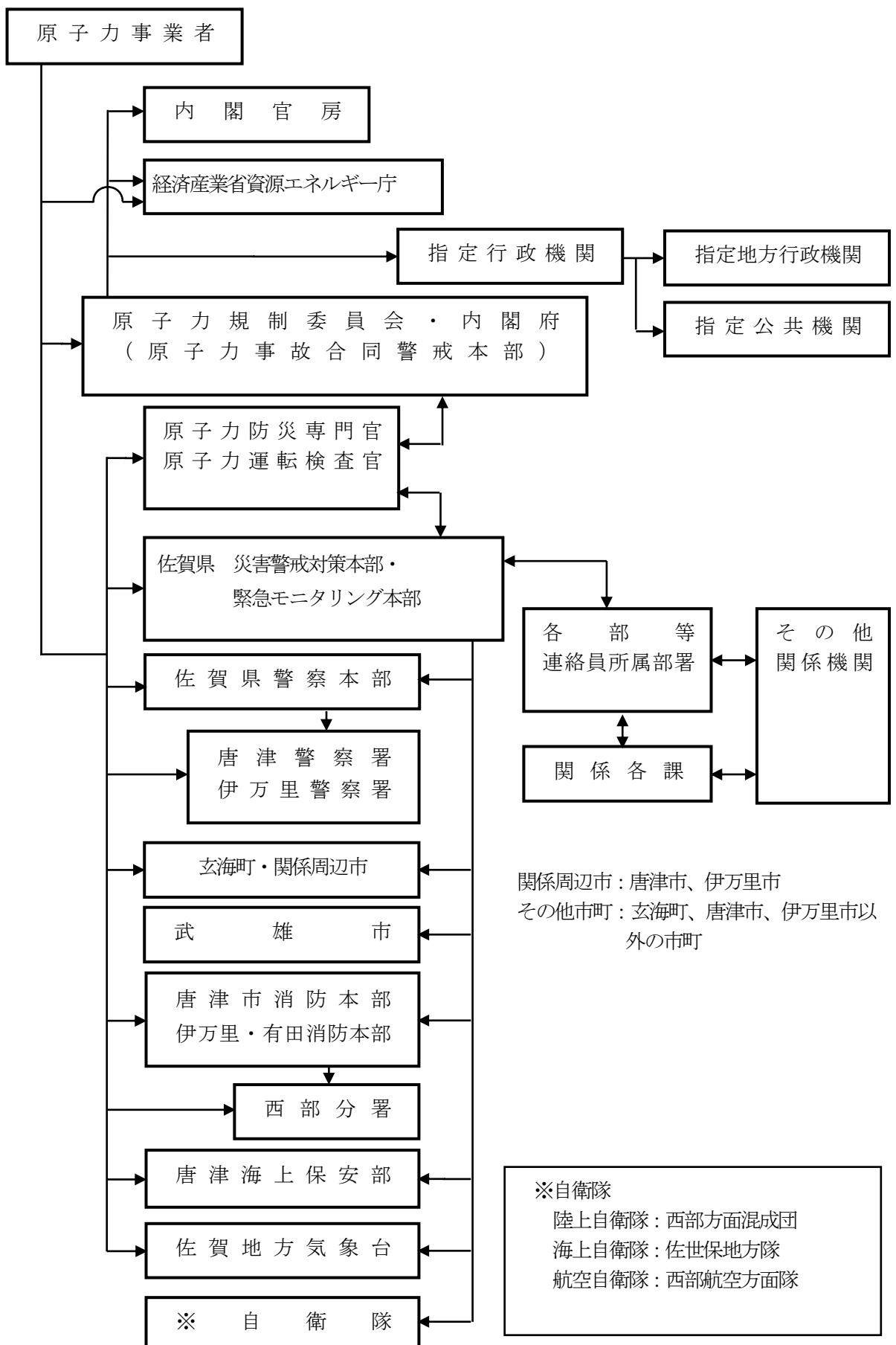
市は、県から通報・連絡を受けた事項について、市長が必要と認める場合は関係機関等へ情報提供を行う。

(2) 全面緊急事態の連絡等

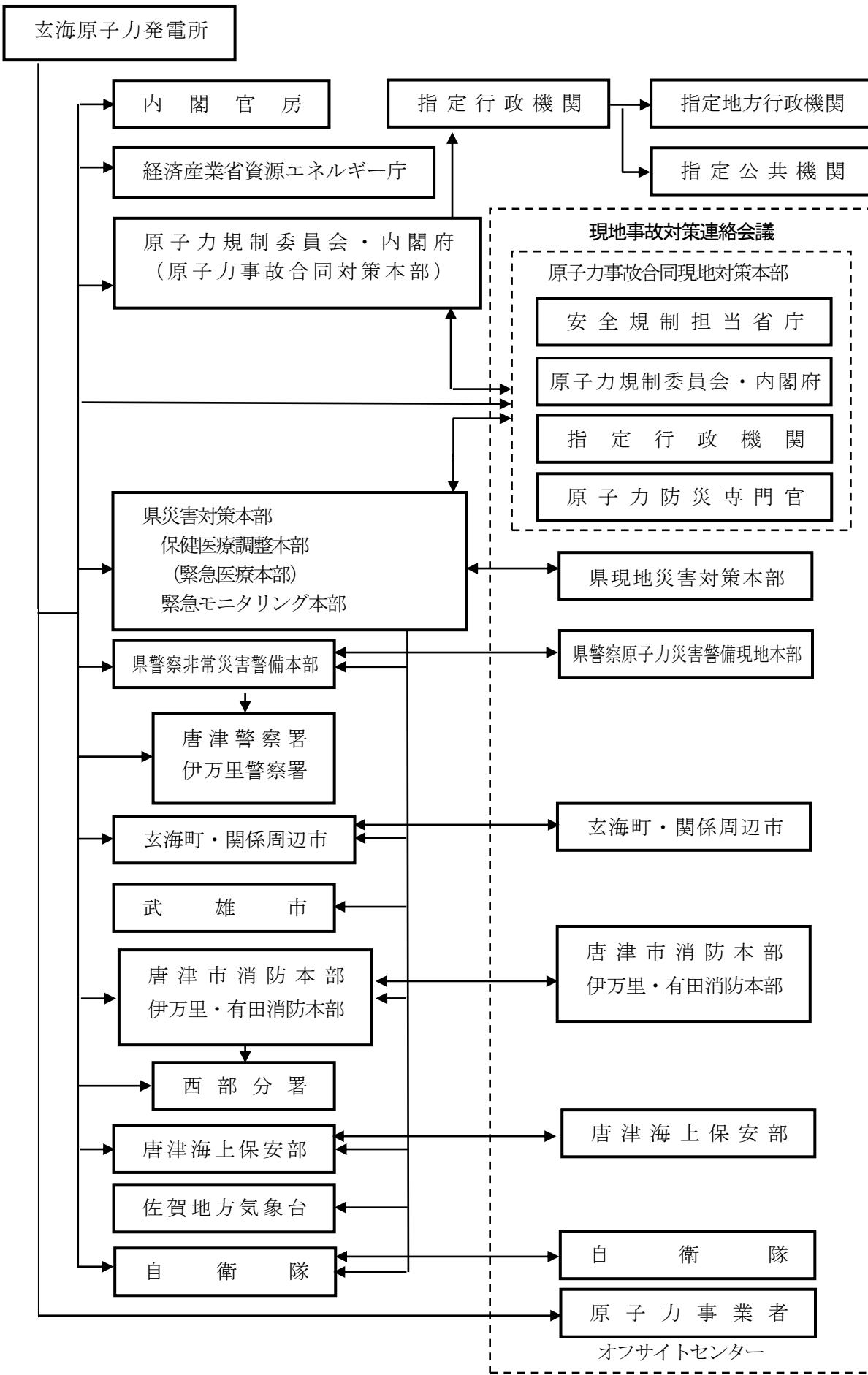
県は、原子力規制委員会から全面緊急事態に関する通報等を受けた事項について、市、県警察、消防機関、気象台、自衛隊、海上保安部及びその他防災関係機関に連絡する。

市は、県から通報・連絡を受けた事項について、市長が必要と認める場合は関係機関等へ情報提供を行う。

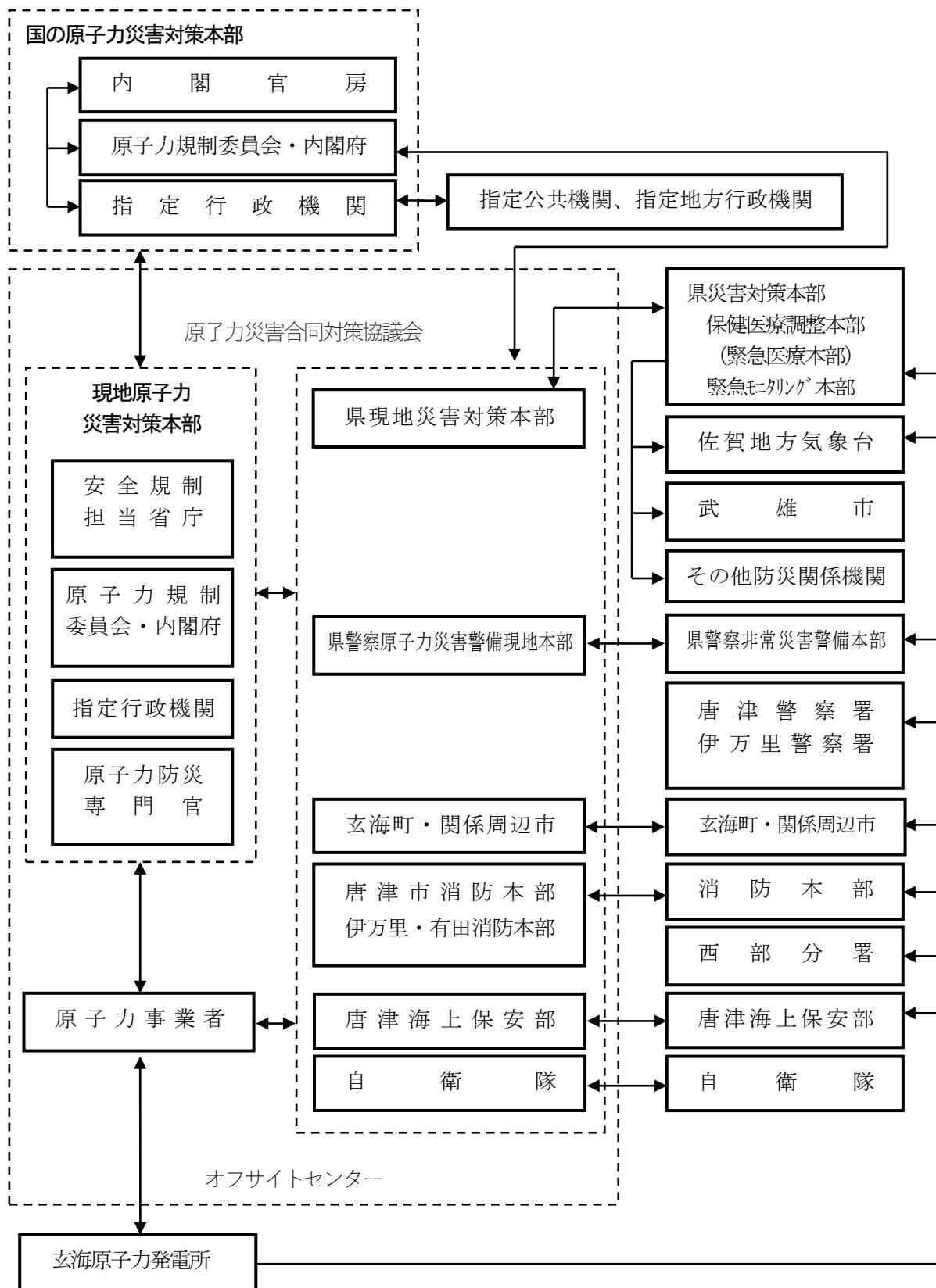
【警戒事態の情報伝達経路】



【施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路】



【緊急事態宣言発出後の情報伝達経路】



(注) 緊急事態宣言発出前に県災害対策本部が設置された場合もこれに準じる。

第3節 活動体制の確立

市は、原子力災害に対処するため災害対策本部等を設置し、活動体制を確立する。

1 災害情報連絡室

(1) 災害情報連絡室の設置

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合で、総務部理事（危機管理監）が必要と認めた場合は、総務部理事（危機管理監）を室長とする災害情報連絡室を設置して、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、県、伊万里市及び防災関係機関と密接な連携を図りつつ、警戒態勢をとるものとする。

なお、総務部理事（危機管理監）が不在の場合は、防災・減災課長が代理する。

(2) 災害情報連絡室の配備体制

災害情報連絡室の要員は、防災・減災課長、関係課長が職員の中からあらかじめ定める者とする。配備要員は、災害情報連絡室の設置の伝達を受けた場合、あるいは設置を知った場合は、勤務時間中は直ちに、勤務時間外は速やかに登庁し、所定の場所で配備につくものとする。

(3) 災害情報連絡室の所掌事務

ア 伊万里市、県、県警察等との連絡調整に関すること

イ 情報収集に関すること

- ① 放射性物質の拡散（おそれ）に関する情報
- ② 伊万里市における被害状況に関する情報（屋内退避、避難指示等）
- ③ 原子力関係事業所の事故、事故対応体制に関する情報
- ④ 気象に関する情報

ウ 市民への情報提供に関すること

(4) 災害情報連絡室の廃止

災害情報連絡室の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

ア 国の指導・助言及び緊急時モニタリング調査等を踏まえて、佐賀県災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

イ 災害対策本部が設置されたとき。

2 災害対策本部

【資料編 25. 市災害対策本部各対策部の所掌事務【原子力災害】 参照】

(1) 設置基準及び設置場所

ア 設置基準

市は、緊急事態宣言が発出された場合で、市長が必要と認めた場合は、市庁舎4階災害対策本部室に市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

なお、市長が不在の場合は、副市長、総務部理事（危機管理監）の順に指揮を執り、指揮系統を確立する。

イ 設置場所

市庁舎4階災害対策本部室に置く。

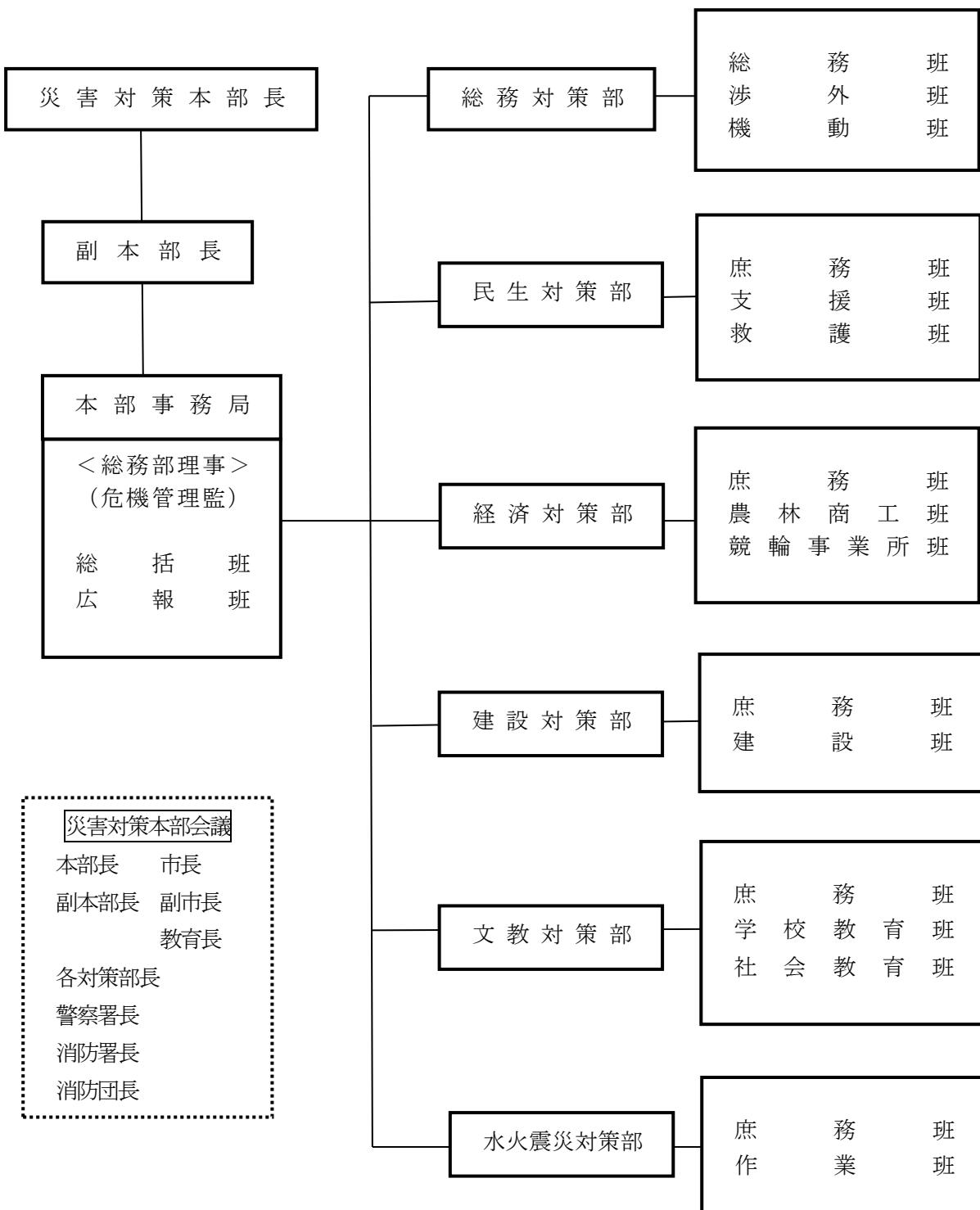
(2) 組織及び本部会議

災害対策基本法第23条の規定及び武雄市災害対策本部条例による市災害対策本部の組織は次のとおりとする。

本部会議は、災害対策本部長、副本部長、災害対策本部員（各対策部長）、警察署長、消防署長、消防団長をもって組織し、災害対策活動の基本的事項について審議する。なお、本部会議で審議すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- ア 災害対策の基本方針に関すること。
- イ 災害応急対策の推進及び連絡調整に関すること。
- ウ その他災害対策の重要な事項に関すること。

【 武雄市災害対策本部組織表 】



(3) 災害対策本部の配備体制

ア 本部は、伊万里市からの避難者の受入への協力、市内における被害の防除、軽減及び災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、次による配備体制を整えるものとし、本部長が定める。

種 別	体制の基準	配備要員の基準
第1次配備	放射性物質の拡散により、U P Zの区域に避難指示等が出されたとき	概ね半分程度の職員
第2次配備	市内においてO I Lの基準値を超えるおそれがあると認められるとき	全職員

イ 各対策部長は、本部が設置されたとき、本部事務を処理するため、災害対策本部員を配備しなければならない。

(4) 配備要員の動員

配備体制に基づく配備要員の動員は、次によるものとする。

ア 配備の伝達

配備要員の動員は、次により伝達する。

- ① 勤務時間中は、職員安否確認・登庁要請システム、電話等を通じて伝達する。
- ② 勤務時間外（休日等を含む。）の場合は、職員安否確認・登庁要請システム、電話、その他最も迅速な方法により伝達する。

(5) 主要活動内容

ア 伊万里市、県、県警察等との連絡調整に関すること

イ 緊急時環境モニタリングの協力に関すること

ウ 情報の収集に関すること

- ① 放射性物質の拡散（おそれ）に関する情報
- ② 緊急事態宣言に関する情報
- ③ 伊万里市における被害状況に関する情報（屋内退避、避難指示等）
- ④ 原子力関係事業所の事故、事故対応体制に関する情報
- ⑤ 緊急時環境モニタリングに関する情報
- ⑥ 気象に関する情報
- ⑦ 道路、河川、各種施設及び通信、公共交通機関等に関する情報
- ⑧ ライフラインに関する情報

エ 伊万里市からの避難者の受入の協力に関すること

オ 市民への情報伝達に関すること

カ 市民の屋内退避、避難指示等に関すること

キ 災害発生防御、又は拡大防止措置等

ク 災害対策本部長が命じた事項

(6) 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準による。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき

イ 国、県の指導、助言及び緊急時モニタリング調査等を踏まえて、災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要がなくなったと認めたとき

第4節 緊急時モニタリング活動

市は、県が災害警戒対策本部又は災害対策本部を設置した場合に実施する、県内全域における緊急時モニタリングに協力するものとする。

1 緊急時モニタリングの実施

市は、県災害警戒対策本部又は県災害対策本部からの指示に従い、市に配備されている可搬型モニタリングボ

ストを指定の場所に配置し、起動させる。

2 緊急時モニタリング結果の報告等

県は、県内全域における緊急時モニタリングの結果及びその評価を市へ連絡する。また、県は、国から緊急時モニタリングの結果等について連絡を受けた場合、その内容を市へ連絡する。

第5節 屋内退避、避難等の防護措置

市は、UPZ内の伊万里市に原災法第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の指示等に基づき、避難等の措置が発出された場合は、避難者の受入等について協力をを行う。

また、市域内において、OILに基づく避難等について県から連絡又は指示があった場合は、必要な緊急事態応急対策を実施する。

1 伊万里市民等の避難受け入れ

市は、伊万里市が、原子力災害対策本部長の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づき、伊万里市等に対して避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、伊万里市の避難計画に定める避難所を提供し、避難所に派遣された伊万里市の職員の補助を行うなど必要な協力をを行う。

また、主要避難経路から避難所への進入路に誘導員を配置や、指定避難所において職員の補助を行うなど、必要な協力をを行う。

2 武雄市民等の屋内退避又は避難等

【資料編 26. 避難等に関するOIL 参照】

(1) 緊急事態宣言発出時

市は、市民等に対し、UPZ外であるが、国若しくは県の指示又は独自の判断により、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、当該地域の市民等に対する屋内退避の指示又は避難指示等を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施とともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携して国に要請するものとする。

(2) OILに基づく避難等

市は、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策を踏まえた国の指導・助言、指示若しくは県の指示又は独自の判断に基づき、OILの基準値を超えるか超えるおそれがあると認められる地域がある場合は、該当する地域の市民等に対する屋内退避の指示又は避難のための立退きの指示等を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

(3) 国の指示案への意見等

放射性物質が放出された後は、国は、市に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて市が行う避難等の緊急事態応急対策の実施について、助言等又は指示を行うことと

されている。

市長は、国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達されたときは、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

また、市は、県及び伊万里市と連絡調整を密にし、市域に被害が及ぶ場合においては、速やかに対応できるよう準備を整えるとともに、市民等の避難支援が必要な場合には、県及び伊万里市と連携して国に要請するものとする。

3 情報の提供

市は、避難指示等を実施した場合は、県、県警察、消防機関及びその他の防災関係機関と連携して、避難誘導時において、避難を行う市民等に向けて、指定避難所やスクリーニングの場所の所在、災害の概要緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努める。

4 避難状況の確認

市は、避難指示等を発令した場合は、指定避難所における確認等により市民の避難状況の確認を行うものとする。

また、避難状況の確実な把握のため、市民等に対し、指定避難所以外に避難した場合等に市災害対策本部に居場所と連絡することについて周知を図るものとする。

5 警戒区域設定による立入制限等

市は、避難指示等を発令した区域について、必要に応じ警戒区域を設定して、当該区域への立入を制限するなど、避難指示（緊急）の実効を上げるために必要な措置をとる。

6 避難者の避難先での被ばくを避けるための措置

県及び市町は連携して、避難指示等が発令された区域の住民が避難することとされている指定避難所のモニタリングを実施するものとする。

7 要配慮者への配慮

市は、避難指示等を発令した場合、避難誘導、指定避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援の実施、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に対する情報の提供や生活環境について、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の活用や避難所のバリアフリー化等、十分配慮するものとする。

県は、避難指示等を発令した市が行う要配慮者に対する措置に協力する。

8 飲食物、生活必需品等の供給

市は、避難指示等を発令した場合、避難した市民等のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、物資調達・輸送調達等システムを活用し、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。その際、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

県は、避難指示等を発令した市から、指定避難所等において必要な飲食物、生活必需品等の調達等の協力を要請を受けた場合、又は状況等から自ら判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、関係業者等への物資の調達要請等を行う。

また、県単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等システムにより国に対して要請を行えるよう体制を整備する。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達

に留意し、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

市及び県は、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、協定を締結した関係団体や民間企業等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第6節 医療活動等

市は、伊万里市、県医師会及び伊万里・有田地区医師会が行う指定避難所等における避難者の健康管理及び県が行う汚染検査等の緊急被ばく医療に協力する。

また、県が設置する保健医療調整本部が行うUPZ内住民等が避難する際の避難区域時検査に協力する。

《武雄市内の指定避難区域時検査場所》

- ・旧山内庁舎（武雄市、国道35号）
- ・白岩運動公園競技場（武雄市、国道34号）
- ・旧杵藤クリーンセンター（武雄市、国道498号）
- ・旧北方庁舎職員駐車場（武雄市、国道34号）

第7節 学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等における避難等

市は、UPZ区域外においても、退避を行うとともに、OILに基づき、避難等を行うこととしている。

1 学校等

学校等は、生徒等の在校時に、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

生徒等を避難させた場合は、市及び教育委員会又は関係機関に対し、速やかにその旨連絡する。

2 病院等医療機関

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させたうえ、県及び市に対し速やかにその旨連絡する。避難誘導に当たっては、担送患者と独歩患者とに区分し、重症者、老幼婦女を優先して行う。

必要に応じて、他の医療機関等に対し、応援を要請する。

3 社会福祉施設

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させたうえ、県及び市に対し速やかにその旨連絡する。

4 不特定多数の者が利用する特定施設等

不特定多数の者が利用する特定施設等は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に施設の利用者等を避難させ、その他適切な措置を講じる。

第8節 行政機関、学校等の退避

市は、避難指示等を発令した場合で、庁舎や学校等の所在地が地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先等へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等において

では生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。私立の学校等においても、同様に退避を実施する。

また、あらかじめ定めた業務継続計画（B C P）に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

なお、区域内の一部が避難指示等を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該指示等を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続する等、当該指示等を受けていない地域における行政サービスを維持するものとする。

第9節 飲料水、飲食物の摂取制限等

(1) 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示することとされている。

県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を指示する。

(2) 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置することとされている。

県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水、飲食物等の検査を実施する。

また、県は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、市に対し、飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取採取制限及び出荷制限及びこれらの解除を実施するものとする。

1 飲料水、飲食物の摂取制限

【資料編 27. 飲食物摂取制限に関するO I Lの基準 参照】

県は、市に対し、原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導、要請及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限等必要な措置をとるよう指示する。

市は、上記の指示の内容について必要な措置を講じるとともに、市民への周知徹底及び注意喚起に努める。

2 農林畜水産物等の採取及び出荷・移動制限

県は、原子力規制委員会の指導・助言を踏まえ、市に対し、農林畜水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に下記の措置をとることを指示するよう指示するとともに、必要に応じて、出荷機関及び市場等において産地名等の調査を実施する。

- (1) 農作物の作付け制限
- (2) 農林畜水産物等の採取、漁獲の禁止
- (3) 農林畜水産物等の出荷・移動制限
- (4) 肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- (5) その他必要な措置

市は、農林畜水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、県からの上記指示内容について周知するとともに、措置を講じるよう指示する。

また、上記の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

県は、市の協力を得て、制限物品が流通した場合に市民等から通報を受ける体制を整備するとともに、必要に応じて、店頭等において制限物品が流通していないか調査を行う。

3 飲料水、飲食物の供給

市は、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて市地域防災計画に基づいて、市民等への応急給水等の措置を講じる。

県は、市に対して飲食物の摂取制限等の措置を指示した場合において、市から支援の要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、市の措置が円滑に実施されるよう必要な措置を講じる。

第10節 市民等への的確な情報伝達活動

市、県及びその他防災関係機関は、市民等に災害情報を提供するため、防災行政無線や広報車等あらゆる手段でその周知徹底に努めるとともに、市民の問い合わせに対応するため相談窓口を設置する。

1 市民等への情報伝達活動

(1) 市民等への広報

市は、市民等への情報提供を図るため、次の方法等あらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

- ア 市防災行政無線
- イ 防災情報発信システム（戸別受信機、登録メール、登録電話、登録FAX）
- ウ 防災アプリ
- エ 防災ネットあんあん
- オ 広報車
- カ CATV
- キ 臨時災害放送（可搬型FM送信機）
- ク 携帯電話のメール（緊急速報メールサービス等）
- ケ その他実情に即した方法（ホームページ、SNS（Facebook、X（旧Twitter）等）

(2) 実施方法

情報提供活動を実施するに当たっては、次のことに配慮する。

- ア 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧表現は避けるなど、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。
- イ 繰り返し広報するなど、情報の空白時間が生じないよう定期的な情報提供に努める。
- ウ 速やかな情報提供に努めるとともに、情報提供に当たっては、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するよう努める。
- エ 各防災関係機関は相互に連携し、情報の一元化を図る。
- オ 被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(3) 広報内容及び要配慮者への配慮

市は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、県等が講じている対策に関する情報、交通規制、避難経路、指定避難所等の住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

また、上記のほか、次の事項について情報提供活動を実施する。

- ア 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入を行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力呼びかけ
- イ 不安解消のための住民に対する呼びかけ情報提供に当たっては、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用し、民心の安定及び要配慮者、一時滞在者、在宅の避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮する。

2 誤情報の拡散への対処

市は、インターネット等の情報を注視し、誤情報の拡散が発生した場合は公式見解をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制に努める。

3 住民等からの問い合わせに対する対応

(1) 市は、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。当該窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて24時間受付体制等の対応を実施する。

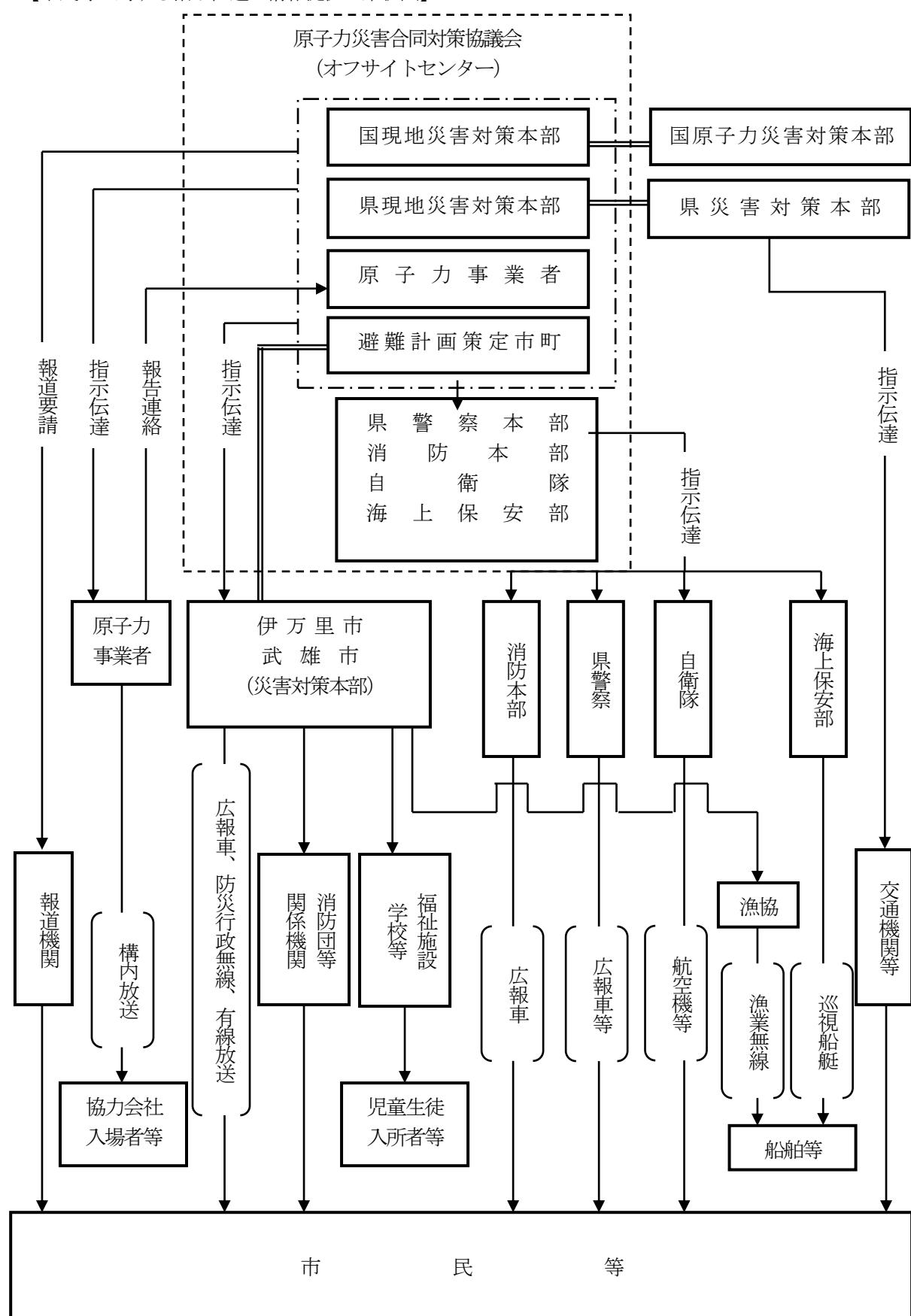
また、情報のニーズを見極め収集・整理・発信を行うものとし、状況に応じた質疑応答集を作成し、住民相談窓口に備え置くよう努めるものとする。

(2) 市町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、所在市町、関係周辺都道府県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

【市民等に対する指示伝達・情報提供の系統図】



第11節 文教対策計画

幼稚園、小学校、中学校、高等学校（以下「学校等」という。）は、原子力災害における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

1 生徒等の安全確保措置

(1) 臨時休業等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行うものとする。

(2) 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

(3) 屋外活動制限等の措置

学校等は、原子力災害の発生に伴い必要となった場合は、校庭・園庭等での屋外活動制限等の措置をとるものとする。

2 学校施設の応急復旧

(1) 被害状況の把握、連絡

公立の学校等は、原子力災害発生後、市及び県に対し、学校施設の汚染状況について調査を依頼する。

公立の学校等は、その調査結果を、市に対し連絡する。連絡を受けた市は、県に対し、速やかにその内容を連絡する。

他の私立の学校等も同様に、学校施設の汚染状況について調査する。その結果については、設置者等へ連絡するとともに、市及びその他必要な機関に対し連絡する。

(2) 応急復旧

市及び県は、公立の学校等やその通学路等の汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に、関係機関と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

また、私立の学校等の設置者等も同様に、必要に応じて、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

3 応急教育の実施

学校等並びに市、県及び私立の学校等の設置者等は、原子力災害により、学校施設が被災した場合又は指定避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。

避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

(1) 応急教育の実施場所

第1順位 地域内の小・中学校及び高等学校

第2順位 地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設

第3順位 地域外の学校又は公民館等の公共施設

第4順位 応急仮校舎の建設

(2) 応急教育の方法

ア 生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。

イ 教職員を動員し、授業再開に努める。

ウ 応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。

- エ 生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。
- オ 生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

(3) 教職員の確保

市、県及び私立の学校等の設置者等は、原子力災害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

(4) 学用品の調達、給与

ア 教科書

- ① 県は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与であるか否かを問わず、教科書名、被害冊数等を学校ごとに調査し、県全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教科書特約供給所に指示する。また、このことを文部科学省に対し、報告する。
- ② 災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害等により教科書をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）に対して行うものであり、児童生徒の学習に支障を生じないよう迅速に行う。

イ 教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害等により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）に対して、必要な学用品を支給する。

《支給の対象となる学用品》

① 教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届出又は承認を受けているもの。

ただし、公立小・中学校以外の小・中学校については、公立小・中学校が使用している教材に準じる。

② 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

③ 通学用品

運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類

(5) 給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、県又は市、私立の学校等の設置者等と連絡をとり、必要な措置を講じる。

学校給食施設が避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の実施に努める。

(6) 保健衛生の確保

学校等は、市及び県と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災生徒等に対し、健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

4 指定避難所となる場合の対応

公立の学校等は、市から要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、指定避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、避難住民等の収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

収容場所の開設順序としては、[体育館 ⇒ 特別教室 ⇒ 普通教室]の順序で収容を行う。

第4章 災害復旧対策

第1節 基本方針

本節は、原災法第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心としているが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市、県、国、原子力事業者、その他防災関係機関は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、避難指示等を発令した場合は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

市、県、国、原子力事業者、その他防災関係機関及び市民は連携して、放射性物質に汚染された物質の除去、除染作業等、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

除染作業は、土壤、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。

また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等、妊産婦や子ども等に十分配慮する。

原子力事業者は、市及び県に除染等に必要な防災資機材を貸与するとともに、市及び県からの要請に基づき原子力防災要員を派遣する。

1 除染の実施

市、県、その他防災関係機関及び市民は、避難指示があつた地域以外に関する除染に当たっては、国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携のうえ、以下のとおり実施する。

なお、避難指示を発令した地域に関する除染については、国等の関係機関の指示に基づいて対応する。

- (1) 線量が比較的高い地域については、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉除去等の除染等、子どもの生活環境の除染等を行う。線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子どもの生活環境を中心とした対応を行う。
- (2) 水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質は可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。また、土壤の除去を実施する際は、削り取る土壤の厚さを必要最小限にする等、除去土壤の発生抑制に配慮する。
- (3) 除染実施の際は、飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壤の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

- (4) 除染の実施前後においてモニタリングを行い、効果の確認を行うとともに、除染を実施した場所が再度放射性物質に汚染される場合に備え、除染実施後においても必要に応じて定期的なモニタリングを実施する。

第5節 放射性物質の付着した廃棄物の処理

市、県、国及び原子力事業者は連携して、原子力災害及び除染等に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物の処理を実施する。

市及び県は、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物の処理について、収集、運搬、一時的な保管等、必要な協力をを行うとともに、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等、除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物等の適切な処理について、市民等へ周知徹底する。放射性物質の付着した廃棄物の収集、運搬、保管に当たっては、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物の量・運搬先等の記録、周辺市民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

また、市及び県は、一時的な保管に必要な場所の確保に係る協力をを行うとともに、国に対し、放射性物質の付着した廃棄物を一時的な保管場所から搬送して処理を行う施設を確保するよう要請するものとする。

第6節 各種制限措置の解除

県は、市及び防災関係機関に対し、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家等の判断・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取制限・出荷制限等の各種制限措置の解除を指示するとともに、解除の実施状況を把握する。

市は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策調査委員の判断又は県からの指示等を踏まえて、関係機関に解除を指示するとともに、実施状況を把握する。

県警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。

第7節 復旧に向けた環境放射線モニタリング

国、県、市町及び原子力事業者は、環境放射線モニタリングにより、放射線量及び放射線物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。

第8節 災害地域住民に係る記録等の作成及び相談窓口の設置等

1 影響調査の実施

県及び国は、必要に応じ、農林水産業等の受けた影響について調査する。

市は、必要に応じ庁舎等に相談窓口を設置し、市民が受けた影響について調査する。

2 災害対策措置状況の記録

市及び県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

3 相談窓口の設置

原子力事業者は、相談窓口を設置するなど、速やかに被災者の損害賠償請求等の対応のため、必要な体制を整備して対応する。

第9節 風評被害等の影響の軽減

市、県及び国は、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の商品等の適切な流通確保及び観光地の安全性のアピールのための広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、外国語でも広報を行う等、国外からの風評被害の影響にも留意する。

県は、農林水産業、地場産業の商品、輸出物品等について、必要な場合には、放射性物質汚染検査の実施、証明書の発行等の対応を実施する。

第10節 被災中小企業等に対する支援

県は、国と連携して、必要に応じ被災商工業者の復旧を図るため、必要な設備資金、運転資金の円滑な調達を図る。

県は、市及び国と連携して、必要に応じ農林水産業者又は農林水産業者が組織する団体に対し、復旧に必要な資金の融資計画の促進を図る。

また、被災農林水産業者及び中小企業等に対する援助、助成措置について、被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第11節 心身の健康相談活動

市、県、国、県医師会及び武雄杵島地区医師会は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、市民等に対し、放射線被ばくへの不安等に関する相談を含め、心身の健康に関する相談活動を行う。

県は、市、国及び防災関係機関の協力を得て、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、市民の被ばく線量を把握するよう努めるとともに、市民を対象として、必要に応じ長期間にわたる健康調査を実施する。

なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦や子ども等について、十分配慮する。

第5章 複合災害対策

第1節 総則

本節は、東日本大震災を踏まえ、複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生し、個別の災害のいずれもが災害対策本部設置基準に該当した場合を想定したものである。

複合災害時にも、本計画各編に掲げる予防対策の実施を前提として、応急対策・復旧対策を実施していくこととなるが、対応すべき業務の増大に伴い要員の確保が課題となるほか、応急対策において、交通・輸送網・通信網の寸断、電気・ガス・水道等のライフラインの不通、災害拠点施設・避難施設・病院等の対応拠点の損壊、防災設備・機材の損壊、要避難者数の増加といった様々な障害や問題への対処が必要となるなど、より対応が困難となる状況が予想される。

これを踏まえ、本節においては特に、応急対策に当たるうえでの体制及び留意点を整理することを目的とする。

第2節 災害予防対策計画

各編の災害予防対策の定めるところによる。

ただし、各編の予防対策の実施に当たっては、以下の事項も踏まえ、複合災害の発生も考慮に入れた対策（要員及び資機材の不足に備えた広域的な応援体制や民間団体等との連携・協力関係の整備・充実等）に努めるものとする。

第3節 災害応急対策計画

各編の災害応急対策の定めるところによる。

ただし、複合災害時においては、各編の災害応急対策の実施に当たり以下の点に留意するものとする。

1 災害応急対策実施に当たっての基本的考え方

複合災害時には、一つの災害が収まった後にも別の災害が継続した状況になることも想定されるため、市は、災害対応が可能な安全な施設を確保し、災害応急対策に当たることを基本とする。

災害応急対策の実施に当たっては、発生したそれぞれの災害の程度や被害の度合い、その進展にかんがみ、命を守る観点からの対策を優先して行うことを基本的な判断基準とする。

ただし、複合災害時には、単一の災害時に比べ、より情報と人的資源が不足した状況となり、対応が困難となることが想定されるため、単一の災害時以上に市は情報収集及び情報共有に努めるものとする。

2 市の活動体制

市は、複合災害時に災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の計画によりその活動体制を確立する。

(1) 方針

市は、複合災害時には、災害対策本部を設置する。

(2) 設置基準

各編の災害対策本部設置基準に該当する場合又は市民の安全確保等のために市長が必要と認めた場合は、4階災害対策本部室に市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

なお、市長が不在のときは、副市長、総務部理事（危機管理監）の順に指揮をとり、指揮命令系統を確

立する。

(3) 災害対策本部の組織、事務分掌等

各編における市災害対策本部の組織、編成及び運営とし、市災害対応基準に定める。(資料編参照)

(4) 複合災害時には、総務対策部等業務が集中することが予想される対策部については、パーマネントスタッフ(防災業務経験者)を活用する等対策要員の充足を図る。

3 情報の収集

複合災害時には、県は、災害対策本部又は対策拠点施設において、ライフライン事業者からのライフラインの被災状況や市、道路管理者、その他の市町からの避難経路や避難施設に係る自然災害による被災情報を早急かつ適確に把握・提供するとともに、これを市町及びその他の防災関係機関で共有を図るものとする。

4 市民等への情報提供、相談体制に係る留意点

市は、自然災害による情報伝達手段の機能喪失、広報が伝わりにくくなることまたは広報車の走行に支障をきたすことが想定されるときは、市民等の不安解消や混乱の防止のため、問い合わせ窓口を増設するとともに、広報媒体や回数を増加する等により、被災の状況等についてあらゆる媒体を活用して広報に努めるものとする。

5 避難等の防災活動

市は、3により収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保する。

また県は、これらの状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた搬送手段の調整を速やかに行う。

そのうえで、あらかじめ定めた避難計画に関わらず、代替となる安全な避難経路や避難施設において避難等の防護対策を行うものとする。

6 緊急輸送活動

市は、3により収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替輸送路を速やかに確保する。

また県は、これらの状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた輸送手段の調整を速やかに行う。

第4節 復旧対策

各編の復旧対策の定めるところによる。

第4編　その他の災害対策

第1章 総 則

- 1 本編においては、風水害及び地震災害対策、原子力災害対策以外の次に掲げる災害対策について、特記すべき事項を記述する。
 - 航空災害対策
 - 林野火災対策
 - 大規模火事災害対策
 - 鉄道災害対策
- 2 これまでに記述した災害対策以外のその他の災害対策については、必要に応じ、第2編（風水害及び地震災害対策）、第3編（原子力災害対策）及びこの編に記述している各種防災対策に準じて、適切に必要な措置を講じる。

第2章 航空災害対策

この航空災害対策計画は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等による多数の死傷者を伴う大規模な航空事故が市域内で発生し、又はまさに発生しようとしている場合（以下「航空災害時等」という。）における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関が処理すべき防災対策について定める。

第1節 災害予防対策計画

第1項 情報の収集・連絡手段の整備等

市、県警察、消防機関、航空運送事業者その他防災関係機関は、情報の収集及び連絡手段の確保を図るために、情報収集の施設・設備・機能の充実、情報連絡手段の整備などに努める。

また、市及び各防災関係機関は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努めるものとする。

さらに、市及び各防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努めるものとする。

1 情報収集機能の充実

(1) 情報収集体制の整備

市及び県は、事故発生現場での情報収集を迅速かつ的確に進めるため、あらかじめ職員の中から情報の収集・連絡に当たる職員を指定し、必要に応じて災害時の情報分析のため、専門家等の意見を活用する体制の整備を図る。

(2) 防災関係機関相互の連絡体制の整備

市、県警察、消防機関、航空運送事業者その他防災関係機関は、各機関における連絡体制を整備するとともに、自ら入手した事故情報等について、円滑に他の防災関係機関に提供できるよう機関相互の連絡体制の整備を図る。

2 情報連絡手段の整備等

(1) 市防災行政無線施設の点検と運用方法の習熟

市は、防災行政無線施設の機能が十分發揮できるよう、無線設備の総点検を定期的に実施する。

(2) 電気通信事業者の通信機器操作方法の周知

市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話を効果的に活用できるよう、その操作方法について周知しておくものとする。

(3) 非常通信体制の整備

ア 非常通信訓練の実施

県、市及びその他防災関係機関は、航空災害時等に必要に応じて電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常通信の活用（目的外使用）が行えるよう、平常時から佐賀地区非常通信連絡会の活動を通じて伝送訓練等を行い、非常通信の円滑な運用と相互の協力体制の確立に努める。

イ 非常通信の普及・啓発

市は、防災関係機関に対し、風水害時における非常通信の有効性及び利用促進について、普及・啓発を図る。

第2項 参集体制の整備

市、県警察、消防機関、航空運送事業者その他防災関係機関は、航空災害時等の対策推進のために参集体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

1 市

市は、航空災害時等応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、配備体制や職員の参集基準を明確にし、これに当たる職員の確保を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

2 各防災関係機関

県、県警察、消防機関、航空運送事業者その他防災関係機関は、あらかじめ災害時等の対策推進のための配備体制や職員の参集基準などを明確にし、職員に周知するなど参集体制の整備を図る。

第3項 広域防災体制の強化

市、県警察、消防機関その他防災関係機関は、関係機関と十分に協議のうえ、相互応援協定の締結等により連携強化に努める。その際には、応援要請・受入れが迅速、円滑に実施できるよう要請の手順、情報伝達方法、連絡調整・受入窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。

1 市

市は、災害対策活動を円滑に実施するため、必要に応じて、他の防災関係機関又は民間団体等との協定の締結等平常時より連携を強化しておくものとする。

2 その他防災関係機関

県、その他の防災関係機関は、災害時に相互連携し、円滑な防災活動が行われるよう、あらかじめ相互協力について定めるとともに、必要に応じて、民間団体等との協力協定の締結等を進める。

3 「佐賀空港緊急時対応計画」に定められた防災関係機関等

市、県、県警察、消防機関その他防災関係機関等は、「佐賀空港緊急時対応計画」に定められた災害応急活動を円滑に実施するため、連携強化を図るものとする。

第4項 捜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備

市、県警察、消防機関、自衛隊その他防災関係機関は、航空災害時等の搜索、救助・救急及び消火活動に必要な資機材等の整備に努めるとともに、医療活動体制の整備に努める。

1 搜索用資機材等の整備

県警察は、搜索活動を行うために必要な装備、資機材、船艇、車両等の整備に努めるとともに、事故の際には、その機能が十分発揮されるよう点検装備の実施に努める。

2 救助・救急及び消火用資機材等の整備

市、県及び消防機関は、救助・救急及び消火活動を行うために必要な資機材、化学消防車、救助工作車、救急車、消防ポンプ自動車、ヘリコプター等の整備に努めるとともに、事故の際には、その機能が十分発揮されるよう点検整備を実施する。

県警察及び自衛隊は、救助用資機材の整備に努める。

県は、市、消防機関、その他防災関係機関に係る資機材等の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情

報交換を行うよう努める。

市、県及び関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3 医療活動体制の整備

(1) 災害時医療救護マニュアルの普及・活用

県は、この計画に基づく詳細な医療活動の手順を規定した「災害時医療救護マニュアル（平成15年9月策定）」を関係者に普及し、迅速かつ的確な医療活動に役立てる。

(2) 大学病院等との連携

県は、航空災害時における救急医療を確保するため、あらかじめ大学病院、公的医療機関、県医師会等と協定を締結するなど連携の強化に努める。

(3) 広域災害・救急医療情報システムによる情報収集・伝達

県及び関係機関は、災害時、特に発災時に医療救護活動が適切に実施できるよう、平常時から平成11年1月に整備した「広域災害・救急医療情報システム」の活用訓練を実施するなどして、災害時の医療活動に必要な情報を迅速かつ正確に収集・伝達するよう努める。

(4) 医療救護資機材等の備蓄

市、県その他防災関係機関は、負傷者等が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療救護資機材の備蓄に努める。

(5) 災害時医療体制の整備

市は、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制についての計画の作成に努める。

第5項 交通管理体制の整備

県警察及び道路管理者は、航空災害時における消火、救助活動等が円滑に実施されるよう交通管理体制の整備に努める。

1 道路交通管理体制の整備

(1) 道路交通管理施設の整備

県警察及び道路管理者は、信号機、交通情報板等の道路交通管理施設の整備に努める。

(2) 広域的な交通管理体制の整備

県警察は、警察庁と協議し、広域的な交通管理体制の整備を図る。

2 交通規制の周知

県警察は、航空災害時において交通規制が実施された場合の運転者がとるべき措置について、車両運転者に対しその内容の周知を図っておくものとする。

第6項 市民等への情報提供体制の整備

市、県、放送事業者及び航空運送事業者は、市民や家族等へ正確な情報を提供するための体制を整備しておくものとする。

1 情報提供体制の整備

市、県、放送事業者及び航空運送事業者は、市民等へ航空災害に関する正確な情報を適切に提供できるような体制の整備を図る。

2 被災者の家族等への対応体制の整備

市及び県は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応するため、窓口や情報伝達の手段等について計画しておくものとする。

航空運送事業者は、多数の死傷者が発生した場合に、関係機関と協議して、安否確認情報や災害の状況等の情報提供窓口を設置する体制の整備を図る。

第7項 職員への周知及び防災訓練

航空災害に対する応急対策活動が円滑に実施できるよう、そのマニュアルを作成し、防災担当職員等に周知させるとともに、防災訓練の実施に積極的に取り組むものとする。

1 防災担当職員等への周知徹底

市、県警察、消防機関及び航空運送事業者は、それぞれの機関の実情に応じて、応急活動の実施のためのマニュアルを作成し、防災担当職員等に周知するものとする。

2 防災訓練の実施

市、県警察、消防機関、航空運送事業者その他防災関係機関は、情報伝達の経路及び体制の確認、活動の手順、使用する資機材や装備の使用方法の習熟、他の機関との連携等について徹底を図るため、職員の参集訓練、情報の収集伝達訓練、消防訓練、救助・救急訓練、通信訓練、交通規制訓練などの個別訓練を相互に連携させた訓練の実施に積極的に取り組むものとする。

また、自ら処理すべき事務又は業務に関する防災訓練を個別に継続して実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

訓練を行うに当たっては、実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

第2節 災害応急対策計画

第1項 活動体制の確立

市、県、航空運送事業者その他防災関係機関は、航空災害時等において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

1 市

市は、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。その場合、本地域防災計画やその他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準、並びにその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

また、県内他の市町において、航空災害を覚知した時は、災害相互応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

- 災害対策本部等の組織、所掌事務等は、
「第2編 第3章 第1節 第1項 市の活動体制」に準じる。

2 航空運送事業者

航空運送事業者は、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとる。

3 その他防災関係機関

県、その他防災関係機関は、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を確立する。

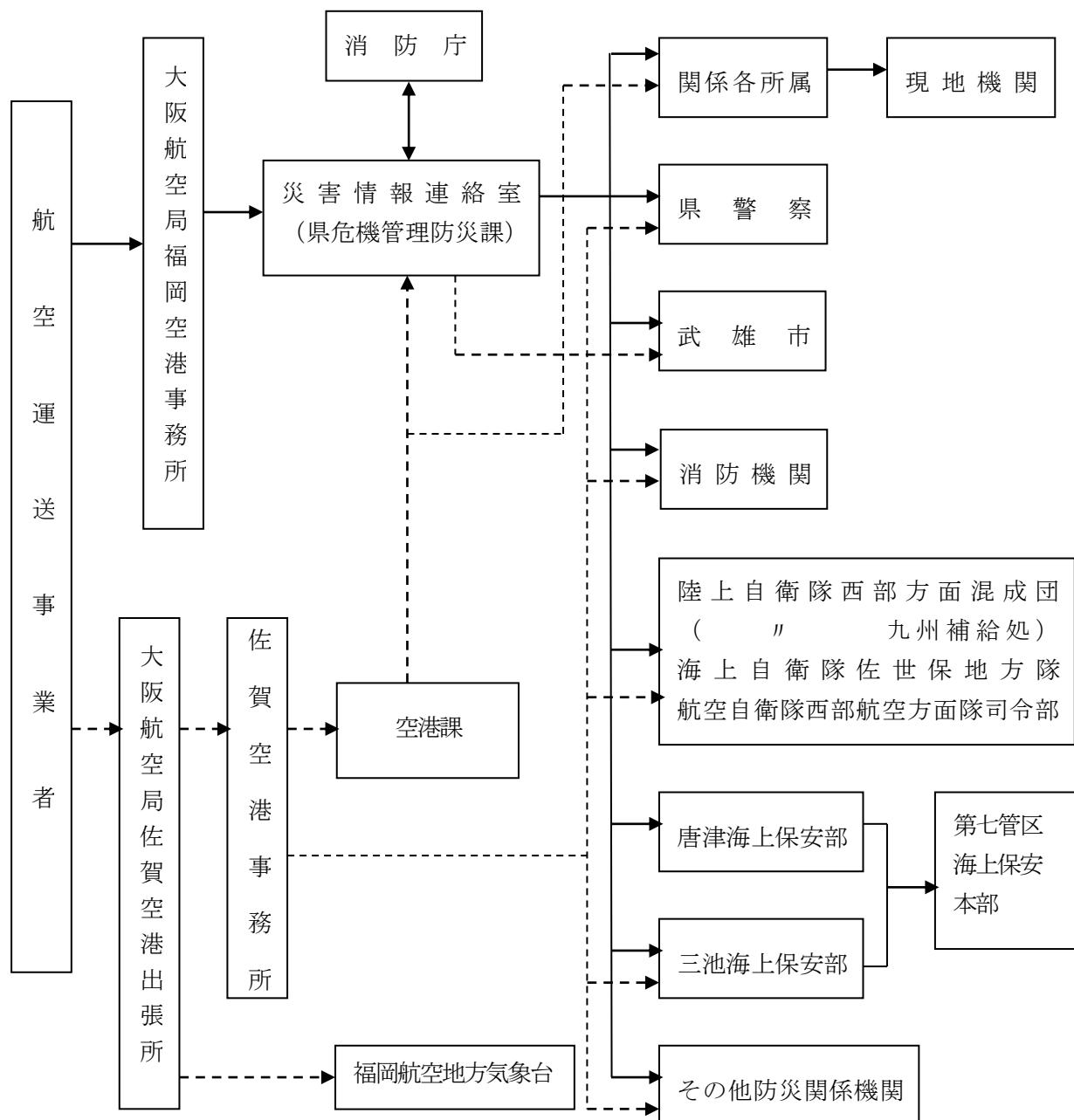
第2項 災害情報の収集・連絡、報告

市、県警察、消防機関、自衛隊、航空運送事業者その他防災関係機関は、航空災害時等において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また収集した情報を関係機関相互に迅速、的確に連絡するものとする。

市及び県は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。

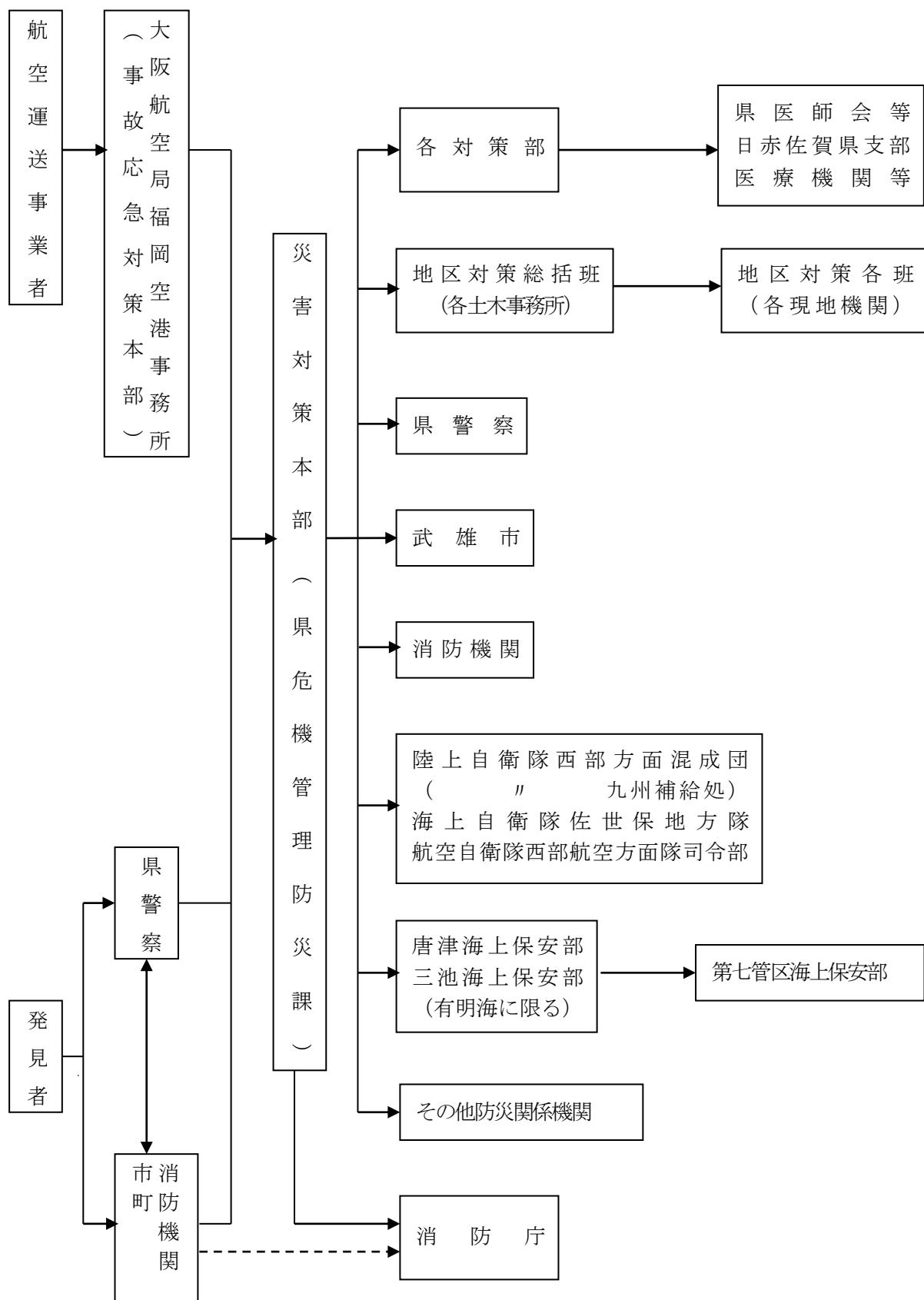
1 航空事故発生時等の情報連絡ルート

(1) 県が災害情報連絡室を設置した場合



※ ----- は、「佐賀空港緊急時対応計画」に基づく連絡ルート

(2) 県が災害対策本部を設置した場合



※ ----- は、必要に応じて連絡

2 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

市、県及び各防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

【第1段階】緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

- ア 概括的被害情報（航空機の破損状況等）
- イ 事故発生時刻、発生場所
- ウ 事故に遭った航空機の便名及び航空会社名
- エ 搭乗人員及び搭乗者名

【第2段階】

ア 被害情報

- ① 人的被害状況（事故発生地での死傷者数）
- ② 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数
- ③ 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその状況）
- ④ 航空事故に伴う周辺の被害状況

イ 応急対策活動情報

- ① 応急対策の活動状況
- ② 災害対策本部の設置、活動状況等

(2) 災害情報の収集・連絡

市、県及び各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。特に、被害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

ア ヘリコプター等による緊急災害情報の収集

県は、早期に被害の概要を把握するため、ヘリコプター（県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターのほか、必要に応じて自衛隊及び他県へ応援要請）等による画像情報を含む緊急災害情報を収集するものとする。

また、職員を災害現場に派遣し被害の状況の把握に努めるとともに、派遣された職員は、その状況を速やかに県災害対策本部等（総括対策部）へ報告するものとする。

イ 各防災関係機関等の情報収集と連絡

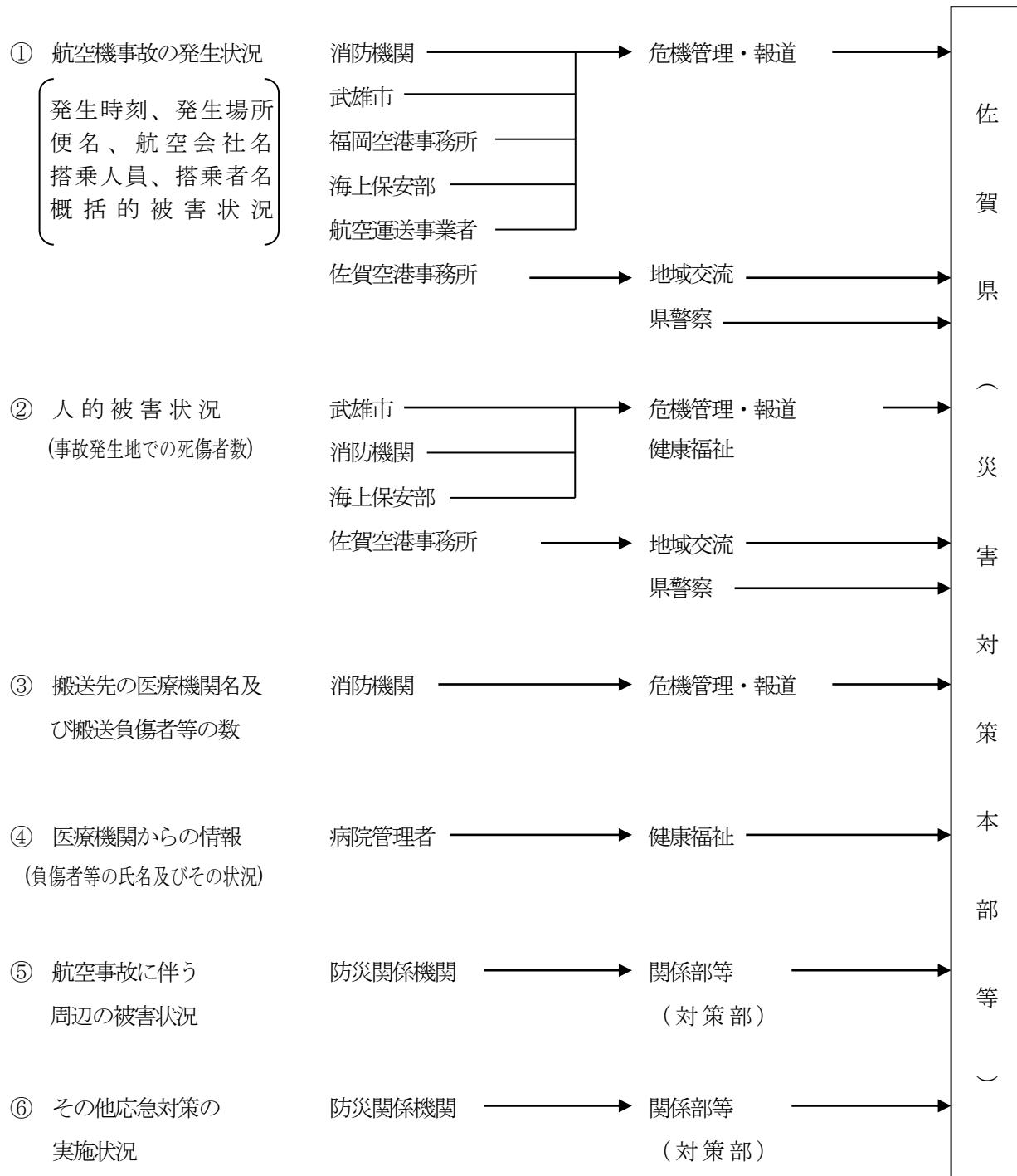
市及び各防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し連絡する。

また、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡するものとする。

市は、各防災関係機関等から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡する。

【情報収集・連絡系統図】

<被害・対策の状況>



3 被害状況等の報告

県、市及び消防機関は、航空災害が発生した場合は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）に基づき、被害状況等を報告する。報告にあたっては、第2編「風水害及び地震災害対策編」第3章 第4節 第4項の「災害情報の収集・連絡、報告」に準じて実施する。

なお、直接即報基準に該当する場合、市町は、第1報を県に加え、直接消防庁に対しても報告する。

【報告を必要とする災害の基準】

消防庁への即報基準	<p>【一般基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 死者が3人以上生じたもの イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの <p>【個別基準】</p> <p>航空機火災</p> <p>【社会的影響基準】</p> <p>上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの</p>
消防庁への直接即報基準	航空機火災

第3項 自衛隊災害派遣要請

市長は、航空災害が発生し、被害状況の把握、遭難者等の捜索救助、応急医療、緊急輸送などのため自衛隊の支援が必要と認める場合、知事に対し自衛隊法第83条第1項の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請をするよう求める。

1 市長の知事に対する災害派遣要請の要求等

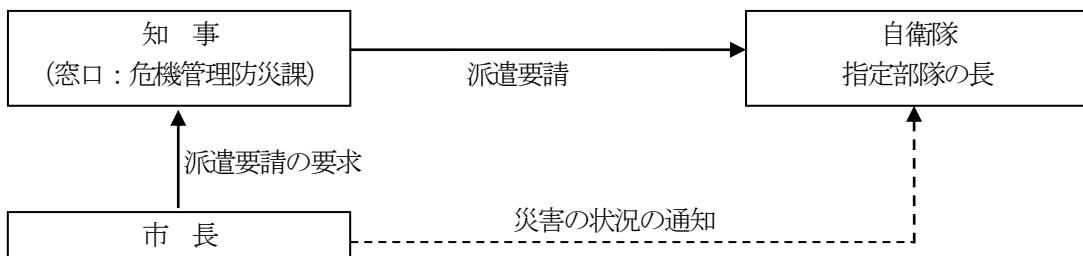
市長は、市域に係る航空災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。この場合においては、併せてその旨及び災害の状況を次の要請先に通知することができる。

また、市長は、通信の途絶等により知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を、次の要請先に通知することができる。（この場合において、通知を受けた者は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待つまがないと認めるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。）

市長は、これらの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

区分	部隊の長	住所（担任部署）	連絡先
陸上自衛隊	西部方面混成団長	久留米市国分町100 (混成団本部第3科)	(0942) 43-5391
海上自衛隊	佐世保地方総監	長崎県佐世保市平瀬町 (防衛部第3幕僚室)	(0956) 23-7111
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	福岡県春日市原町3-1-1 (防衛部運用科)	(092) 581-4031

【自衛隊の災害派遣要請のフロー図】



(注) -----は、知事に対して派遣要請の要求を行った場合、又は派遣要請の要求ができない場合に行うことができる。

2 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、航空災害に際し、要請を受けて行う災害派遣を補完する例外措置として、例えば、大規模な航空事故が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、運航中の航空機に異常な事態が発生したことを探知した場合における捜索又は救助のための部隊等の派遣など、特に、緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく、その判断に基づいて自主派遣を行う。(自衛隊法第83条第2項)

この場合においても、できる限り早急に知事等に連絡し、緊密な連携のもと、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

また、大規模な災害が発生した際には、被災直後の市は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について、「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

●自衛隊の活動範囲及び自衛隊の派遣部隊との連絡調整等に関しては、
「第2編 第3章 第7節 第2項から第6項」に準じる。

第4項 捜索活動

市、県、県警察、消防機関及び自衛隊は、相互に協力して航空機の事故発生場所の捜索活動を円滑・迅速に実施する。

1 県

県は、自ら必要と認めた場合又は市若しくは消防機関から応援を求められた場合は、市及び消防機関、他の防災関係機関の捜索活動の状況に応じて、次の措置をとる。

- (1) 県消防防災ヘリコプターによる捜索活動を実施する。
- (2) 他の市町に対し、応援を指示する。
- (3) 消防庁に対し、広域航空消防応援を要請する。
- (4) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

2 県警察

県警察は、他の防災関係機関と協力して、ヘリコプターなどによる捜索活動を実施するとともに、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊等の派遣を要請する。

3 市及び消防機関

市及び消防機関は、他の防災関係機関との密接な連携のもとに、捜索活動を行う。
また、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

4 自衛隊

自衛隊は、知事等からの災害派遣要請に基づき、他の防災関係機関と協力して、捜索活動を実施する。

第5項 救助・救急及び消火活動

市、県、県警察、消防機関及び自衛隊は、航空災害が発生した場合には、相互に協力し、迅速かつ的確な救助・救急及び消火活動を実施する。

1 県

- (1) 応援の指示又は出動・派遣の要請

県は、自ら必要と認めた場合又は市若しくは消防機関から応援を求められた場合は、市、消防機関、他の防災関係機関の救助・救急及び消火活動の状況に応じて、次の措置をとる。

- ア 県消防防災ヘリコプターによる救助・救急及び消火活動を実施する。
- イ 他の市町に対し、応援を指示する。
- ウ 消防庁に対し、広域航空消防応援及び緊急消防援助隊の出動を要請する。
- エ 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

(2) 「佐賀空港緊急時対応計画」に基づく活動

佐賀空港事務所は、空港内及びその周辺海上において航空機事故が発生した場合には、「佐賀空港緊急時対応計画」に基づき、速やかに被害状況を把握するとともに、救助・救急活動及び消火活動を実施する。

また、佐賀空港周辺陸上での航空機事故については、空港管理上支障がない限り、積極的に支援活動を行なう。

2 県警察

県警察は、他の防災関係機関と協力して、次の活動を迅速かつ的確に行う。また、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊等の派遣を要請する。

- (1) 被災者の救助・救護
- (2) 行方不明者の捜索
- (3) 救助活動に必要な交通規制及び交通整理・誘導

3 市及び消防機関

(1) 救助・救急活動

市及び消防機関は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行い、負傷者等については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。

消防機関は、負傷者等の搬送に当たっては、救命処置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先する。消防機関は、救急医療情報システム等を活用して、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。

また、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

(2) 消火活動

市及び消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握し、迅速に消火活動を実施する。

また、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

4 自衛隊

自衛隊は、知事等からの災害派遣要請に基づき、他の防災関係機関と協力して、救助・救急及び消火活動を実施する。

第6項 医療活動

市、県、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県医師会、佐賀県歯科医師会、武雄杵島地区医師会及び社団法人巨樹の会新武雄病院等は、航空災害が発生した場合には、相互に協力し、迅速かつ的確な医療活動を実施する。

1 救護所の設置、運営

(1) 県

県は、自ら必要と認めた場合又は市から要請があった場合は、県医師会等に対し、武雄杵島地区医師会、医療機関の協力が得られるよう要請する。

佐賀空港事務所は、空港及びその周辺海上における航空事故により負傷者等が発生した場合は、「佐賀空港緊急時対応計画」に基づき、トリアージ地区及び救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、医師会、医療機関等に協力を要請する。

また、佐賀空港周辺陸上での航空機事故については、空港管理上支障がない限り医療資機材搬送車を活用した支援活動を実施する。

(2) 市

市は、負傷者等に対し医療救護活動を実施するため、必要に応じ、救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、武雄杵島地区医師会、社団法人巨樹の会新武雄病院等医療機関に協力を要請する。

なお、多数の負傷者等が発生している場合には、事故発生現場においてトリアージ地区を設定し、トリアージを実施するなど適切な対応を行う。

2 医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。以下同じ。）の編成、派遣

災害発生時の傷病者等に対する医療活動は、医療機関が行うか、又は各機関があらかじめ設置している次の医療救護班が、救護所等において実施する。

- (1) 市医療救護班
- (2) 県医療救護班
- (3) 佐賀県医師会医療救護班
- (4) 災害拠点病院医療救護班
- (5) 独立行政法人国立病院機構医療救護班
- (6) 国の医療救護班
- (7) 日赤医療救護班
- (9) 赤十字現地医療班

市は、災害発生により傷病者等が発生した場合は、速やかに、武雄杵島地区医師会及び社団法人巨樹の会新武雄病院へ医療救護班の設置を要請する。

武雄杵島地区医師会及び社団法人巨樹の会新武雄病院は、直ちに救護所に派遣し、医療活動に当たらせる。

市は、十分に対処できないと認める場合は、県に対し、医療救護班の派遣を要請する。

県は、市から要請があった場合、又は自ら必要と認める場合は、要請を待たずに、あらかじめ設置している次の県医療救護班の中から適当と判断した班数を派遣する。

県は、医療救護班全部を派遣しても、十分に対処できないと認める場合は、県医師会に対し、医療救護班の派遣について協力を求めるとともに、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構及び国に対し、医療救護班の派遣を要請する。さらに必要と認める場合は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援要請を行う。

佐賀県医師会は、県と締結した「災害時における医療救護に関する協定書」の定めるところにより、医療救護班を派遣する。

災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構及び国は、県から要請があった場合は、医療救護班を派遣する。

日本赤十字社佐賀県支部は、自ら必要と認めた場合、又は災害救助法が適用され、県から「(県と日本赤十字社との)協定書」に基づき救助業務の委託を受けた場合は、医療救護班を派遣する。

佐賀県災害派遣医療チーム（DMAT）指定病院は、県と締結した「佐賀県災害派遣医療チームの派遣に関する協定」の定めるところにより、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣する。

また、県は、県外からの支援が必要な場合は、他の都道府県、国、国立病院機構等に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行うものとする。

3 医療機関における医療活動

武雄杵島地区医師会は、災害発生時に市又は県医師会から要請があった場合は自らの医療機関において、

航空事故による負傷者等に対する医療活動を実施する。

また、社団法人巨樹の会新武雄病院は、災害発生時に市から要請があった場合は、自らの医療機関において、航空事故による負傷者等に対する医療活動を実施する。

4 広域後方医療施設への傷病者の搬送

県は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、被災地域の医療機関から広域搬送拠点までの重病者等の輸送又は広域搬送拠点から非被災地域の医療機関までの重病者の輸送を実施するものとする。

この際、県は、必要に応じて、緊急輸送関係省庁（国土交通省、海上保安庁、防衛省等）に対し、搬送手段の優先確保の要請を行う。

5 薬剤管理班の編成、派遣

(1) 県

県は、救護所等における医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品、医療資機材の臨時保管場所等において、医薬品、医療資機材の管理、供給を行うため、市から要請があった場合は、佐賀県薬剤師会の協力を得て、適当な数の薬剤管理班（薬剤師2名で構成）を編成し、派遣する。

県は、全部の薬剤管理班を派遣しても十分に対処できないと認める場合は、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づき、薬剤管理班の派遣要請を行う。

(2) 佐賀県薬剤師会

佐賀県薬剤師会は、県と締結した「災害時における医療救護に関する協定書」の定めるところにより、薬剤管理班を派遣する。

第7項 警戒区域の設定等

警戒区域の設定を実施する者（市長（市長から委任を受けた市の職員を含む）、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官）は、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に警戒区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行う。

第8項 交通規制等による交通対策

県警察及び道路管理者は、被害の状況、緊急性度、重要度を考慮して交通規制等を実施し、緊急輸送路の確保に努める。

1 陸上交通の確保

(1) 交通情報の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、ITV（交通流監視カメラ）、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

各警察署、高速道路交通警察隊は、各道路管理者等と連絡をとり、早期に管内の交通事情を把握し、その状況及び対策を警察本部に報告する。

(2) 緊急交通路確保のための交通規制の実施

県警察は、緊急輸送を確保するため、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の指定を行う。

また、必要があるときは、隣接又は近接の県警察と協議し、周辺区域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(3) 運転者に対する広報

県警察、道路管理者は、市、県及び防災関係機関と協力し、運転者がとるべき措置について、周知徹底する。

この措置の主な内容は、次のとおりである。

- ア 走行中の車両の運転者は、まず、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
やむを得ず道路上において避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- イ 通行禁止等の交通規制が行われたときは、速やかに、車両を通行禁止等の区域外に移動させること。
- ウ 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

第9項 輸送対策

市、県、県警察及びその他防災関係機関は、航空災害の応急対策に必要な人員、物資等の円滑な輸送の確保に努める。

1 緊急輸送の実施

市、県、県警察及びその他防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、これを自ら行うものとする。

輸送を行うにあたっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送手段の確保

市、県、県警察及びその他防災関係機関は、自ら所有するものを使用し、又は供給可能な関係業者から調達し、緊急輸送を行うのに必要となる車両等、輸送手段を確保する。

市は、必要となる車両等輸送手段が確保できない場合、県に対して、その調達又はあっせんを要請する。

県は、市から要請があった場合、県は、次の措置を講じ、車両等輸送手段の調達又はあっせんに努める。

なお、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材については、県は、必要に応じ、災害対策基本法第86条の16に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し運送の要請を行うものとする。

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに要請に応じないときは、災害応急対策のために特に必要がある場合に限り、県は、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は、県等から災害応急対策の実施に必要な物資等の運送要請があった場合は、これに応じることが極めて困難な客観的事情がある場合を除き、当該要請に対応するものとし、こうした要請に対応できるよう、防災業務計画等において物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておくこととする。

(1) 車両

- ア 県有車両の提供
- イ 各災害時応援協定に基づき関係機関に要請
- ウ 九州運輸局佐賀運輸支局に対し、車両確保を要請（運送命令の措置を含む）
- エ 社会福祉施設等に対し、保有車両の提供を要請

オ 自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請

(2) 航空機（ヘリコプター）

- ア 県消防防災ヘリコプターによる輸送
- イ 消防庁に対し、広域航空消防応援の要請
- ウ 自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請

3 緊急通行車両の確認及び事前届出

(1) 緊急通行車両の確認

市及び各防災関係機関は、災害対策基本法第76条の規定に基づく通行の禁止又は制限が行われている道路を緊急自動車以外の車両で通行する場合は、県又は県警察の確認を受け、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受け輸送を行わなければならない。

緊急通行車両の確認事務は、原則として、県警察が行う。

県は、原則として、県関係車両分について行う。

(2) 緊急通行車両の事前届出

市及び各防災関係機関等は、災害時における素早い緊急通行車両確認証明書及び標章の受領に備え、県警察から事前届出制度による緊急通行車両事前届出済証の交付を受け、災害時の指定された緊急交通路の迅速な車両運用に努める。

第10項 市民等への情報提供活動

市、県、県警察、航空運送事業者その他防災関係機関は、航空災害の状況等について正確な情報を適切に提供するものとする。

1 市民等への情報提供

(1) 市

ア 広報資料の収集

市は、県、県警察、航空運送事業者及びその他防災関係機関から収集した情報を広報資料として整理する。

イ 広報活動

市防災行政無線、公用車、テレビ（ケーブルテレビを含む。）・ラジオ等放送媒体、ホームページ、SNS（Facebook、X（旧Twitter）等）及び携帯電話等のメール（防災アプリ、防災ネットあんあん、緊急速報メール等）等の保有する広報手段を活用するとともに、県と協力して「災害時における報道要請に関する協定」並びに「災害時における放送要請に関する協定」に基づき報道機関、新聞・通信各社に緊急広報を要請する。

① 航空機事故の発生状況

② 人的被害及び救助・救急活動の状況

③ 火災・消火活動の状況

④ 負傷者等の収容状況

⑤ その他必要と認められる情報

(2) 各防災関係機関等

各防災関係機関等は、情報の公表、広報活動の際には、その内容について相互に通知し情報交換を行う。

2 被災者の家族等への情報伝達

市、県、航空運送事業者その他防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、被災者の家族等からの問い合わせ

わせ等に正確かつ適切に伝達する。

市、県及び航空運送事業者は、必要と認める場合、専用電話、ファックス及びパソコン等を備えた総合窓口を設置する。また、総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

第11項 遺体の処理収容

航空災害により多数の死亡者が発生した場合には、県警察による検視、日本赤十字社佐賀県支部による洗浄等の処置のほか、市は必要に応じ安置所を設置する。

1 検視、身元確認等

(1) 県警察

県警察は、市から連絡があった場合又は自ら災害発生現場において遺体を発見した場合は、刑事訴訟法又は死体取扱規則、検視規則等に基づき、速やかに検視等を行い、その後、遺族又は市に対し、遺体の引き渡しを行う。

また、遺体が身元不明の場合は、遺体の周辺にある物で身元確認資料となり得る物についてもらさず回収し、これを参考にするとともに、県歯科医師会の協力を得るなどにより身元の確認に努める。

(2) 市及び消防機関

市及び消防機関は、災害発生現場において遺体を発見した場合、県警察に対し、このことを連絡する。

(3) 日本赤十字社佐賀県支部

日本赤十字社佐賀県支部は、知事の委託に基づき救護班を派遣して、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

2 遺体の収容

市は、必要と認める場合は、遺体を一時安置し、収容するため、適当な場所（寺院、神社、公共施設等）に安置所を設置するものとする。

第12項 こころのケア対策

災害の発生に伴い、被災者やその家族、目撃者等は、被災のショック等により急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害（P T S D）など精神的に不安な状況になるなど、こころの健康に大きな影響を及ぼす。

このため、市、県及び航空運送事業者は、メンタルヘルスケアに努めるものとする。

この場合、県は、「佐賀県災害時こころのケアマニュアル」に基づくメンタルヘルスケアを、精神保健福祉センターが中心となり、保健福祉事務所、被災市、佐賀県精神科病院協会等の関係団体、医療機関及び災害派遣精神医療チーム（D P A T）と連携・協力して実施する。

第3章 林野火災対策

この林野火災対策計画は、火災による広範囲にわたる林野の焼失等の発生（以下「林野火災」という。）に対する火災予防、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第1節 災害予防対策計画

第1項 予防思想の普及啓発及び失火防止対策の推進

1 市民等への予防思想の普及啓発

市、県、森林管理署、消防機関及び森林所有者（管理者、占有者を含み、国、県、市を除く。）をいう。以下同じ。）は、林野火災の出火原因の多くが不用意な火の取り扱いによるものであることから、林野火災の未然防止を図るため市民等への予防思想の普及啓発及び入山者等に対する失火防止対策の推進に努める。

- (1) ポスターの掲示、チラシ等の配布
- (2) 学校等を通じた生徒、児童等への広報
- (3) 広報車による巡回広報
- (4) その他の情報提供手段の利用

森林の所有者は、自己の所有する山林において伐採事業等を行う者に対して予防思想の普及啓発に努める。

2 入山者に対する失火防止対策

市、県、森林管理署及び消防機関は、次のような入山者に対する失火防止対策の実施に努める。

- (1) 山林内の休憩所、作業所及び駐車場への火災防止標識板の設置
- (2) 山林内の休憩所、作業所及び駐車場等への灰皿の設置並びに簡易吸殻入れの携帯の推進

3 火入れ対策

市及び消防機関は、火入れを行う者に対し、失火の防止のため次の事項について周知を図る。

- (1) 火入れを行う場合は、火入れに関する条例に基づき必ず市長の許可を受けること。
- (2) 市火入れ条例で定める日までに火入れの場所及び日時を市長に通知すること。
- (3) 火入れの周囲に防火帯を設け延焼のおそれがないようすること。
- (4) 火入れ跡地の完全消火を行い、火入れ責任者が確認を行うこと。
- (5) 強風注意報、火災気象通報又は市が発する火災警報が発令された場合には、火入れを行わないこと。
- (6) 火入れを行うに当たっては、万一の火災の発生に備え市及び消防機関への連絡手段等を確保すること。

4 林野内での事業実施者の防火対策

山林内で事業を行う者は、火気責任者の配置、事業区域内における巡視員の配置及び消火資機材の整備に努める。

第2項 防火林道等の整備

市、県、森林管理署及び森林所有者は、林野火災の拡大を防止するため防火林道、防火線及び防火樹帯の整備に努めるとともに、林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域については、林野火災特別地域の決定並びに林野火災特別地域対策事業計画の策定及び推進に努める。

1 防火林道の整備

市、県及び森林管理署は、林道の開設、改良及び補修を行う場合には、林野火災を考慮した路線の設定を図るとともに、消防用車両等が通行可能な防火林道の整備に努める。

2 防火線及び防火樹帯の整備

市、県、森林管理署及び森林所有者は、地形、火災危険期の風向及び延焼経路等を考慮して、防火線及び防火樹帯の整備に努める。

3 林野火災特別地域の決定

林野火災対策事業を実施する地域は、当該地域における林野面積、その経済的比重、林野火災の危険度等を考慮し、市が県と協議して決定する。

4 林野火災特別地域対策事業計画の策定及び推進

市は、林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を有する場合は、当該地域の林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、地域の特性に配慮しつつ、県と協議のうえ、おおむね次の事項を内容とする林野火災特別地域対策事業計画を策定するとともに、当該事業計画に定める各種予防対策の推進に努める。

- (1) 防火思想の普及啓発、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
- (2) 火災予防上の林野管理に関する事項
- (3) 消防施設等の整備に関する事項
- (4) 火災防ぎよ訓練に関する事項
- (5) その他林野火災の防止に関する事項

第3項 消火活動体制の整備

市、県及び消防機関は、消防施設、消火用資機材の整備等に努めるとともに、迅速かつ的確な消火活動に必要な林野火災用防災マップの作成に努める。

また、空中消火が迅速かつ的確に実施できるようその体制の整備に努める。

1 消防施設の整備

市及び県は、防火水槽及び貯水槽の整備並びに水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用及び河川水等の自然水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

2 消火用資機材等の整備

市及び消防機関は、軽可搬式消防ポンプ等の資機材の整備に努めるとともに、林野火災の際には、その機能が十分発揮されるよう点検整備を実施する。

県は、ヘリコプター及び空中消火用資機材の整備に努めるとともに、消防機関と協議のうえ、適正な分散配置に努める。

3 林野火災用防災マップの作成

市、県及び消防機関は、林野火災発生時に、迅速かつ的確な消火活動ができるよう、消防用車両が通行可

能な林道や防火水槽などを図示した林野火災用防災マップの作成に努める。

4 空中消火の実施体制の整備

(1) 市及び消防機関

市及び消防機関は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、又は自衛隊の災害派遣によるなど、ヘリコプターによる空中消火を実施する場合は相互に連携し、迅速かつ的確にできるよう、あらかじめ次の体制の確立に努めておくものとする。

ア 現場における統轄的指揮体系

イ 空中消火資機材の補給体制

- ① 補給基地及び臨時ヘリポートの確保
- ② 空中消火用資機材の点検及びその搬送体制の整備
- ③ 必要人員の把握

ウ 補給基地及び臨時ヘリポートにおける安全の確保対策

(2) 県

県は、空中消火用資機材の搬送体制及び搬送の指示伝達ルート等について定めておく。

また、臨時ヘリポートの選定及び空中消火資機材の搬送状況について自衛隊との連絡調整が迅速かつ的確に行えるよう、あらかじめ連絡窓口、連絡方法等を取り決めておく。

第4項 情報の収集・連絡手段の整備等

市、県警察、消防機関及びその他防災関係機関は、情報の収集及び連絡手段の確保を図るため、情報の収集機能の充実、情報連絡手段の整備などに努める。

また、県及び各防災関係機関は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努めるものとする。

さらに、県及び各防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努めるものとする。

【その他の必要な事項】

次の事項については、次の表に掲げる項目に準じる。

事 項	準拠する計画	編	章	節	項
避難・収容体制の整備	風水害及び地震災害対策	2	2	1	7
情報の収集・連絡手段の整備等	航空災害対策	5	2	1	1
参考集体制の整備	航空災害対策	5	2	1	2
広域防災体制の整備	航空災害対策	5	2	1	3
捜索、救助・救急、消火及び医療体制の整備	航空災害対策	5	2	1	4
交通管理体制の整備	航空災害対策	5	2	1	5
市民等への情報提供体制の整備	航空災害対策	5	2	1	6
職員への周知及び防災訓練	航空災害対策	5	2	1	7

第2節 災害応急対策計画

第1項 林野火災警戒活動

市及び消防機関は、県から火災気象通報を受けた場合には、必要に応じ林野火災防止のための警戒活動を行う。

1 市

市は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が林野火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じ火災に関する警報を発令するとともに、警報が解除されるまでの間、杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例で定める火の使用を制限する。

また、市防災行政無線、広報車、警鐘等により、入山者等に周知徹底を図る。

2 消防機関

消防機関は、火災に関する警報が発令された場合、消火用資機材等の準備を行うとともに、パトロールにより入山者等への注意の喚起を図る。

第2項 活動体制の確立

市、県、森林管理署及びその他防災関係機関は、林野火災発生時において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

1 市

市は、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。その場合、市地域防災計画や市消防計画等にあらかじめ定められた災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の収集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

また、隣接する市町において、林野火災を覚知した時は、災害相互応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

●災害対策本部等の組織、所掌事務等は、
「第2編 第3章 第1節 第1項 市の活動体制」に準じる。

2 県、その他防災関係機関

県、その他防災関係機関は、防災業務計画やあらかじめ自ら定めている他の計画等に基づき、活動体制を確立する。

3 森林所有者

森林所有者は、市、県、県警察及び消防機関との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努める。

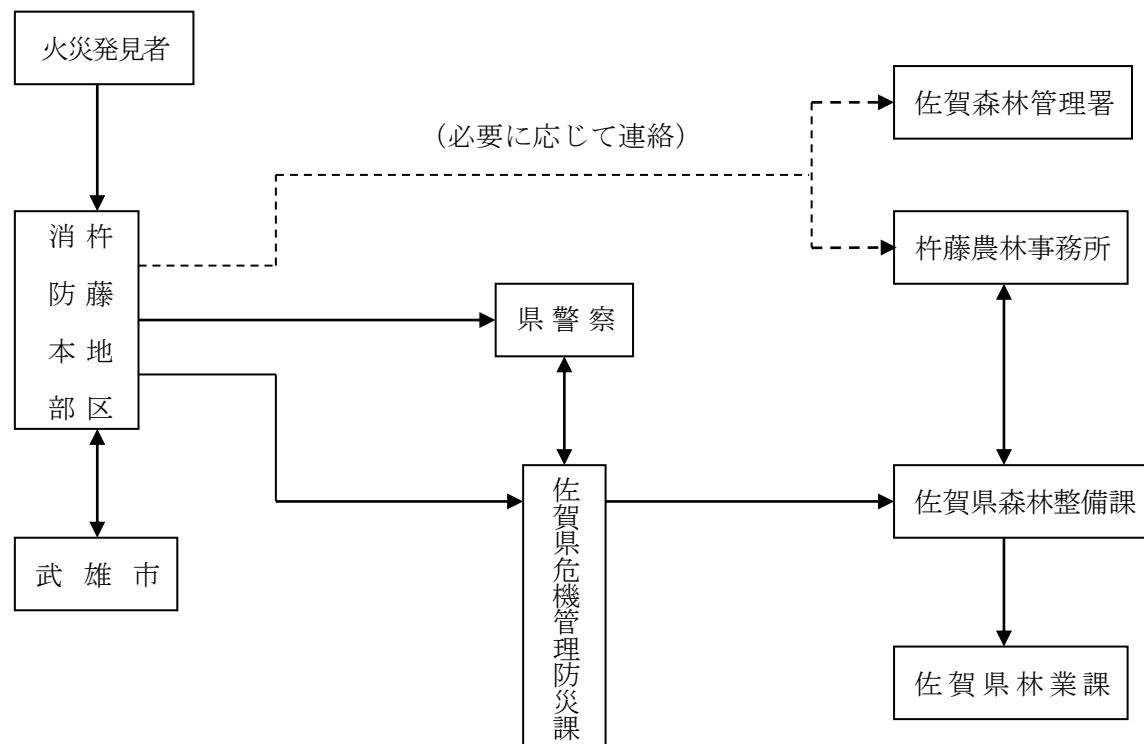
第3項 災害情報の収集・連絡、報告

市、県警察、森林管理署、消防機関、自衛隊その他防災関係機関は、林野火災が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、収集した情報を関係機関相互に迅速、的確に連絡するものとする。

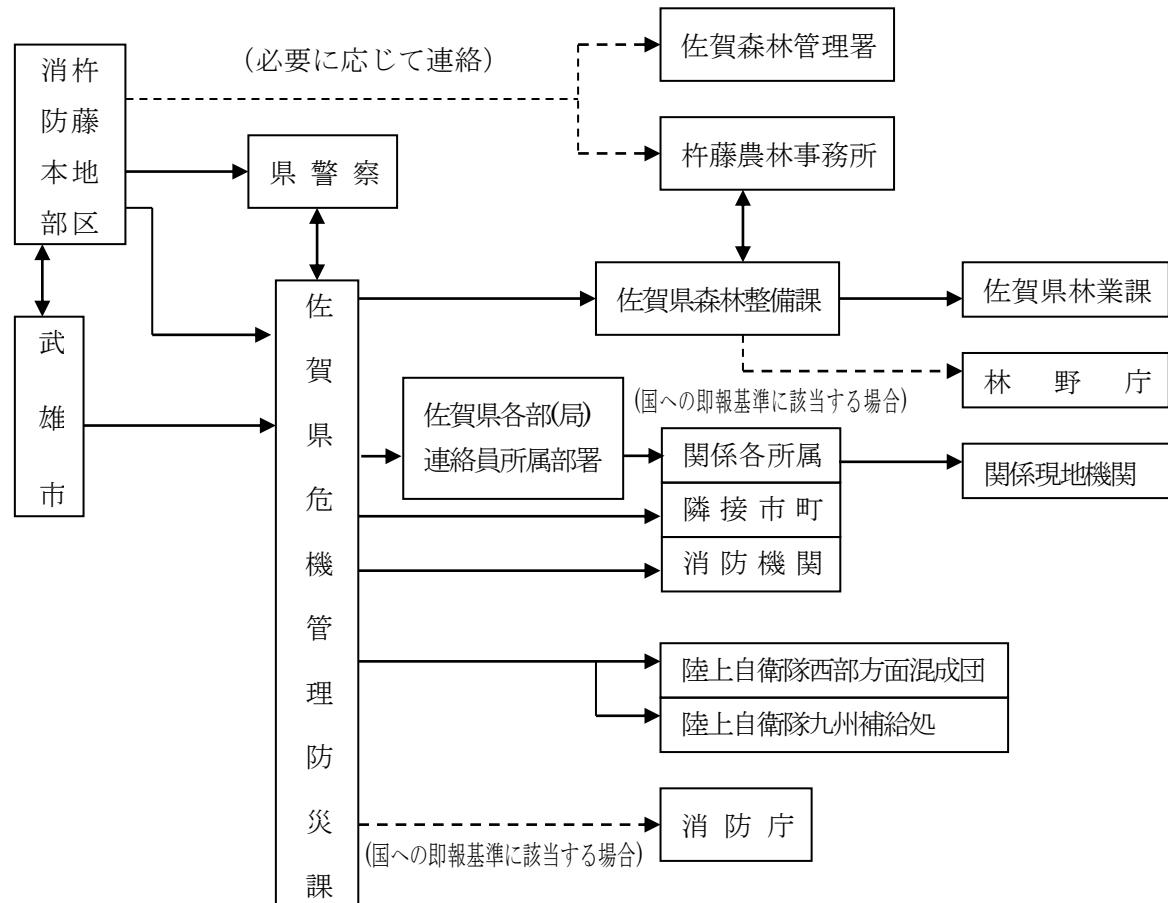
なお、市及び県は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。

1 林野火災発生時等の情報連絡ルート

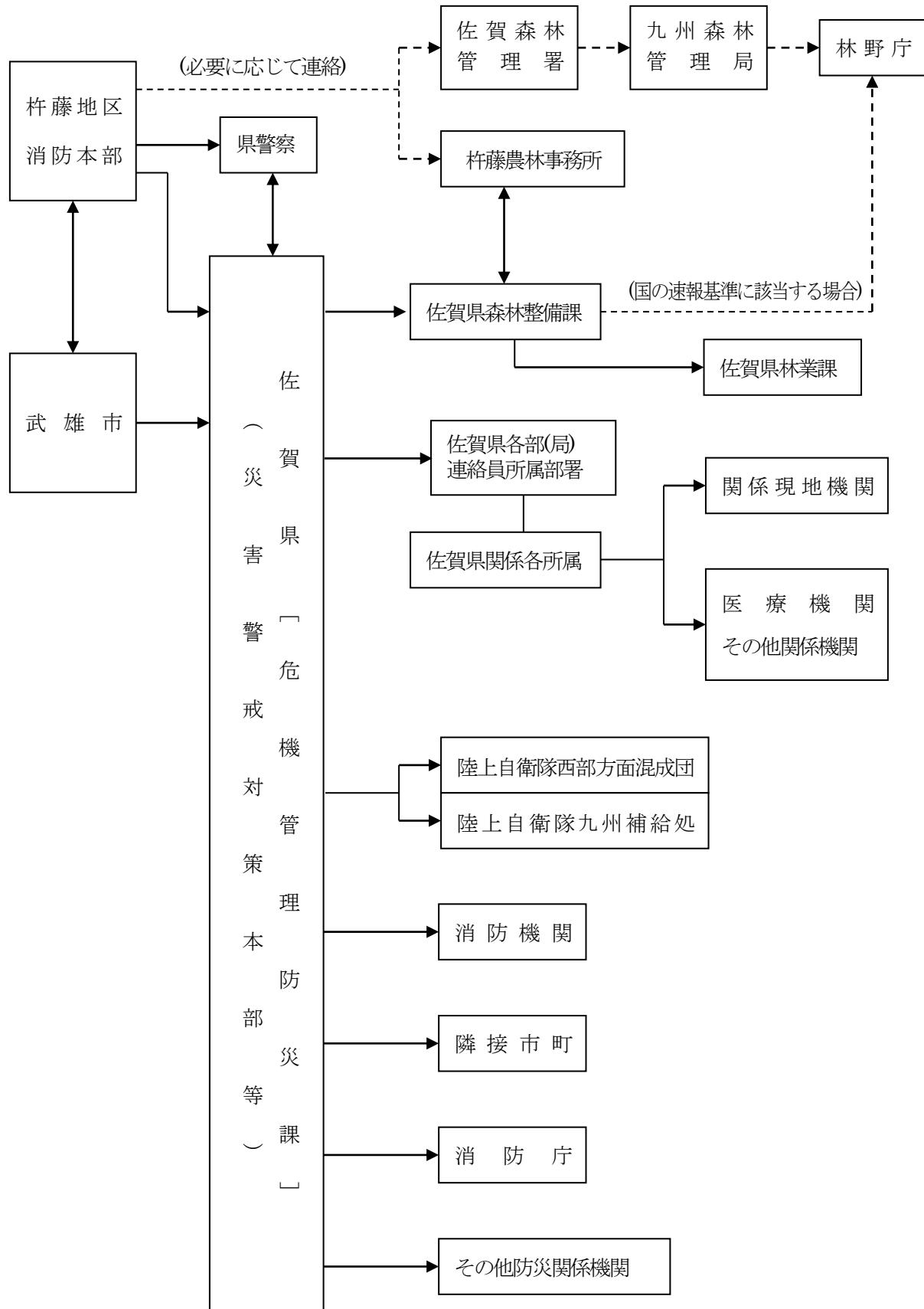
(1) 県への即報基準に該当する林野火災が発生した場合



(2) 県が災害情報連絡室を設置した以降 (焼損面積が概ね 5 ha 以上)



(3) 林野火災拡大時（県が災害警戒対策本部又は災害対策本部を設置した場合）



2 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

市、県及び防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて次のとおりとする。

【第1段階】緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

- ア 火災発生時刻、発生場所（地図上に明記）
- イ 概括的被害情報（火災による延焼面積等の状況、現場の気象状況、火勢等）
- ウ 火勢に対する消防力の状況
- エ 気象条件等から予測される延焼方向
- オ 周辺の人家等の状況及びその予測される影響

【第2段階】災害情報

ア 応急対策に必要な情報

- ① 林道等の進入路、水利の状況、その他防ぎよ活動に必要な事項
- ② 人的被害状況（火災発生地での死傷者数）
- ③ 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数
- ④ 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその症状）
- ⑤ 市民等の避難状況及び避難場所

イ 応急対策活動情報

- ① 災害対策本部等の設置状況
- ② 応急対策の活動状況

(2) 災害情報の収集・連絡

市、県及び防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

ア ヘリコプター等による緊急災害情報の収集

県は、早期に災害の概要を把握するため、ヘリコプター（県警察ヘリコプターのほか、必要に応じて自衛隊及び他県への応援要請）等による画像情報を含む緊急災害情報を収集する。

また、職員を災害現場に派遣し災害の状況の把握に努めるとともに、派遣された職員は、その状況を速やかに県危機管理防災課（総括対策部）へ報告するものとする。

イ 市及び消防機関の情報収集と連絡

市及び消防機関は、災害の状況を把握し、その状況を速やかに県に連絡する。

ウ 各防災関係機関等の情報収集と連絡

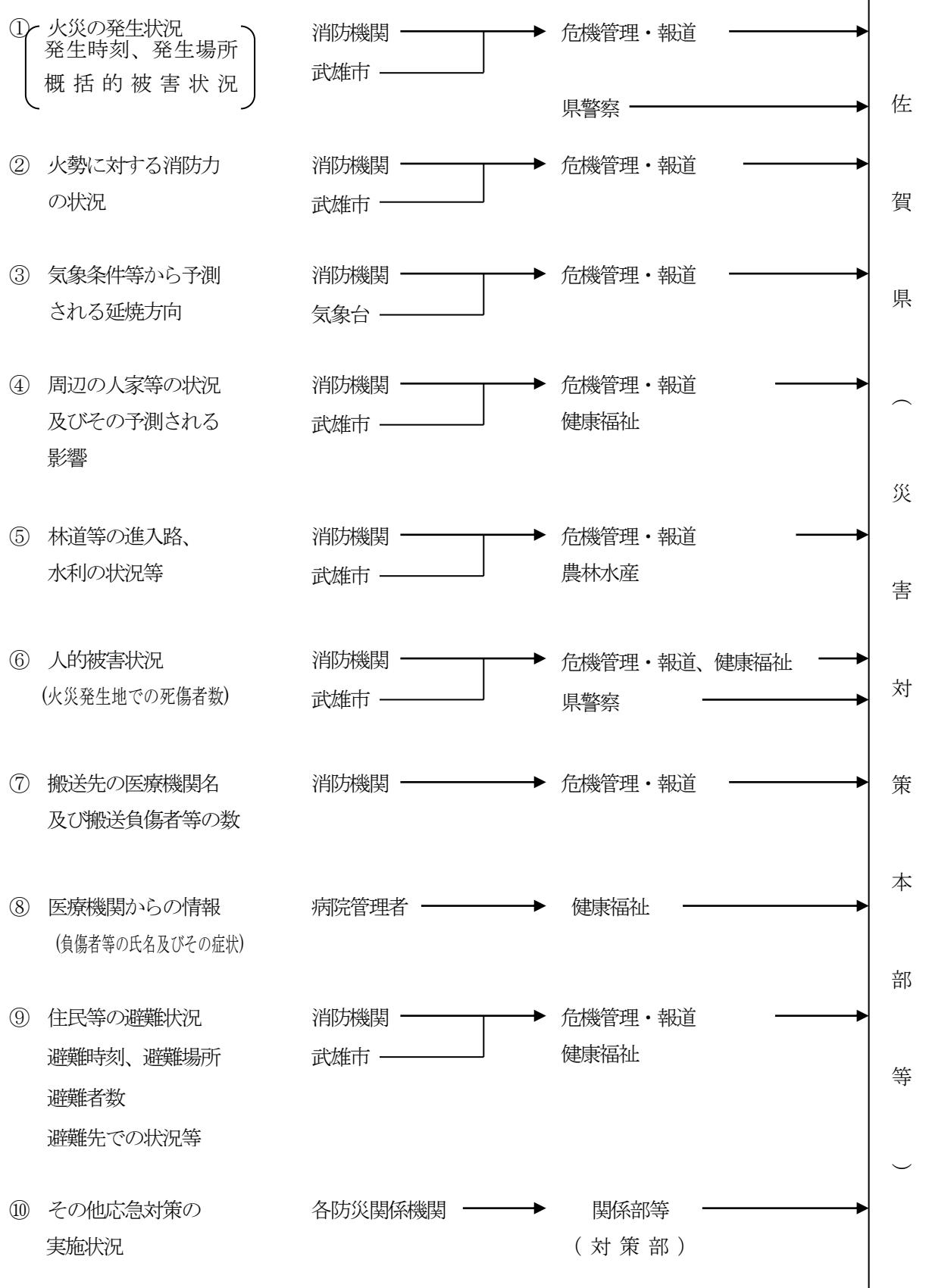
市及び各防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し連絡する。

また、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡するものとする。

県は、各防災関係機関等から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡する。

【情報収集・連絡系統図】

<被害・対策の状況>



3 県、国への被害状況等の報告

(1) 市、消防機関から県への報告

市及び消防機関は、林野火災が発生した場合は、災害対策基本法、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防第267号）及び林野火災時における対応について（平成8年4月25日付け消第158号）に基づき、被害状況等を報告する。

[報告を必要とする災害の基準]

消防庁への即報基準	<p>【一般基準】</p> <ul style="list-style-type: none">ア 死者が3人以上生じたものイ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたものウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの <p>【個別基準】</p> <ul style="list-style-type: none">ア 焼損面積10ha以上と推定されるものイ 空中消火を要請又は実施したものウ 住家へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの <p>【社会的影響基準】</p> <p>上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの</p>
消防庁への直接即報基準	<ul style="list-style-type: none">ア 焼損面積（10ha以上のもの）イ 人身事故を伴ったものウ 住家等施設焼失を伴ったものエ 重要な森林（保安林、自然公園等）で、県が特に必要と認めたもの

第4項 消火活動

市、県、消防機関及び自衛隊は、林野火災が発生した場合は、迅速かつ的確に消火活動を実施する。

1 現場指揮本部の設置

市及び消防機関は、火災現場の全体が把握できる場所に効果的な消火活動を行うために、現場指揮本部を設置し、次の活動を実施する。

- (1) 消火活動に関する指揮
- (2) 自衛隊などの関係機関との連絡調整
- (3) 延焼面積や延焼方向などの情報収集
- (4) その他消防活動に必要な措置

2 地上における消火活動

(1) 火災防ぎよ活動

市及び消防機関は、地上における火災防ぎよ活動を行う場合、迅速に地形の高低、勾配、植生の状況、道路又は進入路の有無及び水利の状況等を把握し、その状況から判断して防ぎよ活動を実施する。

(2) 安全管理

市及び消防機関は、火災現場において細心の注意を払い、事故の未然防止に努めなければならない。

(3) 残火処理

市及び消防機関は、焼失面積が広範囲で詳細な点検が難しいなどの林野火災の特性に着目し、残り火による火災発生が生じないように努める。

3 空中消火活動

(1) 空中消火の実施の決定

市及び消防機関は、林野火災の状況が次の基準に該当し、必要と認めた場合は、現場指揮本部と十分に調整し、ヘリコプターによる空中消火の要請を決定する。

ア 地形等の状況により、地上の防ぎよ活動が困難な場合

イ 火災規模に対して、地上の防ぎよ能力が不足又は不足すると判断される場合

ウ 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合

エ 火災の状況から判断して、初期消火時点での空中消火が延焼防止のために極めて有効であると認められる場合

(2) 応援要請

ア 市及び消防機関

市及び消防機関は、空中消火の要請を決定した場合は、速やかに次の措置を講じる。

① 県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

② 県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

③ 県に対し、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請を行う。

イ 県

県は、県消防防災ヘリコプターを出動する。また、自衛隊の災害派遣の要請又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援の要請を受け、必要と認めた場合は、直ちに自衛隊又は消防庁に対し要請を行う。

(3) 空中消火の実施

ア 市及び消防機関

市及び消防機関は、空中消火の実施が決定した場合には、速やかに次の措置を講じる。

① 補給基地及び臨時ヘリポートについて、県及び自衛隊等のヘリコプター運用機関と協議の上で決定する。

② 散布液の注入作業等に必要とする要員を確保する。

③ 空中消火用資機材を補給基地へ搬送する。

④ 空中消火用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

イ 県

県は、市及び消防機関から空中消火用資機材の調達の要請を受けた場合又は自ら必要と認めた場合は、他の消防機関に対し、保管している空中消火用資機材を空中消火活動の拠点となる補給基地へ輸送するよう要請する。

また、火勢等の状況から、空中消火用資機材が不足又は不足するおそれがある場合は、隣県等に資機材の提供及び輸送を要請する。

ウ ヘリコプター運用機関

ヘリコプター運用機関は、市、消防機関及び県と連携を図りながら、空中消火活動を実施する。

第5項 警戒区域の設定

警戒区域の設定を実施する者は、林野火災により被害が周辺住民等に及ぶおそれがある場合には、迅速に警戒区域を設定し、周辺住民や入山者の安全確保を図る。

第6項 二次災害の防止

市、県及び森林管理署は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害の発生の防止に努める。

市及び県は、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、周辺住民に対し、その旨周知するとともに、速やかに応急対策を講じる。

【その他の必要な事項】

次の事項については、次の表に掲げる項目に準じる。

事　項	準拠する計画	編	章	節	項
避難計画	風水害及び地震災害対策	2	3	16	
応急住宅対策計画	風水害及び地震災害対策	2	3	17	
自衛隊災害派遣要請	航空災害対策	5	2	2	3
救助・救急活動	航空災害対策	5	2	2	5
医療活動	航空災害対策	5	2	2	6
交通規制等による交通対策	航空災害対策	5	2	2	8
輸送対策	航空災害対策	5	2	2	9
市民等への情報提供活動	航空災害対策	5	2	2	10
遺体の処理収容	航空災害対策	5	2	2	11

第3節 災害復旧計画

市、県及び森林管理署は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧に努める。

第4章 大規模火事災害対策

この大規模火事災害対策計画は、広範囲な火災による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事の発生(以下「大規模火事災害」という。)における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第1節 災害予防対策計画

第1項 火災予防思想の普及等

市及び消防機関は、広報活動、住宅防火対策の推進及び自主防災組織等の育成・充実により市民等への火災予防思想の普及に努めるとともに、消火訓練の実施促進に努める。

県は自主防火組織等に対する研修の充実により市民等への火災予防思想の普及に努める。

1 広報活動

市及び消防機関は、春及び秋の全国火災予防運動等を通じて、次に掲げる手段等により、広く市民等への火災予防思想の普及に努める。

- (1) ポスターの掲示、チラシ等の配布
- (2) 学校等を通じた生徒、児童等への啓発
- (3) 巡回車による広報
- (4) 市防災行政無線による広報
- (5) 広報パレードの実施
- (6) その他情報提供手段の利用

2 住宅防火対策の推進

市及び消防機関は、近年における建物火災による死者のうち、住宅火災の占める割合が多いことから次の住宅防火に関する火災予防思想の普及に努める。

- (1) 独居高齢者宅への家庭訪問による防火指導
- (2) 家庭訪問による住宅防火診断の実施
- (3) 各家庭への防火チラシ等の配布
- (4) 住宅用火災警報器など住宅用防災機器及び防炎製品等の普及の推進

3 自主防災組織等の育成・充実

(1) 市及び消防機関

市及び消防機関は、事業所の自衛消防組織、幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブ等自主防災組織の育成・充実を図る。

(2) 県

県は、消防学校において次に掲げる研修を充実させ、防火意識の高揚と防火に関する知識・技術の向上を図る。

- ア 自衛消防指導員研修、自衛消防員防災研修
- イ 婦人防火クラブ員防災研修

ウ 少年消防クラブ員防災研修

4 初期消火の充実

市及び消防機関は、全国火災予防運動等を通じて、自衛消防組織及び防火クラブの消火訓練の実施促進を図るとともに、消防署及び消防団との合同訓練の実施に努める。

また、訓練の際には消火器の取扱いや消火方法等について適切な指導を行い、初期消火の充実に努める。

第2項 火災に強い街づくりの推進

市及び県は、大規模火事災害に強い都市づくりを進めるため、都市公園などの公共空間の整備と市街地の再開発などによる密集市街地の解消を推進する。

1 防災空間、防災拠点の整備

市及び県は、市街地における緊急避難場所や避難路の整備等を推進する。

(1) 緊急避難場所、緑地の整備

市及び県は、都市公園等の緊急避難場所を計画的に整備し、市民等の避難救援活動の拠点となるオープンスペースの確保を推進するとともに、市街地における緑地等の整備により延焼防止のための遮断帯の確保を図る。

(2) 市民等の避難等に配慮した道路の整備

市及び県は、市民等が安全に避難出来るよう、また消防車両が火災現場に迅速に到着できるよう十分な幅員を有する道路の整備を図るとともに、複数ルートによる出入が可能となるよう都市内道路の総合的・計画的な整備を推進する。

(3) 防火地域等の指定

市及び県は、建築物が密集しているなど、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域について、都市計画法に基づく防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の導入に努める。

2 都市の再開発の推進

市及び県は、土地区画整理事業、住宅等建築物の不燃化並びに公園緑地及び街路確保等の事業を推進することにより、密集市街地の解消等を図り、火災に強い都市づくりを推進する。

第3項 火災に対する建築物の安全性の確保

市、県及び消防機関は、火災に対する建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法又は消防法に基づく防火指導に努める。

1 建築基準法に基づく防火指導

市及び県は、建築物の防火性能を確保するため、建築基準法に基づく建築確認に際して、建築物の防火規制の徹底とその指導に努める。

特に、不特定多数の人が利用する既存の建築物については、適正維持管理のもとに、防火性能を確保するため、その建築物の所有者等に対する定期的な調査の実施及び保守状況の報告を求め、安全性の確保を図る。

2 消防法に基づく防火指導

消防機関は、建築時において建築物の用途構造等の実態を踏まえ、消防法上の技術的な基準に適合し、かつ適切な設備が設置されるよう指導を行い、建築物の防火性能の確保に努める。

また、建築物の用途、規模等に応じて、予防査察を計画的に実施するとともに、建築物の所有者等に対し、

消防用施設等の点検及び点検結果の報告の実施について指導することにより、消防用設備等の適正な機能の維持を図る。

3 防火管理者の設置

消防機関は、学校、病院、工場、事業場及び百貨店等の所有者等に防火管理者を置くよう指導するとともに、防火管理者に対しては消防計画の作成や定期的な訓練の実施等を指導する。

4 高層建築物等の防火対象物における防炎対象物品の使用

消防機関は、高層建築物や劇場等の防火対象物の所有者等に、消防法に定める基準に適合する防炎対象物品を使用するよう指導に努める。

第4項 消火活動体制の整備

市及び消防機関は、市街地の火災発生時の消火活動に必要な消防水利の確保、消火用資機材等の整備等消火活動体制の整備に努める。

県は消防職員及び消防団員の教養訓練の充実等に努める。

1 市消防計画の作成

市は、火災防ぎよ活動の効果的な実施のために、市消防計画の作成に努める。

2 消防水利の確保

市及び消防機関は、消火栓、防火水槽の設置に努めるとともに、プール、河川等を消防水利に指定するなど消防水利の確保に努める。

3 消火用資機材等の整備

市及び消防機関は、消防ポンプ自動車、はしご自動車及び小型動力ポンプ等の消防自動車並びに消火用資機材の整備に努める。

4 教養訓練の充実

県は、消防学校において消防職員及び消防団員の教養訓練の充実を図る。

【その他の必要な事項】

次の事項については、次の表に掲げる項目に準じる。

事　項	準拠する計画	編	章	節	項
避難及び情報提供活動	風水害及び地震災害対策	2	2	2	7
情報の収集・連絡手段の整備等	航空災害対策	5	2	1	1
参集体制の整備	航空災害対策	5	2	1	2
広域防災体制の整備	航空災害対策	5	2	1	3
捜索、救助・救急、消火及び医療体制の整備	航空災害対策	5	2	1	4
交通管理体制の整備	航空災害対策	5	2	1	5
市民等への情報提供体制の整備	航空災害対策	5	2	1	6
職員への周知及び防災訓練	航空災害対策	5	2	1	7

第2節 災害応急対策計画

第1項 活動体制の確立

市、県及びその他防災関係機関は、大規模火事災害が発生した場合において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

1 市

市は、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。

その場合、市地域防災計画や市消防計画等にあらかじめ定められた災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の収集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

また、隣接する市町において、大規模火事災害を覚知した時は、災害相互応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

●災害対策本部等の組織、所掌事務等は、
「第2編 第3章 第1節 第1項 市の活動体制」に準じる。

2 県、その他防災関係機関

県、その他防災関係機関は、防災業務計画やあらかじめ自ら定めている他の計画等に基づき、活動体制を確立する。

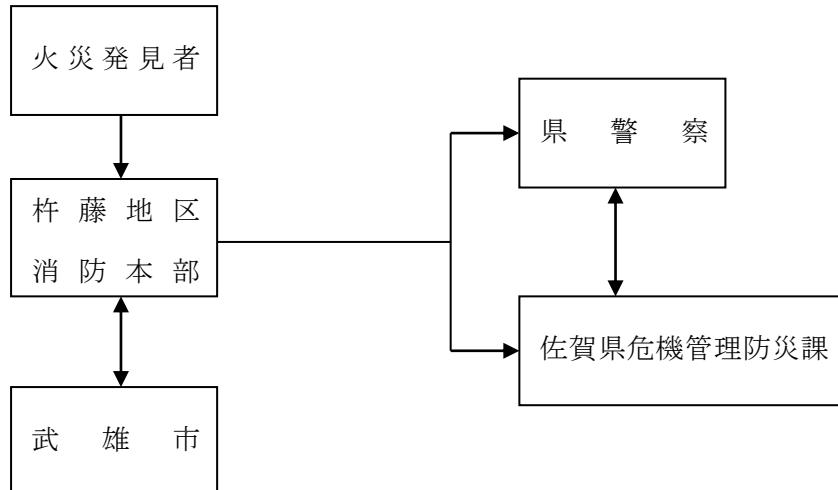
第2項 災害情報の収集・連絡、報告

市、県警察、消防機関、自衛隊その他防災関係機関は、大規模火事災害が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、収集した情報を関係機関相互に迅速、的確に連絡するものとする。

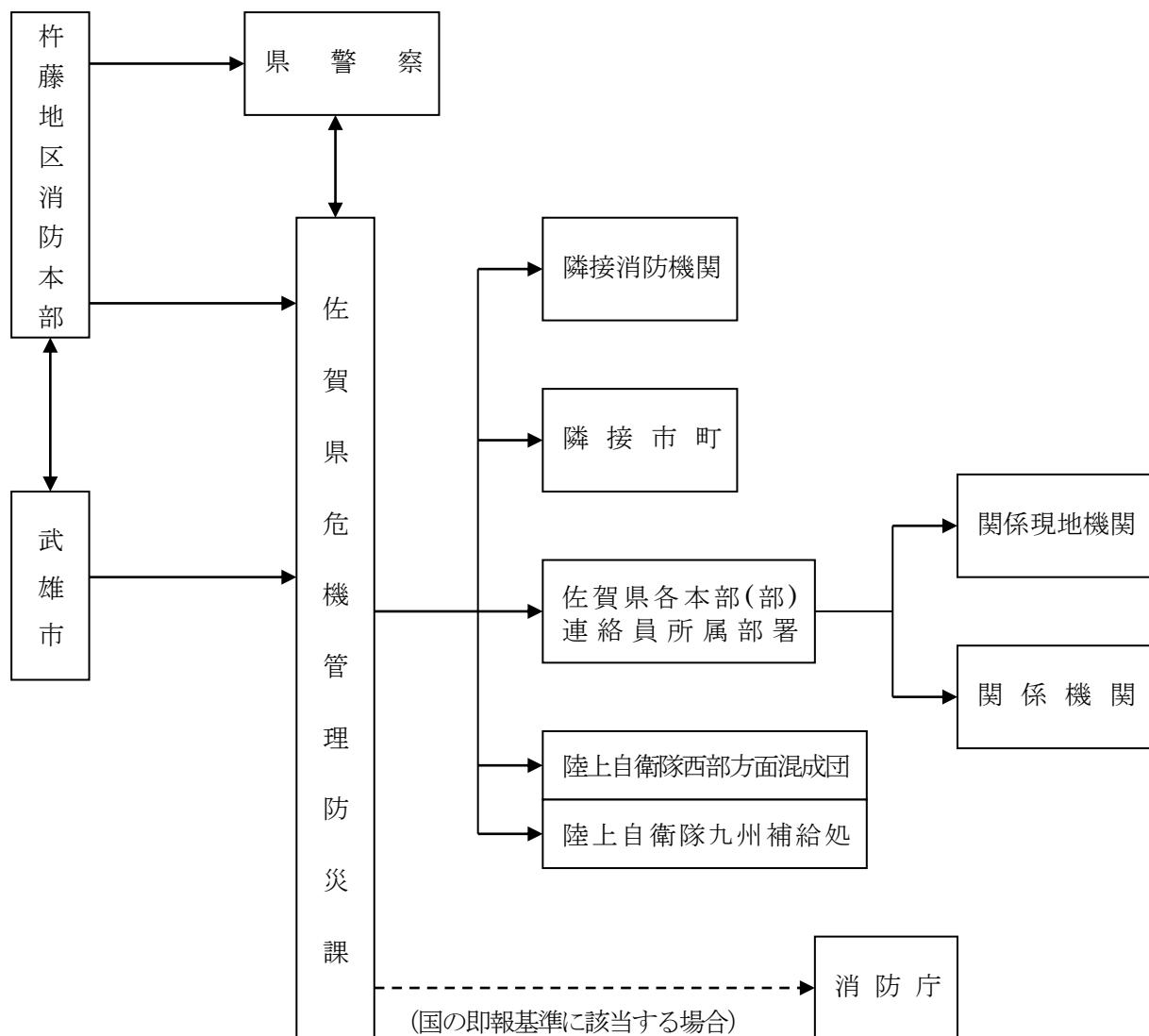
なお、市及び県は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。

1 大規模火災発生時等の情報連絡ルート

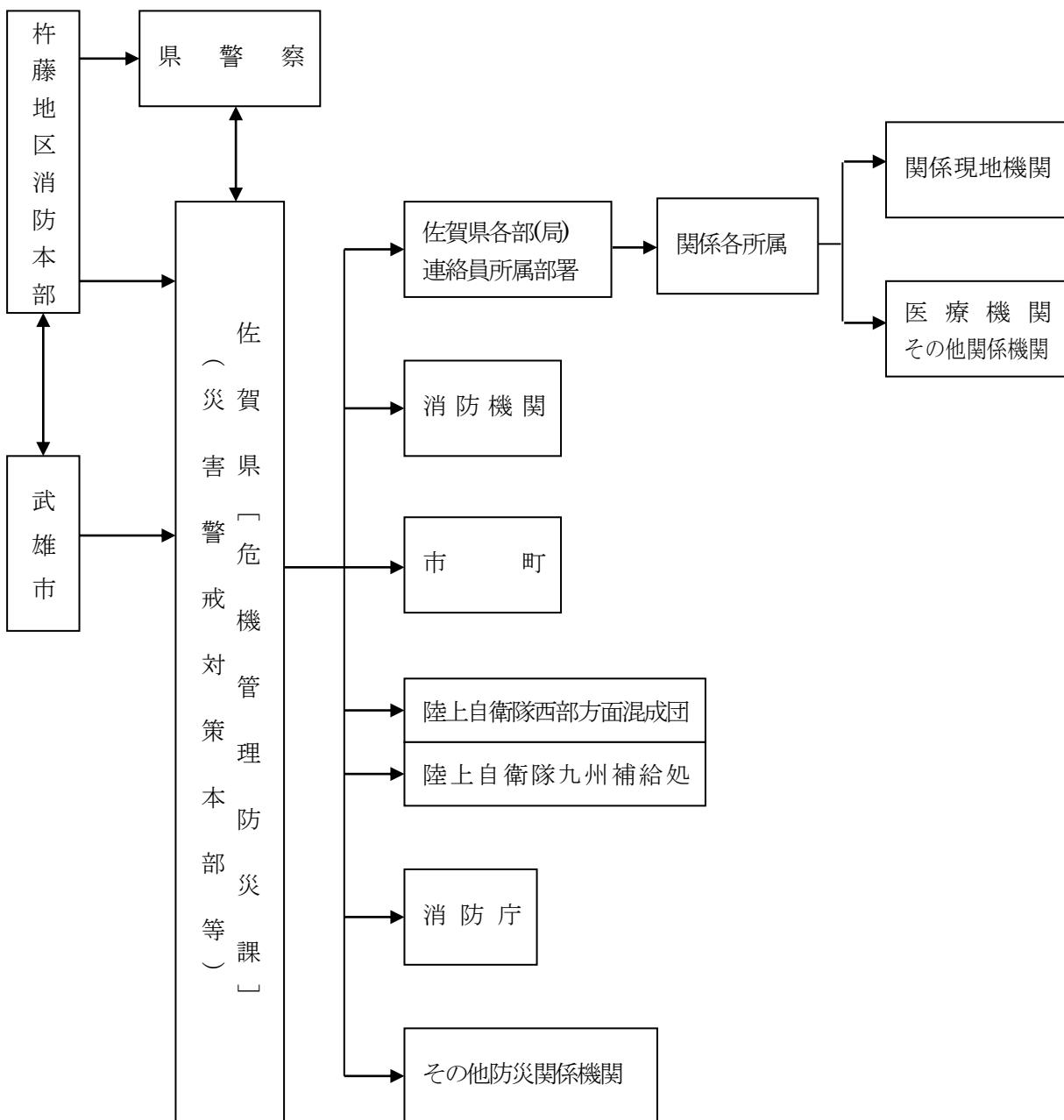
(1) 県への即報基準に該当する火災が発生した場合



(2) 県が災害情報連絡室を設置した以降



(3) 大規模火災拡大時（県が災害警戒対策本部又は災害対策本部を設置した場合）



2 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

市、県及び各防災機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

【第1段階】緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

- ア 火災発生時刻、発生場所（住所、地番等）
 - イ 概括的被害情報（火災の延焼棟数、火勢等の状況）
 - ウ 火勢に対する消防力の状況
 - エ 気象条件等から予測される延焼方向

【第2段階】災害情報

ア 応急対策に必要な情報

- ① 周辺の道路交通、商店街等、文教施設、福祉施設、ライフライン等の状況
- ② 人的被害状況（火災発生地での死傷者数）
- ③ 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数
- ④ 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその症状）
- ⑤ 市民等の避難状況及び避難場所

イ 応急対策活動情報

- ① 災害対策本部等の設置状況
- ② 応急対策の活動状況

（2）災害情報の収集・連絡

市、県及び各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

ア ヘリコプター等による緊急災害情報の収集

県は、早期に災害の概要を把握するため、ヘリコプター（県警察ヘリコプターのほか、必要に応じて自衛隊及び他県へ応援要請）等による画像情報を含む緊急災害情報を収集するものとする。

また、職員を災害現場に派遣し災害の状況の把握に努めるとともに、派遣された職員は、その状況を速やかに県危機管理防災課（総括対策部）へ報告するものとする。

イ 市及び消防機関の情報収集と連絡

市及び消防機関は、災害の状況を把握し、その状況を速やかに県に連絡する。

ウ 各防災関係機関等の情報収集と連絡

市及び各防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し連絡する。

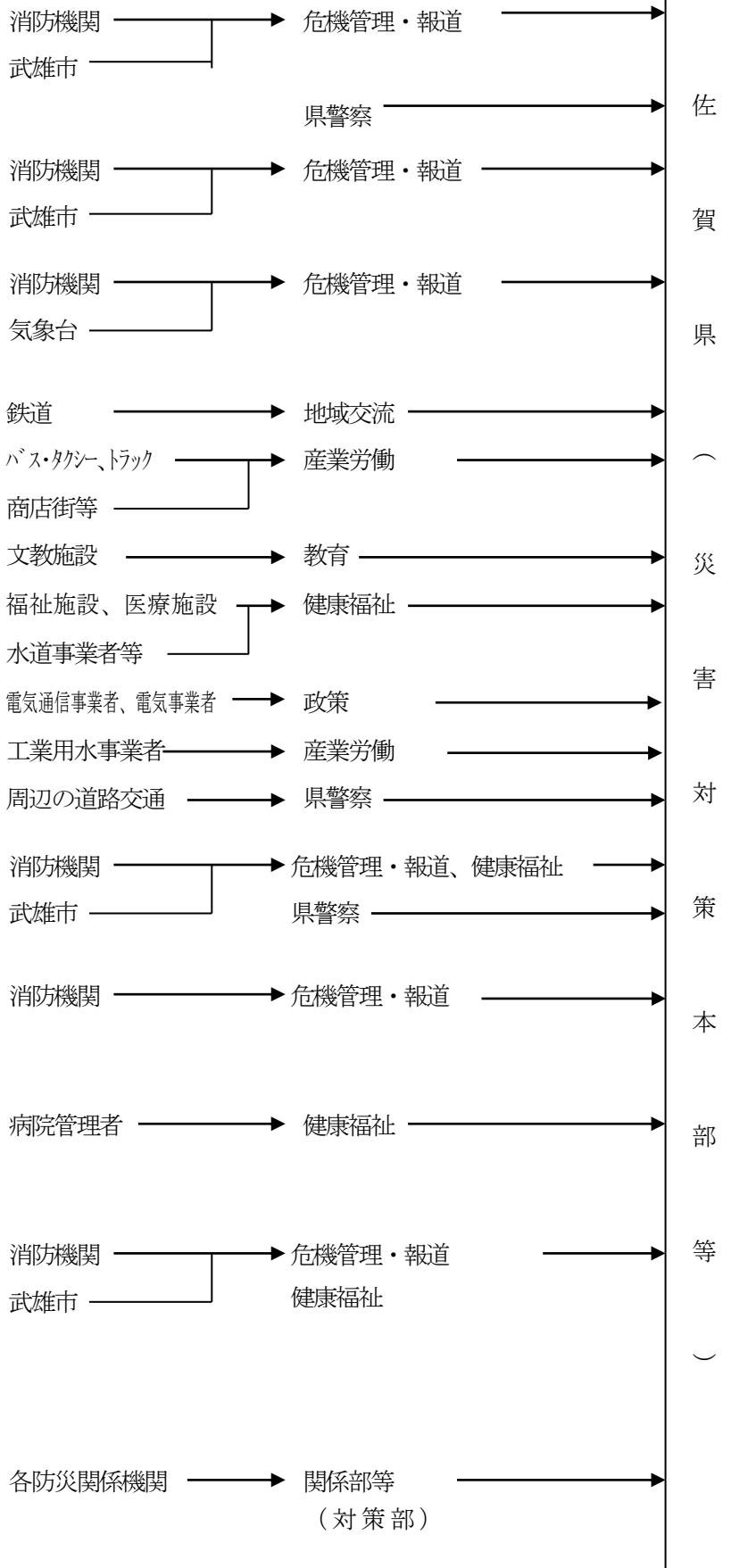
また、必要に応じ、他の防災関係機関に連絡するものとする。

県は、各防災関係機関等から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡する。

【情報収集・連絡系統図】

<被害・対策の状況>

- ① 大規模火災の発生状況
 (発生時刻、発生場所
 概括的被害状況)



3 国への被害状況等の報告

市及び消防機関は、火災が発生した場合は、災害対策基本法及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）に基づき、被害状況等を報告する。

報告にあたっては、第2編「風水害及び地震災害対策編」第2編 第3章 第4節 第4項の「災害情報の収集・連絡、報告に準じて実施する。

【報告を必要とする災害の基準】

消防庁への即報基準	<p>【一般基準】</p> <ul style="list-style-type: none">ア 死者が3人以上生じたものイ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたものウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの <p>【個別基準】</p> <ul style="list-style-type: none">ア 特定防火対象物で死者のが発生した火災イ 高層建築物の11階以上の階、地下街又は純地下街において発生した火災で利用者等が避難したものウ 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災エ 特定違反対象物の火災オ 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災カ 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災キ 損害額1億円以上と推定される火災 <p>【社会的影響基準】</p> <ul style="list-style-type: none">上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
-----------	--

第3項 消火活動

市、県及び消防機関は、大規模火事災害が発生した場合には、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

1 県

県は、市及び消防機関から要請の連絡を受けた場合又は火災の状況から判断して自ら必要と認める場合は、消防庁に、緊急消防援助隊の出動要請を行う。

2 市及び消防機関

市及び消防機関は、火災が発生した場合は、火点確認、出場順路選定、水利選定を迅速に行い、次の消火活動を実施する。

(1) 現場指揮本部の設置

市及び消防機関は、大規模火事災害の状況が把握できる場所に効果的な消火活動を行うために現場指揮本部を設置し、次の活動を行う。

- ア 消火活動に関する指揮
- イ 他の消防機関など関係機関との連絡調整
- ウ 延焼面積や延焼方向などの情報収集
- エ その他消防活動に必要な措置

(2) 火災現場での消火活動

市及び消防機関は、火災の状態を速やかに把握し、次のことに注意しながら消火活動を実施する。

- ア 風位、風速、延焼方向、火勢に細心の注意を払い、消火活動を行う。
- イ 同時に複数の火災の発生を覚知した場合は、鎮火可能な場所から順次消火活動を行うとともに、次のような重要かつ危険度の高い場所の消火又は延焼防止を優先する。
 - ① 危険物貯蔵施設等
 - ② 病院、福祉施設等の収容施設又はその周辺
 - ③ 住宅等の密集地域に面する場所
- ウ 火災の規模に対して消防力が不足する場合は、道路、河川、耐火建造物等の配置状況を勘案し、その活用を図りながら火災の消火及び延焼防止を図る。
- エ 強風下における火災の場合は延焼速度が増すことから、逐次火勢の把握に努め、延焼方向の側面から消火活動を行うとともに、風下に対しては事前放水や飛火警戒などにより、延焼防止を図る。

(3) 他の消防機関への応援要請

市及び消防機関は、自らの消防活動のみでは対処できないと認める場合には、あらかじめ締結している「消防相互応援協定」、「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」に基づき、近隣の消防機関に応援を要請するとともに、それでも消防力が不足すると認める場合は、県内の他の消防機関に応援要請を行う。

要請を受けた消防機関は、可能な限り迅速に応援活動を実施する。

(4) 緊急消防援助隊の出動要請

市及び消防機関は、県内の消防力をもってしても火災に対処できないと認める場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動要請の連絡を行う。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ緊急消防援助隊の出動要請を行う。

3 消防団

消防団は、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに、消火活動を実施する。

第4項 消防警戒区域の設定

消防警戒区域の設定を実施する者（消防吏員、消防団員、警察官）は、消火活動を実施するために必要な場合には、消防警戒区域を設定し、一定の者以外の者の退去命令又は出入りの禁止若しくは制限を行う。

第5項 警戒区域の設定

警戒区域の設定を実施する者（市長等（市長から委任を受けた市町の職員を含む）、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官）は、大規模火災により被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に警戒区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行う。

【その他の必要な事項】

次の事項については、次の表に掲げる項目に準じる。

事　項	準拠する計画	編	章	節	項
避難計画	風水害及び地震災害対策	2	3	16	
応急住宅対策計画	風水害及び地震災害対策	2	3	17	
食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画	風水害及び地震災害対策	2	3	20	
ライフライン等公益施設の応急復旧計画	風水害及び地震災害対策	2	3	24	
災害救助法の適用	風水害及び地震災害対策	2	3	31	
廃棄物の処理計画	風水害及び地震災害対策	2	3	33	
自衛隊災害派遣要請	航空災害対策	5	2	2	3
救助・救急活動	航空災害対策	5	2	2	5
医療活動	航空災害対策	5	2	2	6
交通規制等による交通対策	航空災害対策	5	2	2	8
輸送対策	航空災害対策	5	2	2	9
市民等への情報提供活動	航空災害対策	5	2	2	10
遺体の処理収容	航空災害対策	5	2	2	11

第3節 災害復旧計画

●大規模火事災害による被災者の生活再建の支援、再度の災害防止に配慮した施設の復旧等に関する活動については、

「第2編 風水害及び地震災害対策 第4章 災害復旧・復興計画」に準じる。

第5章 鉄道災害対策

この鉄道災害対策計画は、鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった事故の発生（以下「鉄道災害」という。）における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関及び鉄道事業者等が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第1節 災害予防対策計画

第1項 鉄道の安全運行の確保

県、道路管理者及び鉄道事業者は、鉄道災害を防止するため、鉄道の安全な運行体制の整備を図る。
九州運輸局は、鉄道事業者に対して安全対策の指導を行う。

1 鉄道事故防止に関する知識の普及啓発

鉄道事業者は、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の鉄道事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を通じて、ポスターの掲示、チラシの配布等を行い、事故の防止に関する知識の普及啓発に努める。

2 鉄道施設の安全対策の推進

(1) 安全指導

九州運輸局は、鉄道事業者に対し、法令等に基づいて定期的又は必要に応じて立入検査を実施し、安全対策について指導を行う。

(2) 踏切道における安全対策

県、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道における鉄道事故の防止を図るため、踏切の立体交差化、舗装改良等の構造改良、交通規制及び統廃合等の推進に努める。

(3) 車両及び安全運行施設の整備

鉄道事業者は、車両の不燃化等の安全対策並びに信号や警報器等の踏切保安設備、CTC（列車集中制御装置）及びATS（自動列車停止装置）等の設備の整備・改良に努める。

(4) 保守点検による事故防止

鉄道事業者は、法令及び各事業者の保安規定等に基づき、車両、線路、橋梁、トンネル及び信号保安設備等の保守点検を定期的に実施し、鉄道事故の防止に努める。

(5) 検査技術の向上による安全対策

鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入による検査精度の向上を図るとともに、検査データを分析し、車両等の保守管理に反映させるよう努める。

3 土砂災害等に対する安全対策

鉄道事業者は、土砂災害等から鉄道の保全を図るため、落石覆その他線路防護施設の定期的な点検を行うよう努める。

また、関係機関は、鉄道事業者の土砂災害等に対する安全対策について、相互に協力し、その整備に努める。

4 安全教育・訓練

鉄道事業者は、乗務員及び保安要員等に対し、列車の安全運行のための教育を徹底するとともに、鉄道災害の発生を想定した防災訓練を定期的に実施し、防災対策の習熟に努める。

第2項 鉄道事業者の防災体制の整備

鉄道事業者は、鉄道災害時における応急対策活動が円滑に実施されるよう防災体制の整備に努める。

1 防災計画の作成

鉄道事業者は、法令等の定めるところにより防災業務計画を作成し、鉄道災害発生時における指揮系統、対応の手順、社員の収集基準と動員計画及び旅客の避難計画等をあらかじめ定めておく。

2 応急対策資機材の整備

鉄道事業者は、各事業者の保安規定に基づき、鉄道災害発生時の応急対策に必要なジャッキ、角材及び溶接用品などの資機材を整備しておく。

3 消防本部との連携

鉄道事業者は、事故発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防本部と災害応急対策時の安全対策に関する連携の強化に努めることとする。

第3項 防災関係機関との連絡体制の整備

市、県警察、消防機関、鉄道事業者は、相互に平常時から連絡窓口の確認を行うなど円滑な連絡体制の整備に努める。

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合に、迅速に防災関係機関への連絡が行えるよう災害優先電話や無線設備の整備に努める。

第4項 輸送手段の確保

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合に応急活動のための人員又は応急資機材等を迅速に輸送するための緊急自動車を確保しておく。

また、乗客輸送の途絶を回避するため、代替交通手段の確保に努めておく。

【その他の必要な事項】

次の事項については、次の表に掲げる項目に準じる。

事　項	準拠する計画	編	章	節	項
情報の収集・連絡手段の整備等	航空災害対策	5	2	1	1
収集体制の整備	航空災害対策	5	2	1	2
広域防災体制の整備	航空災害対策	5	2	1	3
捜索、救助・救急、消火及び医療体制の整備	航空災害対策	5	2	1	4
交通管理体制の整備	航空災害対策	5	2	1	5
市民等への情報提供体制の整備	航空災害対策	5	2	1	6
職員への周知及び防災訓練	航空災害対策	5	2	1	7

第2節 災害応急対策計画

第1項 活動体制の確立

市、県、鉄道事業者その他防災関係機関は、鉄道災害において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

1 市

市は、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。その場合、本地域防災計画やその他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準、並びにその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

また、県内他の市町において、鉄道災害を覚知した時は、災害相互応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

●災害対策本部等の組織、所掌事務等は、
「第2編 第3章 第1節 第1項 市の活動体制」に準じる。

2 鉄道事業者

鉄道事業者は、災害対策本部等を設置し、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとる。

3 その他防災関係機関

県、その他防災関係機関は、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を確立する。

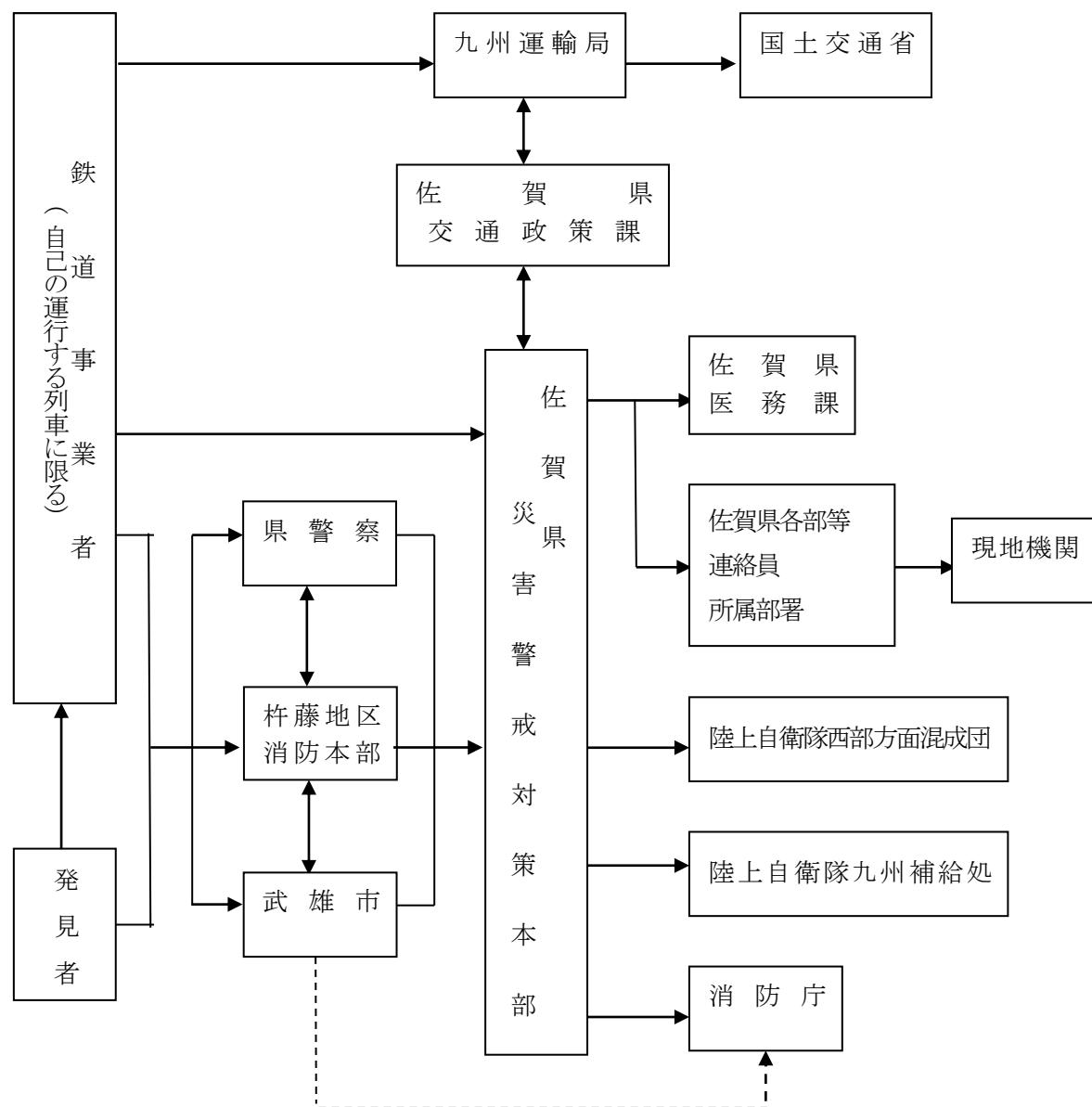
第2項 災害情報の収集・連絡、報告

市、県、県警察、九州運輸局、消防機関、自衛隊、鉄道事業者その他防災関係機関は、鉄道災害が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、収集した情報を関係機関相互に迅速、的確に連絡するものとする。

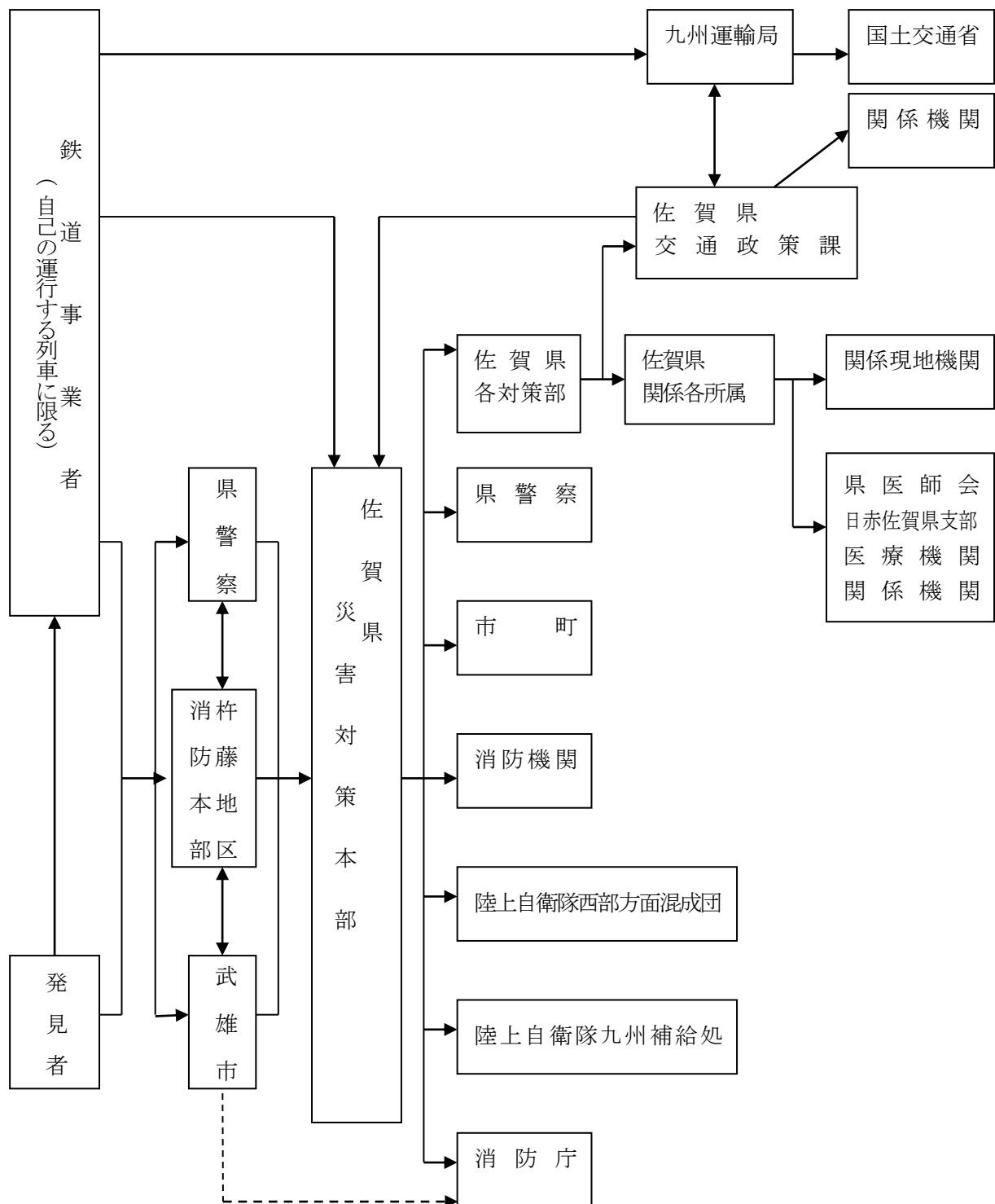
なお、市及び県は、法令等に基づき、被害状況等を国に報告する。

1 鉄道災害発生時の情報連絡ルート

(1) 県が災害警戒対策本部を設置した場合



(2) 県が災害対策本部を設置した場合



※ -----は、必要に応じて連絡

2 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

市及び各防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

【第1段階】緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

- ア 事故発生時刻、発生場所
- イ 概括的被害情報（列車の破損状況等）
- ウ 事故に遭った列車名等
- エ 乗客人員数及び乗員数（概数）

【第2段階】災害情報

ア 応急対策に必要な情報

- ① 人的被害状況（事故発生地での死傷者数）
- ② 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数
- ③ 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその症状）
- ④ 鉄道災害に伴う周辺の被害状況
- ⑤ 他の列車の運行状況

イ 応急対策活動情報

- ① 災害対策本部の設置状況
- ② 応急対策の活動状況

(2) 災害情報の収集・連絡

市、県及び各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

ア 鉄道事業者の情報収集と連絡

鉄道事業者は、収集した災害情報を速やかに県危機管理防災課（総括対策部）に連絡する。

イ ヘリコプター等による緊急災害情報の収集

県は、早期に災害の概要を把握するため、ヘリコプター（県警察ヘリコプターのほか、必要に応じて自衛隊及び他県へ応援要請）等による画像情報を含む緊急災害情報を収集するものとする。

また、職員を災害現場に派遣し災害の状況の把握に努めるとともに、派遣された職員は、その状況を速やかに県（危機管理防災課〔総括対策部〕）へ報告するものとする。

ウ 各防災関係機関等の情報収集と連絡

市及び各防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し連絡する。

また、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡するものとする。

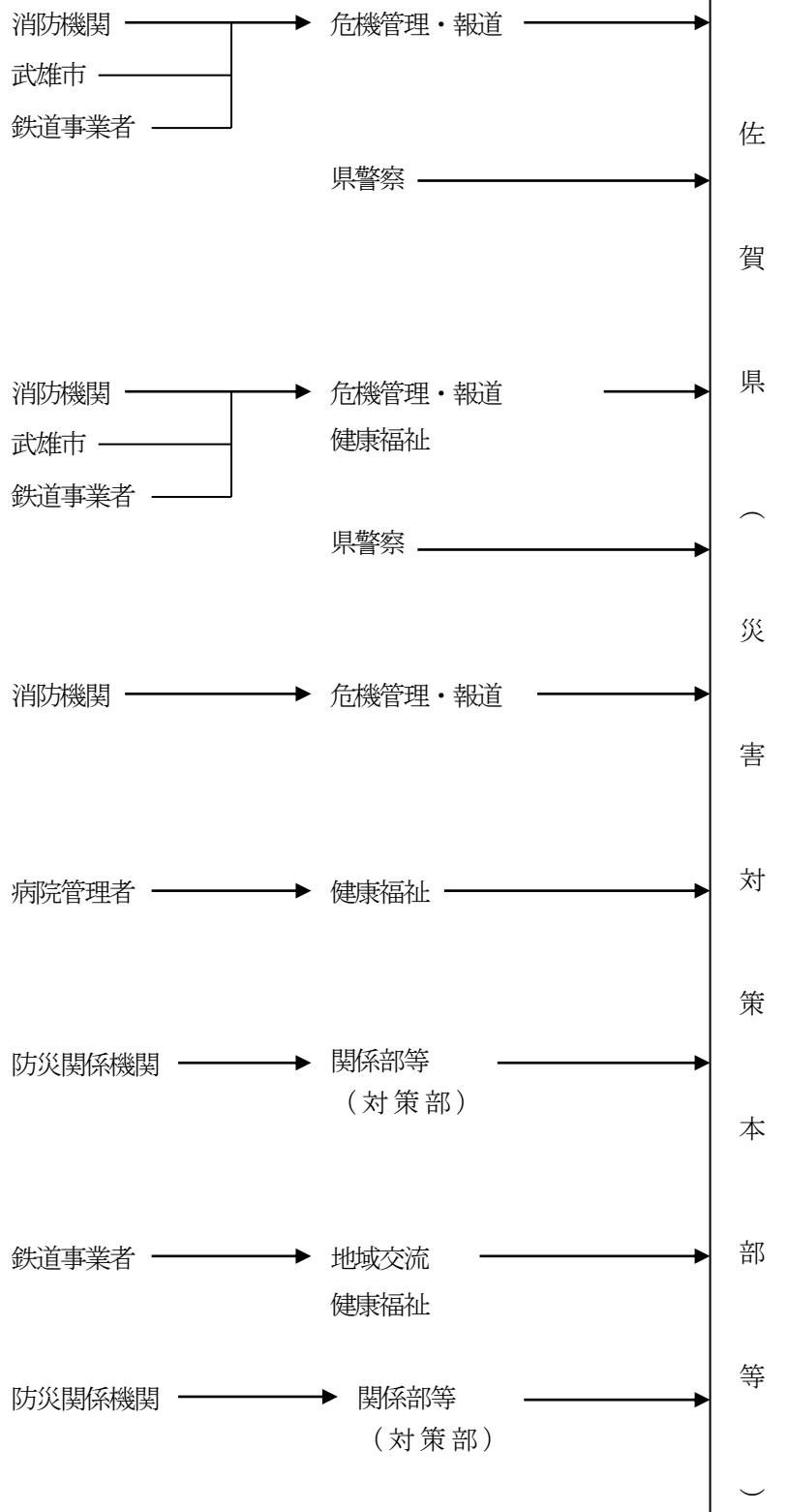
県は、各防災関係機関等から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡する。

【情報収集・連絡系統図】

<被害・対策の状況>

① 鉄道災害の発生状況

〔
発生時刻、発生場所
列車名
乗組員数、乗客人員数
概括的被害状況〕



② 人的被害状況

(死傷者数、行方不明者数)

③ 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数

④ 医療機関からの情報

(負傷者等の氏名及びその症状)

⑤ 鉄道災害に伴う周辺の被害状況

⑥ 他の列車の運行状況

⑦ その他応急対策の実施状況

3 被害状況等の報告

市及び消防機関は、鉄道災害が発生した場合は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）に基づき、被害状況等を報告する。

報告にあたっては、第2編「風水害及び地震災害対策編」第2編 第3章 第4節 第4項の「災害情報の収集・連絡、報告」に準じて実施する。

なお、直接即報基準に該当する場合、市町は、第1報を県に加え、直接消防庁に対しても報告する。

[報告を必要とする災害の基準]

消防庁への即報基準	<p>【一般基準】</p> <p>ア 死者が3人以上生じたもの イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの</p> <p>【個別基準】</p> <p>列車火災</p> <p>【社会的影響基準】</p> <p>上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの</p>
消防庁への直接即報基準	列車火災

第3項 二次災害の防止

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合には、速やかに災害の拡大防止のため、他の列車の非常停止の手配の措置を講じる。

第4項 代替交通手段の確保

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合には、乗客輸送の途絶を回避するため、代替交通手段の確保に努める。

【その他の必要な事項】

次の事項については、次の表に掲げる項目に準じる。

事 項	準拠する計画	編	章	節	項
自衛隊災害派遣要請	航空災害対策	5	2	2	3
救助・救急活動	航空災害対策	5	2	2	5
医療活動	航空災害対策	5	2	2	6
警戒区域の設定等	航空災害対策	5	2	2	7
交通規制等による交通対策	航空災害対策	5	2	2	8
輸送対策	航空災害対策	5	2	2	9
市民等への情報提供活動	航空災害対策	5	2	2	10
遺体の処理収容	航空災害対策	5	2	2	11
こころのケア対策	航空災害対策	5	2	2	12

第3節 災害復旧計画

鉄道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設及び車両の復旧に努めるものとする。

また、可能な限り、復旧予定期を明確化するよう努めるものとする。